民間法制・税制調査会

報　告　書

２０２２年3月

公益財団法人　公益法人協会

2021 年度一般財団法人 MRA ハウス助成事業

民間法制・税制調査会

報　告　書

２０２２年3月

公益財団法人　公益法人協会

2021 年度一般財団法人 MRA ハウス助成事業

目　次

１．はじめに　1

２．第１回調査会　6

資料４　これまでの検討状況と今年度の活動計画 --- 7

資料５　新公益法人制度施行 10 周年記念シンポジウム「大会宣言」--- 13

資料６　「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ)」の発表について（声明） --- 17

資料７　2020 年度公益法人・一般法人に対するアンケート結果 --- 20

３．第２回調査会　27

資料７　公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について --- 28

資料８　令和 2 年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について（会計・監査ジャーナル 2021 年 7 月号から抜粋）--- 51

４．第３回調査会　63

資料１　中小企業の会計 --- 64

資料２　労働者協同組合法の制定と市民活動 --- 83

資料３　NPO 法人・公益法人との比較で考える労働者協同組合制度「マインドは類似、セイドは相違」 --- 97

資料４　主な法人制度の比較表 --- 110

５．第４回調査会　113

資料１　学校法人のガバナンス改革と公益法人制度(報告メモ) --- 114

資料２　学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について --- 120

資料６　内閣府公益認定等委員会・公益法人の会計に関する研究会ヒアリング「活動計算書」への名称変更に伴い検討すべき事項に関する意見 --- 141

〔参考〕令和２年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について --- 148

６．第５回調査会 171
資料２　米国における非営利組織の会計（小規模法人を中心に） --- 172
資料４　State Law Nonprofit Audit Requirements --- 176

７．第６回調査会 188
資料１　米国における非営利法人の運営とガバナンス --- 189
資料３　米国 501(c)3 団体の定期提出資料の内容 --- 199
資料４　公益非営利団体と信認義務：実践の確保とその他の課題 --- 226

８．第７回調査会 236
資料１　米国各州における非営利法人制度－小規模法人対策の観点から --- 237
資料２　各州における非営利法人法 --- 241
資料３　Summary of Sources of State Nonprofit Corporation Laws --- 251
資料６　学校法人ガバナンス改革会議の審議スケジュール --- 255
資料７　学校法人ガバナンス改革会議「学校法人ガバナンスの抜本的改革と強化の具体策」 --- 256
資料８　学校法人ガバナンス改革関連新聞記事 --- 270
資料９　末松信介文部科学大臣記者会見の資料 --- 273

９．第８回調査会 279
資料１　学校法人のガバナンス改革に関する意見 --- 280
資料２　大学設置･学校法人審議会学校法人分科会 学校法人制度改革特別委員会(第１回)議事次第 --- 283
資料３　大学設置･学校法人審議会学校法人分科会 学校法人制度改革特別委員会(第２回)議事次第 --- 284
資料５　基本方針 2019(ならびに 2021)と各レポートの比較表 --- 285
資料６　2022 年度の民間法制・税制調査会の実施計画 --- 287

1 はじめに

（１）本報告書の目的

(A) 公益法人制度は、2008 年の制度改正で内容的に一定の成果がみられたものの、今なお制度改善の余地があると考えられる。実際に、当協会が毎年実施している定点アンケートの結果によると、厳しい規制要件により２割の公益法人が他法人格への転換を望んでおり、このことは公益法人数の伸び悩みの一因となっている(表 1)。これを深刻な状況と捉え、民間法制・税制調査会を、①民間の担う公益の推進を阻害している要因の解明、②その結果浮かび上がった課題の整理とその対応策の検討および、③必要に応じて当局に対し制度改善に向けた政策提言を行うことを使命とし、2018 年 4 月に(公財)さわやか福祉財団ならびに(公財)助成財団センターとともに発足した。

現在の公益法人および一般法人の状況を統計数値でみると、一般法人は前年から 4,845 法人増加し、2022 年 3 月に 7 万 5 千を超えた。一方で、公益事業を主目的とする公益法人の数は、経済の悪化や上記の厳しい規制等もあって伸び悩みが続いており、前年比で僅か 14 法人の増加、社団に至っては 4 法人が減少した。一般法人法により設立された 84,735 法人(公益法人＋一般法人)に占める公益法人の割合は 11.3%と極めて低く、前年比では 0.7 ポイント減少しており、公益法人の占める割合が減少傾向にある。長らく続いたこのような状況に対する制度改善は未だに検討の途上にあり、現在に至っているのが実情である。

表１　公益法人、一般法人基本統計(2022 年 3 月 4 日現在)

法人格	法人数	前年比	法人種別	法人数	前年比
公益法人	9,635	＋14	社 団	4,163	－4
			財 団	5,472	＋18
一般法人	75,100	＋4,845	社 団	67,570	＋4,713
			財 団	7,530	＋132
合 計				84,735	＋4,859

国税庁法人番号公表サイト(認定特定非営利活動法人数は内閣府 NPO ホームページ)より作成
前年比は、2020 年 3 月 18 日現在の法人数との対比。

(B) これまでの本調査会の検討事項および成果は表２のとおりである。2018 年度調査会では、公益法人の発展拡大を阻害する大きな要因ともなっている「財務三基準」および「煩雑な事務・申請手続きおよび提出書類等」の実態と問題点について検討し、これに「情報公開の拡充と拡大」を加えた 3 本柱で政策提言を展開することとなった。

2019 年度は訪英調査ミッションを派遣し、①英国の小規模法人対策および会計基準を調

査し、併せて②日本の小規模法人対策および会計基準の実態と問題点について検討し、その上で日英の制度比較を試みようとしたが、2019 年 12 月に自民党によって公益法人に対する更なるガバナンス強化の提言がなされたことから、②の検討を一旦中断し、応急措置的に③公益法人のガバナンス強化策への対応を図ることとなった。

2020 年度は、2019 年度に続き公益法人のガバナンス強化策に対する対応を行い、並行して、2019 年度で検討ができなかった日本の非営利セクターの会計基準(実務)の事態と問題点について検討した。公益法人のガバナンス強化策に関しては、期間中に意見書やパブコメ等を提出するなどの措置を取り一定の成果を残した。他方、新型コロナウイルスの感染拡大により当初予定していた調査会の回数を大幅に減すこととなり、2020 年 9 月に予定していた訪米調査ミッション「米国における小規模法人対策と非営利法人会計の実務」の派遣も延期することとなった。

コロナ禍の状況が続く今年度(2021 年度)は、日本における中小会社の会計ならびにワーカーズコレクティブや合同会社の制度について検討した。後半は、公益法人、一般法人に影響が及ぶことが懸念される評議員制度の変更が盛り込まれた文部科学省による学校法人のガバナンス改革について対応を図った。すなわち、意見書(声明)を提出するなどの政策提言により、公益法人等への影響を極力回避すべく努力を行った。訪米調査ミッションについては、長引くパンデミックにより 2022 年度への延期を余儀なくされた。

このような状況下ではあったが、本報告書を取りまとめられたのも、ひとえに資金支援下さった一般財団法人 MRA ハウス並びに、お忙しい中ご参加いただいた委員各位のご支援およびご協力があったからであり、ここに深甚なる謝意を表したい。

本報告書は、８回に渡り調査会で配付した主要な資料を取りまとめたもので、2022 年度で引き続き議論する予定の民間法制・税制調査会の参考資料となることも期待している。

なお、同調査会の一環として開催された訪米調査ミッション事前勉強会の会議資料については、訪米調査ミッション派遣後に、その報告とあわせて別途取りまとめる予定である「訪米調査ミッション報告書」に盛り込むことを考えている。

2022 年 3 月
民間法制・税制調査会
座長　雨宮 孝子

表２ 2018 年度以降の民間法制・税制調査会の検討事項と成果

年 度	検討事項と成果
2018 年度	＜検討事項＞ ・財務三基準の実態と問題点 ・公益認定法による提出書類等の実態と問題点 ・情報公開の課題 ＜成　果＞ ・シンポジウムの開催、議員及び行政庁に対する政策提言の展開 ・公益法人協会(2018)：『公益法人制度改正提言に関する報告書』. 23p. ・公益法人協会(2019)：『民間法制・税制調査会報告書』. 342p.
2019 年度	＜検討事項＞ ・英国の小規模法人対策および会計基準に関する調査 ・日本の小規模法人対策および会計基準の実態と問題点 ・公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議への対応 ＜成　果＞ ・公益法人協会(2020)：『訪英調査ミッション報告書－英国における小規模法人対策とチャリティ会計』. 428p. ・公益法人協会(2020)：『民間法制・税制調査会報告書』. 177p.
2020 年度	＜検討事項＞ ・日本の非営利セクターの会計基準の実態と問題点 ・公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議への対応 ＜成　果＞ ・公益法人の更なるガバナンス強化策に係る政策提言を展開 ・公益法人協会(2021)：『民間法制・税制調査会報告書』. 249p.
2021 年度	＜検討事項＞ ・日本における中小会社の会計の研究 ・ワーカーズコレクティブや合同会社の制度について ・学校法人ガバナンス改革の動向調査 ＜成　果＞ ・学校法人のガバナンス改革に係る政策提言を展開 ・公益法人協会(2022)：『民間法制・税制調査会報告書』. 296p.

（2）検討スケジュール

2021 年度は、民間法制・税制調査会を８回(表３)、同調査会の一環として開催している訪米調査ミッション事前勉強会を７回(表４)開催した。訪米調査ミッションは 2022 年 9 月の派遣を予定しており、調査テーマは、①米国における小規模法人対策の概要、②統轄庁、中間支援団体並びに非営利法人等との相互関係、③非営利法人等における法制、税制、会計の実務とその実態、④非営利法人のガバナンスの状況、⑤ 米国の非営利組織におけるコロナ問題への対応、である。

表３ 民間法制・税制調査会開催実績

日 程	会議名	内 容
05/31	第 1 回調査会	・これまでの検討状況と今年度の活動計画 ・2020 年度アンケート結果報告など
06/24	第 2 回調査会	・中小企業の会計について ・内閣府会計研究会の動向について
07/26	第 3 回調査会	・労働者協同組合法の制定と市民活動 ・NPO 法人・公益法人との比較で考える労働者協同組合制度
09/21	第 4 回調査会	・学校法人のガバナンス改革の動向 ・内閣府会計研究会によるヒアリングへの対応
10/25	第 5 回調査会	・訪米調査ミッションの準備状況と今後の予定 ・訪米調査事前勉強会成果報告１：米国における非営利組織の会計-小規模法人を中心に
11/29	第 6 回調査会	・訪米調査事前勉強会成果報告２：米国における非営利法人の運営とガバナンス
01/11	第 7 回調査会	・訪米調査事前勉強会成果報告３：米国各州における非営利法人制度-小規模法人対策の観点から ・学校法人のガバナンス改革の動向
02/21	第 8 回調査会	・学校法人のガバナンス改革の動向 ・2022 年度の民間法制・税制調査会の実施計画

表４ 訪米調査ミッション事前勉強会開催実績

日 程	会議名	内 容
04/19	第 2 回勉強会	・Form990EZ と Form990 の違い ・IRS 免税団体および IRC501(c)(3)認定手続きについて
05/24	第 3 回勉強会	・訪問依頼先の検討と訪問先団体等に対する質問について
06/21	第 4 回勉強会	・アメリカのチャリティとガバナンス -「リステイトメント」と Robinhood Foundation の Form990 から ・米国会計の動向など(GASB 公開草案、米国の会計基準設定主体、非営利組織会計の実例)
08/02	第 5 回勉強会	・米国 501(c)3 団体の法人規模別の定期提出書類の内容 ・米国の非営利組織と監査
10/12	第 6 回勉強会	・米国各州における非営利法人法 ・訪米調査ミッションの準備状況と今後の予定
12/23	第 7 回勉強会	・米国の会計から考える、公益法人会計基準の問題点
02/14	第 8 回勉強会	・アメリカのチャリティとガバナンス - 州と連邦政府による監督

（3）構成メンバー

同調査会は学識経験者７名、専門家３名、実務経験者６名の計 16 名で構成される。民間法制・税制調査会および訪米調査ミッション事前勉強会の参加者の氏名と所属は以下のとおりである。

表５ 民間法制・税制調査会委員名簿

No	氏　名	所属・役職
1	金子　良太	國學院大学経済学部　教授
2	鈴木　　修	高崎商科大学大学院商学研究科　特任教授
3	溜箭　将之	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
4	中島　智人	産業能率大学経営学部　教授
5	名和田是彦	法政大学法学部　教授
6	深澤龍一郎	名古屋大学大学院法学研究科　教授
7	山岡　義典	法政大学名誉教授、（公財）助成財団センター　理事長
8	出塚　清治	出塚会計事務所　公認会計士
9	濱口　博史	濱口博史法律事務所　弁護士
10	脇坂　誠也	脇坂税務会計事務所　税理士、行政書士
11	堀田　　力	（公財）さわやか福祉財団　会長
12	清水　肇子	副座長、（公財）さわやか福祉財団　理事長
13	田中　　皓	（公財）助成財団センター　専務理事
14	雨宮　孝子	座長、（公財）公益法人協会　理事長
15	鈴木　勝治	（公財）公益法人協会　副理事長
16	星田　　寛	（公財）公益法人協会　専門委員
オブザーバー		
17	小林　　敬	出塚会計事務所　公認会計士
18	関口　宏聡	（特活）セイエン　代表理事
19	内田　信幸	（公財）さわやか福祉財団　理事・事務局長
事務局		
20	長沼　良行	（公財）公益法人協会　理事
21	竹井　　豊	（公財）公益法人協会　調査部長
22	白石　喜春	（公財）公益法人協会　調査部主任

表６ 訪米調査ミッション事前勉強会参加者名簿　　五十音順

No	氏　名	所属・役職	訪米調査
1	上原　優子	立命館アジア太平洋大学国際経営学部 准教授	団員
2	金子　良太	國學院大学経済学部 教授	団長
3	溜箭　将之	東京大学大学院法学政治学研究科 教授	副団長
4	中島　智人	産業能率大学経営学部 教授	団員
5	脇坂　誠也	脇坂税務会計事務所 代表	団員
6	雨宮　孝子	（公財）公益法人協会 理事長	－
7	鈴木　勝治	（公財）公益法人協会 副理事長	－
8	長沼　良行	（公財）公益法人協会 理事	－
9	竹井　　豊	（公財）公益法人協会 調査部長	－
10	白石　喜春	（公財）公益法人協会 調査部主任	事務局

2 第１回調査会

２　場　所　　公益法人協会 10 階会議室

３　次　第

１．挨拶　(公財)公益法人協会理事長　雨宮孝子

２．座長、副座長の選任

３．座長、副座長 挨拶

４．民間法制・税制調査会の内規について

５．これまでの検討状況と今年度の活動計画

６．2020 年度アンケート結果報告

４　資　料

１．民間法制・税制調査会名簿(案)
２．民間法制・税制調査会に関する内規(案)
３．民間法制・税制調査会の報酬・費用等の支払内規(案)
４．これまでの検討状況と今年度の活動計画
５．新公益法人制度施行 10 周年記念シンポジウム　大会宣言
６．「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」の発表について（声明）
７．2020 年度公益法人・一般法人に対するアンケート結果

※下線箇所は本報告書にバインドされている資料を指します。

資料４

2021.05.31

これまでの検討状況と今年度の活動計画

１．2018 年度以降の民間法制・税制調査会の検討事項と成果

年 度	検討事項と成果
2018 年度	＜検討事項＞ ・財務三基準の実態と問題点 ・公益認定法による提出書類等の実態と問題点 ・情報公開の課題 ＜成　果＞ ・シンポジウムの開催、議員及び行政庁に対する政策提言の展開 ・公益法人協会(2018)：『公益法人制度改正提言に関する報告書』. 23p. ・公益法人協会(2019)：『民間法制・税制調査会報告書』. 342p.
2019 年度	＜検討事項＞ ・英国の小規模法人対策および会計基準に関する調査 ・日本の小規模法人対策および会計基準の実態と問題点 ・公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議への対応 ＜成　果＞ ・公益法人協会(2020)：『訪英調査ミッション報告書－英国における小規模法人対策とチャリティ会計』. 428p. ・公益法人協会(2020)：『民間法制・税制調査会報告書』. 177p. ・上記報告書の議員、行政庁等への送付
2020 年度	＜検討事項＞ ・日本の非営利セクターの会計基準の実態と問題点 ・公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議への対応 ＜成　果＞ ・公益法人の更なるガバナンス強化策に係る政策提言を展開 ・公益法人協会(2021)：『民間法制・税制調査会報告書』. 249p.

２．本調査会の検討の範囲と実施状況

（１）非営利法人の基本問題等

	項　目	実施状況
共通	①一般社団・財団法人法の小規模法人への一部適用除外	未実施
	②小規模法人類型の創出	未実施
	③非営利法人制度の一元化（一般法人の非営利型のあり方を含む）	未実施
財団	④評議員制度のあり方の検討（制度としての正統性、ガバナンスの有効性、選任方法について法律の規定なし等）	未実施
社団	⑤基金制度の実体と活用ならびにその問題点	未実施

（２）非営利法人会計の研究と実務

	項　目	実施状況
研究	①日本における中小会社の会計の研究	未実施
	②日本における NPO 法人の会計の実際	2020 年度
	③英国における非営利法人会計の理論と実務の研究	2019 年度
	④米国における非営利法人会計の理論と実務の研究	未実施
実務	⑤上記①②③の研究の 20 年基準への適用の可能性の検討	未実施
	⑥小規模法人類型創出の場合の会計のあり方	未実施

（３）英米の中小非営利法人の実態調査

	項　目	実施状況
調査	①英国調査ミッション	2019 年度
	②米国調査ミッション	未実施

３．2021 年度民間法制・税制調査会（案）

（１）民間法制・税制調査会委員名簿

資料１をご参照。

（２）検討テーマ(本日検討)

項　目	内　容
公益法人制度についての議論	2018 年度の提言事項 ①財務三基準、②提出書類等、③情報公開について　※資料５参照
	公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議への対応 ①認定法第１条の理念の実現化、②組織の財務環境の在り方、③評議員制度の在り方、④会計監査人の設置基準の引き下げ　※資料６参照
	コロナ禍で顕在化した制度的課題に対する対応 ①事業執行型公益法人の収益悪化、②財団法人の純資産規制による法人の強制解散制度、③煩雑な事務手続きや各種規制の存在　※資料６参照
	社団法人の基金制度の実体と活用ならびにその問題点
非営利法人会計についての議論	小規模法人の会計のあり方
	中小会社の会計の実際
米国調査ミッション	米国における小規模法人対策の概要
	内国歳入庁(IRS)、中間支援団体並びに非営利法人等との相互関係
	非営利法人等における法制、税制、会計の実務とその実態
	非営利法人のガバナンスの状況
	米国の非営利組織におけるコロナ問題への対応
その他	ワーカーズコレクティブや合同会社の制度について

（３）スケジュール

2021 年 04 月　調査会継続開催の準備、検討内容の整理、資料準備
05 月　第１回調査会（今年度の活動計画、年次アンケートの結果報告、ほか）
06 月　第２回調査会（講演：中小会社の会計の実際(出塚先生)、ほか）
07 月　第３回調査会（純資産規制による法人の強制解散制度、ほか）
09 月　第４回調査会
10 月　第５回調査会
11 月　第６回調査会
12 月　第７回調査会
2022 年 02 月　第８回調査会
03 月　訪米調査ミッション「米国における小規模法人対策と非営利法人会計の実務」の派遣
03 月　『2021 年度民間法制・税制調査会報告書』の発行

４．訪米調査ミッション「米国における小規模法人対策と非営利法人会計の理論と実務」（案）

（１）調査テーマ

・米国における小規模法人対策の概要
・内国歳入庁(IRS)、中間支援団体並びに非営利法人等との相互関係
・非営利法人等における法制、税制、会計の実務とその実態
・非営利法人のガバナンスの状況
・米国の非営利組織におけるコロナ問題への対応

（２）訪米調査ミッション事前勉強会メンバー　※訪米調査ミッションの団員

団　員	所　属
上原　優子	立命館アジア太平洋大学国際経営学部 准教授 ※
金子　良太	団長、國學院大学経済学部 教授 ※
溜箭　将之	副団長、東京大学大学院法学政治学研究科 教授 ※
中島　智人	産業能率大学経営学部 教授 ※
脇坂　誠也	脇坂税務会計事務所 代表 ※
雨宮　孝子	公益財団法人公益法人協会 理事長
鈴木　勝治	公益財団法人公益法人協会 副理事長
長沼　良行	公益財団法人公益法人協会 理事
白石　喜春	事務局、公益財団法人公益法人協会 調査部主任 ※

（３）スケジュール

2021 年 01 月　オリエンテーション（訪米調査ミッションの派遣について）
02 月　第１回勉強会
・米国の非営利組織の概要(上原委員)
・米国の非営利組織会計の特徴及び会計の観点からの論点出し(金子委員)
04 月　第２回勉強会
・Form990EZ と Form990 の違い(脇坂委員)
・IRS 免税団体および IRC501(c)(3)認定手続きについて(中島委員)
05 月　第３回勉強会(訪問依頼先候補の検討、訪問依頼先に対する質問事項の整理)
06 月　第４回勉強会(溜箭委員、金子委員から報告予定)
08 月　第５回勉強会
10 月　第６回勉強会
12 月　第 7 回勉強会
2022 年 01 月　第 8 回勉強会
02 月　第 9 回勉強会(訪米調査最終調整)
03 月　訪米調査ミッションの派遣
04 月　第 10 回勉強会(調査報告書の内容についての検討)
06 月　『訪米調査ミッション報告書』の発行

（４）訪問依頼先候補

＜ワシントンDC＞

政府機関

・内国歳入庁(IRS)

・D.C.規制当局

研究機関

・Urban Institute

・Johns Hopkins University

中間支援団体

・Independent Sector

・National Council for Nonprofits

・Council on Foundations Inc

現地非営利団体

・US-Japan Council

・BBB Wise Giving

・Safe Bridge Of Help

・Treasures Of Tomorrow

・Millennium Arts Salon Inc

・Social Art And Culture

・Building Americas Future

・Grassroots Education Project Inc

・National Federation Of Tourist Guide Associations

・A Natural Home Anh Inc

・National Air Traffic Controllers Association

・Friends Of Montrose Park

・Japan Institute For Social Innovation And Entrepreneurship

・Natural Partners

・Give Life Foundation

・Friends Of Benjamin Banneker Academic High School Inc

・Friends Of Georgetown Waterfront Park

・Africa Forward Institute

・Community Action Financial Institute

・Friends Of Petworth Park

・Swedish American Chambers Of Commerce Foundation

・Human Trafficking Legal Center

・National Council On School Facilities

・Outdoor Alliance

・Humentum

＜ニューヨーク＞

中間支援団体

・Candid(GuideStar US & Foundation Center)

現地非営利団体

・United States-Japan Foundation
・Carnegie Hall
・Common Fund Institute (NEW YORK OFFICE)
・Music Of The Spheres Society Inc
・New York Disaster Interfaith Services Inc
・The Perry Street Theatre Company Inc
・Medinsight Research Institute
・Families Of The Missing
・Golden Key Music Institute Inc
・New York Vision Rehabilitation Association
・Medical Relief Alliance Inc
・Cosmos Tree Inc
・American Friends Of The International House Of Japan Inc
・Japan Performing Arts Inc
・The Japanese Folk Dance Institute of New York, Inc.
・Japanese American Association
・New York Association For Volunteer Administration
・Okinawa American Association Of New York Inc
・New Dance Alliance Inc
・New York Film Council Inc
・Science Of Light Inc
・German Forum Inc
・Sound Vision Orchestra Inc
・New Amsterdam Symphony Orchestra c/o Elm
・Seniors Orchestral Society of New York
・World Peace Orchestra Inc
・Robin Hood Foundation

以上

資料５

新公益法人制度施行 10 周年記念シンポジウム

大 会 宣 言

私共公益法人三団体は、ここに参集した公益法人を代表して、新公益法人制度施行 10 周年に当たり、民間団体による公益の増進ならびに活力ある社会の実現を目的として(公益認定法第１条)、次の公益認定法に関する三つの改正の提言を行うとともに、それらの改正が可及的速やかに実現されることを、心から要望します。

平成 30 年 12 月 4 日

公益財団法人 公益法人協会　　理事長　　雨宮孝子
公益財団法人 さわやか福祉財団 会　長　　堀田　力
公益財団法人 助成財団センター 理事長　　山岡義典

Ⅰ 財務の基準についての提言

１．収支相償の原則

◆ 収支相償の原則は、公益目的事業の持続的・安定的な運営を否定する発想であり、基本的考え方として撤廃する。

◆ そもそも対価たる収入ではない寄附金等及びその運用収入は、公益目的事業の収入に算入しないこととする。

(公益認定法 第５条第６号、第 14 条)

２．公益目的事業比率

◆ 収益事業等の費用について、その 50%(これを上回る割合で利益を投入した場合は、その割合)を公益目的事業の費用として計算する。

３．遊休財産額の保有制限

◆ 遊休財産額の保有制限としては、最低でも３年度分の事業費相当額程度が、安定した法人運営に必要であり、算定基準を見直す。

Ⅱ　公益目的事業等の変更等についての提言

１．公益認定申請および変更手続きの簡素化

- ◆ 認定申請または変更認定申請において、提出すべき書類が不明確であり、法令を見直し具体的に明示するべきである。
- ◆ 変更認定申請か変更届出かそれとも不要かが、不明確であることから、抜本的見直しを提案する。

２．行政庁への提出書類の簡素化

- ◆ 行政庁への提出書類は、重複を避け、真に必要なものに限定すべきである。

Ⅲ　情報公開の拡充と拡大についての提言

情報公開について、下記の事項を提言する。

- ◆ 認定申請・変更認定申請書類の公開
- ◆ 毎年の情報公開ウェブサイトの見直し
- ◆ 開示する計算書類等の合理化

公益財団法人公益法人協会
〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15
TEL 03-3945-1017　FAX 03-3945-1267

公益財団法人さわやか福祉財団
〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-8
日本女子会館７階
TEL 03-5470-7751　FAX 03-5470-7755

公益財団法人助成財団センター
〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-26-9
ビリーヴ新宿 4F
TEL 03-3350-1857　FAX 03-3350-1858

資料６

2020（令和 2）年 12 月 25 日

「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ)」の発表について（声明）

公益財団法人公益法人協会
理事長　雨宮　孝子
公益財団法人さわやか福祉財団
理事長　清水　肇子
公益財団法人助成財団センター
理事長　山岡　義典

１．本年 12 月 25 日、公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議は、「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ)」を発表した。

本有識者会議は、去る令和元年 12 月 24 日を第１回として令和２年 11 月 30 日の第 10 回会議まで、都合 10 回の会議を開催し、本最終とりまとめに至ったものである。

その間に公益法人関係者等のヒアリング、本年 9 月から 10 月にかけて中間とりまとめについてのパブリックコメントが行われた。これらの意見を踏まえて議論がさらに重ねられる中で、「民による公益の増進」の促進を目的とするという、公益法人の活動の基本の視点が盛り込まれてきた点は評価したい。

２．しかしながら、そのとりまとめの内容については、令和元年６月 21 日の閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（別添）を受けたこともあってか、「公益法人のガバナンスの更なる強化等についての検討」が中心であって、その検討の前提となる「新公益法人制度の発足から 10 年が経過したことを機とした、公益法人の活動の状況等を踏まえ」た問題点についての全般的な調査研究を欠いたことが惜しまれる。

特に上記閣議決定においては、「ＥＢＰＭをはじめとする行政改革の推進」をうたっているだけに、これを十分に取り入れていない本とりまとめは、表面的な個別の不祥事の例をベースにその対処方法等の議論が性急に行われており、至極残念に思われる。

３．そもそも新公益法人制度は、「民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要」（認定法第１条）であることから発足したものであり、ここでは公益法人自らがその責任において公益目的事業を行い、その成果等を世間に公表し、その支援を得るという、自発的なものであった筈である。

また自律的･自発的であることがガバナンスの強化にとって一番有効であるという理念に基いて設計されたものでもある。従ってこの理念がまずあって、それを阻害するものがあるとしたら、それへの対処方法がまず検討されるべきであって、結果としての不祥事やそれへの個別の対処方法から検討をはじめるのは、本末転倒であったと思われる。

４．さらに公益目的事業の全き執行に必要なガバナンスの強化のためには、法人の内部管理の人材の充実や外部の専門家の指導や協力等が必要であり、その結果その費用が必要となることも事実である。それに対応するためには、公益法人の収益増強や内部留保を中心とした財務の充実が必要であり、そのために大きな制約となっている現在の法令上の問題点の解決が早急に望まれる。

本とりまとめでは、２．の(1)の①において、「一定以上の規模を有する法人であっても、常勤である職員や理事が少数であり、代表理事や事務局長など特定の者に業務執行が委ねられ、日常的な牽制機能が働きにくくなるような場合には、ガバナンスが損なわれることも考えられる。」と指摘しているが、これへの対処方法が何等示されていない。

私たちは、このことも含意して、かねてより、いわゆる財務三基準の改正を要望している※。本とりまとめで認識しているこの問題を解決するためにも、この財務三基準の改正の要望の実現が最優先で望まれるところであり、これにより公益法人が人的ならびに財務的にガバナンスに傾注する余裕ができるような体質となれるよう関係各位に強くお願いしたい。

※「新公益法人制度施行 10 周年記念シンポジウム」(2018 年)で３項目の提言からなる大会宣言を採択しているが、その中で下記を提言している。

１．財務三基準関係の是正と提言

①収支相償の原則の撤廃、寄附金等の収入不算入

②公益目的事業比率－収益事業等の費用計算の一部算入の容認－

③遊休財産額の保有制限－最低３年度分の事業費相当額の容認－

ちなみに、上記大会宣言においては、「３．情報公開の拡充と拡大について」を提言しているが、これは本とりまとめの「透明性の確保と推進」の中で同趣旨の提言がなされており、これについては全幅の賛意を表するものである。

５．おわりに

（1）今般の取りまとめは、新公益法人制度施行 10 年を経て、はじめての大規模な見直しであったことは事実であり、これを端緒として、本格的な制度全体の再検討を行うことを強く望むものである。

（2）特に今般の取りまとめは、上述のように下記の問題点を内包していることから、この内容を最終のものとしてではなく、問題提起として扱い、本格的な議論につなげるようにされたい。

① 検討の範囲が公益法人制度全般の問題に及んでおらず、検討のその順序も手順が前後していること。

② 個々の問題の検討において、必ずしも十分なエビデンスに基づいたものとなっていないこと。

③ 個別の論点の議論が十分尽くされておらず、検討が細部にわたって十分に詰め切ったものとなっていないこと。※

※特にア．言葉の定義が曖昧なものが散見されること、イ．改正が法律によるものか、ガイドラインに上るか不明であることなど一義的に明確でないこと等については、特に留意して明確にされたい。

（３）特に今般のコロナ禍において、次の問題が顕在化しており、早急な対策が必要と考えられること、ならびに公益法人制度全体の問題を内包するものであることから、関係者の早急な対応を切に望みたい。

① 事業執行型公益法人の収益悪化

→収支相償原則や遊休財産規制の改正・改善により、長・短期的な対応ができるようにする。

② 財団法人における一般法人法の純資産規制による法人の強制解散制度

→一般法人法の改正ないしは運用緩和、又は劣後ローンの取り入れ容認

③ 公益法人の煩雑な事務手続きや各種規制の存在による新たな公益法人の伸び悩み。

以上

【別添】

（参考資料１）

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年６月 21 日閣議決定）（抄）

第３章 経済再生と財政健全化の好循環

２．経済・財政一体改革の推進等

（１）次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革

③ＥＢＰＭをはじめとする行政改革の推進

また、新公益法人制度の発足から 10 年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改正のため、速やかに検討を行う。

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和２年７月 17 日閣議決定）（抄）

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」は、現下の情勢下では政府として新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であることから、令和３年度概算要求の仕組みや手続をできる限り簡素なものとすることと歩調を合わせ、記載内容を絞り込み、今後の政策対応の大きな方向性に重点を置いたものとしている。「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年６月 21 日閣議決定）のうち、本基本方針に記載がない項目についても、引き続き着実に実施する。

資料７

2021.05.31(事務局：白石)

2020 年度公益法人・一般法人に対するアンケート結果

１．アンケートの結果概要

本調査は、公益法人、一般法人が置かれている現状を把握する目的で実施したものである。公益法人、一般法人の基本統計によると、一般法人は７万法人を超え、前年比で 5,034 法人の増加となったが、公益法人は 9,621 法人であり、前年比ではわずか 27 法人の増加、社団に至っては３法人の減少となった(表１)。

表１　公益法人、一般法人基本統計(2021 年 3 月 18 日現在)

法人格	法人数	前年比	法人種別	法人数	前年比
公益法人	9,621	＋27	社 団	4,167	－3
			財 団	5,454	＋30
一般法人	70,255	＋5,034	社 団	62,857	＋4,912
			財 団	7,398	＋122
合 計				79,876	＋5,061

国税庁法人番号公表サイトより作成。前年比は、2020 年 3 月 17 日現在の法人数との対比。

今回の調査から、公益法人の場合、コロナ禍の中で財政基盤の維持、公益活動の安定運営を図るどころか、基礎体力を維持することさえ困難な状況がみえてきた。その状況に至るまでの経緯についてみていくこととする。

（１）組織運営面で苦労している点では、83.8%の公益法人、57.8%の一般法人が何らかの問題(苦労している点)を抱えているとし、その回答割合が 2018 年比でいずれも 12 ポイント上昇している(表３)(表５)。

（２）公益法人が苦労している内容をみると、半数近くが①収支相償及び②定期提出書類、４分の１以上が③変更認定申請と回答しており(表３)、これらは公益法人の持続的成長、機動的な事業展開を著しく阻害させ、公益活動の実施に支障をきたす主な要因となっている。

（３）とりわけ、収支相償は公益目的事業のみを実施する公益法人(図４)、定期提出書類や各種申請手続きは小規模法人(図３)が苦労する傾向にあり、このことが組織の持続的成長、安定した組織運営、機動的な事業展開を求め一般法人など他法人格への転換を望む法人の増加要因となっているものと思われ(表４)、とりわけ組織規模が小さいほどその傾向が高い(図１)。

（４）苦労している公益法人の増加、他法人格への転換を望む公益法人の増加は、コロナウイルス感染拡大による影響も関係していると思われる。実際に 72.3%の法人がマイナスの影響

を受けており(図５)、もともと収支相償等により財政基盤の確保が困難な中で緊急事態が生じた時に、その影響を大きく受けることとなる。このことによる公益活動の停滞、一般社会への影響が懸念されているところである。

（５）このため、緊急時に新たな支援活動を展開できる公益法人は少なく、実際にコロナ関連の支援活動を実施できた公益法人はわずか27.5%であり(図６)、これは一般法人(29.3%)よりも低い数値となっている（図７)。

（６）収支相償についてみると、公益法人には特定費用準備資金の制度があるが、これは特定目的のための積み立て制度であり、公益法人の事業が中断することによる受益者の不利益や社会的なダメージは全く考慮されていない。他国の状況を紹介すると、英米にはチャリティの事業継続とレジリエンス獲得を目的とした積立金(Reserves)の保有を促す制度設計が施されており、この点では日本の施策と対照的である。

（７）事務手続き面では、定期報告や申請手続きの膨大な事務負担による事業活動への影響が深刻であることは記述回答から読み取れる(調査報告書ご参照)。英国の規制当局(チャリティ委員会)では、本来チャリティ活動に利用できるあらゆる資源を規制遵守のために費消させるのは好ましくないという考えに基づき、事務手続き面等でチャリティに負荷がかからないよう創意工夫の徹底がなされている。

（８）欧米諸国では、市民社会組織を戦略的観点から、税制面、法制面であらゆる施策を講じチャリティの発展拡大を支援している。日本の場合、行政による管理統制のもと公益セクターの発展拡大が制限される状況が長らく続いており、このことは公益法人数の伸び悩みに繋がっている(表1)。

（９）とくにコロナウイルス感染拡大の緊急時においては、もともと財務基盤が弱い多くの公益法人が犠牲となり、社会的にも大きな損害を覆った。今回のこのような緊急事態から多くを学び、収支相償などの諸課題を含む制度の見直しの機運が高まれば幸いである。

表２ アンケート回答数・回答率

	公益法人		一般法人		
発信件数[1]	5,996		6,301		
有効回答数(回答率)	1,515(25.3%)		796(12.6%)		
社団・財団別回答数	社団	財団	社団		財団
	739	776	529		267
公益：行政庁別 一般：税制区分別[2]	内閣府	都道府県	非営利型	共益型	普通型
	351	1,164	417	164	215

[1] 発信件数は、想定到着ベース。

[2] 一般法人は、非営利型(非営利徹底法人)および共益型(共益法人)の場合、法人税法上は公益法人等となるが、収益事業については課税となる。普通型(特定一般法人)は法人税法上、全所得課税となる。

２．公益法人のアンケート結果

表３ 公益法人になって苦労している点(複数回答)

項　目	社　団	財　団	合　計	2019年	2018年
収支相償で事業活動が制限される	52.2% (386)	46.5% (361)	49.3% (747)	46. 4%	43. 1%
公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される	20.6% (152)	12.2% (95)	16.3% (247)	17. 0%	14. 8%
遊休財産の規制がある	21.1% (156)	20.2% (157)	20.7% (313)	21. 9%	16. 6%
立入検査など行政庁の監督が続く	24.0% (177)	22.6% (175)	23.2% (352)	23. 1%	18. 1%
毎年の事業報告・事業計画書の作成	27.5% (203)	18.0% (140)	22.6% (343)	23. 6%	12. 8%
毎年の計算書類・予算書の作成	19.1% (141)	15.5% (120)	17.2% (261)	18. 6%	10. 2%
変更認定申請・変更届出の手続き	26.7% (197)	24.1% (187)	25.3% (384)	26. 5%	21. 7%
毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい	50.1% (370)	45.7% (355)	47.9% (725)	48. 9%	41. 4%
適正な機関運営(社員総会・評議員会・理事会など)が難しい	10.1% (75)	15.2% (118)	12.7% (193)	11. 4%	9. 3%
特になし	14.9% (110)	17.5% (136)	16.2% (246)	18. 3%	28. 3%
その他	2.2% (16)	3.4% (26)	2.8% (42)	1. 6%	2. 4%

%は、回答法人数(社団 739 件、財団 776 件、全体 1,515 件)に占める割合。カッコ内は回答法人数。

表４ 再度選択する場合の法人類型

項　目	社　団	財　団	合　計	2019年	2018年
やはり公益法人	75.5% (558)	87.9% (682)	81.8%(1,240)	81. 0%	83. 5%
一般法人	20.8% (154)	9.1% (71)	14.9% (225)	16. 3%	14. 3%
特定非営利活動法人	0.5% (4)	0.4% (3)	0.5% (7)	0. 7%	0. 2%
認定特定非営利活動法人	0.4% (3)	0.4% (3)	0.4% (6)	0. 5%	0. 2%
社会福祉法人	0.5% (4)	0.1% (1)	0.3% (5)	0. 3%	0. 2%
営利法人	0.0% (0)	0.1% (1)	0.1% (1)	0. 3%	0. 4%
その他の法人	1.2% (16)	1.9% (15)	2.0% (31)	0. 8%	1. 1%
合　計	739	776	1, 515	－	－

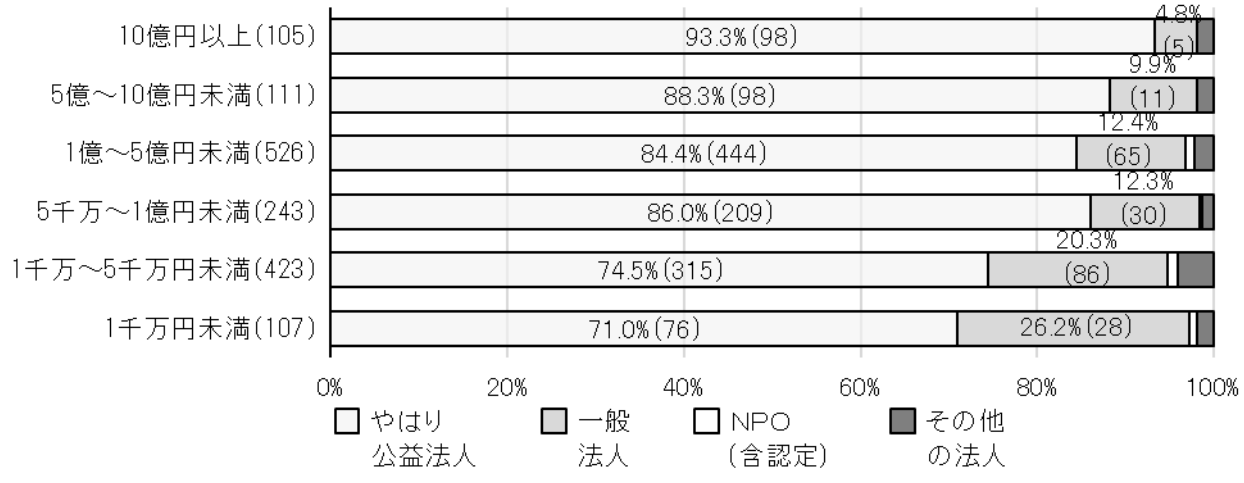

「その他の法人」は、社会福祉法人、営利法人(株式会社、合同会社等)、その他回答を含む。

図１ 支出規模別の再度選択するとした場合の法人格

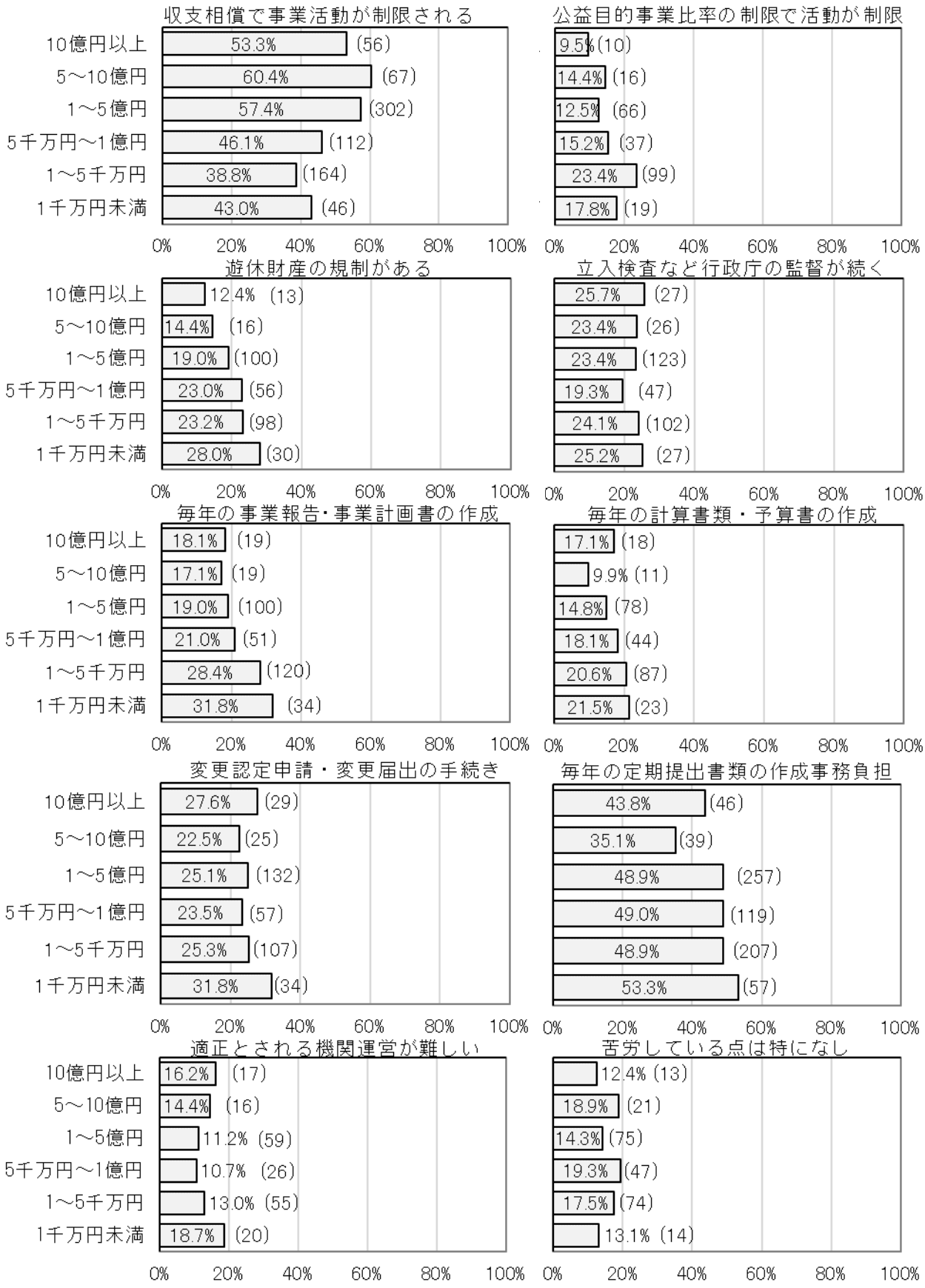

図３ 公益法人になって苦労している点(複数回答)の支出規模別割合

カッコ内は回答法人数。%は、支出規模ごとに占める割合。

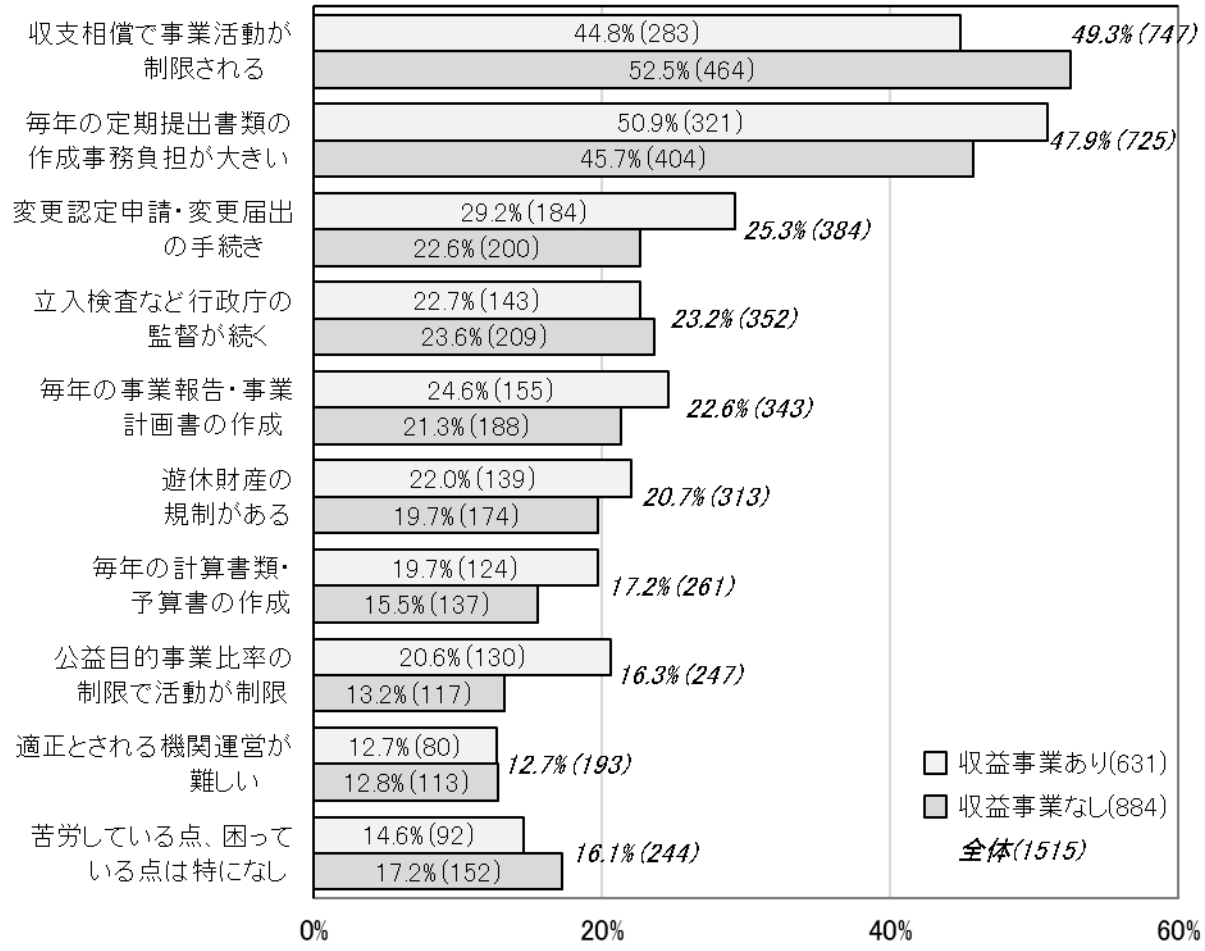

図4 収益事業の有無別の困っている点

%は、収益事業の有無別に占める困っている点の割合。斜体は、「収益事業あり」と「収益事業なし」を合わせた数値。

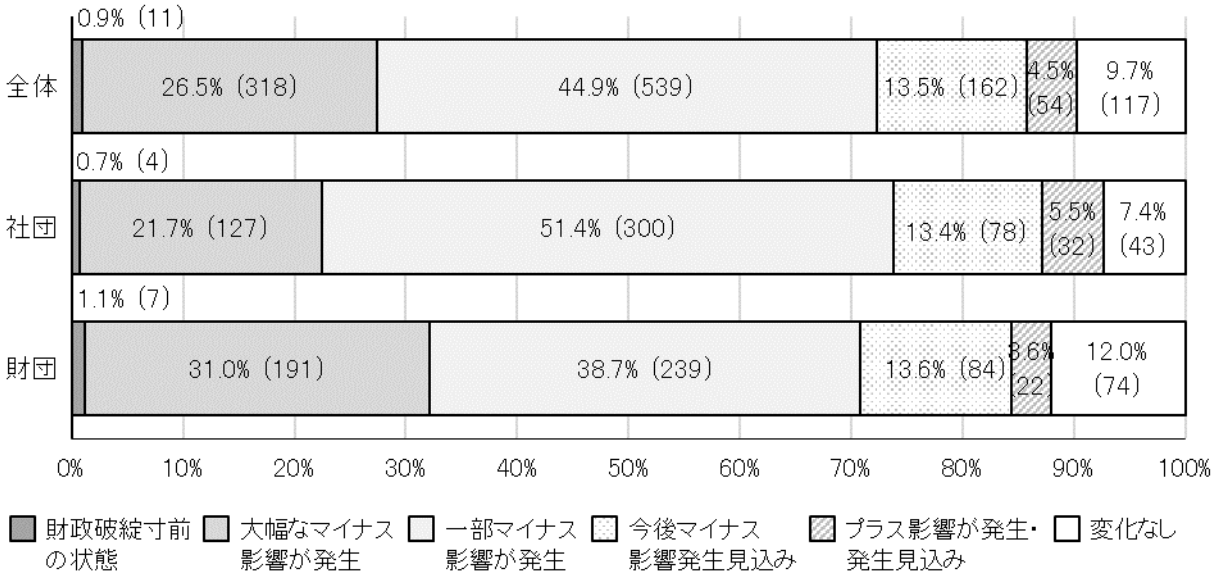

図5 コロナ禍による事業の損失状況

%は、回答法人数(社団584件、財団617件、全体1,201件)に占める割合。

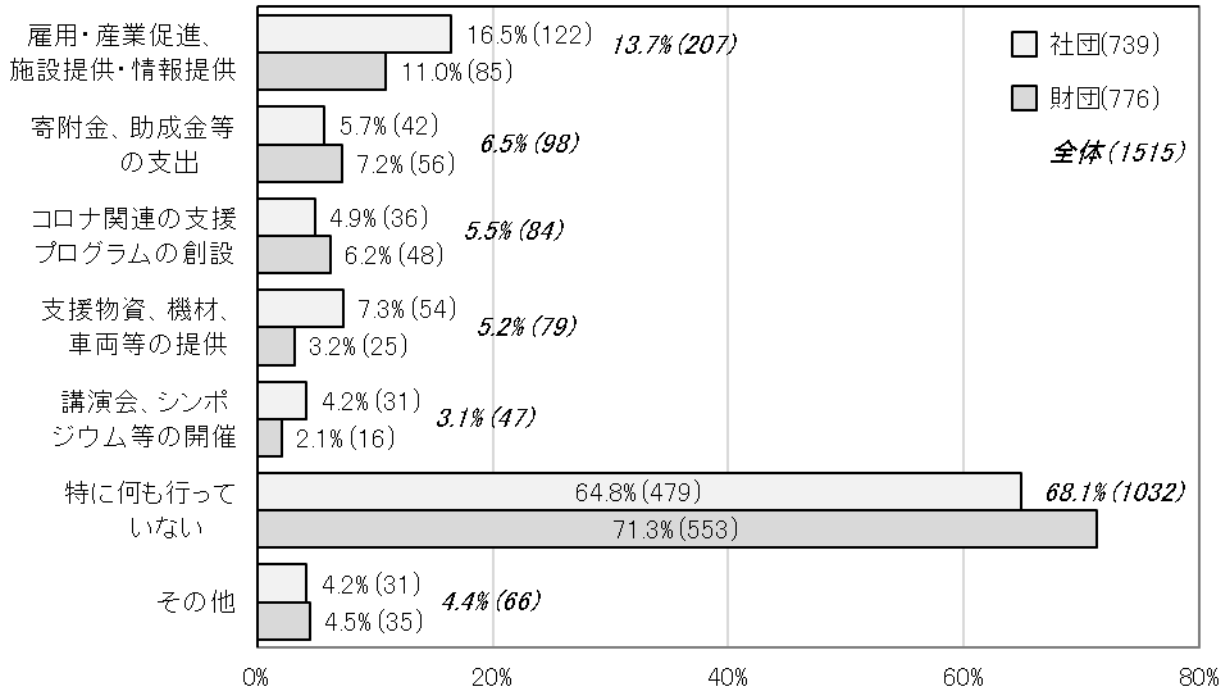

図６　コロナウイルスに係る対外的な支援活動の実施状況(複数回答)

%は、回答法人数(社団739件、財団776件、全体1,515件)に占める割合。
斜体は、社団と財団を合わせた数値。「その他」の記述回答は、268頁、Ⅳの1(20)を参照。

４．一般法人のアンケート結果

表５　一般法人になって苦労している点(複数回答)

項　目	社　団	財　団	合　計	2019年	2018年
社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる	9.8% (52)	10.1% (27)	9.9% (79)	8.5%	8.8%
公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く[1]	29.2% (154)	46.8% (125)	35.1% (279)	34.3%	33.5%
申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き[1]	9.1% (48)	12.4% (33)	10.2% (81)	10.9%	11.3%
相談する先がない	5.7% (30)	8.2% (22)	6.5% (52)	5.0%	4.4%
補助金・助成金・指定管理が受けにくい	5.1% (27)	4.1% (11)	4.8% (38)	2.7%	2.8%
税金の負担	11.9% (63)	19.1% (51)	14.3% (114)	13.2%	11.2%
預金利子に対し源泉徴収課税がされる	3.0% (16)	13.5% (36)	6.5% (52)	7.1%	7.4%
寄附者への寄附金控除の優遇措置がない	7.4% (39)	10.1% (27)	8.3% (66)	8.5%	7.5%
適正な機関運営[3]が難しい	6.3% (33)	6.0% (16)	6.2% (49)	4.6%	3.9%
特になし	47.7% (252)	31.5% (84)	42.2% (336)	48.6%	55.0%
その他	3.2% (17)	2.6% (7)	3.0% (24)	0.9%	0.9%

%は、回答法人数(社団528件、財団267件、計796件)に占める割合。カッコ内は回答法人数。
1 公益目的支出計画を実施法人対象

表６　再度選択する場合の法人類型

項　目	社　団	財　団	合　計	2019年	2018年
やはり一般法人	89.6% (474)	84.3% (225)	87.8% (699)	86.1%	85.1%
公益法人	6.8% (36)	8.6% (23)	7.4% (59)	8.8%	9.2%
特定非営利活動法人	1.5% (8)	1.5% (4)	1.5% (12)	1.4%	1.2%
認定特定非営利活動法人	0.2% (1)	0.4% (1)	0.3% (2)	0.2%	0.6%
社会福祉法人	0.0% (0)	0.4% (1)	0.1% (1)	0.3%	0.5%
営利法人(株式会社・合同会社など)	1.7% (9)	4.1% (11)	2.5% (20)	1.6%	1.5%
その他の法人	0.2% (1)	0.7% (2)	0.4% (3)	1.5%	1.9%
合　計	529	267	796	―	―

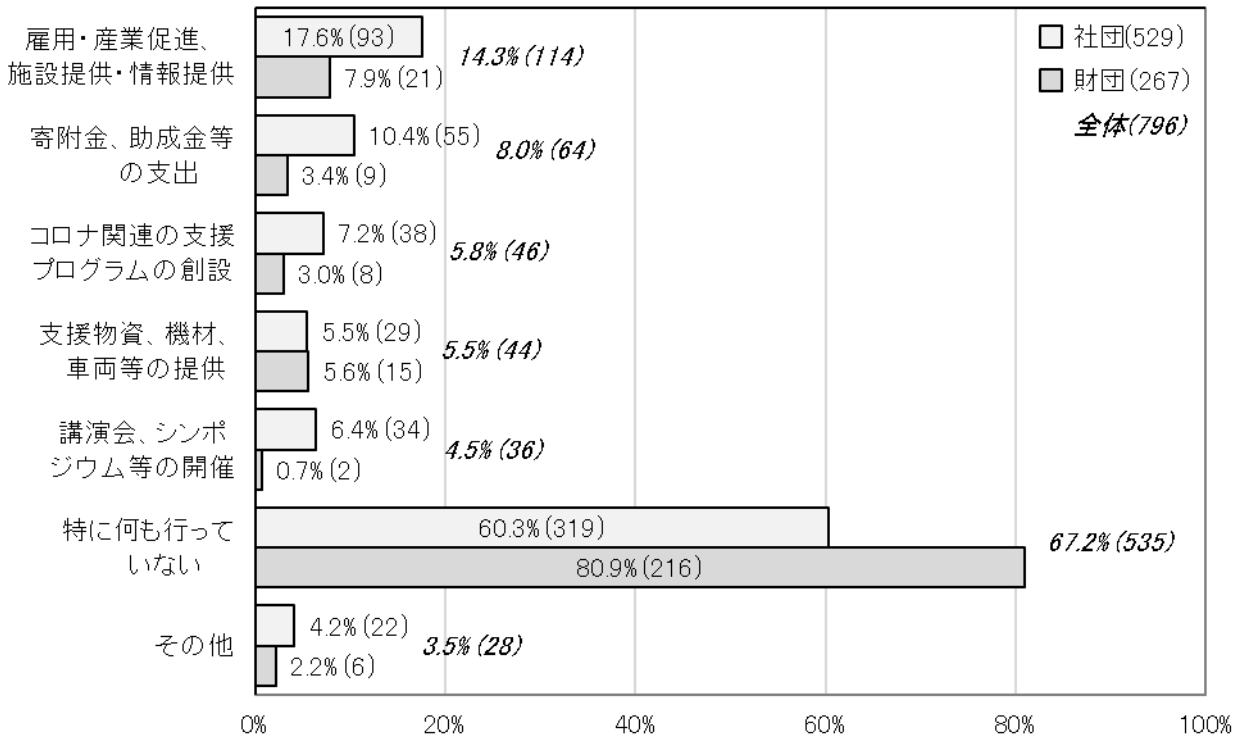

図７　コロナウイルスに係る対外的な支援活動の実施状況(複数回答)

%は、回答法人数(社団526件、財団267件、全体796件)に占める割合。
斜体は社団と財団を合わせた数値。「その他」の記述回答は、303頁、Ⅳの2(13)を参照。

3 第２回調査会

１　日　時　　2021 年 6 月 24 日（木）18：30～20：30

２　場　所　　公益法人協会 10 階会議室

３　次　第

１．中小企業の会計について(出塚委員)

２．内閣府会計研究会の動向について(事務局)

３．その他

４　資　料

１．中小企業の会計
２．中小企業の会計（資料：計算例）
３．中小企業の会計に関する基本要領
４．第 46 回公益法人の会計に関する研究会（会議資料）
５．第 46 回公益法人の会計に関する研究会（議事概要）
６．第 46 回公益法人の会計に関する研究会（議　事　録）
７．令和 2 年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について（報告書）
８．令和 2 年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について（会計・監査ジャーナル 2021 年 7 月号から抜粋）

※下線箇所は本報告書にバインドされている資料を指します。

令和２年度
公益法人の会計に関する諸課題の
検討結果について

令 和 ３ 年 ３ 月 19 日
内閣府公益認定等委員会
公益法人の会計に関する研究会

はじめに

現在の公益法人制度は、平成 20 年の施行から 12 年が経つ。公益法人の会計に関する研究会は、平成 25 年以来、公益法人を巡る会計事象の変化や実務上の課題に的確に対応するため、内閣府公益認定等委員会の下に毎年度開催され、審議を重ねてきた。

本年度は、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえウェブ会議等を活用しつつ開催し、活動計算書の内容の変更に関して、その是非や検討すべき事項と関係の整理を行い、今後の検討の方向性を議論した。また、収益認識に関する会計基準の適用、子会社株式等に関する実質価額の注記について検討を行った。

本報告書は、本年度における審議の成果を、公益法人会計基準及び公益法人会計基準の運用指針を補完するものとして取りまとめるとともに、更なる検討を要する課題についてもその検討状況を記載している。

今後、本年度の議論を踏まえ更なる検討を進め、公益法人の会計が、法人の情報をより的確かつ分かりやすく提供するとともに、公益法人のガバナンスと相まって、制度・運用がよりよいものとなるよう、取り組んでまいりたい。

目　　次

１．活動計算書への名称の変更に伴い検討すべき項目の整理について..... １
２．収益認識に関する会計基準の適用について..... ５
３．子会社株式、関連会社株式を保有する場合の実質価額の
注記について..... ７

［別添］【「活動計算書」の様式例 B】

参考資料１　令和２年度会計研究会の開催について
（令和２年７月 17 日公益認定等委員会）
参考資料２　公益法人の会計に関する研究会　構成員名簿
参考資料３　公益法人の会計に関する研究会　審議経過
参考資料４　公益法人の会計に関する研究会　報告書一覧

１．活動計算書への名称の変更に伴い検討すべき項目の整理について

昨年度の報告書においては、方向性として現在の「正味財産増減計算書」から「活動計算書」へ名称を変更するとの結論を得ており、本年度においては、活動計算書への名称の変更に伴い、記載内容の変更を行うか名称の変更のみとするかについて検討した。

検討の結果、活動計算書は、現在の正味財産増減計算書よりも一見して分かりやすく作成も容易なものであるべきであり、名称の変更に伴い内容の変更を検討すべきとして意見の一致を見た。

その際、次のような意見があった。

- 内容の変更は大きな問題であり、実務への影響等も大きいと考えられることから、中期的に検討を進めるべきである。
- 大きな論点については整理し、検討を前に進めるべきである。
- 公益法人制度上の要請と一般目的の会計とをどう調整していくかは大きな議論としてあり、一度しっかりと考えるべきである。
- 貸借対照表など財務諸表へ波及する可能性など、どこまで変えるかについて議論を尽くすべきである。

研究会においては、さらに、記載内容の変更に関して検討すべき項目の整理を行った。その結果、以下の項目が整理され、来年度以降検討していくにあたり、それぞれの方向性が得られた。

（１） 指定正味財産から一般正味財産への振替の会計処理

指定正味財産から一般正味財産への振替の会計処理は、指定正味財産を財源とする資産について、使途の指定が解除されるとき、正味財産増減計算書において指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部の収益へ振り替えて、一般正味財産増減の部の費用と合算して対応させるものである。これにつき、以下のような意見があり、振替の会計処理を廃止する方向で検討すべきであるとの意見が大勢を占めた。

その主な考え方は次のとおりである。

- 過去からこれまでの本研究会での検討では、この振替に様々な問題があり、検討を重ねながら結果を出してきたが、会計的には解決が困難な問題である。振替をしない場合、遊休財産額算定の際に控除される財産や指定正味財産の明確

化などの課題の相当な部分が解決するのではないか。
・ 振替処理は、一応定着はしているものの、社会福祉法人や学校法人の会計では採用していない公益法人会計基準のみのものであり、分かりにくい。
・ 現行の正味財産増減計算書においては、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」とを縦方向に並べており、振替処理が必要となっている。縦方向での区分から横方向での区分に変更し、振替処理を廃止することが考えられるのではないか。
・ 指定正味財産と一般正味財産というのは、平成16年会計基準において定められた概念だが、機関決定による制約と外部寄附者による制約の区分の明確化に限界があるという問題があり、時代の要請に応じ見直すべきである。（次の「（２）純資産（正味財産）区分と振替について」で詳述。）

その際、次のような意見があった。
・ 振替処理を廃止した場合、費用を財源毎に区分する必要があるなどの指摘があり、現在の会計基準とも大きく異なることから、メリット・デメリットも含め、慎重な検討が必要ではないか。

（２） 純資産（正味財産）区分と振替について

ア 指定正味財産から一般正味財産への振替処理を行わないとする場合の、一般正味財産・指定正味財産の概念の扱い

上記（１）において振替処理を行わないとした場合に、現行の一般正味財産・指定正味財産の概念（寄附者等の意思により使途について制約が課されている資産が指定正味財産とされ、法人の機関決定により使途について制約が課されている資産は指定正味財産ではなく一般正味財産に含まれる。）をそのままにするか、それとも機関決定により使途に制約が課されている資産を含む「拘束純資産」とそれ以外の「非拘束純資産」という新たな純資産区分の概念を取り入れるかについて検討した。

議論の結果、これまで純資産（正味財産）区分を一般正味財産及び指定正味財産としてきたことを尊重しつつも、拘束純資産・非拘束純資産の概念による区分（後述する様式例としては、次頁に示す【様式例Ａ】を例として想定。様式例については「イ 指定正味財産と使途拘束純資産の定義の相違を反映した活動計算書のひな型」参照。）の方向で検討すべきとの意見が大勢を占めた。

【「活動計算書」の様式例　A】

活　動　計　算　書

年　月　日から　年　月　日まで

（単位：円）

	当期				前期
	一般純資産の部	指定純資産の部			合計
	非拘束	機関決定使途拘束	資源提供者による使途拘束	合計	
Ⅰ　経常活動区分					
経常収益					
受取寄附金					
受取助成金					
公１事業収益					
公２事業収益					
収益事業収益					
○○運用収益					
経常収益計					
経常費用					
公１事業費					
公２事業費					
管理費					
経常費用計					
経常収益費用差額					
Ⅱ　その他活動区分					
その他収益					
・・・					
その他収益計					
その他費用					
・・・					
その他費用計					
その他収益費用差額					
税引前収益費用差額					
法人税、住民税及び事業税					
法人税等調整額					
税引後収益費用差額					
Ⅲ　純資産間の振替区分					
振替					
非拘束と拘束純資産間振替					
純資産変動額					
期首純資産額					
期末純資産額					

その主な考え方は次のとおりである。

- 純資産の概念は、現在の一般正味財産・指定正味財産から、拘束純資産・非拘束純資産に変えた方が簡潔である。一般正味財産・指定正味財産はある程度定着しており、変えるのは大変かもしれないが、一般正味財産をまた２つに分ける（別添【様式例Ｂ】参照）のは混乱を招く。
- 一旦、一般純資産（正味財産）の中で非拘束純資産と拘束純資産に区分する方法（【様式例Ｂ】参照）へ移行してから、指定純資産（正味財産）を区分する方法（【様式例Ａ】参照）へ移行するとなると、実務的な負担が大きい。最終的に非拘束純資産・拘束純資産の概念に移行するのであれば、直接、移行すべきである。
- 法人のガバナンスの強化が求められる中、拘束純資産区分の中に法人の機関決定による拘束概念を含めることは、法人のガバナンス、すなわち自主性を重んじることであり、政府においても公益法人のガバナンスの更なる強化が検討されているところ、法人が自ら決定したものを拘束純資産として取り扱い責任を持って運用することが明確になり、会計面からガバナンスの強化を後押しする意義がある。
- 公益法人のような非営利組織においては、与えられた財源が正しく使われるという過程が重要であり、わかりやすい財務情報はガバナンスの前提となると同時に、ガバナンスの整った機関の意思決定が会計面での正当性の前提となる。公益法人がより活動しやすくするためには、会計面とガバナンス面の連携が重要である。

その際、次のような意見があった。

- 拘束純資産・非拘束純資産とした場合、行政目的で必要なものを、財務諸表のどのレベルで捉えるか、また法人側の作成負担などを考慮すべきであり、あらかじめ様式も行政側で工夫するか、あるいは活動計算書の様式で工夫するなど、行政目的との整合性も考慮する必要がある。
- 振替の会計処理も指定正味財産と拘束純資産の概念も深い問題であり、継続的な検討が必要である。

イ　指定正味財産と使途拘束純資産の定義の相違を反映した活動計算書のひな型

活動計算書の検討に当たり、上記【様式例Ａ】及び【様式例Ｂ】［別添］のひな型が示された。【様式例Ａ】においては、一般純資産の部と指定純資産の部に分け、さらに指定純資産の部を機関決定による使途拘束と資源提供者による使途拘束に区分する案が示された。

さらに、「公１事業費」としているものは機能別の区分であり、形態別に区分した費用については、注記で記載するという形としている。

他方、【様式例Ｂ】においては、一般純資産の部と指定純資産の部に分け、さらに一般純資産の部を非拘束純資産と拘束純資産に分け、指定純資産は拘束純資産であると考えた案が示された。これは、従来の一般正味財産・指定正味財産の区分の考え方を基にしており、一般正味財産（一般純資産）の部に、機関決定による使途拘束区分を「機関決定使途拘束」として置いている点において、【様式例Ａ】と異なる。

【様式例Ａ】及び【様式例Ｂ】については、議論を進める上で参考となり、指定正味財産と拘束純資産の概念について、より深い検討が必要であることが方向性として示された。

活動計算書の様式例に関しては、次のような意見があった。

・ 一般純資産（正味財産）・指定純資産（正味財産）区分であっても【様式例Ｂ】以外の様式も考えられ、非拘束純資産・拘束純資産区分であっても【様式例Ａ】以外の選択肢が考えられる。フロー（活動計算書）において機関拘束された収益・費用を区分する例は現行の公益法人会計基準にも日本公認会計士協会が令和元年７月に提案した「モデル会計基準」にもない。更に議論し十分に説明していくことが必要ではないか。

これら検討状況を踏まえ、来年度以降においては、昨年度から検討課題として挙げられており本年度も引続き検討項目とされている事業費・管理費の形態別分類と機能別（活動）分類、事業別会計区分の取扱い、正味財産増減計算書での有価証券評価損益の取扱いも含めて、上記（１）及び（２）の方向性を念頭に、さらに検討を進めていくこととした。

２．収益認識に関する会計基準の適用について

ア 検討経緯

我が国においては、収益認識に関する包括的な会計基準はこれまで開発されていなかったが、国際会計基準審議会等が収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行った状況を踏まえ、企業会計基準委員会は、収益認識に関する包括的な会計基準の開発に向けた検討を行い、平成 30 年３月 30 日、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下、「収益認識会計基準」という。）を公表した。「収益認識会計基準」の企業への適用は、令和３年４月１日以後に開始する事業年度からとされている。

この「収益認識会計基準」の公益法人等に対する適用については、平成30年

度の会計研究会報告において、「公益法人への適用の在り方については、企業への適用の進捗状況も踏まえつつ、中長期的に検討するものと考える」とされたところである。

また、中小企業については、「改正「中小企業の会計に関する指針」の公表について」（平成 31 年３月６日 日本税理士会連合会 日本公認会計士協会 日本商工会議所 企業会計基準委員会）において、上場企業等への適用状況や中小企業における収益認識の実態も踏まえ、適用の要否を検討する考えが示されている。

他方、 日本公認会計士協会が令和元年７月に公表した「非営利組織における財務報告の検討　～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～」においては、「モデル会計基準では、収益認識全般に係る会計基準を再整理するとともに、交換取引収益についての具体的な認識基準についても「収益認識会計基準」を参考に（略）検討した」としている。

このような状況に鑑み、公益法人についても、「収益認識会計基準」の適用について検討した。

イ 検討結果

会計研究会における過去の企業会計基準の公益法人への適用についての検討をみると、平成 27 年度において公益法人会計基準設定後に規定された企業会計基準の公益法人への適用の要否が議論された際には、それぞれの基準の趣旨や内容に照らし、法人における運営実務上の負担にも配慮しつつ個別に検討がなされている。

また、公益法人は、企業と同様、実施する事業が多岐に渡り、また、企業と同様の事業も多々あることから、「収益認識会計基準」の企業への適用状況を踏まえ検討することが効果的・効率的である。

このため、「収益認識会計基準」の公益法人への適用については、令和３年４月以降の企業への適用状況及び公益法人における収益認識の実態も踏まえて検討すべきこととした。

なお、「収益認識会計基準」においては、消費税等の会計処理は、収益の額は第三者のために回収する額を除くことから、「税抜き方式」のみ採用可能であると考えられるところ、上記「収益認識会計基準」の公益法人等への適用の検討の結論が出るまでは、消費税等の会計処理については従来どおりとして差し支えないことを確認した。

３．子会社株式、関連会社株式を保有する場合の実質価額の注記について

ア 検討経緯

平成 30 年度の報告書において、今後取り組むべき課題として整理されたものの一つである。

現在、公益法人会計基準を適用する法人が子会社株式及び関連会社株式を保有する場合、取得価額をもって貸借対照表価額とするとされている。

平成 30 年度報告では、財務諸表の注記として当該会社の株式保有後の業績を反映した実質価額を開示項目とすることは、財務諸表の利用者が公益法人の実態を把握するために有用であるとしており、財務情報を補完するものとなる当該株式の実質価額の注記を導入することの是非について検討した。

イ 検討結果

子会社株式及び関連会社株式について、実質価額を注記することは公益法人の実態を把握する手段の一つとして基本的に望ましいという意見があった。

一方で、当該株式も実質価額が著しく下落し、回復可能と見込まれない場合には減損処理の対象となるため、当該株式を保有する場合その検討は行われることから、注記の対象は減損処理の対象となっていない場合に限られるという意見があった。さらに、公益法人では財産目録の作成が求められ、財務諸表等の利用者は公益法人がどのような株式を所有しているか把握可能であることから、当該注記をする必要はないという意見もあった。

検討の結果、実質価額の注記による開示については、今後、公益法人を取り巻く状況を踏まえた別途のタイミングで導入を検討することとなった。

別添

【「活動計算書」の様式例　B】

活　動　計　算　書

年　月　日から　年　月　日まで

（単位：円）

	当期				前期
	一般純資産の部			指定純資産の部	合　計
	非拘束	機関決定使途拘束	合　計	資源提供者による使途拘束	
Ⅰ　経常活動区分					
経常収益					
受取寄附金					
受取助成金					
●●事業収益					
○○運用収益					
経常収益計					
経常費用					
○○事業費					
●●事業費					
管理費					
経常費用計					
経常収益費用差額					
Ⅱ　その他活動区分					
その他収益					
・・・					
その他収益計					
その他費用					
・・・					
その他費用計					
その他収益費用差額					
税引前収益費用差額					
法人税、住民税及び事業税					
法人税等調整額					
税引後収益費用差額					
Ⅲ　振替区分					
非拘束から拘束への振替					
純資産変動額					
期首純資産額					
期末純資産額					

参考資料

1　令和２年度会計研究会の開催について
　　（令和元年７月17日公益認定等委員会）

2　公益法人の会計に関する研究会　構成員名簿

3　公益法人の会計に関する研究会　審議経過

4　公益法人の会計に関する研究会　報告書一覧

参考資料１
令和２年７月 17 日
公益認定等委員会

令和２年度会計研究会の開催について

平成２５年度に発足した「公益法人の会計に関する研究会」（以下「研究会」という。）は、公益法人を巡る会計事象の変化や実務上の課題に的確に対応するため当委員会のもとに開催され、審議を重ねてきた。平成３０年度においてはその成果を振り返るとともに今後検討すべき課題の整理を行い、令和元年度においては、比較的早期に検討すべきとされた課題について一定の結論を得るとともに、公益法人会計基準の一部改正について結論を得て報告を行ったところである。

令和２年度においても、公益法人の会計上の諸課題に対応するため、以下のとおり研究会を開催することとし、具体的な個別の会議の開催、時期、回数については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて判断することとする。

Ⅰ．検討事項

・令和元年度報告及び平成３０年度報告において今後の検討事項とされたものについて、今後の取扱を含め検討する。
・これまでの会計研究会報告を受けた対応等について報告を受けるとともに、必要に応じ検討を行う。
・その他、公益法人の状況等を踏まえ必要な事項があれば随時検討を行う。

Ⅱ．検討体制

・ 研究会は、別紙によるメンバーにより構成する。
・ 必要に応じ、学識経験者、法人関係者等から意見を聴取するとともに、委員との認識の共有を図る。

Ⅲ．運営

・ 会議は、新型コロナウイルス感染症による影響の状況に応じ、適宜ウェブ会議、メールによる開催等の方法にもより開催することとする。
・ 研究会としての報告書を作成し委員会に報告し、公表することとする。

以上

参考資料２

公益認定等委員会
公益法人の会計に関する研究会
構成員名簿

大立目克哉	日本公認会計士協会非営利法人委員会委員長
梶川　融	日本公認会計士協会公会計協議会会長
金子良太	國學院大學経済学部教授
高山昌茂	協和監査法人代表社員
中田ちず子	中田公認会計士事務所、公益財団法人公益法人協会監事

（敬称略　50 音順）

（オブザーバー）

小森幹夫	公益認定等委員会委員長代理
小林敬子	公益認定等委員会委員
黒田かをり	公益認定等委員会委員
安藤まこと	公益認定等委員会委員

以　上

参考資料３

公益認定等委員会
公益法人の会計に関する研究会
審議経過

第１回　平成25年８月５日（月）
○ 研究会の運営について
○ 公益財団法人公益法人協会からの意見聴取
○ 日本公認会計士協会からの意見聴取
○ 公益法人会計基準適用についてのアンケート結果（速報）
○ 今後のスケジュール

第２回　平成25年９月19日（木）
○ 公益認定等委員会委員からの意見
○ 公益法人会計基準適用についてのアンケート結果
○ 検討課題について

第３回　平成25年10月24日（木）
○ 検討課題優先順位、スケジュールについて
○ 他制度や海外での小規模法人の取扱い

第４回　平成25年11月18日（月）
○ 小規模法人の負担軽減についてのヒアリング
　・（公益財団法人）国際医療技術財団、（公益社団法人）全日本断酒連盟
○ 公益法人会計基準の適用の在り方
○ 制度と会計基準の分離可能性についての意見交換

第５回　平成25年12月９日（月）
○ 小規模法人の負担軽減策について

第６回　平成26年１月27日（月）
○ 小規模法人の負担軽減策について

第７回　平成26年２月28日（金）
○ 小規模法人の負担軽減策について
　・重要性の原則の適用項目の検討
　・事業費・管理費の算定方法

○ 法人会計区分の義務付けのないことに伴う収益の考え方
○ 小規模法人の定義の検討
○ 中間報告素案について

第８回　平成26年３月27日（木）
○ 小規模法人の負担軽減策について
　・重要性の原則の適用項目の検討
　・事業費・管理費の算定方法
○ 小規模法人の定義の検討
○ 中間報告素案について

第９回　平成26年４月24日（木）
○ 別表Ｈについて

第10回　平成26年７月３日（木）
○ 法人会計区分の作成義務付け緩和について
○ 指定正味財産から一般正味財産への振替の考え方について
○ 遊休財産規制（６号財産と指定正味財産）について
○ 意見募集・意見交換会の結果について

第11回　平成26年８月26日（火）
○ 貸借対照表内訳表について
○ 収支相償について
○ 収支相償の剰余金の使途について
　（個別の事情、事業拡大、特定費用準備資金等）
○ 指定正味財産の指定の範囲について

第12回　平成26年10月２日（木）
○ 収支相償について
○ 収支相償の剰余金の使途について
　（個別の事情、事業拡大、特定費用準備資金等）
○ 指定正味財産の指定の範囲について

第13回　平成26年11月４日（火）
○ 正味財産増減計算書における資金収支の情報の注記
○ 有価証券の評価方法等の考え方と表示方法について
○ 事業費・管理費科目の考え方と表示方法について

○ 財産目録の使用目的等欄の表示の必要性について

第14回　平成26年11月25日（火）
○ 他会計振替の考え方について
○ 公益法人会計基準で明示されていない会計事象への対応について

第15回　平成26年12月15日（月）
○ 定期提出書類について
○ 会計基準の設定主体等について
○ 最終報告素案について

第16回　平成27年１月28日（水）
○ 最終報告素案について

第17回　平成27年10月2日（金）
○ 平成27年度の研究会の運営について
○ 公益法人の制度会計についてのアンケート結果（速報）
○ 公益法人会計基準で明示されていない会計事象への対応

第18回　平成27年11月２日（月）
○ 金融商品の時価等に関する事項の注記について
○ 過年度遡及会計基準の適用について
○ 法人類型ごとの適する会計基準の明確化について

第19回　平成27年12月11日（金）
○ 金融商品に関する注記について（継続）
○ 過年度遡及会計基準の適用について（継続）
○ 日本公認会計士協会の検討結果について
○ 公益法人の制度会計についてのアンケート結果

第20回　平成28年１月27日（水）
○ 金融商品に関する注記について（継続）
○ 過年度遡及会計基準の適用について（継続）
○ 平成27年度の報告書（案）について
○ 日本公認会計士協会の検討結果について（継続）

第21回　平成28年２月15日（月）

○ 金融商品に関する注記について（継続）
○ 過年度遡及会計基準の適用について（継続）
○ 報告書（案）について日本公認会計士協会の意見について
○ 平成27年度の報告書（案）について（継続）

第22回　平成28年７月27日（水）
○ 平成28年度会計研究会の開催について
○ 検討課題の主な事例について
○ 今後の検討予定事項について
○ よりわかりやすい会計に向けた改善策について

第23回　平成28年10月４日（火）
○ 公益法人会計の運用の点検と見直し・法人の負担軽減
○ 運用上、顕在化してきた問題点の是正

第24回　平成28年12月２日（金）
○ 異常値発生への対応
○ 特定費用準備資金の運用の点検と見直し並びに遊休財産算定の際に控除される財産の明確化
○ 公益目的取得財産残額の算定の見直し
○ 公益法人会計基準等の一覧性の向上・整合性の確保

第25回　平成29年１月31日（火）
○ 特定費用準備資金の運用の点検と見直し並びに遊休財産算定の際に控除される財産の明確化（継続）
○ 公益目的取得財産残額の算定の見直し（継続）
○ 定期提出書類の剰余金の発生理由・解消計画の記載例等
○ 公益法人会計基準等の一覧性の向上・整合性の確保（継続）

第26回　平成29年４月12日（水）
○ 平成28年度会計研究会報告書案の検討

第27回　平成29年10月11日（水）
○ 平成29年度会計研究会の開催について
○ 特定費用準備資金の運用の点検及び遊休財産算定の際に控除される財産の明確化（継続）

第28回　平成29年12月８日（金）
○ 控除対象財産に関する運用益（果実）の取扱いについて（継続）
○ 特定費用準備資金の運用について（継続）

第29回　平成30年１月23日（火）
○ 控除対象財産に関する運用益（果実）の取扱いについて（継続）
○ 特定費用準備資金の運用について（継続）

第30回　平成30年３月１日（木）
○ 控除対象財産に関する運用益（果実）の取扱い
○ 特定費用準備資金の運用
○ 財務諸表における勘定科目の明確化等の検討
○ 別表Ｈ簡便版の検討結果と今後の運用の見通し

第31回　平成30年３月28日（水）
○ 平成29年度報告書について

第32回　平成30年10月15日（月）
○ 平成30年度会計研究会の開催について
○ アンケートの集計及び分析について
○ 今後の検討課題について
○ その他

第33回　平成30年12月４日（火）
○ 公益法人の会計に関する研究会の報告書等に関するアンケート（以下「アンケート」とする）結果について
○ 29年度報告に関するフォローアップについて

第34回　平成31年１月28日（月）
○ 遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化について（認定規則第22条３項第６号等の改正案）
○ 今後検討すべき課題について
○ 平成30年度報告書の構成案について
○ その他

第35回　平成31年２月28日（木）
○ 平成30年度報告書について

○ その他

第36回　令和元年８月１日（木）
○ 令和元年度会計研究会の開催について
○ 財務諸表の注記における継続事業の前提の呼称について

第37回　令和元年９月19日（木）
○ 有価証券評価損益等に計上された「評価損益、売却損益、為替差損益」を注記で区分開示することについて
○ 有価証券評価損益の計上に関する会計処理（洗替法と切放法）について
○ モデル会計基準について

第38回　令和元年10月21日（月）
○ 指定正味財産の明確化について①

第39回　令和元年11月28日（木）
○ 指定正味財産の明確化について②
○ 「正味財産増減計算書」から「活動計算書」への名称変更について

第40回　令和２年１月16日（木）
○ 指定正味財産の明確化について③
○ 令和元年度報告について
○ 継続事業の前提について

第41回　令和２年２月28日（金）
○ 令和元年度報告書について
○ その他

第42回　令和２年９月14日（月）
○ 令和２年度会計研究会の開催について
○ 検討事項について

第43回　令和２年11月18日（水）
○ 子会社株式及び関連会社株式に関する実質価額の注記について
○ 「活動計算書」について

第44回　令和３年１月14日（木）

○ 収益認識に関する会計基準の適用について
○ 活動計算書の名称の変更に伴う検討関係について

第45回　令和３年２月15日（月）
○ 令和２年度報告書について
○ その他

参考資料４

公益認定等委員会
公益法人の会計に関する研究会
報告書一覧

■　26 年度報告（平成 27 年３月 26 日）

Ⅰ　小規模法人の負担軽減策

Ⅱ　公益法人会計基準の適用の在り方

Ⅲ　正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和

Ⅳ　財務諸表上の様式・勘定科目の改善

Ⅴ　財務三基準の解釈・適用

Ⅵ　定期提出書類

Ⅶ　財務三基準以外

■　27 年度報告（平成 28 年３月 23 日）

Ⅰ　企業会計基準の公益法人への適用について

Ⅱ　26 年度報告の日本公認会計士協会実務指針等への反映

Ⅲ　公益法人の制度設計についてのアンケート結果

■　28 年度報告（平成 29 年６月９日）

１．　公益目的取得財産残額の算定方法の検討

２．　定期提出書類上の記載内容の明確化（剰余金の発生理由・解消計画の記載例等）

３．　公益法人会計基準等の一覧性の向上・整合性の確保

４．　異常値の発生への対応

５．　特定費用準備資金の運用の点検及び遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化

■　29 年度報告（平成 30 年６月 15 日）

１．　特定費用準備資金の運用の点検及び遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化について

２．　財務諸表における勘定科目の明確化の検討について

３．　別表Ｈ簡便版の作成のフォローアップについて

■　30 年度報告（平成 31 年３月８日）

１．　これまでの取り組みの振り返り

2. 29 年度報告のフォローアップ
3. 今後取り組むべき課題について

■ 令和元年度報告（令和2年5月 15 日）

Ⅰ 今年度の検討事項

1.「継続組織の前提」について
2. 指定正味財産の明確化
3. 有価証券評価損益等に計上された「評価損益、売却損益、為替差損益」の注記による区分開示
4. 有価証券評価損益の算定方法～洗替法と切放法～について
5.「正味財産増減計算書」から「活動計算書」への名称変更
6. 事業費及び管理費の形態別分類の集約化と機能別分類
7. 別表H簡便版について
8. 今後の検討の視点

Ⅱ 次年度以降検討を予定する課題

1.「活動計算書」について
2. その他

［解説］

令和2年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について

内閣府公益認定等委員会
公益法人の会計に関する研究会専門員
公認会計士
松前（まつまえ） 江里子（えりこ）

1. はじめに

内閣府公益認定等委員会は、公益法人制度の運用の一環として、委員会の下に公益法人の会計に関する研究会（以下「研究会」という。）を設けて、実務上生じている諸々の課題について検討を行っている。研究会は、平成26年度以降、毎年度、報告書（以下、それぞれ「26年度報告」、「27年度報告」、「28年度報告」、「29年度報告」、「30年度報告」、令和からは「元年度報告」、「2年度報告」という。）を公表している。

本年度は「2年度報告」として、「30年度報告」において中長期の課題として挙げられているもので、「元年度報告」で次年度以降の検討を予定している課題の中から、「活動計算書の名称変更に伴う内容の変更」、「収益認識に関する会計基準の適用」、「子会社株式等に関する実質価額の注記」の3つの課題について検討している。

1つ目については、従来「正味財産増減計算書」として収益及び費用から正味財産の増減計算をしていたが、名称が古めかしく、内容を適切に表していないことから、元年度において名称を変更することが決定していたもので、名称変更に伴い、内容の変更が必要か否か、その場合にはどのような事項が課題となるかについて検討したものである。

2つ目については、企業会計の基準で「収益認識会計基準」が

導入されたことに伴い、公益法人会計基準においての取扱いが課題となり、その中でも、消費税の処理について当面の間の取扱いを明確にしたものである。

3つ目については、公益法人制度において連結制度が設けられていないことから、関連する法人との取引を含めた開示情報が求められておらず、非上場株式等を保有している場合には、その実質的な価値が財務情報として開示されないため、実質価額を注記により開示することにより、補足的な情報を開示してはどうかという課題について検討したものである。

このような内容で構成されている「2年度報告」は、本年度の審議の成果である「収益認識に関する会計基準の適用（消費税の取扱い）」、及び「子会社株式等の実質価額の注記」について、「公益法人会計基準」及び「「公益法人会計基準」の運用指針」を補完するものとして位置付けられ、また、さらなる検討が必要である課題についても検討状況を記載しており、次年度以降の議論の方向性を明確にしているものである。

2. 検討項目の解説

2年度報告は、3つの検討項目に分かれているが、1つ目の「活動計算書への名称の変更に伴い検討すべき項目の整理について」は、元年度において、収益及び費用を計算する「正味財産増減計算書」の名称を「活動計算書」へ変更する方向に決められたことに伴い、計算書の中身についても見直すか否か、見直す場合には、どのような内容が検討課題となるかについて検討した結果が記載されている。ここではまず、内容について見直すことが決定しており、それに伴い、検討課題となる項目を挙げている。また、読み手に対して、議論の状況や今後の方向性をより読み取りやすくするため、研究会で議論された意見の内容を整理して詳細に記載し、他の2つの項目とは記載方法を分けて、次年度の検討の方向性も明確にしている。

また、残りの2つの項目、「収益認識に関する会計基準の適用について」及び「子会社株式、関連会社株式を保有する場合の実質価額の注記について」は、「30年度報告」で課題となった検討の経緯と検討結果を記載している。これより、個別の検討結果を解説していく。

(1) 活動計算書への名称の変更に伴い検討すべき項目の整理について

本検討課題については、以下のような流れでまとめている。

▶ 活動計算書について記載内容の変更を行うか名称の変更のみとするかについて検討した。

検討の結果、活動計算書は、現在の正味財産増減計算書よりも一見して分かりやすく作成も容易なものであるべきであり、名称の変更に伴い内容の変更を検討すべきとして意見の一致をみた。

▶ 記載内容の変更に関して検討すべき項目の整理を行った。

(ア) 指定正味財産から一般正味財産への振替の会計処理

振替の会計処理を廃止する方向で検討すべきであるとの意見が大勢を占めた。

(イ) 振替処理を行わないとする場合の、一般正味財産・指定正味財産の概念の扱い

純資産（正味財産）区分を一般正味財産及び指定正味財産としてきたことを尊重しつつも、拘束純資産・非拘束純資産の概念による区分の方向で検討すべきとの意見が大勢を占めた（【様式例A】を想定した結論の方向性となっている。）。

(ウ) 指定正味財産と使途拘束純資産の定義の相違を反映した活動計算書のひな型

【様式例A】及び【様式例B】については、議論を進める上で参考となり、指定正味財産と拘束純資産の概念について、より深い検討が必要であることが方向性として示された。

活動計算書の名称のみならず、内容の変更も行う方向の結論が記載されており、このような検討は、大きな事項であることから、中長期的な検討を要する旨の記載がある。

このような方向性が示された背景には、本年度の議論の経過からみると、26年度報告以来、公益法人制度の運用上の課題を解決する方法を常に模索してきているが、現行公益法人会計基準に基づく会計処理、開示方法では、解決に限界があったこと

がうかがえる。そのため、名称の変更に合わせて内容の変更も検討して、制度における課題の解決を念頭に、かつ、分かりやすい開示書類へもつなげたいという意向が、結論の方向性にあると考えられる。

(ア) 指定正味財産から一般正味財産への振替の会計処理

振替の会計処理については廃止すべきとのことで意見の大勢を占めている報告が記載されている。

① 検討の経緯

公益法人会計基準において振替の会計処理とは、指定正味財産として受け入れた財産について、その使途に基づき、消費する時に、消費分だけ、一般正味財産の収入に振替処理をするものをいう。このような会計処理は、公益法人会計基準の特徴的な会計処理であり、他の非営利組織においては採用されていないものである。この振替の会計処理をもって、公益認定制度上の財務三基準の認定要件に大きく影響を与えてきたものであるため、より慎重な対応が検討されているところである。例えば、資金を使途の指定を受けたものとして受け入れた場合、受け取った時には、指定正味財産として受け入れるが収益として認識はされず、負債に近い取扱いとなる。その後、使途の指定の下に使用される時に、財源となる資金が収益計上されるため、収支相償基準においては、収益に入れるタイミングを理事者が意図的に行うことができる。また、遊休財産規制においても、使途の指定がある財産として控除されるものである。

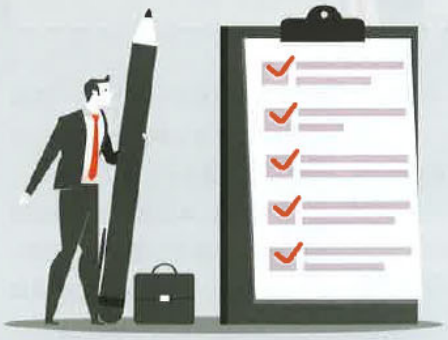

② 検討の方向性

これまでも、制度上の財務三基準に関連する議論には多くの時間を費やしており、有効な手立てを検討してきた経緯を踏まえると、このような操作を行う余地のある会計処理を用いることが制度上の課題を生み出している一因になっていることから、廃止の方向での意見が大勢を占めたという結論に至っている。

(イ) 振替処理を行わないとする場合の、一般正味財産・指定正味財産の概念の扱い

① 検討の経緯

指定正味財産と一般正味財産は、平成16年会計基準において定められた概念である。現行公益法人会計基準及び同運用指針では、「指定正味財産とは、寄附によって受け入れた資産で、寄附者等の意思により当該資産の使途について制約が課されている場合には、当該受け入れた資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとする。」との定義が記載されている。このように定義されているが、報告書によると、「機関決定による制約と外部寄附者による制約の区分の明確化に限界があるという問題があり、時代の要請に応じ見直すべきである。」との記載がなされている。

現行の一般正味財産・指定正味財産の概念では、上記に記載の定義のとおりであり、その寄附者等の意思により使途について制約が課されている資産が指定正味財産とされるが、ここでは、法人の機関決定により使途について制約が課されている資産は指定正味財産ではなく一般正味財産に含まれる。

これについて検討する際に参照しているモデル会計基準では、法人の機関決定による使途指定の純資産は、拘束純資産に含まれている。

すなわち、以下の表に記載したような関係になっているが、法人の機関決定により、使途の指定による制約のかかる資産をどちらの区分により会計処理を行うかが論点となっている。

(表) 一般正味財産・指定正味財産と非拘束純資産・拘束純資産の関係

	一般正味財産	指定正味財産
非拘束純資産	使途の指定のない資産として受け入れたもの	—
拘束純資産	法人の機関決定により使途の指定のある資産としたもの	使途の指定のある資産として受け入れたもの

② 検討の結果

これまで純資産（正味財産）区分を一般正味財産及び指定正味財産としてきたことを尊重しつつも、拘束純資産・非拘束純資産の概念により区分する方向で検討すべきとの結論が記載されている。

また、後述する様式例としては、次頁に示す【様式例A】を想定しており、こちらの方向で検討すべきとの意見が大勢を占めた。

したがって、純資産の区分は、当該区分を非拘束純資産及び拘束純資産として記載し、法人の機関決定により使途の指定がなされた資産については、拘束純資産として区分する方法となっている。

(ウ) 指定正味財産と使途拘束純資産の定義の相違を反映した活動計算書のひな型

① 検討の経緯

これまでの議論の経緯を踏まえて、活動計算書の検討に当たり、【様式例A】及び【様式例B】のひな型が示された。【様式例A】においては、一般純資産の部と指定純資産の部に分け、さらに指定純資産の部を機関決定による使途拘束と資源提供者による使途拘束に分ける案が示されている。

さらに、「公1事業費」としているものは機能別の区分であり、形態別に区分した費用については、注記で記載するという形をとっている。

他方、【様式例B】においては、一般純資産の部と指定純資産の部に分け、さらに一般純資産の部を非拘束純資産と拘束純資産に分け、指定純資産は拘束純資産であると考えた案が示された。

これは、従来の一般正味財産・指定正味財産の区分の考え方を基にしており、一般正味財産（一般純資産）の部に、機関決定による使途拘束区分を「機関決定使途拘束」として置いている点において、【様式例A】と異なる様式となっている。これら【様式例A】及び【様式例B】については、議論を進める上で参考となり、指定正味財産と拘束純資産の概念について、より深い検討が必要であることが方向性として示されたものである

なお、議論を深めるに際しては、一般純資産（正味財産）・指定純資産（正味財産）区分であっても【様式例B】以外の様式も考えられ、非拘束純資産・拘束純資産区分であっても【様式例A】以外の選択肢が考えられるため、より深い議論が有効である旨の記載がなされている。

フロー計算書において機関拘束された収益・費用を区分する例は、現行の公益法人会計基準にも「モデル会計基準」にもない旨の記載があり、さらに議論し、十分に説明していくことが必要ではないかという意見が紹介されている。

② 検討の方向性

これらの検討状況を踏まえ、令和3年度以降においては、元年度から検討課題として挙げられており本年度も引き続き検討項目とされている事業費・管理費の形態別分類と機能別（活動）分類、事業別会計区分の取扱い、正味財産増減計算書での有価証券評価損益の取扱いも含めて、上記の方向性を念頭に、さらに検討を進めていく方向性が示された。

(2) 収益認識に関する会計基準の適用について

収益認識に関する会計基準の適用については、以下のような流れで検討結果が記されている。

▶ 企業会計で新たな会計基準として「収益認識に関する会計基準」が適用開始となった。

公益法人としての特徴や営利企業の活動と比較した場合の違いを検討して、公益法人への当該基準の適用が必要か、必要な場合における導入の方法、内容についての方向性が検討された。

(ア) 検討の経緯

① 企業会計等の動向

「収益認識会計基準」の公益法人等に対する適用については、30年度報告において、「公益法人への適用の在り方については、企業への適用の進捗状況も踏まえつつ、中長期的に検討するものと考える」との方向が示されていたものである。

【「活動計算書」の様式例　A】

活　動　計　算　書

年　月　日から　年　月　日まで

（単位：円）

	当期				前期
	一般純資産の部	指定純資産の部			合計
	非拘束	機関決定使途拘束	資源提供者による使途拘束	合計	
Ⅰ　経常活動区分					
経常収益					
受取寄附金					
受取助成金					
公１事業収益					
公２事業収益					
収益事業収益					
○○運用収益					
経常収益計					
経常費用					
公１事業費					
公２事業費					
管理費					
経常費用計					
経常収益費用差額					
Ⅱ　その他活動区分					
その他収益					
・・・					
その他収益計					
その他費用					
・・・					
その他費用計					
その他収益費用差額					
税引前収益費用差額					
法人税、住民税及び事業税					
法人税等調整額					
税引後収益費用差額					
Ⅲ　純資産間の振替区分					
振替					
非拘束と拘束純資産間振替					
純資産変動額					
期首純資産額					
期末純資産額					

企業会計の動向については、収益認識に関する会計基準（企業会計基準委員会　平成30年3月30日企業会計基準第29号）が、令和3年4月1日以降開始事業年度から適用開始となっている。

このほか、同じ営利企業でも中小企業については、「改正「中小企業の会計に関する指針」の公表について」（平成31年3月6日 日本税理士会連合会 日本公認会計士協会 日本商工会議所 企業会計基準委員会）において、上場企業等への適用状況や中小企業における収益認識の実態も踏まえ、適用の要否を検討する考えが示されている。

② 日本公認会計士協会が公表したモデル会計基準

日本公認会計士協会が令和元年７月に公表した「非営利組織における財務報告の検討　～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～」では、「モデル会計基準において、収益認識会計基準を参考に、営利企業とほぼ同等の取引である交換取引収益についての具体的な認識基準について定めており、既に、非営利組織においての特性を踏まえた会計基準として参照できる基準として、モデル会計基準では、収益認識全般に係る会計基準を再整理するとともに、交換取引収益についての具体的な認識基準についても「収益認識会計基準」を参考に…（略）…検討した」ことが２年度報告に記載されている。

(イ) 検討の結果

過去の企業会計基準の公益法人への適用についての検討においては、平成27年度において公益法人会計基準設定後に公表された企業会計基準の公益法人への適用の要否が議論されており、それぞれの基準の趣旨や内容に照らし、法人における運営実務上の負担にも配慮しつつ個別に検討がなされた経緯がある。

また、公益法人は、企業と同様、実施する事業が多岐にわたり、企業と同様の事業も多々あることから、収益認識基準の企業への適用状況を踏まえて検討することが効果的・効率的である。

このため、「収益認識会計基準」の公益法人への適用については、令和３年４月以降の企業への適用状況及び公益法人における収益認識の実態も踏まえて検討すべきこととされている。

また、「収益認識会計基準」においては、消費税等の会計処理は、収益の額は第三者のために回収する額を除くことから、「税抜き方式」のみ採用可能であると考えられるところであり、実務において税込み方式を多数の法人が適用している公益法人においては、特に影響が大きいことから、検討事項として、これまでの税込み方式を変更するかについても検討された。

その結果、上記「収益認識会計基準」の公益法人等への適用の検討の結論が出るまでは、消費税等の会計処理については従来どおりとして差し支えないことが示された。

(3) 子会社株式、関連会社株式を保有する場合の実質価額の注記について

子会社株式、関連会社株式を保有する場合の実質価額の注記については、以下の流れで検討結果が記載されている。

▶ 現行公益法人会計基準では、子会社株式、関連会社株式については、実質価額が著しく下落した場合に、減損の会計処理を原則行うことになっているが、毎事業年度の実質価額の注記については、規定されていない。

▼

情報利用者の情報ニーズの観点から、実質価額の注記の必要性について検討された。

(ア) 検討の経緯

30年度報告において、今後取り組むべき課題として整理されたものの１つである。現在、公益法人会計基準を適用する法人が子会社株式及び関連会社株式を保有する場合、取得価額をもって貸借対照表価額とするとされている。

30年度報告では、財務諸表の注記として当該会社の株式保有後の業績を反映した実質価額を開示項目とすることは、財務諸表の利用者が公益法人の実態を把握するために有用であるとしており、財務情報を補完するものとなる当該株式の実質価額の注記を導入することの是非について検討した。

(イ) 検討の結果

① 導入が望ましいとする意見

子会社株式及び関連会社株式について、実質価額を注記することは公益法人の実態を把握する手段の１つとして基本的に望ましいという意見があった。連結会計の制度が導入されていないことから、特に有効な手段と考えられる。

一方で、当該株式も、実質価額が著しく下落し回復可能と見込まれない場合には減損処理の対象となるため、当該株式を保有する場合、その検討は行われることから、注記の対象については、減損処理の対象となっていない場合に限られるという意見があった。

② 導入を不要とする意見

公益法人では財産目録の作成が求められ、財務諸表等の利用者は公益法人がどのような株式を所有しているか把握可能であることから、当該注記をする必要はないという意見もあった。

これら議論の結果、実質価額の注記による開示については、現行の会計基準をそのままとして改正はなしの方向での結論が記載されており、今後、公益法人を取り巻く状況を踏まえ、別のタイミングで導入を検討することが記載されている。

3. おわりに

2年度報告は、本文と別添資料等で構成されている。別添資料では、【様式例B】が準備されているので、ぜひ、ウェブサイト「公益法人インフォメーション」にアクセスしていただきたい。

簡単に別添資料について説明すると、【別添】は、活動計算書のひな型であり、活動計算書の純資産区分の議論において必要な資料となっている。

本報告書では、活動計算書を中心として、その名称の変更が決定していることを前提に、ひな型はどのような様式が情報利用者のニーズに沿っているかが検討されている。活動計算書のひな型は、情報利用者のニーズという視点に加えて、法人のガバナンスについても言及されている。公益法人制度においては、今回の研究会のまとめを行っている同時期に、法人のガバナンスについても有識者による議論がなされて、一定の結論として公益法人におけるガバナンス体制について公表されている。今後、活動計算書のひな型をはじめ、課題として掲げられた項目の検討に当たっては、当該報告書の内容、今後予定される法令等の改正内容等、関連する事項を踏まえて検討が進められるものと考えられる。会計基準の役割としては、法人のガバナンスを有効に機能させるために必要な会計処理を示すことと考えられるため、公益法人制度において、法令等及び会計基準の双方をより有効な手段として定めることが必要なことと考えられる。会計理論のみを進めるのではなく、振り返って法令等と寄り添い、結論を導くことが大切な視点であると考える。

本文中の見解は私見による解説を含むことに留意いただきたい。

（参考1）「公益法人インフォメーション」
https://www.koeki-info.go.jp/pictis-info/poa0003!show#

(参考2)令和2年度報告

［別添］

【「活動計算書」の様式例　B】

活　動　計　算　書

年　月　日から　年　月　日まで

（単位：円）

	当期				前期
	一般純資産の部			指定純資産の部	合計
	非拘束	機関決定使途拘束	合計	資源提供者による使途拘束	
Ⅰ　経常活動区分					
経常収益					
受取寄附金					
受取助成金					
●●事業収益					
○○運用収益					
経常収益計					
経常費用					
○○事業費					
●●事業費					
管理費					
経常費用計					
経常収益費用差額					
Ⅱ　その他活動区分					
その他収益					
・・・					
その他収益計					
その他費用					
・・・					
その他費用計					
その他収益費用差額					
税引前収益費用差額					
法人税、住民税及び事業税					
法人税等調整額					
税引後収益費用差額					
Ⅲ　振替区分					
非拘束から拘束への振替					
純資産変動額					
期首純資産額					
期末純資産額					

8

参考資料１

令和２年７月17日
公益認定等委員会

令和２年度会計研究会の開催について

平成２５年度に発足した「公益法人の会計に関する研究会」（以下「研究会」という。）は、公益法人を巡る会計事象の変化や実務上の課題に的確に対応するため当委員会のもとに開催され、審議を重ねてきた。平成３０年度においてはその成果を振り返るとともに今後検討すべき課題の整理を行い、令和元年度においては、比較的早期に検討すべきとされた課題について一定の結論を得るとともに、公益法人会計基準の一部改正について結論を得て報告を行ったところである。

令和２年度においても、公益法人の会計上の諸課題に対応するため、以下のとおり研究会を開催することとし、具体的な個別の会議の開催、時期、回数については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて判断することとする。

Ⅰ．検討事項

・令和元年度報告及び平成３０年度報告において今後の検討事項とされたものについて、今後の取扱を含め検討する。
・これまでの会計研究会報告を受けた対応等について報告を受けるとともに、必要に応じ検討を行う。
・その他、公益法人の状況等を踏まえ必要な事項があれば随時検討を行う。

Ⅱ．検討体制

・ 研究会は、別紙によるメンバーにより構成する。
・ 必要に応じ、学識経験者、法人関係者等から意見を聴取するとともに、委員との認識の共有を図る。

Ⅲ．運営

・ 会議は、新型コロナウイルス感染症による影響の状況に応じ、適宜ウェブ会議、メールによる開催等の方法にもより開催することとする。
・ 研究会としての報告書を作成し委員会に報告し、公表することとする。

以上

10

参考資料２

別紙

公益認定等委員会
公益法人の会計に関する研究会
構成員名簿

大立目克哉	日本公認会計士協会非営利法人委員会委員長
梶川　融	日本公認会計士協会公会計協議会会長
金子良太	國學院大學経済学部教授
高山昌茂	協和監査法人代表社員
中田ちず子	中田公認会計士事務所、公益財団法人公益法人協会監事

（敬称略　50 音順）

（オブザーバー）

小森幹夫	公益認定等委員会委員長代理
小林敬子	公益認定等委員会委員
黒田かをり	公益認定等委員会委員
安藤まこと	公益認定等委員会委員

以　上

11

参考資料４

公益認定等委員会
公益法人の会計に関する研究会
報告書一覧

■ 26 年度報告（平成 27 年3月 26 日）
Ⅰ 小規模法人の負担軽減策
Ⅱ 公益法人会計基準の適用の在り方
Ⅲ 正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和
Ⅳ 財務諸表上の様式・勘定科目の改善
Ⅴ 財務三基準の解釈・適用
Ⅵ 定期提出書類
Ⅶ 財務三基準以外

■ 27 年度報告（平成 28 年3月 23 日）
Ⅰ 企業会計基準の公益法人への適用について
Ⅱ 26 年度報告の日本公認会計士協会実務指針等への反映
Ⅲ 公益法人の制度設計についてのアンケート結果

■ 28 年度報告（平成 29 年6月9日）
1. 公益目的取得財産残額の算定方法の検討
2. 定期提出書類上の記載内容の明確化（剰余金の発生理由・解消計画の記載例等）
3. 公益法人会計基準等の一覧性の向上・整合性の確保
4. 異常値の発生への対応
5. 特定費用準備資金の運用の点検及び遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化

■ 29 年度報告（平成 30 年6月 15 日）
1. 特定費用準備資金の運用の点検及び遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化について
2. 財務諸表における勘定科目の明確化の検討について
3. 別表Ｈ簡便版の作成のフォローアップについて

■ 30 年度報告（平成 31 年3月8日）
1. これまでの取り組みの振り返り

19

2. 29 年度報告のフォローアップ
3. 今後取り組むべき課題について

■ 令和元年度報告（令和2年5月 15 日）

Ⅰ 今年度の検討事項

1.「継続組織の前提」について
2. 指定正味財産の明確化
3. 有価証券評価損益等に計上された「評価損益、売却損益、為替差損益」の注記による区分開示
4. 有価証券評価損益の算定方法～洗替法と切放法～について
5.「正味財産増減計算書」から「活動計算書」への名称変更
6. 事業費及び管理費の形態別分類の集約化と機能別分類
7. 別表H簡便版について
8. 今後の検討の視点

Ⅱ 次年度以降検討を予定する課題

1.「活動計算書」について
2. その他

教材コード　Ｊ０２０８０５
研修コード　２１０６
履修単位　１単位

4 第３回調査会

１　日　時　　2021 年 7 月 26 日（月）18：30～20：30

２　場　所　　公益法人協会 10 階会議室

３　次　第

１．中小企業の会計（捕捉説明）（出塚委員）

２．労働者協同組合法の制定と市民活動（認定特定非営利活動法人まちぽっと事務局長　小林幸治先生）

３．NPO 法人・公益法人との比較で考える労働者協同組合制度「マインドは類似、セイドは相違」（特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会関口代表理事）

４．次回の日程

４　資　料

１．中小企業の会計（最終版）
２．労働者協同組合法の制定と市民活動
３．NPO 法人・公益法人との比較で考える労働者協同組合制度「マインドは類似、セイドは相違」
４．主な法人制度の比較表（仮）

※下線箇所は本報告書にバインドされている資料を指します。

資料１

令和３年７月 26 日

公認会計士　出塚清治

中小企業の会計(最終版)

目次

第一　会計
　はじめに
　１　大企業と中小企業
　２　企業会計
　３　会計の意味
　４　会計の役割
　５　事業年度と複式簿記
　（１）事業年度
　（２）複式簿記
　　①　複式簿記
　　②　貸借対照表と損益計算書との関係
　（３）簡単な計算例
　Ⅰ取引例と仕訳
　　（１）開始仕訳
　　（２）期中取引
　　（３）決算整理事項
　Ⅱ仕訳
　Ⅲ元帳への転記
　Ⅳ精算表の作成
　Ⅴ貸借対照表と損益計算書の作成
　Ⅵ計算書類等の作成上の留意点
第二　中小企業の会計
　１　企業会計と「要領」誕生の背景
　２　「要領」総論
　３　「要領」各論
　４　様式集

令和３年７月 26 日
公認会計士　出塚清治

中小企業の会計

第一　会計

はじめに

昭和２４年７月に公表された「企業会計原則」(経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告)は、「企業会計原則の設定について」の「目的一」において次のように述べている。

「我が国の企業会計制度は、欧米のそれに比較して改善の余地が多く、且つ、甚しく不統一であるため、企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握することが困難な状況にある。我が国企業の健全な進歩発達のためにも、社会全体の利益のためにも、その弊害を速やかに改めなければならない。

又、我が国経済再建上当面の課題である外資の導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適正化等の合理化の解決のためにも、企業会計制度の改善統一は緊急を要する問題である。

仍って、企業会計の基準を確立し、維持するため、先ず企業会計原則を設定して、我が国国民経済の民主的で健全な発達のための科学的基礎を与えようとするものである。」としてまとめられたものである。

この「企業会計原則」は、その後、法的に強制されるものではないが「一般に公正妥当と認められた会計の慣行」として利益を測定するための会計処理と報告原則として、商法や税法等の関係法令の改正に大きな役割を果たしてきた。

近年にいたり、「企業会計原則」(昭和２７年７月)は制定以来、その後の国際経済の環境の大きな変化を受けて急速に進展する経済の国際化に対応して「会計制度の国際標準化」に沿う形で多くの新会計基準が公表された。このように国際会計基準等の影響を受けて、企業会計は、高度な会計基準となり、実務のなかでは、中小企業には容易に受け入れら難いこととなってきたことに対して、中小企業の立場から平成１７年８月に「中小企業の会計に関する指針」(最終改正平成３１年２月) をまとめて公表されたが、この指針に対しては、実務を行うのなかで、会計処理を行うに実施可能な観点から困難を伴う点を考慮すべきとすることが求められた。

これを受けて、さらに、平成２４年２月に「中小企業の会計に関する基本要領」(以下、「要領」という。)を新たなルールが公表された。

この「要領」は、大企業と中小企業の相違を明らかにして、「中小企業の身の丈に合った会計ルール」として、「一定の水準を保ったもの」とした「要領」を定めたもので、次の四つの考え方を示している。

① 中小企業の経営者に役立つ会計
② 利害関係者と繋がる会計
③ 実務に配慮し税制と親和性のある会計
④ 実行可能な会計

以上の考え方は、複式簿記の会計を前提に取得原価主義を前面に押し出し、期間損益計算や中小企業の会計の実態を考慮し、簡便性と税務基準との整合性を図ったものである。

１　大企業と中小企業

従来、会社法は、我が国の企業会計が、「企業利益の計算」を重視し、投資者保護、債権者保護を目的として、受託責任機能と情報提供機能を重視し、公認会計士の監査を受けるとしている。税法は、課税の公平を目的とし「課税所得の計算」をする「確定決算主義」を採って納税申告の基礎としている。

現在の「企業会計基準」は、企業の国際化をとおして、国際会計基準を導入し、会計処理が複雑化してきている。このような状況のなかで公開企業に対する会計基準(大企の会計制度)と中小企業に対する会計基準(中小企業会計基準)の二つに分化してきている。

現行の「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」(会社法４３１)としているが、この「企業会計の慣行」については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」と「その他の企業会計の慣行」(会社計算規則３)の二つがあるとしている。

「その他の企業会計の慣行」が適用されるのは、会社法上の会計監査人設置会社以外の中小企業があり、具体的には、「中小企業の会計に関する指針」(以下、「中小指針」という。)と「中小企業の会計に関する基本要領」(以下「要領」という。)が公表されている。

中小企業の会計制度は、実務の簡便性を考慮し、会社法による会計と税務会計に依存している。

２　企業会計

企業会計は、企業の事業活動を行うに対して、資産・負債および純資産の増減変化を通して把握するが、それは、「企業会計原則」の定めに応じ、複式簿記の手法により、企業の財政状態と経営成績とを明らかにする。

(注) 企業の財政状態とは、資産、負債および純資産の額の状態を明らかにすることであり、これを表示する表が、貸借対照表である。

企業の経営成績とは、収益の額と費用の額を計算して利益の額を明らかにすることであり、これを表示する表が、損益計算書である。

貸借対照表は、資産の部(流動資産、固定資産、繰延資産に区分)、負債の部(流動負債、固定負債に区分)及び純資産の部（株主資本として、資本金、資本剰余韻、利益剰余金、自己資本に区分)に区分して表示する。

損益計算書は、営業損益計算、経常損益計算及び純損益計算に区分して表示する。

複式簿記は、実務の中から生まれ、企業が行う営利行為の結果について利益の測定の手段として使用される。この利益の測定のための会計処理と報告原則が、「企業会計原則」である。

この「企業会計原則」は、法的に強制されるものではないが、企業が作成する計算書類等を作成する際には、「一般に公正妥当と認められた会計の慣行」とさえ従うものとされている。

「企業会計原則」は、昭和２４年７月、「我が国経済の再建に必要な外資の導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適正化などに資するため、企業会計を統一しようとし

て作成されたものであり、その後における企業会計の指針として、また公認会計士による監査のよりどころとして、さらには税法や商法および財務諸表規則などの関係法令の改正や制定に大きな役割を果たしてきている。」

会社法では、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」（会社法 431）として、さらに、この基準は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。」として規定されている（財規 1②）。

近来、社会・経済の環境は大きく変ってきており、国際会計基準の変容等を受けて、その会計処理および報告原則も大きく変わって、複雑になってきている。

このような状況から複雑な会計になってきている中で、会計監査が求められない多くの中小企業は、2006 年には、419.8 万社で日本の企業数の 99.7%を占めている。この中小企業にたいして大企業との格差が存在するなかで、簡便な会計方式を求める意見が多く求められてきていた。

多くの中小企業では、会計担当者の人数も少ない経理体制が必ずしも十分ではない背景から、中小企業のため、「一定の水準を保ったもの」として基準を示すために「中小指針」が公表されたが、その後、さらに、中小企業の実務におけるより簡便な会計処理とすべく「要領」を定めている。

その主な内容は、①中小の経営に役立つ会計、②利害関係者とつながる会計、③実務に配慮した税制と親和性のある会計、④実行可能な会計などである。

企業は、主に対価性のある収益の計上とそれに対応する費用を計上し、収益・費用対応の原則を適用し、さらに、対価姓のない費用・収益を含めた期間損益計算を行い利益の額を計算し、経営状況を示す損益計算書を作成し、同時に資産・負債及び純資産の状態について財政状態を示す貸借対照表を作成する。

3　会計の意味

会計とは，経済主体(企業等)の経済活動（金銭の収支、現金の貸付けや借入れ。給料・通信費の支払、備品・土地・建物の購入など）や経済事象（備品・建物などの減価償却費、備品の破損など）について、複式簿記の手法を用いて主として貨幣額（金銭の額）で記録し、計算し、報告をすることをいい、かつ、伝達する行為である。また、これらの行為を通して得られた各種の情報は、会計情報と呼ばれる。

今日における経済社会の経済活動を営む主体としては、個人、企業、公益法人、国および地方公共団体などがあるが、会計は、これらの経済主体の相違により家計、企業会計、非営利法人会計、公会計などに分かれる。

会計の目的および内容は、当該経済主体の構成員および利害関係者の意思または要求によって決まる。

4　会計の役割

会計の役割は、経済主体の相違により家計、企業、非営利法人、国および地方公共団体などの種類により異なるが、基本的な役割は、次の三つをあげることができる。

①会計は、経済主体の事業活動の合理的・計画的に営むための手段として重要な役割をもっている。

②第二に、会計は、財産（積極、消極両財産を含む。）を管理し、または運用することを任された者が、これを所有し、または支配する者に対して，その管理運営に関する責任、つまり受託責任

を明らかにする手段として重要な役割をもっている。
③会計は、経済主体が生産し、または保有している財をその構成員または利害関係者に分配するための手段として重要な役割をもっている。

今日の主な会計は、一般に認められた会計基準として営利法人たる企業に適用される「企業会計の基準」と「その他の会計基準」が存在する。

企業会計は、企業の財政状態と経営成績を明らかにすることを目的としており、その重点は，企業における営利性の追求という基本的な目的に即して企業の経営成績を把握し，もってその収益力や分配可能利益を算定することに置かれている。

一方、企業会計ではないが、営利を目的としない公益法人の会計がある。「公益法人の会計は、寄付者等より受け入れた寄付金や会費等を財源として調達された財産についての管理運営を明らかにすることを主眼として、受託責任を明らかにする。」こととしている。

このことは、主に「営利を目的としている損益計算を行う営利法人の会計」と「営利を目的としない公益目的事業を行う非営利法人の会計」があり、その相違点は、利益の計算を行うかどうかにある。

５　事業年度と複式簿記

（１）事業年度

企業は、その事業活動を反復・継続して行っている。この連続的な事業活動を定期的に区切って、法人の財産の変動やその現状を明らかにするため、一定の期間を定める必要がある。これを事業年度又は会計期間という。

この一定の期間を区切るとは、企業が継続して事業を行うが、人為的に一定の期間を定めて、期間ごとに企業の事業活動についての結果を明らかにするためである。

事業年度は、一般に１年間を一事業年度とし、その事業年度の初めを期首、終わりを期末という。例えば、毎年４月１日から事業年度が始まり、翌年３月３１日に事業年度が終わりとすると，期首は４月１日であり、期末は翌年３月 31 日である。

（２）複式簿記

もともと、会計とは、現金の収支の計算から始まる。現金の収支の計算とは、現金の収入・支出に関するものであり、いつどのようにして現金を収入し、これをいつどのような目的のために支出し、その残高がいまどれだけ手もとにあるかを明らかにする手続きを指す。

期首の現金残高＋期中の現金の増減額（収入・支出）＝期末の現金残高

この場合、単に現金の収入・支出だけを記録・計算をするだけで満足すべきではなく、それらの収入・支出の原因ないしは由来をもあわせ明らかにすることが望ましい。それは、収入・支出の原因を計算上明らかにし、手もとにあるはずの額が実在している手もとの残高との額を照合し、それら両者のあいだの一致・不一致を確かめることも、記録・計算の果たす重要な役割である。

現金の増加（収入）－現金の減少（支出）＝現金の増減額
↓　　↓　　＋
収入の原因　　支出の原因　　期首の現金の残高
＝
期末の現金の残高(手もとの残高)

企業は、現金の収入・支出だけでなく、いろいろな事業活動について、帳簿への記録が日々おこなわれる。簿記とは、一般に複式簿記といい、企業の事業活動を一定の記帳方法にしたがって、純資産の増減と残高を帳簿に記録し、計算・整理することをいう。

一定の記帳方法とは、企業活動および関連事象を「借方」と「貸方」（複式簿記上の勘定形式では、借方は左側を意味し、貸方は右側を意味する。）に分解記録する仕訳に始まって、資産、負債および純資産、ならびに純資産の増減を示す収益および費用の勘定に転記し、試算表を作成し、決算整理、および計算書類を作成するプロセスをいう。

この複式簿記は、発生主義により、一定の記帳方法により、主に、純資産の増減（収益及び費用）と残高を明らかにするが、その計算構造のイメージは、次のようである。

(期末における純資産額の残高＝財政状態＝貸借対照表)

期首の純資産額
＋期中の純資産の増加額－期中の純資産の減少額＝期末の純資産額（残高）
↓　　↓
期中の純資産の増加額－期中の純資産の減少額＝純利益又は純損失（増減）

(期中における純資産額の増加額（収益）及び減少額（費用）＝経営成績
＝損益計算書)

(注)収益及び費用の増減をもたらさない簿記上の「交換取引」等は、上記の純資産額の増減原因には、含めていない(その例：現金による建物等の購入など)。

上記のように複式簿記は、企業の事業活動を事業年度ごとに区切って、一定時点における財政状態と一定期間における経営成績を、主として貨幣額で明らかにするものである。

以上の財政状態とは，一定時点の企業の資産、負債および純資産額の状態を指し、経営成績とは、一定期間の収益および費用ならびにその差額である純利益（または純損失＝純資産の増減額）の状況を指すが、それは、一事業年度における純資産の増減と残高を表わし、貸借対照表と損益計算書に要約される。

この両者は、複式簿記の方式により、次のように、有機的な関係において作成される。

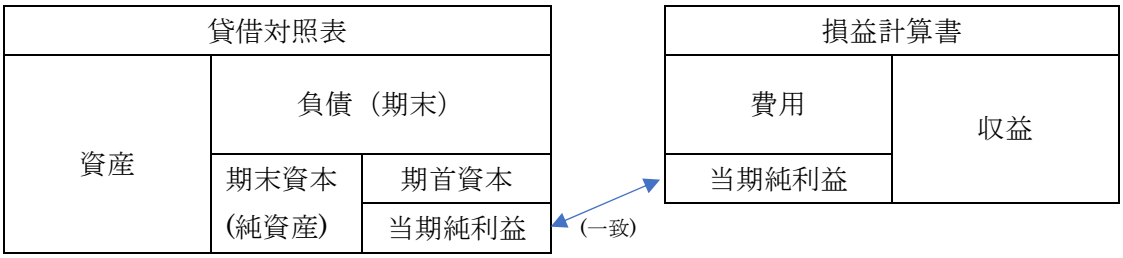

以上の関係を明らかにするため、複式簿記の計算構造について理解を助けるため、（３）簡単な計算例を示す。

（３）簡単な計算例

以下の計算書類の作成までにいたるまでの会計手続きのながれは次のようである。

取引　→　仕訳　→　元帳への転記　→　試算表の作成　→精算表の作成
　　→　財務諸表(貸借対照表及び損益計算書）の作成

Ⅰ取引例

この計算例においては、法人税等および消費税等を考慮していない。

（１）開始取引

①期首貸借対照表

期首貸借対照表

令和×４月１日現在

資産		負債及び純資産	
現金	1,500	買掛金	800
売掛金	3,000	退職給与引当金	500
商品	1,000	純資産	6,700
什器備品	2,500		
合計	8,000	合計	8,000

（２）期中取引

②売掛金３，３００円を現金で回収した。

③商品６，０００円を購入し、５，００円は現金で、残金は掛けとした。

④商品12，０００円を売上、8，７００円は現金で、残金は掛けとした。

⑤買掛金８００円を現金で支払った。

⑥管理費として給料３，０００円及び旅費１，０００円を現金で支払った。

（３）決算整理事項

⑦決算において、商品の棚卸高は、Ｉ，２００円であった。

⑧決算において、什器備品の減価償却費250円を計上する。

⑨決算において、退職給与の当期発生見積額300円を計上する。

Ⅱ上記の取引について仕訳

(1) ①

借方		貸方	
現金	1,500	買掛金	800
売掛金	3,000	退職給付引当金	500
商品	1,000	純資産	6,700
什器備品	2,500		

(2) ②	現金	3,000	売掛金	3,000
③	仕入	6,000	現金	5,000
			買掛金	1,000
④	現金	8,700	売上	12,000
	売掛金	3,300		
⑤	買掛金	800	現金	800
⑥	管理費－給料	3,000	現金	4,000
	〃　－旅費	1,000		
(3) ⑦	商品	1,200	仕入	1,200
	仕入	1,000	商品	1,000
⑧	管理費			
	ー減価償却費	250	什器備品	250
⑨	〃			
	ー退職給付引当金	300	退職給付引当金	300

III元帳への転記

元帳への転記は、省略して、直接、IV精算表を作成する。

Ⅳ精算表の作成

科目	貸借対照表（期首）		期中取引		決算整理事項		決算整理後試算表		損益計算書		貸借対照表（期末）	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
現金	1,500		11,700	9,800			3,400				3,400	
売掛金	3,000		3,300	3,000			3,300				3,300	
商品	1,000				1,200	1,000	1,200				1,200	
什器備品	2,500					250	2,250				2,250	
買掛金		800	800	1,000				1,000				1,000
退職給付引当金		500				300		800				800
純資産（期首）		6,700						6,700				6,700
	8,000	8,000										
売上				12,000				12,000		12,000		
仕入			6,000		1,000	1,200	5,800		5,800			
管理費－給料			3,000				3,000		3,000			
〃　－旅費			1,000				1,000		1,000			
〃　－減価償却費					250		250		250			
〃 －退職給付引当金繰入					300		300		300			
当期純利益									1,650			1,650
			25,800	25,800	2,750	2,750	20,500	20,500	12,000	12,000	10,150	10,150

（注1）貸借対照表（期首）と期中取引は、元帳において勘定別に記録・計算・集計されるので、簿記上では一括して試算表が作成される。
ここでは、簿記の計算構造の理解を助けるために、別々に記載している。

（注2）損益計算上、売上高と売上原価を明らかにするが、この試算表においては、仕入額が売上原価となる。

（注3）当期純利益は、貸借計算書項目（資産・負債・純資産）と損益計算書項目（収益・費用）に集計し結果の差額として計算される。

Ⅴ貸借対照表及び損益計算書等の作成

（１）貸借対照表

貸借対照表(略式)

令和×２年３月３１日現在

資産	金額	負債及び資本	金額
現金	3,400	買掛金	1,000
売掛金	3,300	退職給付引当金	800
商品	1,200	純資産(期首)	6,700
什器備品	2,250	当期純利益	1,650
	10,150		10,150

（２）損益計算書

損益計算書(略式)

令和×年４月１日から令和×２年３月３１日まで

費用	金額	収益	金額
売上原価	5,800	売上	12,000
管理費－給料	3,000		
〃　ー旅費	1,000		
〃　ー減価償却費	250		
〃　ー退職給付引当金繰入	300		
当期純利益	1,650		
	12,000		12,000

（３）財務諸表に対する注記

（省略）

Ⅵ　計算書類等の作成上の留意点

１　計算書類等の様式は、雛形に沿っているか

２　計算書類における資産・負債及び費用・収益の分類・勘定科目は、科目表に沿っているか

３　貸借対照表の資産・負債の実在性・網羅性を検討したか

①現金預金及び債権債権、有価証券、棚卸資産、固定資産は、取得原価により計上し、
実在性を確認したか

②金銭債務、引当金の負債額は、網羅性を確認しているか、簿外負債はないか

③消費税等、未払法人税等、未払事業税等は、適切に計算し、計上しているか

４　損益計算書の費用・収益の計上額を検討したか

①費用・収益は、総額で計上し、費用・収益は、対応しているか

②収益の計上は、実現主義により適切に計上されているか

③売上原価・費用の計上は、発生主義により適切に計上されているか
固定資産は、取得原価により計上し、減価償却は、適切に計算しているか
貸倒損失、退職給付費用、減損等の損失は、適切に計算しているか

④経過勘定は、正しく期間損益に反映しているか

5 粉飾・逆粉飾について

（粉飾）

①資産を過大、売上を過大に計上

②売上原価・費用を過少、債務を過小に計上

（逆粉飾）

①資産を過小、売上を過小に計上

②売上原価・費用を過大、債務を過大に計上

第二　中小企業の会計

１　企業会計と「要領」誕生の背景

企業の財政状態と経営成績を明らかにするために複式簿記を前提に企業会計は誕生した。

「商人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。」(商 19①) とし、会社法では、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と会計処理と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」(会社法 431) としている。

会社計算規則では、「一般に公正妥当と会計処理と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行」と称して会計基準が会計慣行に含まれているとして企業慣行は複数存在していると考えられている(計規３)。

我が国の企業会計は、「企業会計原則」(昭和２４年７月)をベースに発展してきた。これは、商法・会社法、金融商品取引法を背景にしていたものであるが、「中小企業の国際化への影響を回避または最少減にすべきとの問題意識等から２０１０年２月に企業会計基準委員会等の民間団体により設置された「非上場会社の会計基準に関する懇談会」における議論、同年３月に中小企業庁に設置された「中小企業の会計に関する研究会」にける議論等を踏まえ．平成２３年２月に中小企業の会計に関する検討会が設置され議論が開始され、中小企業の実態に即した新たな中小企業の会計処理のあり方についての検討が開始された。」

この研究会は、における検討の結果、中小企業の実体等に照らして実施可能なものとするためのものとして検討した結果等をまとめたものである。その結果、誕生した「要領」は、「１．総論」、「２．各論」及び「３．様式集」からなりシンプルな構成としてまとめられている。

２「要領」総論

目 的

（１）「中小企業の会計に関する基本要綱」（以下「本要領」という。）は、中小企業の多様な事態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参考するための会計処理や注記等を示すものである。

（２）本要領は、計算書類等の開示先や経理体制等の観点から。「一定の水準を保ったもの」とされている「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小指針」という。）と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象に、その実態に即した会計処理のあり方をとりまとめるべきとの意見を踏まえ、以下の考えに立って作成されたものである。

・中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計

・中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報に資する会計

・中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和をはかった上で、会社計算規則に準拠した会計

・計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計

「要領」は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の一つとしていることから、中小企

業が、計算書類等を作成する際には、この「要領」を参考にすべきものとして作成したものである。企業の実態に応じた会計処理の選択ができる会計ルールとして容認されたものである。

「要領」は、取得原価主義を基礎として、中小企業の会計慣行をルール化したものであり、時価の把握が困難な状況を考慮し、中小企業の特性を生かし、税法基準を尊重した会計基準としたものであり、「企業会計基準」とは、一線を画している。

本要領載りようが想定される会社

（1）本要領の利用は、以下を除く株式会社が想定される。

・金融商品取引法の規制の適用対象会社

・会社法上の会計監査人設置会社

(注)中小指針では、「とりわけ、会計参考人設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当である」とされている。

（2）特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、本要領を利用することができる。

「要領」は、会計監査を前提とする上記以外の会社についての適用を想定しているが、規模等によって利用する想定される会社については、規定していない。

企業会計基準、中小指針の利用

本要領の利用が想定される会社において、金融商品取引法における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(以下「企業会計基準」という。)や中小指針に基づいて計算書類等を作成することを妨げない。

会社法では、「企業会計基準」、「中小指針」、「要領」の三つが会計の慣行とされているが、「要領」を適用する中小企業については、「企業会計の基準」および「中小指針」を適用してもよいとしたものである。

複数ある会計処理方法の取扱い

（1）本要領により複数の会計処理の方法が認められている場合には企業の実態等に応じて、適切な会計処理の方法を選択して適用する。

（2）会計処理の方法は、毎期継続して同じ方法を適用する必要があり、これを変更するに当たっては、合理的な理由を必要とし、変更した旨、その理由及び影響の内容を注記する。

複数の会計処理の方法が認められている場合には、企業の実態等を考慮して適切な会計処理を行うものとしている。

また、「企業会計原則」では、一般原則五において、「継続性の原則」を示している。この原則を「要領」は、要請しているものである。

各論で示していない会計処理等の本要領で示していない会計処理の方法が必要になった場合には、企業の実態等に応じて、企業会計基準、中小指針、法人税等で定める処理のうち会計上適当と認められる処理、その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の中から選択して適用する。

①「企業会計基準」には、中小企業においては行われていない会計処理がある。たとえば、強制評価減などは、そのときの「時価」とは、市場価額のない将来の「時価」は存在せず、「回復の見込み」があるかないかは、経営者の判断で、公正な会計慣行とは、認められないことがある。

②税法基準を尊重した会計基準とは、たとえば、①貸倒引当金についての法定繰入率による算定、②有価証券の評価方法、③棚卸資産の「最終仕入原価法」の適用、④退職給付引当金についての合理的な引当額の計算、⑤税効果会計の適用の強制などである。

③「企業会計基準」をベースに連結財務諸表、税効果会計、減損会計、資産除去債務会計など国際会計基準の動向に膨大な会計基準が公表されてきたが、これは、中小企業のための会計になじまない会計として、中小企業には強制されるものではないことを想定している。

国際会計基準との関係

本要領は、安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準の影響をうけないものとする。

「要領」は、「一定の水準を保ったもの」としている「中小指針」にくらべて、簡便な会計処理を行うことが適当とされ、簡便な会計処理とするため、国際会計基準の影響は受けないことを明確にした。

本要領の改訂

本要領は、中小企業の会計慣行の状況等を勘案して、必要と判断される場合には、改訂をおこなう。

「要領」は、今後の改訂についての考え方を想定した。

記帳の重要性

本要領の利用にあたっては、適切な記帳が前提とされている。経営者が自社の経営状態を適切に把握するために記帳が重要である。記帳は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って行い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならない。

要領は、「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」を受けたもので、当然のことながら、記帳の重要性を考慮したものである。

「正規の簿記の原則」とは、複式簿記の原則を意味し、正しく記帳しなければならないものとして、記帳の重要性を強調している。

本要領の利用上の留意点

①企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。（真実性の原則）

②資本取引と損益取引は明瞭に区別しなければならない。（資本取引と損益取引の区分の原則）

③企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、

企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。（明瞭性の原則）
④企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。（保守主義の原則）
⑤株主総会提出なため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。（単一性の原則）
⑥企業会計の目的は、企業の財務内容を明らかにし、企業の経営状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにある。このため、重要性の乏しいものについては、本来の会計処理によらないで、他の簡便な方法により処理することも認められる。（重要性の原則）

「要領」は、「企業会計原則」におけるすべての原則を要請したものである。

なお、当然のことであるが、「要領」は、法的な拘束力はなく、複式簿記を前提に取得原価主義がベースであり、どのように時価を考慮するか（減損の判定・認識を行うべきか、見積もりを行うべきかなど）は、企業が重要性を考慮して判断することになる。

3「要領」各論

「要領」は、Ⅰ．総論の考え方を受けて、項目ごとに、整理している。

１．収益、費用の基本的な会計処理

①収益の計上基準

原則として、製品、商品の販売又はサービスの提供時。（実現主義）

②費用の計上基準

原則として、費用の発生原因となる取引時又はサービスの提供時。（発生主義）

③収益と費用を対させる期間損益計算をする。（費用・収益対応の原則）

④収益・費用は総額主義で計上する。（総額主義）

収益の項目と費用の項目を相殺して損益計算書から除去してならない。

２．資産、負債の基本的な会計処理

①資産は、原則として、取得価額で計上する。（取得原価主義）

②負債のうち、債務は、原則として、債務額で計上する。

３．金銭債権及び金銭債務

①金銭債務は、原則として、取得価額で計上する。

②金銭債務は、原則として、債務額で計上する。

社債を額面金額未満で購入する場合又は購入する場合には、決算において、額面金額と取得価額との差額を購入から償還までの期間で案分して受取利息又は支払利息として計上することができる。

③取得価額で計上した受取手形を割引いたり、譲渡した場合には、貸借対照表に注記することになる。

4．貸倒損失、貸倒引当金

①倒産手続き等により再建が法的に消滅した場合には、貸倒損失として計上する。

②債務者の資産状況、支払能力等から見て回収不能な債権については、回収不能額を貸倒損失として計上する。

③債務者の資産状況、支払能力等から見て回収不能のおそれのある債権については、その回収不能見込額を貸倒引当金に計上する。

5．有価証券

①有価証券は、原則として、取得価額で計上する。(計算規則５①)

②売買目的の有価証券を保有する場合は、時価で計上する。(法人税法の規定と同様)

③有価証券の評価方法は、総平均法、移動平均法等により、期末に金額（取得原価）を計算する。

④時価が取得価額よりも著しく下落（ここの銘柄が、５０％程度以上の下落をいう。）したときは、回復の見込みがあると判断したときを除き、評価損を計上する。「回復の見込み」の判断は、困難な場合が多い。

6．棚卸資産

①棚卸資産は、原則として、取得価額で計上する。(計算規則５)

②棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法による。

③棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法等による。

「最終仕入原価法」は、中小企業で多く利用していることから、他の評価方法とともに認めている。

④時価が取得価額よりも著しく下落したときは、回復の見込みがると判断した場合を除き、評価損を計上する。

7．経過勘定

①前払費用及び前受収益は、当期の損益計算に含めない。

②未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に反映する。

③金額的に重要性が乏しい場合には、受取時又は支払時に計上することもある。

8．固定資産

①固定資産は、有形、無形及び投資その他の資産に分類する。

②固定資産は、原則として、取得価額で計上する。(計算規則５)

③有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、相当の減価償却を行う。

④無形固定資産は、原則として定額法により、相当の減価償却を行う。

⑤固定資産の耐用年数は、法人税法に定める期間等、適切な利用期間とする。

⑥固定資産いついて、災害等により著しい資産価値の下落が判明したときは、評価損を計上する。

９．繰延資産

①創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費及び新株予約権発行費は、費用処理するか、繰延資産として資産計上する。

②繰延資産は、その効果の及ぶ期間にわたって償却する。

③法人税法固有の繰延資産は、会計上の繰延資産には該当しないため、その他の固定資産に「長期前払費用」として計上するとなどが考えられる。

１０．リース会計

①リース取引に係る借手は、賃貸借取引又は売買取引に係る方法に準じて会計処理をおこなう。

②売買取引に係る方法に準じた会計処理とは、リース取引を通常の売買取引と同様に考える方法である。金融機関等からの資金の借入を行って資産を購入した場合と同様に扱う方法である。

１１．引当金

①引当金は、当期の負担に属する費用又は損失として計上し、その残高を貸借対照表の負債の部に計上する。

引当金に該当するものは、次のようである。

・将来の特定の費用又は損失であること
・発生が当期以前の事象に起因すること
・発生の可能性が高いこと
・金額が合理的に見積もることができること

②賞与引当金は、翌期に従業員に対して支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額を計上する。

③退職給付引当金については、

退職金規定や退職金等の支払に関する合意があり、退職一時金制度を採用している場合において、当期末における退職給付に係る自己都合要支給額を計上する。

④中小企業退職金共済、特定退職金共済、確定拠出年金等、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じない制度を採用している場合においては、毎期の掛金を費用に計上する。

１２．外貨建取引等

①外貨建取引は、当該取引発生時の為替相場による円換算額で計上する。

②外貨建金銭債権債務については、取得時の為替相場又は決算時の為替相場による円換算額で計上する。

１３．純資産

①純資産とは、資産の部の合計額から負債の部の合計額を控除した額をいう。

②純資産おうち株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金等から構成される。

③資本金及び資本剰余金は、原則として、株主から会社に払い込まれた金額をいい、資本剰余金は、

会社法上、株主への分配が認められていない部分と認められる部分の額に区分される。

④利益剰余金は、原則として、各期の利益の累計額から株主への配当等を控除した金額をいう。利益剰余金は、会社法上、株主への分配が認められていない部分と認められる部分のその他の額に区分される。またその他の剰余金は、任意積立金と繰越利益剰余金に区分される。

⑤期末に保有する自己株式は、純資産の額の株主資本の末尾に自己株式として一括して控除する形式で表示する。

１４．注記

①会社計算規則に基づき、重要な会計方針に係る事項、株主資本等変動計算書に関する事項等を注記する。

②計算書類は、経営者が、企業の経営成績や財政状態を把握するとともに、企業の外部の利害関係者に経営成績や財政状態を伝える目的で作成するが、貸借対照表や損益計算書の情報を補足するために、一定の注記をする必要がある。

一定の注記とは、重要な会計方針に係る事項については、有価証券や棚卸資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準等をいう。

その他、会計方針の変更又は表示変更もしくは誤謬の訂正を行ったときは、その内容等の情報は、利害関係者にとって重要な会計情報であり、計算書類の信頼性を高めることになる。

１５．様式集

様式集では、１貸借対照表、２損益計算書、３株主資本等変動計算書、４個別注記表、５製造原価明細書、６販売費及び一般管理費の明細の様式集を示しているが、法人に採っては、実務に即して、簡易なものとなっている。

参考文献

武田隆二「新会社法と中小会社会計」中央経済社
河﨑崎照行・万代勝信「中小会社の会計要領」中央経済社
河﨑照行「最新中小企業会計論」中央経済社
中島茂幸「中小会社の計算書類と経理実務」税務経理協会
番場嘉一郎監修「改訂詳説公益法人会計基準」財団法人公益法人協会
内閣総理大臣官房管理室編「公益法人会計基準の解説」財団法人公益法人協会
新井清光「新版財務会計論」中央経済社
新井清光・出塚清治「やさしい公益法人会計」財団法人公益法人協会
加古宣人編著（総務省大臣官房管理室編集協力）「公益法人会計基準の解説」財団法人公益法人協会

参考資料

「中小企業の会計に関する基本要領」（平成 24 年 2 月 1 日中小企業に関する検討会）
中小企業の会計に関する指針（最終平成 31 年 2 月 27 日　日本税理士連合会
日本公認会計士協会
日本商工会議所
企業会計基準委員会）

資料２

2021年7月26日
公益財団法人公益法人協会 法制・税制調査会

労働者協同組合法の制定と市民活動

NPO法人まちぽっと
小林幸治

略歴

1992年 「アースデイ・こどもの国」事務局
1996年10月－2017年3月（解散） 市民がつくる政策調査会事務局
（2001年より事務局長）
2009年8月－2012年11月 衆議院石毛鉄子議員秘書（兼務）
2013年4月－2015年3月 市民セクター政策機構職員（兼務）
2017年4月－2019年3月 生活クラブ生協・神奈川嘱託職員
2019年4月－現在 NPO法人まちぽっと事務局長（2017年から理事）

市民政策調査会運営委員兼事務局長、認定NPO法人化学物質過敏症支援センター理事、NPO法人多摩川センター理事、アビリティクラブたすけあい（ACT）理事、など。

1.2つ立法運動
　1)ワーカーズ・コープ
　2)ワーカーズ・コレクティブ

2.法案作成と協議のポイント
　1)非営利と出資
　2)労働者性

3.期待と課題
　1)出資型非営利活動の拡大
　2)働き方改革への期待と課題

1)ワーカーズ・コープ

労働者協同組合(ワーカーズコープ)とは

ワーカーズコープは、働く人びとや市民がみんなで出資し、経営にみんなで参加し民主的に事業を運営し、責任を分かち合って、人と地域に役立つ仕事を自分たちでつくる協同組合です。

働く人たち、サービスを利用する利用者や家族、地域に住む人たちと“協同”しながら、みんなで事業を運営します。そして、意見を出し合い、話し合いをしながら、新しい仕事や地域活動に挑戦します。

みんなで協同し、「ともに生き、ともに働く」社会をつくる『協同労働』を地域のみなさんに伝え、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

「日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会」WEBサイトより

1)ワーカーズ・コープ

1971　兵庫県西宮市で高齢者事業団が産声を上げ、全国各地で「失業者・中高年者」の仕事づくりをめざす「事業団」が誕生。自治体からの委託事業を柱に事業が広がる。

1979　全国から36の事業団が集い、「中高年雇用・福祉事業団全国協議会」を結成。

1986　第7回全国総会で労働者協同組合への組織的発展を決定。「中高年雇用・福祉事業団全国協議会」から「中高年雇用・福祉事業団(労働者協同組合)連合会」へと発展。

「日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会」WEBサイトより

1)ワーカーズ・コープ

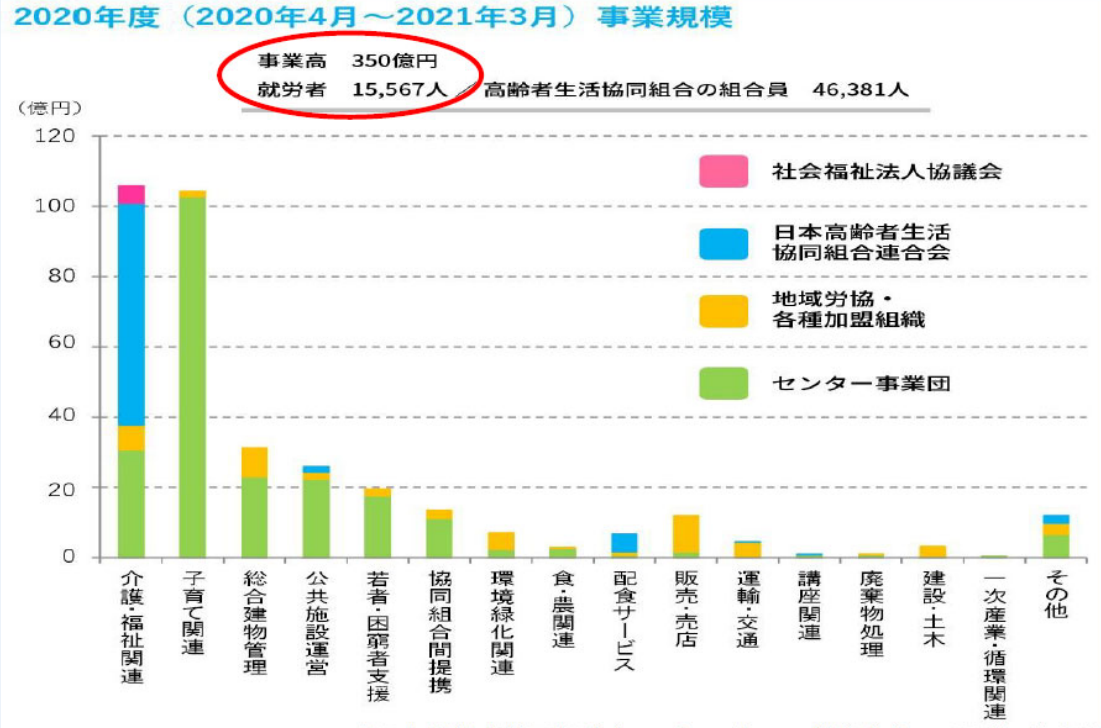

「日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会」WEBサイトより

1)ワーカーズ・コープ

協同労働の協同組合の原則(抜粋)

協同労働の協同組合は、共に生き、共に働く社会をめざして、市民が協同・連帯して、人と地域に 必要な仕事をおこし、よい仕事をし、地域社会の主体者になる働き方をめざします。尊厳あるいのち、人間らしい仕事とくらしを最高の価値とします。
1.仕事をおこし、よい仕事を発展させます
2.自立・協同・連帯の文化を職場と地域に広げます
3.職場と地域の自治力を高め、社会連帯経営を発展させます
(1)全組合員経営を進めます。
(2)社会連帯経営を発展させます。
4. 持続可能な経営を発展させます
5.人と自然が共生する豊かな地域経済をつくり出します
6.全国連帯を強め、「協同と連帯」のネットワークを広げます
7.世界の人びととの連帯を強め、「共生と協同」の社会をめざします

「日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会」WEBサイトより

2)ワーカーズ・コレクティブ

1982年日本に初めてのワーカーズ・コレクティブが神奈川県横浜市に誕生し、その後全国に広がりました。WNJは全国のワーカーズ・コレクティブが連携する組織で1995年に設立しました。
以来、小さな事業体であるワーカーズ・コレクティブが全国規模でまとまり協力し合って、
「ワーカーズ・コレクティブの法制化」や「組織運営や事業経営の中で見えてきた課題解決の方法を発信すること」など、
「ワーカーズ・コレクティブ(=働く人の協同組合)を社会にアピールし拡げていくこと」を目的に活動しています。また、連携組織のない地域での起業支援や伴走支援なども行っています。

「ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン(WNJ)」WEBサイトより

2)ワーカーズ・コレクティブ

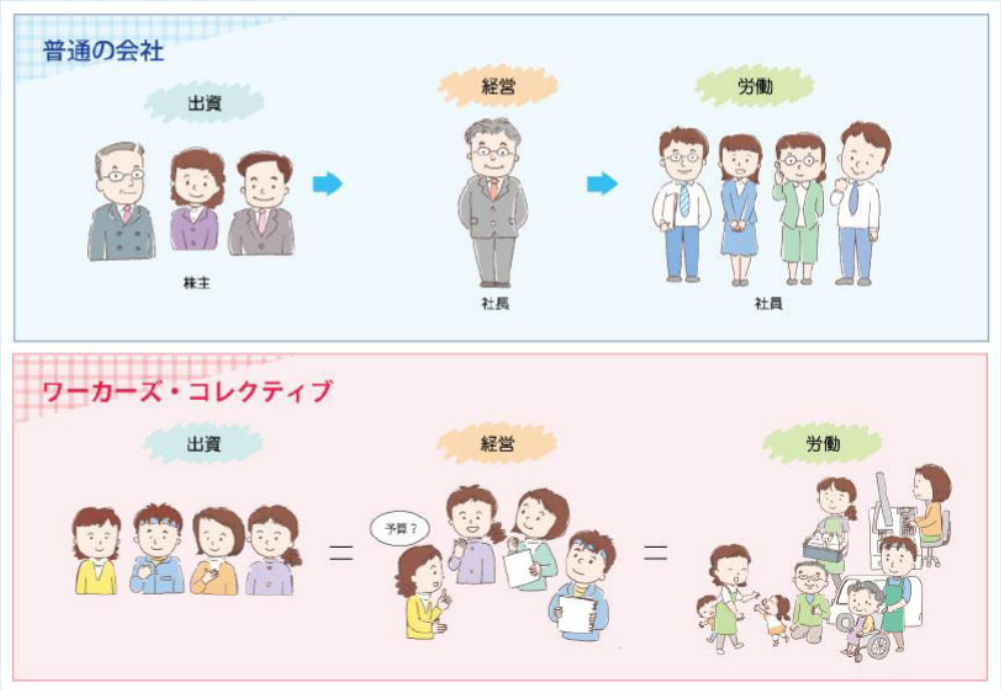

「ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン(WNJ)」WEBサイトより

2)ワーカーズ・コレクティブ

全国で500以上のワーカーズ・コレクティブが事業を行っています。

- **食**　安全な手作りの食を提供
- **高齢者・障害者支援**　年を取っても、障害があっても住み慣れたまちで暮らすための支援
- **子育て支援**　子どもや子育て中の親を支援
- **市民文化**　市民のための生活・文化関連事業
- **環境事業**　リサイクル、エコロジーの生活提案
- **情報発信**　市民のための情報発信事業
- **生協委託業務**　協同組合活動を支える

「ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン(WNJ)」WEBサイトより

- WNJ加入団体340/事業高134億円

(「労働者協同組合法ガイドブック」より)

2)ワーカーズ・コレクティブ

- 出資　メンバー全員が出資をし、共同経営で事業を行ないます。全員が対等なオーナーです。出資金はその事業を立ち上げるための資金になります。
- 経営　みんなで経営します。予算を立て、事業計画をつくり、それに基づき責任をもって運営していきます。一人一票。地域のために適正価格で。
- 労働　同じ目的を持った仲間が集まって。支えあって自分らしく。性別、年齢、ライフスタイル、障がいなどの違いを理解し合い、認め合ってともに働く場をつくり、働きます。雇われない働き方。

「ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン(WNJ)」WEBサイトより

2)ワーカーズ・コレクティブ

ワーカーズ・コレクティブの価値と原則
価値
　ワーカーズ・コレクティブは相互扶助の精神で自立、相互責任、民主主義、平等、公正という価値に基礎をおきます。またそのあらゆる活動において、正直、公開、社会的責任ならびに他者への配慮を大切にします。
原則
- 目的　ワーカーズ・コレクティブは社会的、経済的自立をめざす人々が、地域に開かれた労働の場を協同で作り出すものです。
- 加入　協同労働に参加し、人間としての自立を推進する事業を共有するために、責任を引き受ける用意のある人は、誰でも自発的意志によって出資をして加入できます。
- 民主主義　小集団制をとり一人一票の民主的運営を行います。また一人ひとりが経営責任を負い、組織の情報を共有します。
- 財務　初期出資で起業する自覚を持ち、また起業に必要な資本を準備します。なお資本の一部は不分割とし、個人に帰さないものとします。社会的基準による公正な労働所得および社会的保障の実現をめざし、財務に関する情報は公開しなければならない。解散時に清算後の組合財産は他の協同組合、またはワーカーズ・コレクティブに譲ります。
- 教育　自立をめざして、社会、経済、エコロジーなどについての基礎知識を学習し、生活価値産業の技能を共有によって高めます。
- 地域社会への貢献　ワーカーズ・コレクティブの事業は地域の生活価値に直結するものであるから、事業を通じて地域社会の維持発展に役立つ領域を拡大していきます。
- 協同組合間協同　ワーカーズ・コレクティブ及び他の協同組合等との連携による協同事業、共同利用施設の設置をすすめます。
- 公的セクターとの関係　ワーカーズ・コレクティブは、政府その他の公的組織から独立した市民の団体です。目的および市域社会への責任を果たす上で必要な事業については、事業分野を明確にした上で、公的セクターとの連携を行います。

「東京ワーカーズ・コレクティブ協同組合」WEBサイトより

2つの立法運動

ワーカーズ・コープ

- 1996年　労働者協同組合（ワーカーズコープ）への社会的な関心の高まりを追い風に労働者協同組合法制化のための研究会等が発足
- 1998年　労協連「労働者協同組合法制定運動推進本部」開設出陣式を行い、法制定運動の開始を宣言
- 2000年　法制化を市民の運動として展開していくために「協同労働の協同組合法の制定をめざす市民会議」（初代会長：大内力東京大学名誉教授）を結成、「協同労働の協同組合」法制化に向けた運動を開始
- 2007年　法制化市民会議会長に笹森清氏（元連合会長、労働者福祉中央協議会会長）が就任。団体賛同署名（1万団体）

  制定を求める自治体意見書決議（2007年12月埼玉県北本市の議員員発議による制定を求める意見書決議を皮切りに早期制定を求める意見書決議を自治体で採択、「議員発議」「誓願」「陳情」、2020年3月現在930自治体）。

  全国各地で法制化市民集会を開催。ワーカーズ・コレクティブとの法制化運動の連携

「日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会」WEBサイトより

2つの立法運動

ワーカーズ・コレクティブ

- 1993年　第1回全国会議開催（埼玉）。164団体　4000人、ワーカーズ・コレクティブの現状と問題点について議論され、法制化への方向性を検討
- 1997年　「ワーカーズ・コレクティブ法案第一次要綱案」をWNJで作成、発表
- 2002年　第2次ワーカーズ・コレクティブ法研究会が各省庁との会合を持つ。民主党が中小企業等協同組合法の中へ「市民事業組合」を加えると言う法改正を衆議院法制局へ検討依頼
- 2005年　第3次ワーカーズ・コレクティブ法研究会「非営利法人制度」に関しての要望書提出
- 2007年　法制化市民会議に参加、12月に全国に先駆けて埼玉県深谷市で早期制定を求める意見書が採択され国会に提出される（その後872の地方議会（全国の約45％）から提出）

「ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン（WNJ）」WEBサイトより

2つの立法運動

- 2008年　超党派の国会議員連盟「協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟」設立（最高時250人超）
- 2010年　民主党議連の「協同労働の協同組合」（仮称）法要綱（案）が、議員連盟3役会議での議論の遡上に
- 2010年　超党派議員連盟総会で「協同労働の協同組合法案（仮称）要綱」を確認・了承
- その後、法要綱案（2010年4月14日議連総会確認・了承）を巡って、「労働者保護」の問題（集団的労使関係法、最低賃金法等）に対する懸念が労働組合ナショナルセンター、労働弁護団等から出され、市民会議では法制化の基本目標と共に、法制化による社会的な“労働”を巡る影響を加味した、内容の討議を議員連盟に要請
- 2011年　民主党議連部会において、労働者協同組合で働く組合員は労基法第9条の労働者との合意に基づく法案要綱を作成
- 2016年　桝屋敬悟衆議院議員を座長とする「地域で活躍する場づくりのための新たな法人制度検討会」が公明党一億総活躍推進本部に設置され、法制化に向けたヒアリング、現場視察などが実施される

2つの立法運動

- 2016年1月　桝屋敬悟衆議院議員を座長とする「地域で活躍する場づくりのための新たな法人制度検討会」が公明党一億総活躍推進本部に設置され、法制化に向けたヒアリング、現場視察などが実施される
- 5月　「与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム（以下、WT）」（座長：田村憲久衆議院議員、座長代理：桝屋敬悟衆議院議員他）が政府与党の政策責任者会議の中に設置され、衆議院法制局第五部、厚生労働省勤労者生活課、当事者団体である労協連、ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン（WNJ）の参加のもと、法案づくりに向けた議論を開始
- 7月　協同組合憲章の国会決議を目的に旧民主党を中心に組織されていた「協同組合振興研究議員連盟」が「『協同労働の協同組合法』の制定を先行課題とする」と確認した上で、超党派議連として2017年4月に再編強化
- 2018年　12月　WTにおいて法案「骨子」について合意

2つの立法運動

- 2019年　2月4日　与党政策責任者会議において、法案骨子が了承される2月27日　超党派の「協同組合振興研究議員連盟」役員会において骨子を了承
- 10月24日　WTの実務者会議において、懸案事項であった「NPO法人から労働者協同組合への移行」について合意がなされ、11月20日に与党政策責任者会議で報告・了承がなされる
- 12月17日　WTにおいて法案概要が確認され、2020年1月22日に開催された超党派議連において、法案概要が確認・了承され、法案作成の最終段階に向かう
- 2020年　2月21日　WTにおいて「労働者協同組合法案（審査済）」（137条、附則32条）が確認・了承され、同日与党政策責任者会議で、同法案が確認・了承される
- 3月31日　超党派の協同組合振興研究議員連盟総会において「労働者協同組合法案」（137条、附則32条）が提案される
- 2020年6月12日　衆議院に法案提出

「日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会」WEBサイトより

- 12月4日　参議院本会議で可決成立（12月11日交付）（参議院WEBサイトより）

2.法案作成と協議のポイント

労働者協同組合法

（目的）

第一条　この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

2.法案作成と協議のポイント

組合の基本原理その他の基準及び運営の原則

1. 労働者協同組合(以下「組合」という。)は、次に掲げる基本原理に従い事業が行われることを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするものでなければならないこと。

(1)組合員が出資すること

(2)その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること

(3)組合員が組合の行う事業に従事すること

2. 組合は、1のほか、次に掲げる要件を備えなければならないこと。

(1)組合員が任意に加入し、又は脱退することができること

(2)組合とその行う事業に従事する組合員との間で労働契約を締結すること

(3)組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること

(4)組合との間で労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有すること

(5)剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うこと

3. 組合は、営利を目的としてその事業を行ってはならないこと

4. 組合は、特定の政党のために利用してはならないこと

1)非営利と出資

(基本原理その他の基準及び運営の原則)

第三条　組合は、次に掲げる基本原理に従い事業が行われることを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするものでなければならない。

一　組合員が出資すること。

～

3　組合は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

1)非営利と出資

（出資）

第九条　組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

２　出資一口の金額は、均一でなければならない。

３　一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五を超えてはならない。ただし、次に掲げる組合員は、総会の議決に基づく組合の承諾を得た場合には、当該組合の出資総口数の百分の三十五に相当する出資口数まで保有することができる。

（剰余金の配当）

第七十七条　組合は、損失を塡補し、前条第一項の準備金及び同条第四項の就労創出等積立金並びに同条第五項の教育繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

２　剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員が組合の事業に従事した程度に応じてしなければならない。

1)非営利と出資

従事分量配当とは、組合員に対してその者が農事組合法人の事業に従事した程度に応じて分配する配当です。農業の経営により生じた剰余金の分配であり、農業経営の事業(2号事業)に対応する配当です。

協同組合等に該当する農事組合法人が支出する従事分量配当の金額は、配当の計算の対象となった事業年度の損金の額に算入します。従事分量配当を支出する前の状態で決算を確定したうえで、剰余金処分によって従事分量配当の支出が決定されます。

「アグリウェブ」より

2)労働者性

（基本原理その他の基準及び運営の原則）

第三条　組合は、次に掲げる基本原理に従い事業が行われることを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするものでなければならない。

一　組合員が出資すること。

二　その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること。

三　組合員が組合の行う事業に従事すること。

2　組合は、前項に定めるもののほか、次に掲げる要件を備えなければならない。

一　組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

二　第二十条第一項の規定に基づき、組合員との間で労働契約を締結すること。

2)労働者性

四　組合との間で労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有すること。

五　剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うこと。

3　組合は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

4　組合は、その行う事業によってその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。

（労働契約の締結等）

第二十条　組合は、その行う事業に従事する組合員（次に掲げる組合員を除く。）との間で、労働契約を締結しなければならない。

一　組合の業務を執行し、又は理事の職務のみを行う組合員

二　監事である組合員

2)労働者性

労働者協同組合法案についての声明(日本労働弁護団)

1　労働契約を締結して事業に従事する組合員が、労働者として保護が受けられなくなる事態を避ける必要がある

> 平成30年9月25日東京地方裁判所立川支部判決(企業組合ワーカーズ・コレクティブ轍・東村山事件:最高裁の上告不受理決定で確定)は、「メンバーの全員が、同等の立場で、多数決により被告の運営に実質的に関与しており、その組合員は、主体的に出資し、運営し、働き、共同で事業を行っていたものといえるから、原告は組合員として事業者性が肯定され、その労働を他人の指揮監督下の労働とみるのは困難である」と判断した。

2　労働法規遵守の明記が必要

3　役員の人数制限は不十分

4　剰余金を濫用することへの規制が必要

http://roudou-bengodan.org/proposal/

3.期待と課題

1)出資型非営利活動の拡大

- NPO法人では不可とされた出資型の非営利法人の設立が可能となった
- 3人以上の発起人、登記により設立

✓厚生労働省により定められる指針及び厚生労働省令や労働政策審議会などの動向

✓行政庁(都道府県)の理解

⇒　市民活動を後押しする制度となるか

3.期待と課題

2)働き方改革への期待と課題
✓個人による労働契約の拡大
✓労働者が守られない労働契約

➢労働者保護と「雇い、雇われる働き方」ではない制度

⇒　本質的な「働き方改革」の議論を

参考

- 『協同の發見』第338、339、340号
  （一般社団法人協同総合研究所）
- 『労働者協同組合法ガイドブック』(編集:ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン(WNJ)/発行:一般社団法人　市民セクター政策機構)
- 労働者協同組合法(ワーカーズ法)成立と課題
  ((一社)市民セクター政策機構代表専務理事 白井 和宏)
- 「企業組合ワーカーズ・コレクティブ轍・東村山事件－企業組合メンバーの労働者性」東京高裁、『Japan Labor Issues』2020年6月号(濱口桂一郎)
- 「労働者協同組合法の意義と今後の課題」(九州大学 嶋田暁文)
- 「労働者協同組合法」(ジュリスト2021年5月号/橋本陽子)

資料３

第3回民間法制・税制調査会

NPO法人・公益法人との比較で考える労働者協同組合制度「マインドは類似、セイドは相違」

2021年07月26日

認定NPO法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
代表理事　関口宏聡

© 特定非営利活動法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

本日の報告内容

- 資料：本資料（パワポ）、法人制度比較表（エクセル）、労働者協同組合法附則より（抜粋）

※労働者協同組合制度に関する参考資料

【法律】労働者協同組合法

⇒https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=502AC0000000078_20221210_000000000000000

【書籍】労働者協同組合法ガイドブック（WNJ）500円

⇒https://wnj.gr.jp/

- 流れ：NPO法人制度との比較→NPO法人制度・新公益法人制度からの示唆→移行の可能性と課題

1

【現状】NPO法人制度の概要

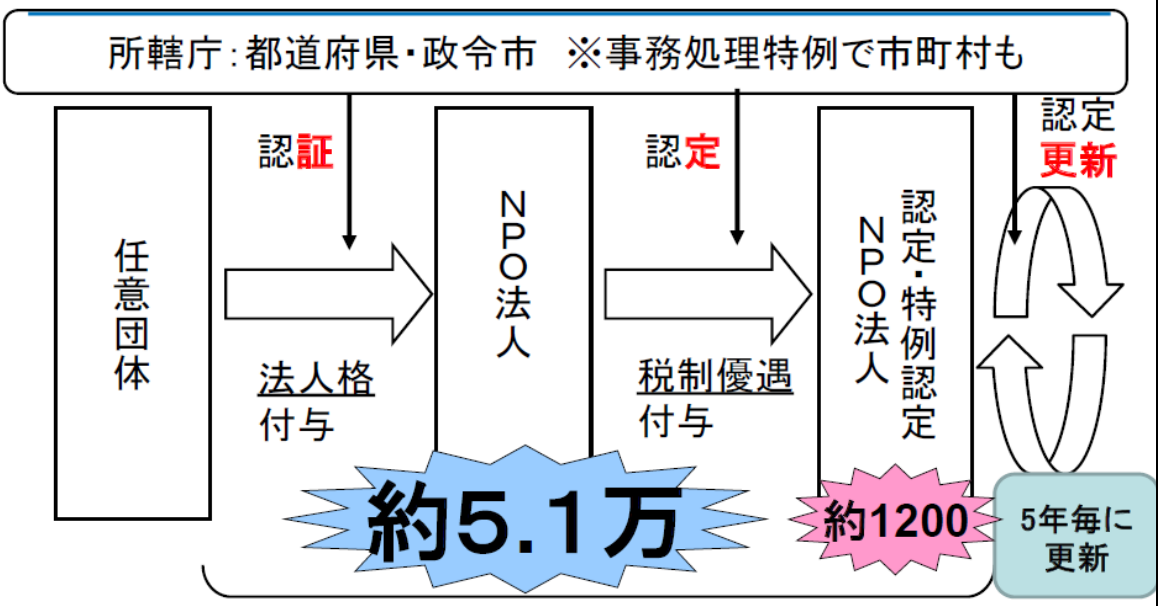

2012年4月以降は、認証・認定両方とも「NPO法」に

2011年（H23）改正：認証・認定権限移管、新認定制度等の大改正

2016年（H28）改正：認証縦覧期間半減、仮認定→特例認定など

2

NPOの役割とは何か？

企業や行政とは違う、NPO独自の役割がある

① 市民が社会的課題に取り組む際の重要な手段となる

② 多元的な新しい社会サービスを育て、提供する

③ 政策・自治への市民参画に重要な働きをする

④ 人々や団体の間に、新しい社会関係をつくる

⑤ 人々の居場所や生きがい、自己実現の場となる

⑥ 社会をゆるやかに変革していく推進役となる

⑦ 孤立・分断・格差社会を統合していく接着剤となる

3

NPO法人の非営利性とは？

●非営利組織＝NPO（Non Profit Organization）の「非営利」とは、利益や残余財産を設立者や会員など関係者に配分しない」という意味＝非分配原則。

●営利組織である株式会社のように配当という形で利益を株主に配分したり、解散時に残った資産を山分けは禁止。

【剰余金（正味財産）】

配当・分配等は禁止、次期特定非営利活動へ充当義務

【残余財産】

配当・分配等は禁止、他のNPO法人・国等への譲渡義務

●一方で、団体が対価を得るか、給料を払うか、利益をあげるかどうか、は営利/非営利とは関係がない（NPOも有償OK、有給OK、利益・内部留保OK）。

●NPO＝ボランティア、NPO＝無償・無報酬、NPO＝儲けてはいけない、はよくある誤解！

4

労働者協同組合の非営利性は？

●非営利組織＝NPO（Non Profit Organization）の「非営利」とは、利益や残余財産を設立者や会員など関係者に配分しない」という意味＝非分配原則。

【剰余金（正味財産）】

配当は従事割合で可、ただし事前に準備金積立金等を要控除

【残余財産】

分配は従事割合？で可？、譲渡等は自由に（会社等も）OK？

●一方で、団体が対価を得るか、給料を払うか、利益をあげるかどうか、は営利/非営利とは関係がない（NPOも有償OK、有給OK、利益・内部留保OK）。

●NPO＝ボランティア、NPO＝無償・無報酬、NPO＝儲けてはいけない、はよくある誤解！

5

NPO法人制度の特長

多様性 独立性	・市民それぞれの価値観を重視（多様性・多元性） ・行政から独立、関与は最小限で、内部自治を重視
透明性 開放性	・財務情報など幅広い情報公開による透明性の確保 ・誰でも設立・参加できる、社会にオープンな組織
柔軟性 専門性	・タテ割りに超えて、現場の課題に柔軟に対応可能 ・特定の社会課題特化、豊富な知識・経験と高い専門性

6

労働者協同組合制度はどうか？

多様性 独立性	・市民それぞれの価値観を重視（多様性・多元性） ・行政から独立、関与は最小限で、内部自治を重視
透明性 開放性	・財務情報など幅広い情報公開による透明性の確保 ・誰でも設立・参加できる、社会にオープンな組織
柔軟性 専門性	・タテ割りに超えて、現場の課題に柔軟に対応可能 ・特定の社会課題特化、豊富な知識・経験と高い専門性

7

NPO法・定款の重要性と関連法令

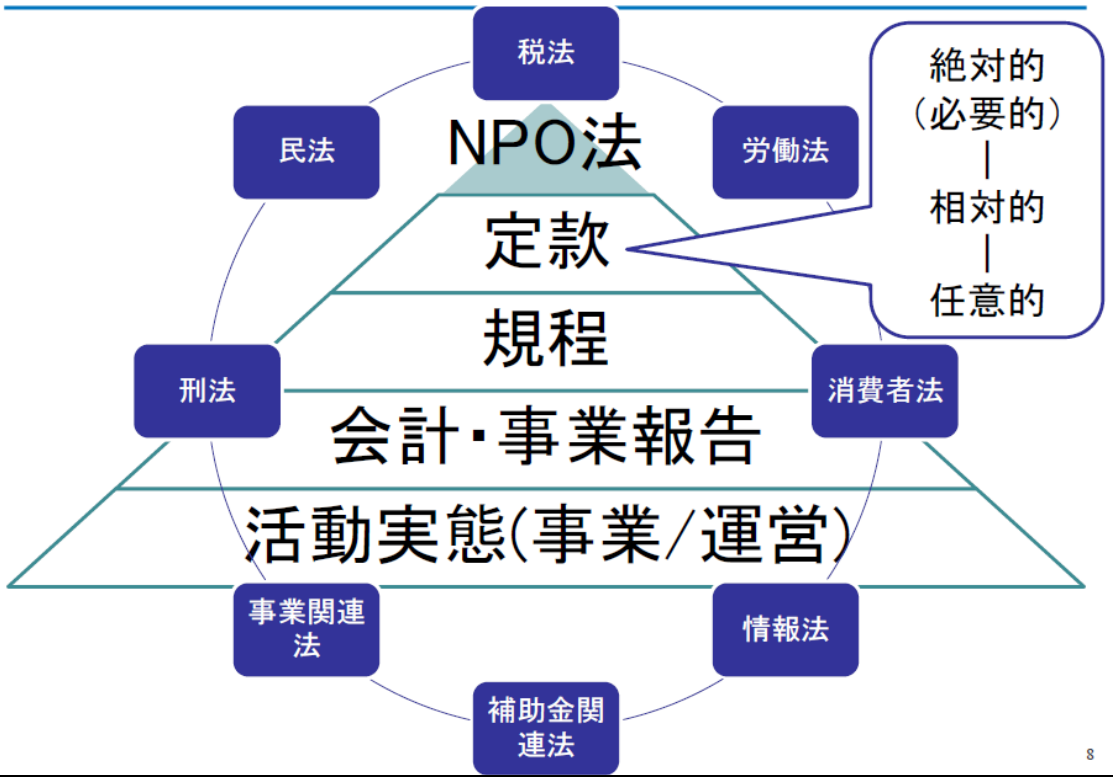

8

NPO法人の標準的組織とそのステークホルダー

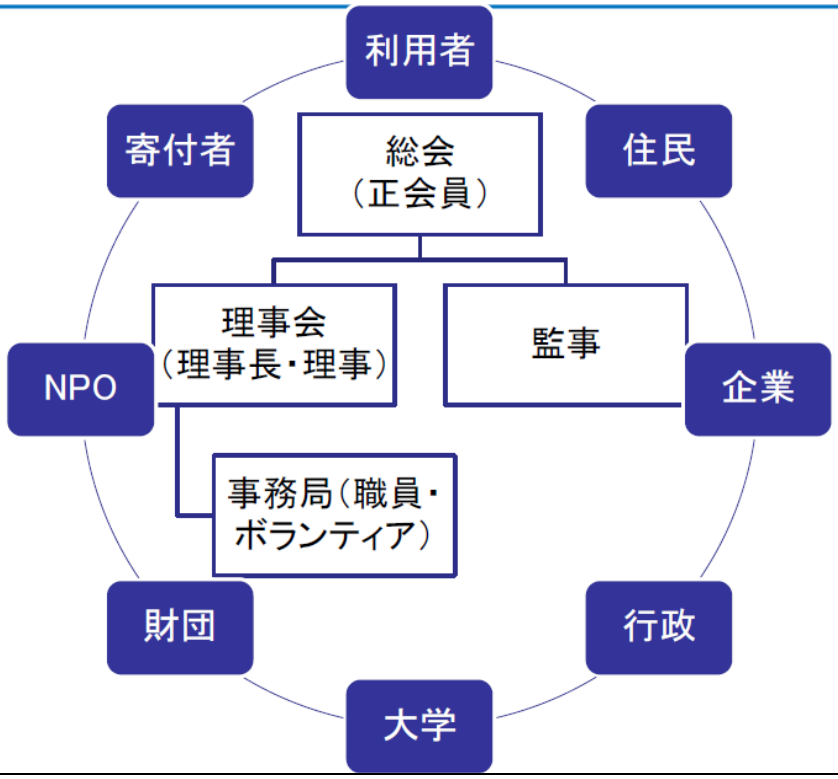

9

労働者協同組合の標準的組織とそのステークホルダー

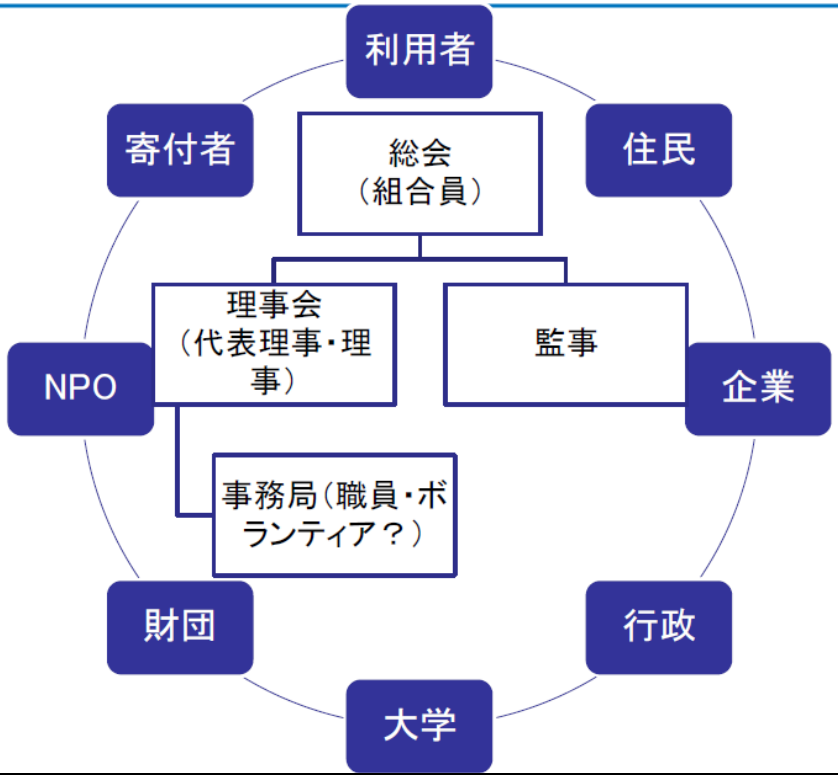

10

NPO法人への様々な参加方法

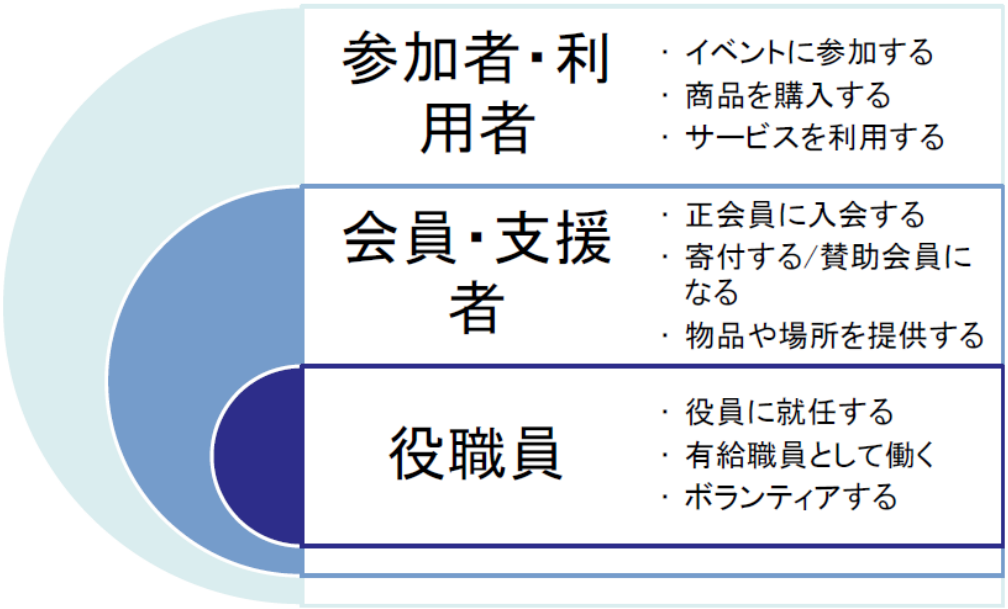

11

NPO法人化のメリット

・一定の社会的信用が得られる。
・営利目的でないことが理解してもらえる。
・契約や所有の主体となれる。個人と法人の区分が明確になる。
・会員や寄付者、ボランティアを集めやすくなる。
・代表者個人の負担が減る。次世代継承しやすくなる。
・助成金・補助金を受ける場合に有利になる場合がある。
・事務所や公共施設等を借りやすい。信用保証や融資も。
・「非営利・公益」限定の行政・企業等の様々な支援施策が使えるようになる。例）Google for Nonprofits、Tech Soup、などなど
・企業や行政との協働事業が進めやすくなる。
・介護保険事業者・支援費事業者の指定事業者等になれる。
・情報公開されるので一般の人に知ってもらえる機会が増える。
・所轄庁の認定を受けられれば、寄付金控除等の対象になる。

12

NPO法人化のデメリット

・官公庁への届け出などで事務的な負担が増える。
・運営が法的ルールに則って行う必要があり、事務量が増える。
・会計や税務などにやや専門的知識が必要となってくる。
・「法人番号」が付番され課税・保険等の対象として捕捉される。
・個人情報保護やマイナンバーなどの法令順守も求められる。
・法人住民税（約7万円/年）がかかる。源泉所得税や消費税等も。
・会計や事業内容、役員などの情報公開をしなければならない。
・残余財産が戻ってこない。
・運営をルール（法律・定款等）に則って行う必要がある。
・総会（最低年１回）や理事会の開催が必要となる。
・解散するにも公告費（約4万）など費用がかかる。
・行政の監督を事後的だが受ける。
・事業報告書未提出や登記懈怠には罰則が科せられる。

13

NPO法人以外にいろいろな選択肢も

個人	任意団体	一般社団・財団法人
公益社団・財団法人	社会福祉法人・学校法人	株式会社 合同会社
（労働者）協同組合・企業組合	政党 政治団体	宗教団体 宗教法人

14

今後の課題と思われる点

雇用

- 「雇用」の質（日雇・P/A・契約社員？）
- 「従事」の解釈（有償性・労働者性？）
- 組織維持との連動（業績悪化時等）

出資

- 出資金の性質整理（資本？負債？）
- 多数脱退時の返還原資、休眠出資扱い

経営

- 乗っ取り？嫌がらせ加入？
- 組織維持（管理指数）が複雑・不安定
- 新設組合は現実的に可能？

15

労働者協同組合の組織運営ルール（法定）

1. 組合員≧3、組合員＝出資者
2. 理事≧3、監事≧1
3. 理事＝組合員、監事≠労働者
4. 労働者かつ組合員／総組合員＞1/2
5. 従事者かつ組合員／総組合員≧4/5
6. 従事者かつ組合員／総従事者≧3/4
7. 一出資者出資額／総出資額≦1/4

16

最小構成例（組合員3人+外部監事1人）

	従事者		組合員	
	経営（者）	労働（者）	出資（者）	
A	○：代表理事	×	○：10万円	
B	○：理事	○	○：10万円	
C	○：理事	○→×	○：10万円	【ケース2】Cが離職/組合員・理事継続希望
D	○：監事	×：ルール3	×	
E	○ ⇒ルール5	○ ⇒ルール4	○：10万円 ⇒ルール7	【ケース1】Eが新規加入希望
F1	Free	○ ⇒ルール4	○：10万円 ⇒ルール7	【ケース2】Cが離職/組合員・理事継続希望
F2	Free	○ ⇒ルール4	○：10万円 ⇒ルール7	

17

NPO法人→労働者協同組合移行　イメージ図

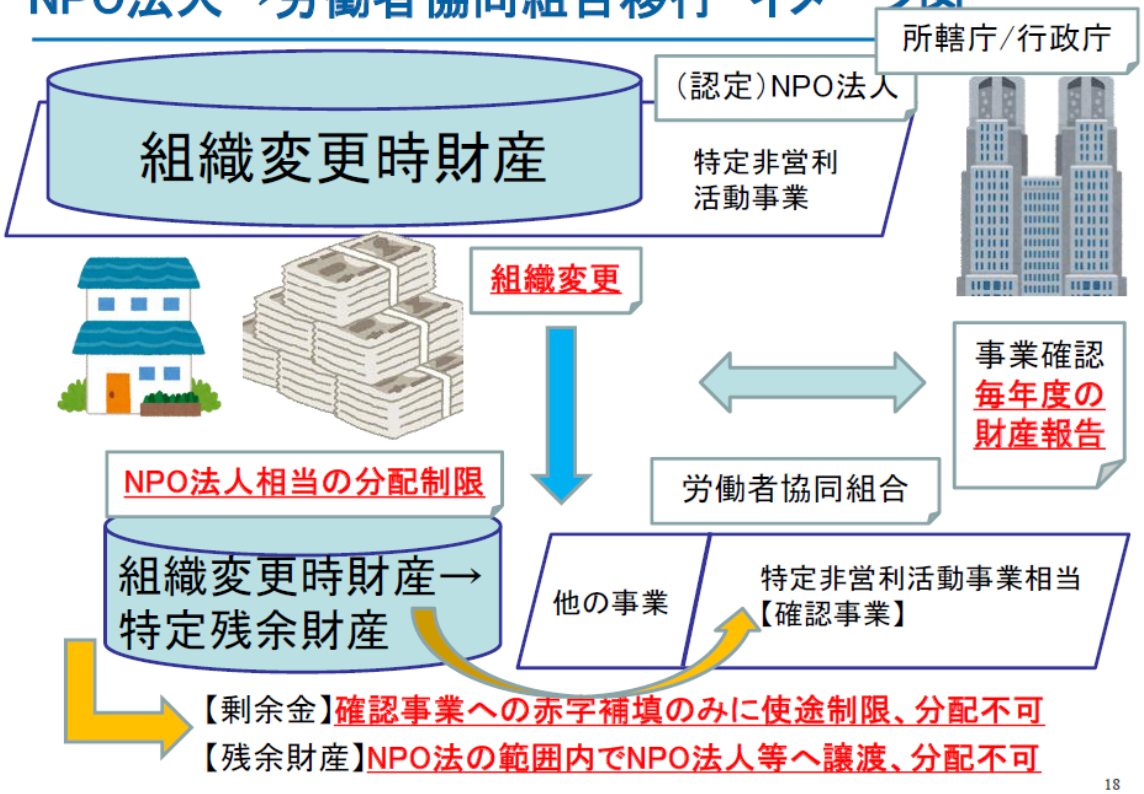

18

移行の可能性と課題

- 相当に目的・原則・機関等が異なる法人制度間での移行措置は、これまでに類を見ないチャレンジ
- 「組織変更時財産」による非分配原則の維持が法的義務、後退してしまう情報公開は自主的取り組みに期待
- 現状では、不明・未確定な点も多く、今後が重要
- 新公益法人制度時の移行を参考にすると、移行一般法人(組織変更後組合)と、新設一般法人が同一制度に共存、ただし事業・活動実態に大きな相違
- 純粋な法人制度だけではなく、税制はもちろん、各種業法規制、政府・自治体との協働、NPO・中間支援組織(連合会？)・専門家・助成財団・企業・金融機関・研究者等の民間支援なども非常に重要な論点

19

【以下、参考】NPO法人となる要件

・「特定非営利活動」を行うことを主たる目的すること
　①２０の活動分野のいずれかに該当
　②不特定かつ多数のものの利益（公益）の増進に寄与
・営利を目的としない　（非営利であること）
・特定の個人や団体、政党の利益のために活動しない
・社員（正会員）資格の得喪に関して不当な条件を付さない
・報酬を受ける役員が、役員総数の１／３以下
・宗教・政治活動を主たる目的としない（政策提言はOK）
・団体として選挙活動をしないこと
・暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体でないこと
・１０人以上の社員（正会員）を有すること

※資本金・基金等は不要。認証や登記に費用はかからない。

20

NPO法人設立に必要な資源

ヒト	最低限必要な人数 ●役員4名以上（理事3名以上、監事1名以上） ※役員は親族制限と報酬制限があり（共に1/3以下）、自然人のみ ●社員（正会員）10名以上 ※正会員には親族制限なし、役員と兼任もOK、法人・団体も可
バショ モノ	●場所としては「主たる事務所」※自宅でもOK ●物としては、法人印や表札、（パソコン）など
カネ	●資本金等相当の資金は不要、登記や審査等も無料 ※全て自分たちでやれば、設立費用はほぼタダ ※行政書士等専門家に依頼すると、5万～20万程度 ⇒法人設立や起業を支援する助成金やサービスもある
ジカン	●所轄庁（都庁）の縦覧・審査に最低「2ヶ月」※昨年から半減 ※前後の準備などで2ヶ月はかかるとみて4ヶ月～半年計画

21

NPO法人設立手続きの流れ

申請

- ミッションや事業を固め、申請書類が書けたら、都庁に事前相談に行く。モデル定款にならうなら省略でも問題無し。
- 設立総会を開催して必要書類を議決した後、所轄庁に設立認証申請を行う。受理されれば、ここから審査スタート。

審査

- 受理後、書類が１ヶ月間の縦覧になり、その後書面による審査、実地調査等は無いが呼出は有り得る。補正指示等も
- 東京都は約２ヶ月で結果、場合によっては不認証も

認証

- 「認証」を受けた後、法務局の「登記」で、NPO法人成立
- 登記完了後、登記完了届を提出し、当初の財産目録を作成
- 税務や労務など、必要な届出を税務署や労基署などに行う

22

NPO法人の設立後の義務・注意点

法務

- NPO法・定款に則った組織運営、理事会・総会の開催など
- 毎年、所轄庁への事業報告、法務局での役員登記など
- 全事務所での法定書類備え置きと利害関係者への閲覧

会計税務

- NPO法人特有のやや複雑な会計処理と決算報告が必要
- 収益事業に該当する場合は申告・納税（法人住民税も）
- その他、源泉所得税や消費税、固定資産税等の申告・納税

労務

- 雇用が発生する場合は、一般企業と同様に様々な手続き
- 最低賃金法や労働基準法など労働関係法令の遵守
- ボランティア等も適宜ボランティア保険などに加入

23

NPO法人が毎年提出する書類

○毎事業年度終了後３ヶ月以内に以下の書類を所轄庁に提出。
市民への情報公開の仲介を行政がしている。

- ・事業報告書
- ・財産目録
- ・貸借対照表
- ・活動計算書（計算書類の注記含む）
- ・年間役員名簿
- ・社員（正会員）のうち１０名以上の名簿

○所轄庁は提出された書類を過去５年分、定款等と合わせて、一般の閲覧に供する。

○他に役員変更（新任・再任・辞任・氏名住所変更）や定款変更の場合は、その都度届出・申請が必要

24

NPO法人の監督・罰則

違反内容	罰則
● 偽りその他不正の手段により認定等を受けた場合	6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
● 改善命令違反 ● 認定NPO法人等以外の者が、認定NPO等の文字を使用 ● 認定NPO法人等への命令に対する措置違反 ● その他の事業の停止命令違反	50 万円以下の罰金
● 組合等登記令違反 ● 役員変更等届出及び定款変更届出の義務違反・虚偽の届出 ● 事業報告書等及び定款等の事務所への備置義務違反等 ● 事業報告書等の提出義務違反 ⇒3年間未提出だと、認証取り消しとなる	20 万円以下の過料
● NPO 法人以外の者が、特定非営利活動法人等の文字使用	10 万円以下の過料

25

主な法人制度の比較表（仮）　シーズ作成　2021/07/26

法人名称	特定非営利活動法人（NPO法人） 認定・特例認定（仮認定）特定非営利活動法人	一般社団法人 公益社団法人	労働者協同組合	株式会社
根拠法	特定非営利活動促進法（NPO法） ※2020年12月改正法成立、21年6/9施行	一般財団法人及び一般社団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	労働者協同組合法※未施行	会社法
目的	ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与すること	なし 当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資すること	多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資すること	なし
設立の方法	認証 認定	準則 認定	準則	準則
営利/非営利	非営利 （強い）非営利	（弱い）非営利 （強い）非営利	営利・非営利両面	営利
剰余金配当	不可	不可	組合員への剰余金配当可能、従事割合限定 ※ただし、準備金積立金等を事前に要控除、生協等は出資額による配当も可	可
残余財産	国・地方公共団体、他のNPO法人、公益法人等に譲渡	社員等への配分可（普通法人の場合）、国・地方公共団体等へ譲渡（非営利徹底型の場合） 国・地方公共団体、他の公益法人等に譲渡	組合員への残余財産配分可能？、 出資割合等も可？	株主へ配分
対象となる団体	20分野の特定非営利活動を主たる目的。不特定多数の利益。政治活動や宗教活動を主たる目的としない。選挙活動をしない。 PST（パブリック・サポート・テスト）や組織・活動要件、情報公開要件などの基準を満たすNPO法人。	非営利団体。（会社法の非営利版） PBT（パブリック・ベネフィット・テスト）、23の公益目的事業比率や収支相償などの基準を満たす一般社団法人。	組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織	営利団体。
役員構成員	●理事3人以上 ●監事1人以上 ※親族制限・報酬制限（3分の1以下）有り ●社員（正会員）10人以上【団体（法人）可】 ※得喪に不当要件不可、表決権原則平等 同上 ※拡大親族制限と同一法人制限（3分の1以下）も有り ※表決権は必ず平等	●理事1人以上 ※原則制限なし、ただし非営利型は親族制限（3分の1以下）有り ●社員2人以上【団体（法人）可】 ※社員資格の制限可能 ●理事3人以上 ●監事1人以上 ※拡大親族制限と同一団体制限（3分の1以下、ただし例外有り） ●社員2人以上【団体（法人）可】 ※表決権の差別は不可	●理事3人以上、理事は必ず組合員 ●監事1人以上、監事は外部（非組合員）も可 ※親族制限・報酬制限等無し ●組合員最低3人以上【個人（自然人）のみ】 組合員は出資が必須 ※加入・脱退自由、表決権平等 ●労働者最低2人以上、その他以下の制約あり 労働者かつ組合員／総組合員＞1/2 従事者かつ組合員／総組合員≧4/5 従事者かつ組合員／総従事者≧3/4 一出資者出資額／総出資額≦1/4	●株主1人以上【団体（法人）可】 ※制限なし 表決権は保有株式数による

法人名称	特定非営利活動法人 （NPO法人） 認定・特例認定（仮認定） 特定非営利活動法人	一般社団法人 公益社団法人	労働者協同組合	株式会社
必置機関	社員総会・理事・監事	社員総会・理事	総会・理事・理事会・監事/組合員監査会	株主総会・取締役
標準的な機関	社員総会・理事・理事会・監事	社員総会・理事・理事会・監事	総会・理事・理事会・監事	株主総会・取締役・取締役会
必要資産	なし	なし ※基金設置可能	要出資 ※最低出資金額等の設定はなし	必要 （資本金1円以上）
可能な事業	主として 【特定非営利活動に係る事業】 その他の事業 同上	特に制限なし 主として【公益目的事業】 収益事業等	原則制限なし ※ただし労働者派遣業等を除く	特に制限なし
設立費用	0円 0円	約12万円 0円	0円？	約24万円
設立に要する期間	約2．5ヶ月以内に、 ※東京都は2ヶ月以内に短縮	約2週間	約2週間？	約3日※2018年からファストトラック化
登記/費用	必要/減免　※本人確認書類は不要	必要/有料・減免　※本人確認書類必要	必要/おそらく減免（課税根拠なし）	必要/有料　※本人確認書類必要
所轄庁 （監督）	都道府県・政令市	なし 国・都道府県	国・都道府県	なし
行政による監督	ゆるやかな監督。報告・検査・改善命令・認証取消の事後的・形式的なチェック。 ※事業報告書等3年未提出で認証取消 中程度の監督。報告・検査・勧告・命令・取消の段階的監督。みなし寄付金には取消し時の取り戻し課税有り。	なし ※ただし、休眠法人（5年変更登記がない法人）は2ヶ月の猶予を経て、みなし解散 厳しい監督。万が一、公益認定が取り消されると公益目的財産の寄付が義務。	よりゆるやかな監督、報告・検査・改善命令・認証取消の事後的・形式的なチェック？ ※ただし、休眠組合（5年変更登記がない法人）は2ヶ月の猶予を経て、みなし解散	活動内容に関してはなし。
罰則	所轄庁による改善命令に違反した場合は50万円以下の罰金　等 偽りその他不正に認定取得した場合は6ヶ月以下の懲役または50万以下の罰金　等	特別背任の場合は7年以下の懲役又は500万円以下の罰金　等 偽りその他不正に認定を受けた場合は6ヶ月以下の懲役または50万以下の罰金　等	行政庁による報告徴収・検査・改善命令等に違反した場合は30万円以下の罰金 事業報告書等未提出の場合等は20万円以下の過料　等　※おおむねNPO法人と同様	特別背任の場合は10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金　等
会計基準 経理体制	NPO法人会計基準 公益法人会計基準／企業会計基準　等 同上 ※ただし、青色申告法人並み経理が義務付け	企業会計基準 公益法人会計基準 等 公益法人会計基準 ※経理的基礎と技術的能力を有すること（会計士・税理士や非営利会計経験者が監事等）	？	企業会計基準
情報公開	【強い情報公開】 所轄庁への事業報告書・会計報告の提出義務（事業年度終了後3ヶ月以内）と一般向け閲覧・謄写制度 ※インターネット公開有り 事務所での利害関係人向け閲覧制度	【ほぼなし】 事務所での利害関係人向け閲覧制度	【ほぼなし】 事務所での組合員等の利害関係人向け閲覧制度 ※情報公開対象ではないが、行政庁への事業報告書・会計報告の提出義務（通常総会終了後2週間以内）	【なし】

法人名称	特定非営利活動法人 （NPO法人） 認定・特例認定（仮認定） 特定非営利活動法人	一般社団法人 公益社団法人	労働者協同組合	株式会社
	【最も強い情報公開】 追加の報告書類の提出義務と閲覧（謄写）制度	【強い情報公開】 所轄庁・事務所での一般向け閲覧（謄写）制度 ※インターネット公開有り		
	【法人共通】国税庁「法人番号検索サイト（http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）」にて法人名称・所在地・法人番号はインターネット公開、自由利用可			
税制上の優遇	【法人税】収益事業課税 税率：普通法人並み課税※年800万までの所得には中小企業同様の軽減税率適用 【法人住民税（均等割）】 収益事業無しなら減免有り（東京都の場合） 【寄付税制・みなし寄付金】 適用なし	●普通の一般社団法人 【法人税】全所得課税★要注意！★ ●非営利型（＊）の一般社団法人 【法人税】収益事業課税 税率：普通法人並み課税※年800万までの所得には中小企業同様の軽減税率適用 【法人住民税（均等割）】★要注意！★ 減免なし、課税：7万円／年（東京都の場合） 【寄付税制・みなし寄付金】 適用なし	●税制に関しては現時点では未定、以下は協同組合税制適用と仮定した場合 【法人税】全所得課税（協同組合税率：19%） ※年800万円までの所得金額には15% 【法人住民税（均等割）】課税 出資金額が1千万円以下の場合（東京都23区内） 従業者数50人以下：7万円／年 従業者数50人超：14万円／年 【寄付税制・みなし寄付金】 適用なし	【法人税】全所得課税 【法人住民税（均等割）】 課税：7万円／年～（東京都の場合） 【寄付税制・みなし寄付金】 適用なし
	法人税・均等割は同上 【寄付税制・みなし寄付金】 個人・法人・相続人の寄付税制 みなし寄付金（200万円or50%）	【法人税】収益事業課税 税率：普通法人並み課税 公益目的事業は法人税非課税 【寄付税制・みなし寄付金】 個人・法人・相続人の寄付税制 みなし寄付金（最大100%も可能）		

法人数（全国）	約5万1千 約1200	約6万4千 約4200	？	約100万超
法人数（都内）	約9100 約300	約2万3千 約870	？	約55万4千

5 第４回調査会

１　　日　　時　　2021年9月21日（火）17：00～19：00

２　　場　　所　　公益法人協会 10 階会議室

３　　次　　第

１．学校法人のガバナンス改革と公益法人制度

２．内閣府会計研究会によるヒアリングへの対応

３．次回の日程

４　　資　　料

１．学校法人のガバナンス改革と公益法人制度（報告メモ）

２．学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について

３．学校法人ガバナンス改革会議の配布資料

3-1 学校法人ガバナンス改革 主な論点の整理

3-2 全ての組織に共通のガバナンスの要諦

3-3 学校法人ガバナンス改革会議 第４回 論点

3-4 学校法人と社会福祉法人・公益財団法人の関係法令上のガバナンスの比較

４．公益法人の会計に関する研究会資料（内閣府、第 46 回）

５．公益法人の会計に関する研究会資料（内閣府、第 47 回）

６．「活動計算書」への名称変更に伴い検討すべき事項に関する意見（公法協）

〔参考〕令和２年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について

※下線箇所は本報告書にバインドされている資料を指します。

令和３年９月 21 日

学校法人のガバナンス改革と公益法人制度（報告メモ）

１．経緯

（１）2019 年６月の自民党・行政改革推進本部の「公益法人等のガバナンス検討チーム」による提言において、公益法人と学校法人のガバナンス改革が主張された。（以下「2019 年 6 月『経済財政運営と改革の基本方針 2019』」という。）学校法人に対する提言内容については、下記（※1）参照。

（２）2020(令和 2)年 12 月 25 日「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議（座長：山野目　章夫早稲田大学大学院教授）」の答申が出された（検討期間は 2019 年 10 月～2020 年 12 月）。答申の詳細は略。

（３）2021(令和 3)年３月 19 日「学校法人のガバナンスに関する有識者会議（座長：能見善久東京大学名誉教授）」報告書が提出された（検討期間は 2019　年 12 月～2021 年３月）。この報告書そのものについては別添１のとおり。

（４）2021(令和 3)年６月 18 日「経済財政運営と改革の基本方針 2021」の閣議決定により、「学校法人のガバナンス改革会議」を設けて検討を行い、制度改正に向けた抜本改革案の全体像をまとめ、大臣に報告することとされた。

（５）2021(令和 3)年７月 19 日より上記（４）を受けて「学校法人ガバナンス改革会議（座長：増田 宏一日本公認会計士協会相談役）」が検討を開始した。本会議は私立学校法人法の改正がミッションとなる。

ちなみに国立学校法人については、2020 年７月に自民党の国立大学法人改革チーム提言を受けて法律改正が行われている。下記（※2）参照

(※1)「経済財政運営と改革の基本方針 2019」の学校法人に対する提言

①学校法人における評議員会の位置付けを、諮問機関から議決機関へと変更すること。

②理事及び理事会並びに監事の権限や義務、代表理事の選解任、理事会招集手続や議事録の作成義務その他の定めを、公益法人制度に対する提言内容を導入した後の公益財団法人における同様の定めと同水準の内容になるように変更すること。

③公益財団法人と同様の会計監査人制度を定めた上で、一定規模以上の学校法人に会計監査人の設置を義務付けること。

④実効的な公益法人のガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめた学校法人ガバナンス・コードの策定を推進すること。

⑤公益法人及び社会福祉法人のいずれにおいても定められているものと同内容の組織に関す

る訴えの制度を定めること。
⑥役員の違法行為について、公益法人及び社会福祉法人のいずれにおいても定められているものと同内容の罰則を定めること。
⑦「理事長」・「寄付行為」という用語を、公益法人や社会福祉法人同様に、「代表理事」・「定款」へと改めること。
⑧学校法人の解散に際する残余財産の帰属先等について、諸官庁に対する申請及び承認を必要とする仕組み及び学校法人の解散に当たり要する費用等について学校法人に開示させる仕組みを設ける。

（※2）自民党の「国立大学法人改革チーム提言（2020 年 7 月）と改正法概要
・国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議（ガバナンス含む）
・国立大学法人の一部を改正する法律　2021 年 5 月成立・公布（2022 年 4 月施行）
＜国立大学法人法の一部を改正する法律＞
１．中期計画の記載事項の追加並びに年度計画及び年度評価の廃止
２．国立大学法人等の組織体制の見直し
（１）学長選考会議の権限の追加
（２）指定国立大学法人の理事の員数の増加
（３）監事の体制の強化
３．国立大学法人等による出資の範囲の拡大
４．国立大学法人の統廃合

２．「公益法人のガバナンスの有識者会議」（上記１（２））と「学校法人のガバナンスの有識者会議」（上記１（３）とのリンケージ

学校法人のガバナンス有識者会議においては、先行する公益法人の有識者会議について参照すべき事項等として以下のような言及がある。
（１）基本的な認識（5 頁 14～15 行目）
「内閣府における公益認定法人制度の見直しに係わる法改正の成案も参照し、制度や運用の詳細の検討を進めるよう提言する」

（２）評議員会の基本的な職務（8 頁 12～14 行目）
「なお、見直し後の公益財団法人制度も踏まえ、評議員による役員の責任追及の仕組みのあり方を検討していくことも考えられる。」

（３）理事会におけるモニタリングの強化（14 頁 19～24 行目）
「理事・監事には、それぞれの選任の際に現に当該学校法人の役職員でない者が含まれるようにすることとされているが（私立学校法第 38 条第 5 項）、理事会のモニタリング機能の強化に伴っては、そうした外部理事・外部監事が理事会で果たす役割の重要性も増していくことが考え

られる。このため、その外部性・独立性のあり方については、見直し後の公益法人制度や人材確保の実態等も踏まえ、強化する方向で検討していくべきである。」（なお、「法人外部の人材」の定義については、公益法人のガバナンスの有識者会議の報告書の 12～13 頁の記述が注記されている。）

（4）監査内部統制の体制整備（16 頁 5～7 行目）

「会計監査人による会計監査については、法人の負担等も考慮しつつ、法人の規模等に応じて義務付ける方向で検討していくべきである。」

3.「学校法人のガバナンスに関する有識者会議（上記1（3））と「学校法人ガバナンス改革会議」（上記1（5））とのリンケージ

（1）有識者会議の議論を受けて、「ガバナンス会議は制度改正の改正案を令和 3 年中に取りまとめ、令和 4 年に立法化をはかる。

（2）検討委員は下記の通りで両会議に共通している委員は 4 名であるが、座長は交替している。

	ガバナンス改革会議	有識者会議
座長	増田 宏一(日本公認会計士協会相談役)	能見 善久(東京大学名誉教授)
共通委員	岡田 譲治(日本監査役協会前会長・最高顧問) 酒井 邦彦(TMI 法律総合事務所弁護士、元広島高等検察庁検事長) 野村 修也(中央大学法科大学院教授) 八田 進二(青山学院大学名誉教授、大原大学院大学教授)	同左
新規委員	安西 祐一郎(独立行政法人日本学術振興会顧問、学術情報分析センター所長) 石井 尚子(桜通り法律事務所弁護士) 久保利 英明(日比谷パーク法律事務所代表弁護士) 戸張 実(日本公認会計士協会常務理事、戸張会計事務所所長) 西村 万里子(明治学院大学法学部教授) 松本 美奈(ジャーナリスト、一般社団法人Qラボ代表理事) 本山 和夫(学校法人東京理科大学会長)	井原 徹(学校法人白梅学園理事長) 梶川 融(太陽有限責任監査法人代表社員会長) 北城 恪太郎(学校法人国際基督教大学前理事長、日本 IBM 元会長) 長谷山 彰(慶應義塾長) 両角 亜希子(東京大学大学院教育学研究科准教授)

（3）ガバナンス改革会議等の検討スケジュール

①会議スケジュール

第1回（7月19日）　議論（済）
第2回（8月6日）　〃（済）
第3回（8月20日）　〃（済）
第4回（8月23日）　〃（済）
第5回（9月9日）　〃（済）
第6回（9月22日）　ヒアリング（ただし中止もありうる）
第7回（10月中旬）～第9回（11月下旬）議論と取りまとめ案
第10回（12月）　取りまとめ。

②立法化スケジュール

ア．令和3年12月～○月　条文化作業
イ．令和4年○月　法案提出

ちなみに公益法人については令和3年中に条文化作業と法案提出と記載している。

4．問題点等

（1）公益法人のガバナンスに関する有識者会議も学校法人のそれも、いずれもある意味で問題提起の検討会議であった筈であるが、学校法人の場合はガバナンス改革会議が直ちに引き続いて検討され、それを立法化につなげようとしている。

このようなやり方は教育という国家の大事にとって軽率の誇りを免れず、また十分な検討を経ない場合、それを実行した際の弊害も考えられる。（この問題については元慶応義塾大学塾長の安西氏の指摘するところである。）

（2）学校法人ガバナンス改革会議の議論や文科省の提出資料※においては、公益法人の有識者会議の提言が既に関係者の理解や検討を得、実現を待つばかりの状況となっているような書き振りであるが、事実を誤認しているうえ、それを前提とした検討の方向となっている。これをそのまま許せば公益法人制度の変更を学校法人制度の改革から迫られるという逆流かつ本末転倒の結果になりかねない。

※特に令和3年7月29日の第1回検討会提出の「学校法人と社会福祉法人法・公益財団法人の関係法令上のガバナンスの比較」においては、公益法人制度に対する提言があたかも改正を待っているかのような表現となっている。

（3）学校法人のガバナンス改革会議の第1回と第2回の議論をYouTubeで傍聴する限りにおいて、参加委員の変更（有識者会議委員は12人中4人しか残留していない）もあってか改めて総論的議論や関係者からのヒアリングは不要とする議論が大勢を示しており、改革会議は立法化のための骨格の議論をするのが目的という流れになっている。このためか第4回検討会においては、本来の委員の他に法制調査員として下記のものを座長が指名し、了承さ

れているようである。
　指名された者　　小川　尚史（日比谷パーク法律事務所弁護士）

５．対応策
上記４の状況（特に４（２））に対し、現在公法協の対応としては下記のことを考えている。
（１）事実の確認
①文科省作成資料中、公益法人制度の改正について令和３年中の条文化作業と法案提出の事実については、去る８月５日内閣府公益認定等委員会の北原久事務局長、竹中一人事務局次長が当協会に着任挨拶に来会された際に確認したが、全く知っていないとのことであった。（立法化に要する人材も７月から８月の人事異動で配置されていない様子であることから、少なくとも半面の真実であると思われる。）
②西村万里子委員（元公益認定等委員会委員）へ雨宮理事長が８月初旬に動向を電話等で確認したところ、西村委員はこれらの状況については知らされていないようであった。

（２）政治家や他の委員へのアプローチ
現状この動きを裏で推進している政治家や有力者が不明であること、また委員についても、その中に特に公益法人シンパと思われる人もいないことからアプローチしかねている。

（３）私立学校関係者の反応への期待
第５回(9 月 9 日)の改革会議のヒアリングにおける、(一社)日本私立大学連盟、日本私立大学協会、日本私立短期大学協会、日本私立小学校連合会等の提出資料では、以下のように述べている。（ただし、各機関提出の文書から、事務局において適宜抽出したものである。）
＜ガバナンス改革に対する意見等＞
Ⅰ　総論的意見
①そもそも社福法人に係るガバナンス改革の目的と私立学校法人のそれは異なる。ガバナンスというものは、一律ではなく多様であるべきである。
②私立学校法人の特質や歴史についての考察がないままに、公益法人(社福法人)やコーポレートガバナンス等を基にガバナンス強化を強調するのはおかしい。
③ガバナンスという守りを固めるだけでは、建学の精神を生かした教育・研究という攻めが期待できない。

Ⅱ　評議員制度改正について
④評議員の基本的な職務は、社福法人や公益財団法人とは異なる。
⑤役員の選・解任は、評議委員会のみではなく、第三者機関によって決定されるべき。
⑥最終責任は理事会が負うのであり、評議員会は諮問機関であるべきである。
⑦(改正後の)評議員の資質に相応しい人の選任は困難であり、また人材も有償でないと人は集められない。

Ⅲ　その他

⑧今般の提言により(特に評議員制度改革)によりガバナンスの向上(特に不祥事の防止)は期待できない。現在の不祥事の多くは、外部理事や外部評議員により起きている。

以上

資料２

学校法人のガバナンスの発揮に向けた
今後の取組の基本的な方向性について

令和３年３月 19 日

学校法人のガバナンスに関する有識者会議

目　次

１．基本的な認識 3

２．学校法人のガバナンスの発揮に向けた取組の方向性 6

（１）評議員会・評議員の職務等 6
①評議員会の基本的な職務 6
②役員の選解任の在り方 8
③評議員の在り方 9
④評議員会の運営 12

（２）理事会・役員の職務等 13
①理事会におけるモニタリングの強化 13
②監事の独立性の強化 15

（３）監査・内部統制の体制整備 16

（４）ガバナンスの自律性と透明性の確保 17

（５）その他 18
①組織に関する訴えの整備 18
②罰則規定の整備 18
③用語の在り方 18
④解散への所轄庁の関与の在り方 19

会議の検討経過 20

「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」の開催について 21

１．基本的な認識

- 私立学校法[1]は、その目的として、「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ること」[2]を規定している。学校法人は、学校教育に熱い思いを有する篤志家から出捐された寄附財産を基に、建学の精神を受け継ぎながら、様々なステークホルダーの意見を幅広く受け入れ自らその公共性を高めることにより、それぞれの歴史の中で特色ある教育を切り拓き、私立学校を多様に発展させてきた。
- 他方で、学校法人をはじめとする公益的な法人には各種の公的支援や優遇措置が講じられており、ひとたび学校法人として設立された法人であれば基本的に、私立学校振興助成法[3]に基づく私学助成や各種税法における税制優遇措置の対象となる。これは、それぞれの法人の経営や事業の状況を個別に問わずとも、法人制度として学校法人の公共性が法的に担保され、それが社会からの信頼を得ていることを背景としている。このことを改めて認識しなければならない。
- 我が国の教育に大きな役割を担っている私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるためには、学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善の取組を進め、それを社会とステークホルダーに対してより積極的に示し、適切な理解を得ていくことが必要である。
- 私立学校法はこれまで累次の改正がなされ、令和元年の改正では、監事の権限強化、評議員会の諮問事項の拡充等の措置が講じられた。また、各私立大学団体によりガバナンス・コードが策定される[4]など、自主的・自律的なガバナンスの改善や情報開示の取組が進められている。引き続き、各学校法人においてこうした制度改正が着実に定着し、ガバナンス・コードに基づいた取組の充実が図られることが期待される。
- その一方で、令和元年の私立学校法改正時における国会の附帯決議[5]に見られるように、学校法人における自律的なガバナンスの改善の仕組みを構築するため、

---

1 昭和 24 年法律第 270 号。

2 私立学校法第 1 条。

3 昭和 50 年法律第 61 号。

4 一般社団法人日本私立大学連盟「日本私立大学連盟　私立大学ガバナンス・コード【第１版】」（令和元年６月 25 日）、日本私立大学協会私立大学基本問題研究委員会・大学事務研究委員会「日本私立大学協会憲章「私立大学版　ガバナンス・コード」〈第１版〉」（平成 31 年３月 28 日）、日本私立短期大学協会「日本私立短期大学協会　私立大学・短期大学版　ガバナンス・コード【第１版】」（令和２年１月 16 日）。

5 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 31 年４月 10 日衆議院文部科学委員会決議）、学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和元年５月 16 日参議院文教科学委員会決議）。これらの附帯決議では、監事としての適切な人材の在り方についての検討や選任の透明性・公平性を担保するための措置、理事長の解職に関する規定の追加など、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しが求められている。当会議の議論は、これらの附帯決議において速やかに検討することが求められた事項に対応するのみならず、学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 11 号）附則第 13 条により今後行われることとなる令和元年私立学校法改正の施行５年後見直しの検討の参考にも資するものと考える。

社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しを行う努力もまた求められている。令和元年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」[6]においては、学校法人制度について「社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改正のため、速やかに検討を行う」と明記された。

- 当会議においては、こうした国会での附帯決議や閣議決定を踏まえた文部科学省からの要請に基づいて、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の提言の未実施事項[7]、内閣府における公益認定法人制度の見直し動向[8]等[9]も素材とし、私立大学関係団体の意見も聴取して、公益的な法人としてのガバナンスを確保するためにふさわしい学校法人制度の在り方を審議した。
- 当会議の審議に当たっては、一般に法人組織に求められる「ガバナンス」とは、「誠実かつ高潔で優れたリーダーを選任し、適正かつ効果的に組織目的が達成されるよう活動を監督・管理し、不適切な場合にはリーダーを解任することができる、内部機関の役割や相互関係の総合的な枠組み」と捉えている。
- その枠組みを考える際には、利益相反・私物化といった不祥事の防止の実効性をより高めることに加えて、経営者の前向きな取組やグローバル競争に打ち勝つ攻めの経営判断を後押しする視点が重要である[10]。
- すなわち、中長期的な教育研究の質の向上を図る「攻め」のガバナンスの向上に向けては、優れた理事長・役員（理事及び監事をいう[11]。以下同じ。）の選任、理事の執行と理事会の監督の分離、学外者である役員・評議員の活用、ステークホルダーとのエンゲージメントの実効性の確保などについて、学校法人の多様性を尊重しながら後押しする枠組みが求められる。
- 一方、不祥事事案[12]の発生を防ぎ社会からの信頼を確保する「守り」のガバナンスの確保に向けては、評議員会の監督権限、役員の解任事由や手続、監事の独立性、役員の違法行為の抑止などについて、基本的に全ての学校法人が共通し

---

6 令和元年６月 21 日閣議決定。

7 文部科学省大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改善検討小委員会「学校法人制度の改善方策について」（平成 31 年１月７日）。

8 内閣府公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」（令和２年 12 月 25 日）。

9 自由民主党行政改革推進本部公益法人等のガバナンス改革検討チーム「公益法人等のガバナンス改革検討チーム提言取りまとめ」（令和元年６月 28 日）のほか、東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」（平成 27 年５月 13 日）や経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」（平成 29 年３月 31 日）の最近の改訂動向についても議論の素材として取り扱った。

10 「日本再興戦略 2013―JAPAN is BACK―」（平成 25 年６月 14 日閣議決定）、「日本再興戦略改訂 2014―未来への挑戦―」（平成 26 年６月 24 日閣議決定）、「日本再興戦略改訂 2015―未来への投資・生産性革命―」（平成 27 年６月 30 日閣議決定）等においては、攻めの視点からのコーポレートガバナンスの更なる強化により、中長期的な稼ぐ力や企業価値を向上させることが目指されている。

11 学校法人には、役員として、理事５人以上及び監事２人以上を置かなければならず、また、理事のうち１人は、寄附行為の定めるところにより理事長となることとされている（私立学校法第 35 条）。

12 近年も、理事長・学長が不正入学に関わる贈賄容疑で起訴された事案、役員の欠格事由の該当期間にあった前理事長が大学運営や教育に関与した事案、理事長が自己の利益のために法人が設置する学校の土地の売却で得た資金を横領したとして有罪判決がなされた事案などが生じている。

て備え適用を受けるべきものとして、他の公益的な法人と同等の枠組みを整備していくことが求められる。

- ガバナンスを発揮していく取組には、全ての学校法人が遵守すべき事項も、取組自体に多様性の幅が認められる事項もあり、いずれについてもそれぞれの学校法人が社会に対して積極的に自らの取組を説明していく必要がある。そうした観点から、ハードロー（法的枠組み[13]）により必要な整備を行うことに加えて、業界全体として自主的にソフトロー（ガバナンス・コード）の段階的な充実に継続して努力するとともに、各学校法人において寄附行為で定める自治の在り方の不断の見直しや情報開示の取組をさらに徹底していくことが必要である。
- 当会議の議論の取りまとめは、大学を設置する学校法人の在り方として、ガバナンスを発揮していくために望まれる取組の基本的な方向性を提示するものである。文部科学省においては、私立学校の自主性を尊重しつつ、この基本的な方向性に沿って、内閣府における公益認定法人制度の見直しに係る法改正の成案も参照し、制度や運用の詳細の検討を進めるよう提言する。同時に、私立学校の多様性に配慮して、学校種、規模等の実態に応じて簡素な機関設計等を認める学校法人の類型の在り方についても検討するよう提言する。

[13] 私立学校法その他の関連法令のほか、認可基準、寄附行為作成例等も含む。

２．学校法人のガバナンスの発揮に向けた取組の方向性

（１）評議員会・評議員の職務等

①評議員会の基本的な職務

- 学校法人制度は、私立学校の自主性を尊重し、役員や評議員会等の在り方についてはその大枠を定めるにとどめ、機関設計の詳細を寄附行為の定め、すなわち各学校法人の判断に委ねるという特徴がある。評議員会は、学校法人の業務・財産の状況や役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べたり、その諮問に答えたりする機関[14]と位置付けられている。
- その上で、「理事会の行う学校法人の業務の決定に際し、当該決定が適切なものであるか判断し的確な意見を述べるとともに、学校法人の公共性を高めるために必要なチェックができるようにする」[15]役割も評議員会に期待されており、理事長は、法人運営についての重要事項についてあらかじめ評議員会に意見を聴かなければならず、寄附行為の定めるところにより、これらの事項について評議員会の議決を要することができることとされている[16]。また、理事長は、決算や事業の実績についても評議員会に報告し、意見を求めなければならないこととされている[17]。
- 学校法人の経営に当たり、今後は様々なステークホルダーとのエンゲージメントの形成が一層求められることを踏まえると、引き続き、幅広い議論と法人運営への意見反映という評議員会の中核的機能を維持し、その一層の活性化を図っていくべきである。
- また、理事会に対するけん制の効いた自律的なガバナンスの在り方としては、監事が日常的なマネジメントの監視を担うとともに、評議員会が優れた経営陣を選び、運営に関する重要方針や実績をしっかりと確認することにより、チェック機能を重層的に働かせることが重要である。
- このため、理事会の運営に対するチェック・監督機能のさらなる強化を図る観点から、評議員会は、役員の選任・解任を行うとともに、法人運営に関する重要事項について議決を行うことも職務とする機関としていくべきである。なお、役員の選任・解任や評議員会の運営の在り方については、②及び④において改めて後述する。
- これに伴い、具体的には、理事長があらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないこととされている事項[18]のうち、中期的な計画、寄附行為の変更、合併、解

---

14 私立学校法第 43 条。

15 平成 16 年 7 月 23 日付け 16 文科高第 305 号文部科学事務次官通知「私立学校法の一部を改正する法律等の施行について」第三１（１）③。

16 私立学校法第 42 条。

17 私立学校法第 46 条。

18 私立学校法第 42 条第１項第１号から第９号まで。

②役員の選解任の在り方

- 寄附行為の定めに委ねられている理事の選任[25]や、理事長が評議員会の同意を得て行うこととされている監事の選任[26]については、評議員会が行うことを基本としていくべきである[27]。自律的なガバナンスの一丁目一番地は、優れた経営陣を選ぶことに始まるという認識の下、評議員会に対しては、評議員のうちから選任される理事[28]のみならず、外部人材の招へいなどを自ら提案していくことも期待したい。理事会に対しては、評議員会への選任議案の提案を行う際、その手続を通じて、緊張感と自信を持って役員の資質能力や実績を客観的に把握・評価していくことを期待したい。
- また、寄附行為の定めに委ねられている理事・監事の解任[29]については、評議員会が行うこととし、職務上の義務違反その他の解任事由を定めていくべきである[30]。ガバナンスの在り方としては、経営陣の運営が不適切な場合にそれを是正し、そのために必要があれば解任することも法人として自ら行っていくことが望まれる。学校法人や学校の運営に関しては、所轄庁による指導や命令の一環として役員の解任勧告の権限も認められてはいるものの[31]、法人として重層的に備えるけん制機能において、自律的に自浄能力を働かせていくことを強く期待したい。
- その上で、校長の職に関連付けて理事として法人の業務にも関与させるという現在の校長理事の制度[32]については、経営面と教学面の連携を図り安定的な学校運営の実現に資するために今後もその必要性がある。このため、当該制度は設置する学校の校長のうちから理事を選任する仕組みとして維持し[33]、理事の解任事由に該当する場合には、理事としての解任がなされるようにすべきである[34]。

---

25 私立学校法第 38 条第 1 項及び第 2 項。

26 私立学校法第 38 条第 4 項。

27 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 177 条で準用する第 63 条第 1 項、社会福祉法人については社会福祉法第 43 条第 1 項を参照。なお、監事の独立性に対する配慮については、（2）②においても後述。

28 私立学校法第 38 条第 1 項第 2 号。公益社団法人私学経営研究会「第 2 回学校法人寄附行為の調査研究報告書」（令和元年 6 月）によると、大学を設置する学校法人において、評議員理事を評議員会が選任・同意することとしている法人が 388 法人中 320 法人、約 82%にのぼっている。

29 私立学校法第 30 条第 1 項第 5 号。

30 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 176 条第 1 項、社会福祉法人については社会福祉法第 45 条の 4 第 1 項を参照。なお、「第 2 回学校法人寄附行為の調査研究報告書」によると、大学を設置する学校法人において、解任事由の規定のない法人が 388 法人中 4 法人、約 1.0%ある。なお、監事の独立性に対する配慮については、（2）②においても後述。

31 私立学校法第 60 条。

32 私立学校法第 38 条第 1 項第 1 号、第 2 項及び第 3 項。

33 社会福祉法人や医療法人では、評議員会（医療法人のうち社団たる医療法人にあっては、社員総会）が理事を選任する仕組みにおいて、法人が設置・開設する施設の管理者を理事に含めることとされている。社会福祉法人については社会福祉法第 44 条第 4 項第 3 号、医療法人については医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 46 条の 5 第 6 項及び第 7 項を参照。

34 校長の選任・解任は本来的に、大学の自治等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じた選考方法に従って理事会で最終的に決定されているところであり、評議員会が校長職の解任に直接的に関与することはここで想定するものでない。

なお、大学の学長の選考手続の在り方については、「建学の精神を踏まえ、求めるべき学長像を具体

- また、評議員のうちから選任された者に理事として法人の業務にも関与させるという現在の評議員理事の制度[35]については、いわば評議員会の代理人として理事会における相互監視に重要な役割を果たす意義もある一方、今後、評議員会が理事の選任・解任を行うことになれば、当該理事が評議員としては理事会の業務執行をチェック・監督するという自己監視に陥ることは望ましいことではない。このため、評議員会による理事への選任に当たり、評議員を辞任することを求めるべきである。なお、評議員に占める学内関係者の割合の上限や理事と兼務する評議員の禁止については、③において改めて後述する。
- 理事会がその役割・責務を実効的に果たしていくためには、知識・経験・能力が全体としてバランスのとれた経営陣を擁していなければならない。このため、役員の選任プロセスについては、理事会の全体としての知識・経験・能力のバランスに関する考え方や理事のカテゴリー[36]に応じた人材確保の方針の明確化、学外者を含む指名委員会の活用など、理事会が役員の選任議案を提案する場合の透明化の工夫をガバナンス・コードに盛り込んでいくべきである[37]。

③評議員の在り方

- 評議員会を構成する評議員については、寄附行為の定めるところにより、当該学校法人の職員や卒業生等が選任されているが[38]、設置する学校を取り巻く多様なステークホルダーの意見を著しい偏りなく反映することを目指してその構成を見直していくべきである。設置する学校・学部等に価値を見出し、資源の投入と価値の創出を求めるステークホルダーを時間軸で捉えれば、過去の接点からは設立者・寄附者や卒業生が該当し、現在の接点からは在校生・教職員や保護者・寄附者、産業界・学界・地域社会が該当する。そして、未来への先行投資という教育研究の性質を踏まえたステークホルダーの時間的・空間的な広がりを想定することが求められる。
- 各役員・各評議員の親族・特殊関係者については、評議員への就任を禁止することとすべきである[39]。特殊関係者については、親族関係以外に事実上の婚姻関係

化し、候補者のビジョンを確認した上で決定することは重要であり、学校法人自らが学長選考方法を再点検し、学校法人の主体的な判断により見直していく」ことが求められており、法人のガバナンスの発揮の観点からも取組の工夫が引き続き期待される（平成 26 年８月 29 日付け 26 文科高第 441 号文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について」第三３．（７）②）。

35 私立学校法第 38 条第１項第２号及び第３項。

36 上述の校長理事・評議員理事以外に、学識経験者等のその他理事（私立学校法第 38 条第１項第３号）もあり、その他理事についてはその内訳を設けることも考えられる。また、主な担当職務や、業務執行・非業務執行、常勤・非常勤、学内・学外といった属性を明らかにすることが有用であると考えられる。

37 会社の取締役会における取組の方向性については、「コーポレートガバナンス・コード」【原則４－11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】を参照。

38 私立学校法第 44 条。

39 公益財団法人については、「理事及び監事と同様に、評議員に占める同一親族等関係者又は同一団体

や雇用関係等に着目するほか、特定の団体・法人の関係者が多数を占めないようにすることにより、法人としての公益性の担保に資するものである。これは従来から、「特定の同族が多く選任されたりすることのないよう」[40]求められてきたところでもある。

- 評議員会の構成については、評議員に占める学内関係者[41]の割合に一定の上限を課し、当該上限を段階的に引き下げていくべきである[42]。従来、多様な意見を反映し、学校法人の公共性を高揚する観点から、法人の役職員が評議員の大多数を占めることのないよう求められてきている[43]。こうした観点に加え、評議員会が、学校法人の財務や業務について自己監視に陥らないようにするとともに、社会の変化に対応した学校・学部等の存続を考える上で、既存の状況を巡る事情に偏らず、未来のステークホルダーにも配慮することができる機関となるためにも必要なことである。
- 今後、評議員会のチェック・監督機能をさらに強化していくことを見据え、自己監視の懸念を持たれないよう、人材確保の実態を見極めつつ、評議員の定数下限[44]の緩和の検討と併せて、理事による評議員の兼務の禁止に取り組んでいくべきである。それまでの間も、評議員の学内関係者の上限割合を引き下げる中で理事兼務者の削減を図るとともに、評議員会が監視機能を発揮する局面においては、理事兼務者である評議員が議決に加わらないように求めていくべきである[45]。な

関係者の割合について制限を設けることについて、検討することも考えられる」との方向性が示されている（「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」12 頁）。社会福祉法人については、社会福祉法第 40 条第４項及び第５項を参照。なお、役員の扱いも本質的に変わるところはなく、公益財団法人については公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第５条第 10 号及び第 11 号、社会福祉法人については社会福祉法第 44 条第６項及び第７項を参照。また、評価性資産の寄附時のみなし譲渡所得課税の特例措置や持ち分なき法人への相続財産の贈与に対する相続税の特例措置については、評議員についても、親族・特殊関係者の割合の制限や贈与者・その親族・特殊関係者への特別の利益供与の禁止が要件とされている（租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 25 条の 17 第６項第１号及び第２号、相続税法施行令（昭和 25 年政令第 71 号）第 33 条第３項第１号及び第２号）。

40 平成 16 年７月 23 日付け 16 文科高第 305 号文部科学事務次官通知「私立学校法の一部を改正する法律等の施行について」第三１（１）③ウ。

41 監事は評議員を兼職することが禁止されている（私立学校法第 39 条）。公益財団法人・社会福祉法人ともに、評議員は、当該法人（公益財団法人については、子法人を含む。）の役員・職員を兼ねることができない（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 173 条第２項、社会福祉法第 40 条第２項）。

42 公益財団法人については、評議員のうち「少なくとも一人については、法人外部の人材から選任することが有効であり、法制上の措置としては、この点を公益認定基準の一つに追加することも一案と考えられる」との方向性が示されている（「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」12 頁）。

43 平成 16 年７月 23 日付け 16 文科高第 305 号文部科学事務次官通知「私立学校法の一部を改正する法律等の施行について」第三１（１）③ウ。

44 学校法人の評議員の定数は、理事の定数の２倍を超える数とされている（私立学校法第 41 条第２項）。これに対し、社会福祉法人においては、評議員の定数は理事の定数を超える数に抑えられており（社会福祉法第 40 条第３項）、公益財団法人についても、社会福祉法人と同様の定数下限に見直していく方向性が示されている（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 173 条第３項、「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」15 頁）。

45 評議員会における規律として、議案に特別の利害関係を有する評議員はその議決に加わることができないこととされており（私立学校法第 41 条第 10 項）、例えば、理事の選任・解任や決算・事業実

お、評議員のうちから選任される理事の扱いの改善については、②に前述したとおりである。

- 評議員会の理事会に対するチェック・監督機能の強化に対応して自己監視を避けるため、寄附行為の定めに委ねている評議員の選任・解任[46]については、理事・理事会が行うことを認めないようにすることが必要である[47]。
- 評議員会は、法人設立の経緯、運営上の必要性、設置する学校のステークホルダーの状況、社会の変化等に応じて、適切に審議機能・監督機能を果たせるような構成を確保し、進化させていくことが望まれるとともに、評議員会自体に対しても一定のけん制や透明性を確保していく必要がある。このため、評議員の選任方法や属性、構成割合の状況については、法人としての考え方や目指す方向性を明確化し、積極的に説明・公表することをガバナンス・コードに盛り込んでいくべきである。
- 評議員についても、評議員自体に対するけん制を確保しておくことが必要であることから、役員と同様に、評議員による解任の訴えの仕組みを整備するとともに、文部科学大臣による解任勧告の対象に加えていくべきである[48]。
- 評議員会は、現在でも、理事長があらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項について、寄附行為をもって評議員会の議決を要するものとすることができる[49]。また、令和元年の私立学校法の改正により、役員の損害賠償責任の免除については、総評議員の同意や評議員会の決議が求められている[50]。このような

績の承認等については、法人の理事・職員の兼務者である評議員が議決に加わらない扱いとしていくことが適当であると考えられる。他方、教員の議決権については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき校務に関する最終的な責任を負う学長の監督・統督下において教育研究に従事していることから（同法第 92 条第 3 項等）、使用人たる一般の法人の職員と異なる取扱いとすることも考えられる。

46 私立学校法第 30 条第 1 項第 7 号。

47 公益財団法人においては、評議員の選任・解任の方法は定款の記載事項とされ、理事が評議員を選任・解任する旨の定款の定めは無効となり、その方法の変更に係る定款の変更は裁判所の許可・行政庁への届出が必要となる（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 153 条第 1 項第 8 号及び第 3 項第 1 号、第 200 条第 3 項、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 13 条第 1 項第 3 号）。具体的な方法としては、評議員の構成を役員の制限に準じたものとした上で評議員会が行う方法や、監事・外部者を含む機関の決定に従って行う方法が推奨されている（平成 20 年 10 月 10 日付け内閣府公益認定等委員会「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」）。なお、「評議員は第三者が関与して選任する方法を採るべきとすること…について、検討することも考えられる」との方向性が示されている（「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」12 頁）。

社会福祉法人についても、定款の規律は公益財団法人と同様であるが、評議員の選任・解任の方法に係る定款の変更は所轄庁の認可が必要となる（社会福祉法第 31 条第 1 項第 5 号、第 45 条の 36 第 2 項）。具体的な方法としては、監事・外部者を含む機関の決定に従って行う方法が推奨されている（平成 28 年 6 月 20 日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡「社会福祉法人における評議員の選任及び解任方法について」）。

48 解任事由がないことが客観的に明白であるにもかかわらず、特定の役員の解任議案の評議員会への提案や解任の訴えの提起を行い、法人の運営に重大な支障を生じさせるような単独行為の場合のほか、理事の違法行為に加担し、他の評議員による当該理事の解任議案の提案を妨害したり、解任事由がないにもかかわらず当該他の評議員の解任議案を提案したりするような場合が考えられる。

49 私立学校法第 42 条第 2 項。

50 私立学校法第 44 条の 2 第 4 項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 112 条及

際に、評議員がそれぞれの立場から自由に意見を述べることを超えて、当該議決等に対して自身の有する議決権を行使する際には、法人との関係において善管注意義務が生ずるものと解される。前述①・②の役員の選任・解任や重要事項についての議決のような新たな評議員会の職務に当たるに際しても、評議員の議決権の行使は現在の議決権の行使と同様に解される。また、評議員に固有の特別の義務や損害賠償責任を改めて一律に定めることにより、新たな外部人材が評議員に就任することに対して消極的になってしまうことも懸念される。このため、評議員会のチェック・監督機能の強化に併せて学校法人の評議員に固有の特別の義務や損害賠償責任を改めて一律に定めずともよいと考える。

④評議員会の運営

- 現在の評議員会の運営は、理事長の招集にかかり、その諮問・報告を受けて審議を行うことを基本としつつ、そうした諮問・報告がなくとも幅広く審議して意見を述べることも期待されている[51]。この点、幅広い議論と法人運営への意見反映という評議員会の機能を維持するに当たっては、引き続き自由な審議を行う運営は認めていくべきである[52]。他方、役員の選任・解任を行うとともに、法人運営に関する重要事項について議決を行うことも評議員会の基本的な職務と位置付けていくに当たっては、運営手続として、理事長が評議員会を招集するに当たって、理事会が議題・議案を招集前に定めることとしていくべきである[53]。
- また、評議員の意思を評議員会に反映させ、議論の場を確保することができるよう、評議員総数の３分の１以上の評議員が会議に付議する事項を示して評議員会の招集を請求する仕組みが現在も認められている[54]。これに加えて、今後強化を図る評議員会のチェック・監督機能がより実効的なものとなるよう、役員の選任・解任や評議員会において議決する事項については、評議員が評議員会の招集請求や議題・議案の提案を行うことができることとしていくべきである[55]。理事会による様々な提案議案に対する賛否のみならず、とりわけ不正・法令違反の是正に

び第 113 条。なお、議案に特別の利害関係を有する評議員の議決権の取扱いは、前述のとおり。

51 私立学校法第 41 条第３項、第 42 条第１項、第 46 条及び第 43 条。

52 公益財団法人・社会福祉法人の評議員会においては、法定の議決事項と定款で定めた事項に限り決議することとされ、理事会で事前に決定された議題以外の事項について決議することが認められていない（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 178 条第２項及び第 189 条第４項、社会福祉法第 45 条の８第２項及び第 45 条の９第９項）。これは評議員会の機関設計として、専ら理事会に対するけん制機関とすることが重視されていることによると考えられる。

53 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 181 条第１項、社会福祉法人については社会福祉法第 45 条の９第 10 項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 181 条第１項を参照。なお、学校法人の評議員会については、他の法人と異なり、監事が不正行為等を発見したときに、理事長に評議員会の招集を請求したり、自ら評議員会を招集したりすることができる（私立学校法第 37 条第３項第６号及び第４項）。

54 私立学校法第 41 条第５項。

55 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 184 条から第 186 条まで、社会福祉法人については社会福祉法第 45 条の８で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 184 条から第 186 条までを参照。

対しては、評議員・評議員会が自ら能動的な意思表示を行っていくことを強く期待したい。

- なお、こうした評議員会の職務の重要性に鑑み、評議員会の議事録の作成については、義務化していくべきであり[56]、定時評議員会の招集の位置付けを定めていくことも考えられる[57]。
- 評議員会は、学校法人の公共性の高揚という観点から、ステークホルダーとのエンゲージメントを機関設計に先駆的に取り入れたものと評価することができ、理事会はその意義の実質化に引き続き努めるべきである[58]。さらに、評議員会の監督機能の強化との関連においても、理事会は平素からステークホルダーの懸念に関心を払い、運営に対する理解を得るため一層努力していくことが望まれる。このため、理事会と評議員会のコミュニケーションについて、評議員会以外の場も含む理事会による情報提供や意見交換など、新たな相互関係を踏まえた建設的な対話・認識の共有と問題の改善に向けた取組をガバナンス・コードに盛り込んでいくべきである[59]。

（２）理事会・役員の職務等

①理事会におけるモニタリングの強化

- 寄附行為の定めに委ねられている理事長の選定・解職[60]については、理事会の責任において行うこととしていくべきである[61]。学校法人を代表して日常的に業務を執行する理事長に誰を選ぶかは短期的にも長期的にも学校の安定と発展の行方を左右する意思決定であり、選ばれた理事長の運営に重大な問題がある場合に職を解くことは、法人の自律的なガバナンスの要となるものである。こうした理事長の選定・解職の手続の確立は、理事会のモニタリング機能の強化に欠かすことのできない要素である[62]。

---

56 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 193 条、社会福祉法人については社会福祉法第 45 条の 11 を参照。

57 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条第１項、社会福祉法人については社会福祉法第 45 条の９第１項を参照。

58 例えば、理事と兼務しない評議員の意見を引き出す工夫、評議員に対する定期的・事前の情報提供、評議員会における監事の意見申述の機会設定などが求められている（令和元年７月 12 日付け元文科高第 228 号高等教育局長・研究振興局長通知「学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について」第三２．②カを参照）。

59 会社における株主との対話の方向性については、「コーポレートガバナンス・コード」【基本原則５】及び金融庁スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会「『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫」（平成 26 年２月 26 日）を参照。

60 私立学校法第 30 条第１項第５号及び第 35 条第２項。

61 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条で準用する第 90 条第２項第３号及び第３項、社会福祉法人については社会福祉法第 45 条の 13 第２項第３号及び第３項を参照。

62 会社における CEO の選任・解任に関する考え方については、「コーポレートガバナンス・コード」【補充原則４－３②及び４－３③】を参照。

- 理事長の選定に際しては、学内組織の資源配分や存廃を巡る利害関係のような内部事情ばかりに著しく影響を受けることは適切でない。理事長に誰を選ぶかが学校の行方を左右する重要な意思決定であることを踏まえ、理事長の選定プロセスについては、あるべき理事長像の策定、候補選出・育成・評価の計画的な実施、学外者を含む指名委員会・選考会議の活用、外部理事による監督など、客観性・透明性の確保の工夫をガバナンス・コードに盛り込んでいくべきである[63]。また、理事会のモニタリング機能の向上を図るため、理事会全体としての実効性に関する分析・評価やその結果の開示の取組についても、ガバナンス・コードに盛り込んでいくべきである[64]。
- 18 歳人口の減少や社会の変化のスピードの加速による競争環境の激化が見込まれる中、理事会はガバナンスの向上の観点から、意思決定においてより大きな戦略的な方向付けに重きを置くとともに、業務を執行する理事や学校・法人事務局の幹部職員の監督を主要な職務とするモニタリング・ボードを目指していくことが求められる[65]。このため、法人業務の執行については、理事長以外の業務執行理事の位置付けと理事会における選定の手続を定めるとともに、理事長・業務執行理事に理事会への一定期間ごとの報告義務を課していくべきである[66]。また、理事会の議事録の作成を義務化し、その内容を評議員会に開示していくべきである[67]。
- 理事・監事には、それぞれその選任の際に現に当該学校法人の役職員でない者が含まれるようにすることとされているが[68]、理事会のモニタリング機能の強化に伴っては、そうした外部理事・外部監事が理事会で果たす役割の重要性も増していくことが考えられる。このため、その外部性・独立性の在り方については、見直し後の公益法人制度や人材確保の実態等も踏まえ、強化する方向で検討していくべきである[69]。

---

63 会社における後継者計画の策定の方向性については、「コーポレートガバナンス・コード」【補充原則４－１③及び４－３②】を参照。また、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」では、後継者計画の策定・運用に取り組む際の７つの基本ステップとして、①後継者計画のロードマップの立案、②「あるべき社長・CEO 像」と評価基準の策定、③後継者候補の選出、④育成計画の策定・実施、⑤後継者候補の評価、絞込み・入替え、⑥最終候補者に対する評価と後継者の指名、⑦指名後のサポート、が示されている。

64 会社における取締役会の実効性評価の方向性については、「コーポレートガバナンス・コード」【補充原則４－11③】を参照。

65 会社の取締役会の役割・責務の方向性については、「コーポレートガバナンス・コード」【基本原則４】を参照。指名委員会等設置会社や監査等委員会設置会社の制度化はもとより、従来の監査役会設置会社も含め、いずれの機関設計を採用する場合にも、取締役会における取締役に対する監督機能の強化が目指されている。

66 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条で準用する第 91 条、社会福祉法人については社会福祉法第 45 条の 16 第２項及び第３項を参照。

67 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条で準用する第 95 条第３項、社会福祉法人については社会福祉法第 45 条の 14 第６項を参照。

68 私立学校法第 38 条第５項。

69 公益財団法人においては、「業務執行への牽制・監督・監査の機能を担う理事、監事及び評議員のうち、それぞれ、少なくとも一人については、法人外部の人材から選任することが有効であり、法制上の措置としては、この点を公益認定基準の一つに追加することも一案と考えられる。…いかなる人材

②監事の独立性の強化

- 監事は学校法人における内部統制の番人であり、理事会のモニタリング機能や評議員会のチェック・監督機能の起点となることが期待され、監査される側の意向に影響されたり、そうした疑念を持たれたりすることなく責務を果たすことができるよう、監事の独立性を一層高めるべきである。この点、評議員会の同意を得て理事長が監事を選任することとされている現在の仕組み[70]は、ガバナンスの在り方としては適切さを欠いており、監事の選任・解任については、評議員会が行うこととしていくべきである[71]。
- 各理事の親族・特殊関係者については、監事への就任を禁止することとしていくべきである[72]。学校法人に対する社会の理解を保っていくため、理事に対する監査の第三者性・実効性を担保し、監査をする者と監査を受ける者が同一となる自己監査の回避を一層徹底するよう、公益的な法人として最高水準の措置を講じることが求められる。
- 監事の任期については、理事の任期と同等以上の期間を確保する観点から定めるとともに[73]、監事の選任・解任の議案については、辞任した監事・解任された監事を含め、監事の意見を確認する手続を求めることとしていくべきである[74]。監事の職務に対して監査される側の意向が影響する事態を排するため、監事の身分を安定的なものとするとともに、何らか影響力を行使され辞任・解任に至ったと監事が考えるような場合に、意見を述べる機会を保障することが必要である。
- また、学校法人の業務・財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べるという監事の職務[75]を確実に遂行することができるよう、

であれば『法人外部の人材』と言えるかについては、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）の理事又は監事に係る規定（第 38 条第５項）や会社法の社外取締役の定義（第２条第 15 号）、株式会社東京証券取引所の『有価証券上場規程』（平成 19 年 11 月１日）やスポーツ庁の『スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞』（令和元年６月 10 日）も参考に検討するべきである。」との方向性が示されている（「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」12～13 頁）。

70 私立学校法第 38 条第４項。

71 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 177 条で準用する第 63 条第１項、社会福祉法人については社会福祉法第 43 条第１項を参照。なお、後述のとおり、監事の選任議案を理事が評議員会に提案するには、監事の同意を得なければならないとされている。

72 公益財団法人については公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 10 号及び第 11 号、社会福祉法人については社会福祉法第 44 条第７項を参照。

73 公益財団法人の理事・監事の任期の関係については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 177 条で準用する第 66 条及び第 67 条第１項を参照。なお、「第２回学校法人寄附行為の調査研究報告書」によると、大学を設置する学校法人において、監事の任期が理事の任期よりも短い期間となっている法人が 388 法人中 13 法人、約 3.4%ある。同調査においては、理事の任期が４年以上である法人が 192 法人、約 49.5%あり、教育研究の特性を反映して長い期間となっている実態もあるところ、できる限りそれよりも長い期間を確保していくことが望まれる。

74 監事の選任等に対する意見確認等の手続については、公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 177 条で準用する第 72 条及び第 74 条、社会福祉法第 43 条第３項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 72 条及び第 74 条を参照。

75 私立学校法第 37 条第３項第７号。

理事会の招集通知の対象に監事を加えるとともに、理事会の議事録については監事も確認することとしていくべきである[76]。

（３）監査・内部統制の体制整備

- 会計に関する職業的専門家として会計に関する専門的能力と独立性を備えた会計監査人による会計監査については、法人への負担等も考慮しつつ、法人の規模等に応じて義務付ける方向で検討していくべきである[77]。公認会計士又は監査法人による貸借対照表等に係る監査が私立学校振興助成法に基づき行われているが[78]、会計監査人による会計監査を監事による監査に連携させることにより、監事による監査について、会計監査の専門性と財産目録等の財務情報の信頼性を向上させるとともに、業務監査・教学監査に監事が一層注力しやすくなることが期待される。このほか、監事の常勤化や内部監査組織の整備についても、ガバナンス・コードや各法人の取組を引き続き推進していくべきである[79]。また、こうした監査体制の充実と合わせて、財産目録等の作成期限を１か月延長する方向で検討していくべきである[80]。
- また、法人の業務の適正を確保するためのリスク管理、コンプライアンス確保、監事の補助体制と独立性の確保等の内部統制システムについては、法人に対する役員の善管注意義務・忠実義務を具体化し、理事会のモニタリング機能や監事による監査の実効性を高めるため、法人の規模等に応じて理事会の責任において決定するよう義務付け、理事長・業務執行理事がそれぞれの役割に応じて構築する

---

76 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条で準用する第 94 条第１項及び第 95 条第３項、社会福祉法人については社会福祉法第 45 条の 14 で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 94 条第１項及び社会福祉法第 45 条の 14 第６項を参照。

77 公益財団法人については、収益 1,000 億円以上、費用・損失 1,000 億円以上又は負債 50 億円以上のいずれかに該当する法人に会計監査人による計算書類の監査が義務付けられている（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 12 号、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成 19 年政令第 276 号）第６条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 124 条第２項第１号）。社会福祉法人については、収益 10 億円超又は負債 20 億円超の法人に会計監査人の設置を義務付けていくことが予定されている（社会福祉法第 37 条及び第 45 条の 28 第２項第１号、平成 28 年 11 月 11 日付け社援発 1111 第２号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について」第一の一１）。

78 学校法人の機関としての会計監査人による会計監査ではないが、私学助成を受けた学校法人が貸借対照表等を所轄庁に届け出る場合、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付することとされ、１会計年度に交付される補助金の額が 1,000 万円に満たない場合で所轄庁の許可を受けたときは、この限りでないとされている（私立学校振興助成法第 14 条第３項、昭和 51 年４月８日付け文管振第 153 号文部事務次官通達「私立学校振興助成法等の施行について」第三の二）。

79 平成 16 年７月 23 日付け 16 文科高第 305 号文部科学事務次官通知「私立学校法の一部を改正する法律等の施行について」第三１（１）②キ。ガバナンス・コードにより取組状況を点検していくことが考えられる事項については、「学校法人制度の改善方策について」２．（４）イ（イ）を参照。

80 財産目録等の作成期限は毎会計年度終了後２月以内とされている（私立学校法第 47 条第１項）。公益財団法人・社会福祉法人の財産目録等の作成期限については、毎事業年度・会計年度経過後３月以内とされている（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 22 条第１項、社会福祉法第 45 条の 34 第１項）。

体制の運用を理事会が監督していくべきである[81]。

- 民間事業者における不正・不祥事の発見の経緯は内部通報が端緒となるケースが最も多くなっており[82]、通報者が安心して利用することができる内部通報の仕組みの導入・改善を積極的に進めるため、改正公益通報者保護法[83]の施行動向も踏まえつつ、同法の義務付けの対象範囲にかかわらず、内部通報への誠実な対応、通報者に関する情報の守秘、通報者に対する不利益取扱いの禁止、監事への報告体制の構築等について、ガバナンス・コードに盛り込んでいくべきである[84]。

（４）ガバナンスの自律性と透明性の確保

- 学校法人が社会からの信頼を得ていくために適時適切に情報開示を主体的に行うことが重要であり、ステークホルダーの関心・懸念に応える非財務情報のわかりやすい開示を進める観点から、評議員会の構成や理事の選任方針、理事長退任者の経営への関与、内部統制システムの運用、認証評価への対応状況など、法人のガバナンスに関する情報について、事業報告書への記載を通じた開示の仕組みを整備していくべきである[85]。
- 策定・普及の取組が始まっている各大学団体のガバナンス・コードについては、各大学における遵守状況の点検・公表の段階的な推進を強力に支援していくとともに、できる限り早期にコンプライ・オア・エクスプレイン方式[86]への移行を目指

---

81 公益財団法人については、負債 200 億円以上の法人に内部統制システムの決定が義務付けられている。(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第２条第３号、第 197 条で準用する第 90 条第４項第５号及び第５項)。社会福祉法人については、収益 10 億円超又は負債 20 億円超の法人に内部統制システムの決定を義務付けていくことが予定されている（社会福祉法第 45 条の 13 第４項第５号及び第５項、平成 28 年 11 月 11 日付け社援発 1111 第２号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について」第一の一１）。

82 消費者庁「平成 28 年度民間事業者における内部通報制度の実態調査報告書」によると、内部通報制度を導入している民間事業者のうち、不正・不祥事を把握したきっかけとして内部通報を回答にあげた事業者が 58.8%と最も多く、内部監査（37.6%）の約 1.5 倍、外部監査（7.2%）の約８倍であった。

83 公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和２年法律第 51 号。公布（令和２年６月 12 日）から２年内に施行予定。）。常時使用する労働者数が 300 人超の事業者に、公益通報の受付、調査、是正措置等に係る従事者の配置を義務付ける等の措置が講じられる。

84 会社における内部通報に係る体制整備の方向性については、「コーポレートガバナンス・コード」【原則２－５．内部通報】を参照。

85 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年法務省令第 28 号）第 34 条、社会福祉法人については社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）第２条の 25 を参照。また、上場会社については、各会社による「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の作成・公表、証券取引所による報告書の集約・ホームページ掲載の取組が進められている。

86 「コーポレートガバナンス・コード」においては、抽象的で大掴みな原則の趣旨・精神を関係者が互いに共有した上で、自らの活動がその趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断するという「プリンシプルベース・アプローチ」を前提に、コードの実施に当たって「原則を実施するか、…自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、それを『実施しない理由』を十分に説明することにより、一部の原則を実施しない」ことが求められている（金融庁コーポレート

していくべきである[87]。

（５）その他

①組織に関する訴えの整備

- 他の法人類型に定められた組織に関する訴えについては、当該制度がない中でも違法状態の是正を図る訴訟は行われており[88]、ガバナンスの観点から緊急に制度整備を行う必要はないが、早期・画一的な紛争解決による法的安定性の観点からの必要性を見極めながら、出訴期間、当事者適格等を整備する方向で検討していくべきである[89]。

②罰則規定の整備

- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得については、他の公益法人制度と同様の罰則を導入していくべきである[90]。

③用語の在り方

- 「理事長」の用語については、一般的に用いられているものであることから、変更の必要はない。「寄附行為」の用語については、財産の出捐行為と組織の運営規則の両義を示す意義があり、医療財団法人制度でも用いられているほか、両義性を有する用語として「信託行為」の類例もあるが、より一般的に理解しやすい用語とする観点から、改めてその見直しについて検討することが望まれる。

ガバナンス・コードの策定に関する有識者会議「コーポレートガバナンス・コード原案」序文９．～12.）。

87 前掲「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」については、ガバナンスに関する基本的な考え方、経営管理組織その他のガバナンス体制の状況、内部統制システムに関する事項等のガバナンスに関する情報を比較可能な形で開示していくことが目指され（東京証券取引所「コーポレート・ガバナンスに関する報告書　記載要領」）、「コーポレートガバナンス・コード」の原則を実施しない場合にはその理由を「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において説明することとされている（東京証券取引所「有価証券上場規程」第 436 条の３）。

88 宗教法人の理事者の地位確認請求を認容する確定判決は、団体組織の性質上、対世的効力を有するとした裁判例（最一小判昭和 44 年７月 10 日民集 23 巻８号 1423 頁）、学校法人の理事会・評議員会の決議の無効確認請求の訴えは、実体法の明文規定がなくとも、現に存する法律上の紛争の解決のため適切かつ必要と認められる場合に許容されるとした裁判例（最一小判昭和 47 年 11 月９日民集 26 巻９号 1513 頁）が確立しているものと考えられる。

89 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 264 条以下、社会福祉法人については社会福祉法第 35 条第２項、第 45 条の４第３項、第 45 条の 12 及び第 55 条で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 264 条等を参照。

90 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 334 条、第 335 条及び第 337 条、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 62 条及び第 64 条、社会福祉法人については社会福祉法第 130 条の２及び第 130 条の３を参照。

④解散への所轄庁の関与の在り方

- 解散の際の残余財産の額や帰属先に対する所轄庁の関与については、見直し後の公益法人制度も踏まえ、必要な仕組みの整備を検討していくことが考えられる[91]。

[91] 公益財団法人については、「公益認定の取消し等や解散の際の残余の財産の額や帰属先については、現行の届出のままで良いか、新たな措置が必要か、検討が必要である。検討に当たっては、上記の移行法人に係る残余の財産のように行政庁が確認するとともに、透明性の向上を図るなど、不適切な処理を防ぐために行政庁が法律上関与する仕組みの導入も考えられる。」との方向性が示されている（「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」26～27 頁）。

会議の検討経過

令和２年

第１回（１月 17 日）	意見交換
第２回（２月 28 日）	個別事案の検討
第３回（５月 20 日）	個別事案の検討 大阪府ヒアリング 両角委員発表
第４回（７月 17 日）	主な意見の確認 意見交換
第５回（８月 24 日）	認証評価・個別事案の検討 意見交換
第６回（10 月５日）	内閣府ヒアリング 意見交換
第７回（10 月 28 日）	意見交換
第８回（11 月 19 日）	大学団体ヒアリング 日本私立大学連盟 日本私立大学協会 日本私立短期大学協会 意見交換
懇談会（12 月 10 日）	海外事情 金子元久筑波大学特命教授ヒアリング

令和３年

第９回（１月 21 日）	大学団体意見書 日本私立大学教職員組合連合 骨子案審議
第 10 回（２月 24 日）	取りまとめ案審議
第 11 回（３月２日）	取りまとめ案審議

「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」の開催について

令和元年１２月２０日
高等教育局私学部長決定
令和２年１２月１１日一部改正

１．趣旨

公益法人としての学校法人制度について、令和元年の私立学校法改正や社会福祉法人制度改革、公益社団・財団法人制度の改革を踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改正のための検討を行うため、「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」を開催する。

２．実施方法

（１）別紙に掲げる者の参加を得て検討を行うものとする。

（２）必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

３．実施期間

令和元年１２月２０日から令和３年３月３１日までとする。

４．その他

この有識者会議に関する庶務は、関係課の協力を得て、高等教育局私学部私学行政課において行う。

（別紙）

学校法人のガバナンスに関する有識者会議　委員名簿

（※　◎印は座長）

	井原　徹	学校法人白梅学園理事長
	岡田　譲治	日本監査役協会前会長・最高顧問
	梶川　融	太陽有限責任監査法人代表社員会長
	北城　恪太郎	学校法人国際基督教大学前理事長、 日本 IBM 元会長
	酒井　邦彦	TMI 法律総合事務所弁護士、 元広島高等検察庁検事長
◎	能見　善久	東京大学名誉教授
	野村　修也	中央大学法科大学院教授
	長谷山　彰	慶應義塾長
	八田　進二	青山学院大学名誉教授、大原大学院大学教授
	両角　亜希子	東京大学大学院教育学研究科准教授

（五十音順、敬称略）
（職名は令和２年１２月１１日現在）

資料６

2021（令和３）年９月９日

内閣府公益認定等委員会
公益法人の会計に関する研究会ヒアリング

「活動計算書」への名称変更に伴い検討すべき事項に関する意見

（公財）公益法人協会

はじめに

貴委員会事務局より、表題研究会で検討する表記課題について当協会にヒアリングの依頼がありましたので、下記事項について意見を申し述べます。

当協会の基本的な考え方としては、①公益活動のお金は広い意味の寄付者・出捐者のものであり、その人たちの意思が最優先されるべきであり、会計もそれを表示するものであるべきこと、②公益法人は事務職員も少ない小規模法人も多いことから、会計はシンプルであるべきであること、また、③当該法人法制との関連性を重視する財務諸表作成者の立場からは、ご提案の活動計算書への改正は、現行の実務には大きな影響を与えることとなりますので、その検討に当たっては、改正する趣旨・必要性ならびに実際の扱い等を財務諸表作成者に対して分かり易く説明することが極めて重要であると考えます。

（１）公益法人の会計基準についての基本的な考え方について

> 公益法人の損益計算書となる「活動計算書」について、分かりやすく作成も容易であるべきという考えについて、どのように考えますか。
>
> 特に、公益法人会計をはじめ非営利法人の会計制度はそれぞれ別のものになっていますが、公益法人と他の非営利組織との比較や、利用者にとっての有用性や分かりやすさという視点も必要という考えについて、どのように考えますか。

分かりやすく作成も容易であるべきという考えそのものには賛成ですが、ただ、どういう「分かりにくさ」「作りにくさ」があるのか、あるいはあったのか等について、それをまず明確にしていただくのが、議論そのもののスタート地点ではないかと思います。

事業報告とその内容を計数的に表す「活動計算書」によるディスクロージャーのためのルールづくりが会計基準の重要な役割と思います。そのためには、その法人の活動をよく知りたい、サポートしたい人によく分かるものでなければ意味がないと思います。したがって分かり易いことが第一ですが、作成者側に余計な事務負担がないことも、当然作成者側のニーズとしてあることは言うまでもありません。

会計基準にはそれぞれ目的があり、他の非営利法人（NPO、社福、学校法人など）と会計制度が異なるのは、会計基準の目的が異なることから当然と言えます。また、他の非営利法人とは、財源および活動目的、事業内容も異なるので、比較の有用性の点は、会計基準のあり

かたを考える上では優先度が低いと思います。現行の公益法人会計基準（正味財産増減計算書）は、公益認定法における財務基準（の判定）と密接に関連しておりそれなりの意味があることから、単純に他の非営利組織との比較といっても、自ずと限界があると考えます。

（２）指定正味財産から一般正味財産への振替の会計処理について

現行の公益法人会計基準においては、寄付者等により使途等の制約が課された「指定正味財産」を公益法人が費消等するときには、「指定正味財産」から「一般正味財産」への振替処理が必要となっています。

この振替処理は公益法人特有の会計処理であって分かりにくく廃止すべきである、という考えについて、どのように考えますか。

【参考：振替の問題点】

・「公益目的事業に使用すること」といった事業を特定しない制約でも指定正味財産に該当するかなど、どの程度の制約があれば指定正味財産として取り扱うことができるのか明確な基準が示されていない。このため、制約の具体的な範囲が明確にならないと制約の解除とそれに伴う一般正味財産への振替のタイミングと振替額を客観的に判断することが困難。（平成26年度研究会報告より）

公益法人会計基準の目的の一つが認定法の基準に準拠しているかを把握することにあるのであれば、現行の指定から一般への振替は、収支相償と整合させるものであり、違和感は特にありません。

公益法人会計基準が施行されてから相当期間経過し、また、日本公認会計士協会・非営利法人委員会実務指針第 38 号「公益法人会計基準に関する実務指針」等により実務処理も示されています。受け入れる際の寄附者の趣旨等を踏まえ、適切に履行した結果を会計上、示しているものと思料され、また、（他の公益法人では採用されていないとしても、）公益財団法人等の財務諸表作成者にとっては、ある程度定着している基準であり、分かりにくいといった指摘は当たらないと考えます。したがって、「この処理がわかりにくい」という指摘は、様式改正を行う理由には当たらないと考えます。

なお、「振替の問題点」として、「『公益目的事業に使用すること』といった事業を特定しない制約でも指定正味財産に該当するかなど、どの程度の制約があれば指定正味財産として取り扱うことができるのか明確な基準が示されていない。このため、制約の具体的な範囲が明確にならないと制約の解除とそれに伴う一般正味財産への振替のタイミングと振替額を客観的に判断することが困難。」とのことであるが、これは「指定正味財産」の制約の意義について議論すればよいことで、振替処理の分かりにくさとは別の問題ではないでしょうか。

（３）指定正味財産について

現行の公益法人の会計制度では、寄付者より使途等の制約が課された寄付金を「指定正味財産」として区分して扱っています。

これを、法人の機関決定により使途に制約を加えたものも併せて「指定純資産」として扱うという考えについて、どのように考えますか。

さらに、これは公益法人のガバナンス、自主性の強化を後押しするものである、という考えについて、どのように考えますか。

寄付者の意思を反映したものと、法人が判断したものを、同質、並列に考えるべきものではないと考えます。「寄付者等の意思により使途制限のあるもの」を「指定正味財産」として区分表示することは、法人の受託者責任を明確にする趣旨と理解していますが、これに対し本件のように、法人の意思の要件を加え、拘束の概念を持ち出し、「法人の機関決定により使途に制約を加えたもの」を、新たに区分表示することは、「正味財産の三区分性」という大きな概念変更となります。表示の問題についてであれば、区分表示とせずとも、注記表示で足りる場合もあるでしょう。重要性の原則等により法人が必要と考えれば選択できるなどとし、おしなべて適用することには反対です。

さらにいえば、そもそも指定純資産というのはどのような定義なのか不明です。現況の指定正味財産の定義を拡大するものなのか、それとも、純資産の部での、拘束された財産額を表現する新しい概念なのか、認定法令上の観点からは、6 号財産や 5 号財産と指定純資産の関係をどのように整理するのかも不明と思われます。

公益法人のガバナンス、自主性の強化については、経営全体の大きな視点でとらえるべきで、法人の機関決定により使途に制約を加えたものを会計処理に反映させることは、一部分を捉えたにすぎないのではないでしょうか。さらに新しい純資産の概念は、認定法との関係、会計システムの再構築、会計処理の見直しなど法人の大きな負担の割には、公益法人のガバナンス、自主性の強化に大きく寄与するとは到底思えません。

公益法人のガバナンスを後押しすることになるかは、法人がどのような内容と形式で機関決定をどう行うかによるものであり、機関決定者が理事会、評議員会であれば、理事会、評議員会が十分にその意味を理解していることが前提と思われます。

（4）事業費及び管理費の形態別分類の集約化と機能別分類について

公益法人会計基準においては、事業費・管理費の一般的・標準的な科目を、「給料」、「旅費交通費」、「水道光熱費」等の形態別分類によって示しています。これは、公益法人において必要となる事業費と管理費に共通する科目の事業費割合を把握するためには有用な分類と考えられています。

一方で、類似の科目を集約すれば一覧性が高まるという考え方や、事業の実態を明らかにする上では、「〇〇プロジェクト事業費」等の科目単位で表す機能別分類の方が適切であるという考えがあります。

これについて、どのように考えますか。

（注）事業費割合の算定が制度上の要請としてあるため、仮に、活動計算書を機能別分類

としても、形態別分類による事業費・管理費を財務諸表の注記として記載する必要が生じる可能性があります。

現行制度は、平成 20 年の施行から 12 年程経ち、実務でも広く周知定着しています。新公益法人制度への移行当時多くの法人は、形態別分類への変更で、勘定科目の検討・会計システムの導入で大変苦労しましたが、この機に及んで強制的に機能別分類に戻させることに非常に抵抗感を覚えます。機能別分類をもし導入するのであれば、法人の任意で可能とすべきです。

そもそも費用が発生する実態とその使途は、会計ソフトの設定や勘定科目体系では明確な区分けはできません。確かに、事業単位やプロジェクト単位での収支管理は、法人の事業管理や外部への説明上必要ですので、必要のある法人においては各法人とも重要な業務として苦労しそれぞれ工夫してまとめています。しかしながら、的確な計画と進行によって事業を推進している法人ならば、それを管理会計等で管理することは当たり前のことですが、それと関係のない法人に対しても「機能別分類」を主とした形式に変更してしまうのは行き過ぎですし、法人の負荷がさらに増えるのは今般の改正からみて本末転倒です。必要がある法人においては、自己の判断により、注記として記載するものでたりると考えます。

（５）「活動計算書」の様式例

「活動計算書」の様式例について、令和２年度の会計研究会報告書においては、例として様式例A、様式例Bを挙げています。

活動計算書の様式について、何か御意見があればお願いします。

収益および費用を拘束・非拘束により区分して作成する様式でＰＬ本表を作成することは、作成の事務負担の重さに比べて、利用者にとって数値にどれほどの意味があるかについて疑問があります。収益側の区分は比較的容易ですが、費用側を区分していくのは大変な作業だと思います。正確に処理を行おうとすれば、支出対象の事業および費目が決められている公的な補助金を受けた場合の財源充当表作成のようなイメージがあり、全ての法人が行うのは実務的には難しいと考えます。また、共通費用について事業別に配分し、さらに財源別にも配分するのは全く困難と思われます。

令和2年度「公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」の２頁にもある通り、今回の改正案は、「現在の正味財産増減計算書よりも一見して分かりやすく作成も容易なものであるべき」とありますが、分かりやすさも疑問かつ実務の負担も大きくなり、この趣旨に反するのではないでしょうか。この際、「活動計算書」は名称変更にとどめ、様式は従来のままにしていただきたいと考えます。

（６）事業別会計区分の取扱

公益認定法においては、収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理することが求められています。
事業別会計区分の取扱について、何か御意見があればお願いします。

会計に関する区分は、定期提出書類との関係もあるので、現行法上、認定法や税法上の要請に準拠していると思えるため、現行のままでよいと考えます。

（7）正味財産増減計算書での有価証券評価損益の取扱

現行の公益法人会計基準では、有価証券評価損益は、損益計算書（「正味財産増減計算書」）の経常増減の下に別掲表示しています。
新しい損益計算書となる「活動計算書」は、法人の活動を表すものであることから、理屈の上では、活動には含まれない有価証券の評価損益は活動計算書には含めないことにはなります。
評価損益を直接貸借対照表の純資産に評価差額として計上する会計処理を採用すべきかどうかについて、何か御意見があればお願いします。

活動計算書の様式変更を支持しておりませんので回答いたしかねますが、特に現行の扱いに不都合は感じておりません。現状不都合があるのであれば、その理由を明確にすべきと考えます。

おわりに

冒頭でも申し上げましたが、ご提案の活動計算書への改正は、実務には大きな影響を与えることとなりますので、その検討の趣旨・必要性ならびに実際の扱い等を財務諸表作成者に対して分かり易く説明することが極めて重要であると考えます。最終的な結論をまとめる前にはパブリックコメントはもちろん、平成 26 年、同 27 年に実施したような検討状況の説明会を開催するなど、法人に寄り添った施策を切に願うものです。

最後に「活動計算書」とは直接関係はしませんが、この度のコロナ禍による特殊な状況に鑑み、財政的に苦境にある公益法人への救済策として、純資産 300 万円割れに対処するための資本性劣後ローン(借入れ)を公益財団法人に対し一定の要件のもとに認めることを別添のとおりご提案いたします。その借入れ金額をみなし資本とする等の会計上の扱いとなるため、本「公益法人の会計に関する研究会」においてその経理処理等を検討し、その適用により今般のコロナ禍等により苦しい損益状況にある公益財団法人を援助救済し、国民の公益の維持拡大をお図りいただきたいと存じます。

以上

＜別紙＞

資本性劣後ローン導入の提案

資本性劣後ローン(借入れ)を公益財団法人に対し一定の要件のもとに認め、その借入れ金額をみなし資本とする等の扱いとするため、本「公益法人の会計に関する研究会」においてその経理処理等を検討し、その適用により今般のコロナ禍等により苦しい損益状況にある公益財団法人を援助救済し、国民の公益の維持拡大を図るものである。

＜理由＞

１．経緯等

（１）当協会が公益法人対象に毎年実施しているアンケートによれば、2020 年６月時点で事業活動において損失が出ていると答えた法人は６割に上る（このうち破産寸前と答えた法人が６件あった)。また、2021 年６月に実施した同アンケートでも損失が発生したと答えた法人は５割弱で、そのうち財政破綻寸前の状態と答えた法人は９件あった※。

※2020 年アンケートの回答母数は 1,515 法人、2021 年は速報値で 1,488 法人。

（２）この状況は公益社団法人・財団法人を問わないが、なかんずく公益財団法人においては、純資産がマイナスとなり、財団法人の存立・継続要件である純総資産額 3 百万円以上の 2 年間継続維持が困難となり、法人の解散を余儀なくされる(一般法人法§202②)可能性が生じている。

このような状況に対し、当該公益財団法人では①物件費の削除・人員の削減や給与カット、②寄附金等の支援の要請、③事業活動の多様化や強化等懸命な努力を行っているが、過去の蓄積も少なく、赤字幅の大きいところでは、対処が不可能になっている。

（３）この問題への対応策としては、①一般法人法§202②の見直し(規定の廃止や 2 年間の継続維持期間の延長)が考えられるが、一般法人法の改正検討等に時間を要することから応急措置としては現実的ではない。これに対し②当該公益財団法人に、資本性劣後ローンの導入を認めた場合には、資金繰り等の実体面の改善のみならず、当該ローン金額をみなし資本(ないしは資産)とすることにより、上記(２)の法制の形式面もクリアできる。

２．提案に対する疑問とそれに対する考え方

（１）ローンを資本とみなすことについて

初歩的な疑問として、ローンは一般的な経理処理では負債であり、それを資本とみなし経理することが出来るかという疑問がある。これについては過去ならびに現金融界において実例があり、当該ローンにより一定期間経過後事業が回復し、利益を生む可能性が高い場合は、それを疑似資本とみなすことが出来るとする金融や財務の新しい考え方の実行により難局を切り抜けている。

直近では、事業会社において、2020 年 10 月にＡＮＡホールディングス㈱やイオン㈱が劣後ローンを導入するなど、コロナ禍による苦境救済等のために資本性の資金調達が実行されたことは記憶に新しい。

（２）事業・収益が回復することの判断について

基本的には、そのローンを実行する金融機関が判断するものであるが、その借入金や借入保証の一部(ないしは全部)に国・地公体等の公共機関も参加することとなる場合は、それらの機関もその審査に加わるのが一般的である。

公益法人にこのローンを適用する場合も、基本的な構図はこれと同じこととなるが、公益法人の場合は一般法人が公益認定を受ける法律の形式であることから、その認定に係る行政庁の判断が必要となると思われる。しかしこのことは公益認定を受け、かつその認定条件を持続するために、行政庁が公益認定法第 5 条 2 号の「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること」を審査することとなっていることから、行政庁のいわば本業的なルーティンの業務であると考えられる。したがって、公益認定を行う行政庁がこれに加わることは当然であり、新しい負荷が行政庁に生じるものではないものと思われる。

３．導入に至る道程について

（１）内閣府(公益認定)当局の発議

資本性劣後ローンの仕組みとしては、関係当局と実行する金融機関の協同が必要となるが、このローンがコロナ禍における特殊な状況においての政策的なものであるとすると、まずこの仕組みの発議は公益法人制度を所管し、日本の公益目的事業活動の政策判断とその決定・実行を担っている内閣府が行うべきものと考えられ、是非この制度の導入にイニシアティブをとっていただきたいと考える。

（２）経理処理の方法の決定

このローンについては、負債を資本とみなすこととなることから、実際の経理処理の仕方やＢ/ＳやＰ/Ｌへの表示、さらに公益認定法上の各種の計算の仕方等について検討することが必要と思われる。これについては従来の慣行に従えば、内閣府当局と本「公益法人の会計に関する研究会」において決定し、ガイドライン等で公表・公開すべきと考えられる。

４．おわりに

コロナ禍という未曽有の事態に起因するとはいえ、このような財務上の問題が容易に発生することは、そもそも公益法人に潤沢な資金や資産の保有が、認定法等により制限されていることにも起因すると思われる。したがって、前述の一般法人法§202②の改正と併せ、現行法における収支相償原則の改正・撤廃や遊休財産規制の限度の増枠等が検討されるべきであると思料する。

以上

〔参考〕

令和２年度
公益法人の会計に関する諸課題の
検討結果について

令 和 ３ 年 ３ 月 19 日
内閣府公益認定等委員会
公益法人の会計に関する研究会

はじめに

現在の公益法人制度は、平成 20 年の施行から 12 年が経つ。公益法人の会計に関する研究会は、平成 25 年以来、公益法人を巡る会計事象の変化や実務上の課題に的確に対応するため、内閣府公益認定等委員会の下に毎年度開催され、審議を重ねてきた。

本年度は、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえウェブ会議等を活用しつつ開催し、活動計算書の内容の変更に関して、その是非や検討すべき事項と関係の整理を行い、今後の検討の方向性を議論した。また、収益認識に関する会計基準の適用、子会社株式等に関する実質価額の注記について検討を行った。

本報告書は、本年度における審議の成果を、公益法人会計基準及び公益法人会計基準の運用指針を補完するものとして取りまとめるとともに、更なる検討を要する課題についてもその検討状況を記載している。

今後、本年度の議論を踏まえ更なる検討を進め、公益法人の会計が、法人の情報をより的確かつ分かりやすく提供するとともに、公益法人のガバナンスと相まって、制度・運用がよりよいものとなるよう、取り組んでまいりたい。

目　　次

１．活動計算書への名称の変更に伴い検討すべき項目の整理について..... １
２．収益認識に関する会計基準の適用について..... ５
３．子会社株式、関連会社株式を保有する場合の実質価額の
　注記について..... ７

［別添］【「活動計算書」の様式例 B】

参考資料１　令和２年度会計研究会の開催について
　　（令和２年７月 17 日公益認定等委員会）
参考資料２　公益法人の会計に関する研究会　構成員名簿
参考資料３　公益法人の会計に関する研究会　審議経過
参考資料４　公益法人の会計に関する研究会　報告書一覧

１．活動計算書への名称の変更に伴い検討すべき項目の整理について

昨年度の報告書においては、方向性として現在の「正味財産増減計算書」から「活動計算書」へ名称を変更するとの結論を得ており、本年度においては、活動計算書への名称の変更に伴い、記載内容の変更を行うか名称の変更のみとするかについて検討した。

検討の結果、活動計算書は、現在の正味財産増減計算書よりも一見して分かりやすく作成も容易なものであるべきであり、名称の変更に伴い内容の変更を検討すべきとして意見の一致を見た。

その際、次のような意見があった。

- 内容の変更は大きな問題であり、実務への影響等も大きいと考えられることから、中期的に検討を進めるべきである。
- 大きな論点については整理し、検討を前に進めるべきである。
- 公益法人制度上の要請と一般目的の会計とをどう調整していくかは大きな議論としてあり、一度しっかりと考えるべきである。
- 貸借対照表など財務諸表へ波及する可能性など、どこまで変えるかについて議論を尽くすべきである。

研究会においては、さらに、記載内容の変更に関して検討すべき項目の整理を行った。その結果、以下の項目が整理され、来年度以降検討していくにあたり、それぞれの方向性が得られた。

（１） 指定正味財産から一般正味財産への振替の会計処理

指定正味財産から一般正味財産への振替の会計処理は、指定正味財産を財源とする資産について、使途の指定が解除されるとき、正味財産増減計算書において指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部の収益へ振り替えて、一般正味財産増減の部の費用と合算して対応させるものである。これにつき、以下のような意見があり、振替の会計処理を廃止する方向で検討すべきであるとの意見が大勢を占めた。

その主な考え方は次のとおりである。

- 過去からこれまでの本研究会での検討では、この振替に様々な問題があり、検討を重ねながら結果を出してきたが、会計的には解決が困難な問題である。振替をしない場合、遊休財産額算定の際に控除される財産や指定正味財産の明確

化などの課題の相当な部分が解決するのではないか。
・ 振替処理は、一応定着はしているものの、社会福祉法人や学校法人の会計では採用していない公益法人会計基準のみのものであり、分かりにくい。
・ 現行の正味財産増減計算書においては、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」とを縦方向に並べており、振替処理が必要となっている。縦方向での区分から横方向での区分に変更し、振替処理を廃止することが考えられるのではないか。
・ 指定正味財産と一般正味財産というのは、平成16年会計基準において定められた概念だが、機関決定による制約と外部寄附者による制約の区分の明確化に限界があるという問題があり、時代の要請に応じ見直すべきである。（次の「（２）純資産（正味財産）区分と振替について」で詳述。）

その際、次のような意見があった。
・ 振替処理を廃止した場合、費用を財源毎に区分する必要があるなどの指摘があり、現在の会計基準とも大きく異なることから、メリット・デメリットも含め、慎重な検討が必要ではないか。

（２） 純資産（正味財産）区分と振替について

ア 指定正味財産から一般正味財産への振替処理を行わないとする場合の、一般正味財産・指定正味財産の概念の扱い

上記（１）において振替処理を行わないとした場合に、現行の一般正味財産・指定正味財産の概念（寄附者等の意思により使途について制約が課されている資産が指定正味財産とされ、法人の機関決定により使途について制約が課されている資産は指定正味財産ではなく一般正味財産に含まれる。）をそのままにするか、それとも機関決定により使途に制約が課されている資産を含む「拘束純資産」とそれ以外の「非拘束純資産」という新たな純資産区分の概念を取り入れるかについて検討した。

議論の結果、これまで純資産（正味財産）区分を一般正味財産及び指定正味財産としてきたことを尊重しつつも、拘束純資産・非拘束純資産の概念による区分（後述する様式例としては、次頁に示す【様式例Ａ】を例として想定。様式例については「イ 指定正味財産と使途拘束純資産の定義の相違を反映した活動計算書のひな型」参照。）の方向で検討すべきとの意見が大勢を占めた。

【「活動計算書」の様式例　A】

活　動　計　算　書

年　月　日から　年　月　日まで

（単位：円）

	当期				前期
	一般純資産の部	指定純資産の部			合計
	非拘束	機関決定使途拘束	資源提供者による使途拘束	合計	
Ⅰ　経常活動区分					
経常収益					
受取寄附金					
受取助成金					
公１事業収益					
公２事業収益					
収益事業収益					
○○運用収益					
経常収益計					
経常費用					
公１事業費					
公２事業費					
管理費					
経常費用計					
経常収益費用差額					
Ⅱ　その他活動区分					
その他収益					
・・・					
その他収益計					
その他費用					
・・・					
その他費用計					
その他収益費用差額					
税引前収益費用差額					
法人税、住民税及び事業税					
法人税等調整額					
税引後収益費用差額					
Ⅲ　純資産間の振替区分					
振替					
非拘束と拘束純資産間振替					
純資産変動額					
期首純資産額					
期末純資産額					

その主な考え方は次のとおりである。

- 純資産の概念は、現在の一般正味財産・指定正味財産から、拘束純資産・非拘束純資産に変えた方が簡潔である。一般正味財産・指定正味財産はある程度定着しており、変えるのは大変かもしれないが、一般正味財産をまた２つに分ける（別添【様式例Ｂ】参照）のは混乱を招く。
- 一旦、一般純資産（正味財産）の中で非拘束純資産と拘束純資産に区分する方法（【様式例Ｂ】参照）へ移行してから、指定純資産（正味財産）を区分する方法（【様式例Ａ】参照）へ移行するとなると、実務的な負担が大きい。最終的に非拘束純資産・拘束純資産の概念に移行するのであれば、直接、移行すべきである。
- 法人のガバナンスの強化が求められる中、拘束純資産区分の中に法人の機関決定による拘束概念を含めることは、法人のガバナンス、すなわち自主性を重んじることであり、政府においても公益法人のガバナンスの更なる強化が検討されているところ、法人が自ら決定したものを拘束純資産として取り扱い責任を持って運用することが明確になり、会計面からガバナンスの強化を後押しする意義がある。
- 公益法人のような非営利組織においては、与えられた財源が正しく使われるという過程が重要であり、わかりやすい財務情報はガバナンスの前提となると同時に、ガバナンスの整った機関の意思決定が会計面での正当性の前提となる。公益法人がより活動しやすくするためには、会計面とガバナンス面の連携が重要である。

その際、次のような意見があった。

- 拘束純資産・非拘束純資産とした場合、行政目的で必要なものを、財務諸表のどのレベルで捉えるか、また法人側の作成負担などを考慮すべきであり、あらかじめ様式も行政側で工夫するか、あるいは活動計算書の様式で工夫するなど、行政目的との整合性も考慮する必要がある。
- 振替の会計処理も指定正味財産と拘束純資産の概念も深い問題であり、継続的な検討が必要である。

イ　指定正味財産と使途拘束純資産の定義の相違を反映した活動計算書のひな型

活動計算書の検討に当たり、上記【様式例Ａ】及び【様式例Ｂ】［別添］のひな型が示された。【様式例Ａ】においては、一般純資産の部と指定純資産の部に分け、さらに指定純資産の部を機関決定による使途拘束と資源提供者による使途拘束に区分する案が示された。

さらに、「公１事業費」としているものは機能別の区分であり、形態別に区分した費用については、注記で記載するという形としている。

他方、【様式例Ｂ】においては、一般純資産の部と指定純資産の部に分け、さらに一般純資産の部を非拘束純資産と拘束純資産に分け、指定純資産は拘束純資産であると考えた案が示された。これは、従来の一般正味財産・指定正味財産の区分の考え方を基にしており、一般正味財産（一般純資産）の部に、機関決定による使途拘束区分を「機関決定使途拘束」として置いている点において、【様式例Ａ】と異なる。

【様式例Ａ】及び【様式例Ｂ】については、議論を進める上で参考となり、指定正味財産と拘束純資産の概念について、より深い検討が必要であることが方向性として示された。

活動計算書の様式例に関しては、次のような意見があった。

・ 一般純資産（正味財産）・指定純資産（正味財産）区分であっても【様式例Ｂ】以外の様式も考えられ、非拘束純資産・拘束純資産区分であっても【様式例Ａ】以外の選択肢が考えられる。フロー（活動計算書）において機関拘束された収益・費用を区分する例は現行の公益法人会計基準にも日本公認会計士協会が令和元年７月に提案した「モデル会計基準」にもない。更に議論し十分に説明していくことが必要ではないか。

これら検討状況を踏まえ、来年度以降においては、昨年度から検討課題として挙げられており本年度も引続き検討項目とされている事業費・管理費の形態別分類と機能別（活動）分類、事業別会計区分の取扱い、正味財産増減計算書での有価証券評価損益の取扱いも含めて、上記（１）及び（２）の方向性を念頭に、さらに検討を進めていくこととした。

２．収益認識に関する会計基準の適用について

ア 検討経緯

我が国においては、収益認識に関する包括的な会計基準はこれまで開発されていなかったが、国際会計基準審議会等が収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行った状況を踏まえ、企業会計基準委員会は、収益認識に関する包括的な会計基準の開発に向けた検討を行い、平成 30 年３月 30 日、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下、「収益認識会計基準」という。）を公表した。「収益認識会計基準」の企業への適用は、令和３年４月１日以後に開始する事業年度からとされている。

この「収益認識会計基準」の公益法人等に対する適用については、平成30年

度の会計研究会報告において、「公益法人への適用の在り方については、企業への適用の進捗状況も踏まえつつ、中長期的に検討するものと考える」とされたところである。

また、中小企業については、「改正「中小企業の会計に関する指針」の公表について」（平成 31 年３月６日 日本税理士会連合会 日本公認会計士協会 日本商工会議所 企業会計基準委員会）において、上場企業等への適用状況や中小企業における収益認識の実態も踏まえ、適用の要否を検討する考えが示されている。

他方、 日本公認会計士協会が令和元年７月に公表した「非営利組織における財務報告の検討　～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～」においては、「モデル会計基準では、収益認識全般に係る会計基準を再整理するとともに、交換取引収益についての具体的な認識基準についても「収益認識会計基準」を参考に（略）検討した」としている。

このような状況に鑑み、公益法人についても、「収益認識会計基準」の適用について検討した。

イ 検討結果

会計研究会における過去の企業会計基準の公益法人への適用についての検討をみると、平成 27 年度において公益法人会計基準設定後に規定された企業会計基準の公益法人への適用の要否が議論された際には、それぞれの基準の趣旨や内容に照らし、法人における運営実務上の負担にも配慮しつつ個別に検討がなされている。

また、公益法人は、企業と同様、実施する事業が多岐に渡り、また、企業と同様の事業も多々あることから、「収益認識会計基準」の企業への適用状況を踏まえ検討することが効果的・効率的である。

このため、「収益認識会計基準」の公益法人への適用については、令和３年４月以降の企業への適用状況及び公益法人における収益認識の実態も踏まえて検討すべきこととした。

なお、「収益認識会計基準」においては、消費税等の会計処理は、収益の額は第三者のために回収する額を除くことから、「税抜き方式」のみ採用可能であると考えられるところ、上記「収益認識会計基準」の公益法人等への適用の検討の結論が出るまでは、消費税等の会計処理については従来どおりとして差し支えないことを確認した。

３．子会社株式、関連会社株式を保有する場合の実質価額の注記について

ア 検討経緯

平成 30 年度の報告書において、今後取り組むべき課題として整理されたものの一つである。

現在、公益法人会計基準を適用する法人が子会社株式及び関連会社株式を保有する場合、取得価額をもって貸借対照表価額とするとされている。

平成 30 年度報告では、財務諸表の注記として当該会社の株式保有後の業績を反映した実質価額を開示項目とすることは、財務諸表の利用者が公益法人の実態を把握するために有用であるとしており、財務情報を補完するものとなる当該株式の実質価額の注記を導入することの是非について検討した。

イ 検討結果

子会社株式及び関連会社株式について、実質価額を注記することは公益法人の実態を把握する手段の一つとして基本的に望ましいという意見があった。

一方で、当該株式も実質価額が著しく下落し、回復可能と見込まれない場合には減損処理の対象となるため、当該株式を保有する場合その検討は行われることから、注記の対象は減損処理の対象となっていない場合に限られるという意見があった。さらに、公益法人では財産目録の作成が求められ、財務諸表等の利用者は公益法人がどのような株式を所有しているか把握可能であることから、当該注記をする必要はないという意見もあった。

検討の結果、実質価額の注記による開示については、今後、公益法人を取り巻く状況を踏まえた別途のタイミングで導入を検討することとなった。

【「活動計算書」の様式例　B】

別添

活　動　計　算　書

年　月　日から　年　月　日まで

（単位：円）

	当期				前期
	一般純資産の部			指定純資産の部	合計
	非拘束	機関決定使途拘束	合計	資源提供者による使途拘束	
Ⅰ　経常活動区分					
経常収益					
受取寄附金					
受取助成金					
●●事業収益					
○○運用収益					
経常収益計					
経常費用					
○○事業費					
●●事業費					
管理費					
経常費用計					
経常収益費用差額					
Ⅱ　その他活動区分					
その他収益					
・・・					
その他収益計					
その他費用					
・・・					
その他費用計					
その他収益費用差額					
税引前収益費用差額					
法人税、住民税及び事業税					
法人税等調整額					
税引後収益費用差額					
Ⅲ　振替区分					
非拘束から拘束への振替					
純資産変動額					
期首純資産額					
期末純資産額					

8

参考資料

1　令和２年度会計研究会の開催について
　　（令和元年７月17日公益認定等委員会）

2　公益法人の会計に関する研究会　構成員名簿

3　公益法人の会計に関する研究会　審議経過

4　公益法人の会計に関する研究会　報告書一覧

参考資料

令和２年７月 17 日
公益認定等委員会

令和２年度会計研究会の開催について

平成２５年度に発足した「公益法人の会計に関する研究会」（以下「研究会」という。）は、公益法人を巡る会計事象の変化や実務上の課題に的確に対応するため当委員会のもとに開催され、審議を重ねてきた。平成３０年度においてはその成果を振り返るとともに今後検討すべき課題の整理を行い、令和元年度においては、比較的早期に検討すべきとされた課題について一定の結論を得るとともに、公益法人会計基準の一部改正について結論を得て報告を行ったところである。

令和２年度においても、公益法人の会計上の諸課題に対応するため、以下のとおり研究会を開催することとし、具体的な個別の会議の開催、時期、回数については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて判断することとする。

Ⅰ．検討事項

・令和元年度報告及び平成３０年度報告において今後の検討事項とされたものについて、今後の取扱を含め検討する。
・これまでの会計研究会報告を受けた対応等について報告を受けるとともに、必要に応じ検討を行う。
・その他、公益法人の状況等を踏まえ必要な事項があれば随時検討を行う。

Ⅱ．検討体制

・ 研究会は、別紙によるメンバーにより構成する。
・ 必要に応じ、学識経験者、法人関係者等から意見を聴取するとともに、委員との認識の共有を図る。

Ⅲ．運営

・ 会議は、新型コロナウイルス感染症による影響の状況に応じ、適宜ウェブ会議、メールによる開催等の方法にもより開催することとする。
・ 研究会としての報告書を作成し委員会に報告し、公表することとする。

以上

公益認定等委員会
公益法人の会計に関する研究会
構成員名簿

大立目克哉	日本公認会計士協会非営利法人委員会委員長
梶川　融	日本公認会計士協会公会計協議会会長
金子良太	國學院大學経済学部教授
高山昌茂	協和監査法人代表社員
中田ちず子	中田公認会計士事務所、公益財団法人公益法人協会監事

（敬称略　50 音順）

（オブザーバー）

小森幹夫	公益認定等委員会委員長代理
小林敬子	公益認定等委員会委員
黒田かをり	公益認定等委員会委員
安藤まこと	公益認定等委員会委員

以　上

公益認定等委員会
公益法人の会計に関する研究会
審議経過

第１回　平成25年８月５日（月）
○ 研究会の運営について
○ 公益財団法人公益法人協会からの意見聴取
○ 日本公認会計士協会からの意見聴取
○ 公益法人会計基準適用についてのアンケート結果（速報）
○ 今後のスケジュール

第２回　平成25年９月19日（木）
○ 公益認定等委員会委員からの意見
○ 公益法人会計基準適用についてのアンケート結果
○ 検討課題について

第３回　平成25年10月24日（木）
○ 検討課題優先順位、スケジュールについて
○ 他制度や海外での小規模法人の取扱い

第４回　平成25年11月18日（月）
○ 小規模法人の負担軽減についてのヒアリング
・（公益財団法人）国際医療技術財団、（公益社団法人）全日本断酒連盟
○ 公益法人会計基準の適用の在り方
○ 制度と会計基準の分離可能性についての意見交換

第５回　平成25年12月９日（月）
○ 小規模法人の負担軽減策について

第６回　平成26年１月27日（月）
○ 小規模法人の負担軽減策について

第７回　平成26年２月28日（金）
○ 小規模法人の負担軽減策について
・重要性の原則の適用項目の検討
・事業費・管理費の算定方法

○ 法人会計区分の義務付けのないことに伴う収益の考え方
○ 小規模法人の定義の検討
○ 中間報告素案について

第８回　平成26年３月27日（木）
○ 小規模法人の負担軽減策について
　　・重要性の原則の適用項目の検討
　　・事業費・管理費の算定方法
○ 小規模法人の定義の検討
○ 中間報告素案について

第９回　平成26年４月24日（木）
○ 別表Ｈについて

第10回　平成26年７月３日（木）
○ 法人会計区分の作成義務付け緩和について
○ 指定正味財産から一般正味財産への振替の考え方について
○ 遊休財産規制（６号財産と指定正味財産）について
○ 意見募集・意見交換会の結果について

第11回　平成26年８月26日（火）
○ 貸借対照表内訳表について
○ 収支相償について
○ 収支相償の剰余金の使途について
　（個別の事情、事業拡大、特定費用準備資金等）
○ 指定正味財産の指定の範囲について

第12回　平成26年10月２日（木）
○ 収支相償について
○ 収支相償の剰余金の使途について
　（個別の事情、事業拡大、特定費用準備資金等）
○ 指定正味財産の指定の範囲について

第13回　平成26年11月４日（火）
○ 正味財産増減計算書における資金収支の情報の注記
○ 有価証券の評価方法等の考え方と表示方法について
○ 事業費・管理費科目の考え方と表示方法について

○ 財産目録の使用目的等欄の表示の必要性について

第14回　平成26年11月25日（火）
○ 他会計振替の考え方について
○ 公益法人会計基準で明示されていない会計事象への対応について

第15回　平成26年12月15日（月）
○ 定期提出書類について
○ 会計基準の設定主体等について
○ 最終報告素案について

第16回　平成27年１月28日（水）
○ 最終報告素案について

第17回　平成27年10月2日（金）
○ 平成27年度の研究会の運営について
○ 公益法人の制度会計についてのアンケート結果（速報）
○ 公益法人会計基準で明示されていない会計事象への対応

第18回　平成27年11月２日（月）
○ 金融商品の時価等に関する事項の注記について
○ 過年度遡及会計基準の適用について
○ 法人類型ごとの適する会計基準の明確化について

第19回　平成27年12月11日（金）
○ 金融商品に関する注記について（継続）
○ 過年度遡及会計基準の適用について（継続）
○ 日本公認会計士協会の検討結果について
○ 公益法人の制度会計についてのアンケート結果

第20回　平成28年１月27日（水）
○ 金融商品に関する注記について（継続）
○ 過年度遡及会計基準の適用について（継続）
○ 平成27年度の報告書（案）について
○ 日本公認会計士協会の検討結果について（継続）

第21回　平成28年２月15日（月）

○ 金融商品に関する注記について（継続）
○ 過年度遡及会計基準の適用について（継続）
○ 報告書（案）について日本公認会計士協会の意見について
○ 平成27年度の報告書（案）について（継続）

第22回　平成28年７月27日（水）
○ 平成28年度会計研究会の開催について
○ 検討課題の主な事例について
○ 今後の検討予定事項について
○ よりわかりやすい会計に向けた改善策について

第23回　平成28年10月４日（火）
○ 公益法人会計の運用の点検と見直し・法人の負担軽減
○ 運用上、顕在化してきた問題点の是正

第24回　平成28年12月２日（金）
○ 異常値発生への対応
○ 特定費用準備資金の運用の点検と見直し並びに遊休財産算定の際に控除される財産の明確化
○ 公益目的取得財産残額の算定の見直し
○ 公益法人会計基準等の一覧性の向上・整合性の確保

第25回　平成29年１月31日（火）
○ 特定費用準備資金の運用の点検と見直し並びに遊休財産算定の際に控除される財産の明確化（継続）
○ 公益目的取得財産残額の算定の見直し（継続）
○ 定期提出書類の剰余金の発生理由・解消計画の記載例等
○ 公益法人会計基準等の一覧性の向上・整合性の確保（継続）

第26回　平成29年４月12日（水）
○ 平成28年度会計研究会報告書案の検討

第27回　平成29年10月11日（水）
○ 平成29年度会計研究会の開催について
○ 特定費用準備資金の運用の点検及び遊休財産算定の際に控除される財産の明確化（継続）

第28回　平成29年12月８日（金）
○ 控除対象財産に関する運用益（果実）の取扱いについて（継続）
○ 特定費用準備資金の運用について（継続）

第29回　平成30年１月23日（火）
○ 控除対象財産に関する運用益（果実）の取扱いについて（継続）
○ 特定費用準備資金の運用について（継続）

第30回　平成30年３月１日（木）
○ 控除対象財産に関する運用益（果実）の取扱い
○ 特定費用準備資金の運用
○ 財務諸表における勘定科目の明確化等の検討
○ 別表Ｈ簡便版の検討結果と今後の運用の見通し

第31回　平成30年３月28日（水）
○ 平成29年度報告書について

第32回　平成30年10月15日（月）
○ 平成30年度会計研究会の開催について
○ アンケートの集計及び分析について
○ 今後の検討課題について
○ その他

第33回　平成30年12月４日（火）
○ 公益法人の会計に関する研究会の報告書等に関するアンケート（以下「アンケート」とする）結果について
○ 29年度報告に関するフォローアップについて

第34回　平成31年１月28日（月）
○ 遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化について（認定規則第22条３項第６号等の改正案）
○ 今後検討すべき課題について
○ 平成30年度報告書の構成案について
○ その他

第35回　平成31年２月28日（木）
○ 平成30年度報告書について

○ その他

第36回　令和元年８月１日（木）
○ 令和元年度会計研究会の開催について
○ 財務諸表の注記における継続事業の前提の呼称について

第37回　令和元年９月19日（木）
○ 有価証券評価損益等に計上された「評価損益、売却損益、為替差損益」を注記で区分開示することについて
○ 有価証券評価損益の計上に関する会計処理（洗替法と切放法）について
○ モデル会計基準について

第38回　令和元年10月21日（月）
○ 指定正味財産の明確化について①

第39回　令和元年11月28日（木）
○ 指定正味財産の明確化について②
○ 「正味財産増減計算書」から「活動計算書」への名称変更について

第40回　令和２年１月16日（木）
○ 指定正味財産の明確化について③
○ 令和元年度報告について
○ 継続事業の前提について

第41回　令和２年２月28日（金）
○ 令和元年度報告書について
○ その他

第42回　令和２年９月14日（月）
○ 令和２年度会計研究会の開催について
○ 検討事項について

第43回　令和２年11月18日（水）
○ 子会社株式及び関連会社株式に関する実質価額の注記について
○ 「活動計算書」について

第44回　令和３年１月14日（木）

○ 収益認識に関する会計基準の適用について
○ 活動計算書の名称の変更に伴う検討関係について

第45回　令和３年２月15日（月）
○ 令和２年度報告書について
○ その他

公益認定等委員会
公益法人の会計に関する研究会
報告書一覧

■ 26 年度報告（平成 27 年3月 26 日）
Ⅰ 小規模法人の負担軽減策
Ⅱ 公益法人会計基準の適用の在り方
Ⅲ 正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和
Ⅳ 財務諸表上の様式・勘定科目の改善
Ⅴ 財務三基準の解釈・適用
Ⅵ 定期提出書類
Ⅶ 財務三基準以外

■ 27 年度報告（平成 28 年3月 23 日）
Ⅰ 企業会計基準の公益法人への適用について
Ⅱ 26 年度報告の日本公認会計士協会実務指針等への反映
Ⅲ 公益法人の制度設計についてのアンケート結果

■ 28 年度報告（平成 29 年6月9日）
1. 公益目的取得財産残額の算定方法の検討
2. 定期提出書類上の記載内容の明確化（剰余金の発生理由・解消計画の記載例等）
3. 公益法人会計基準等の一覧性の向上・整合性の確保
4. 異常値の発生への対応
5. 特定費用準備資金の運用の点検及び遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化

■ 29 年度報告（平成 30 年6月 15 日）
1. 特定費用準備資金の運用の点検及び遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化について
2. 財務諸表における勘定科目の明確化の検討について
3. 別表 H 簡便版の作成のフォローアップについて

■ 30 年度報告（平成 31 年3月8日）
1. これまでの取り組みの振り返り

2. 29 年度報告のフォローアップ
3. 今後取り組むべき課題について

■ 令和元年度報告（令和2年5月 15 日）

Ⅰ 今年度の検討事項

1.「継続組織の前提」について
2. 指定正味財産の明確化
3. 有価証券評価損益等に計上された「評価損益、売却損益、為替差損益」の注記による区分開示
4. 有価証券評価損益の算定方法～洗替法と切放法～について
5.「正味財産増減計算書」から「活動計算書」への名称変更
6. 事業費及び管理費の形態別分類の集約化と機能別分類
7. 別表H簡便版について
8. 今後の検討の視点

Ⅱ 次年度以降検討を予定する課題

1.「活動計算書」について
2. その他

6 第５回調査会

１　　日　　時　　2021 年 10 月 25 日（月）17：00～19：00

２　　場　　所　　公益法人協会 10 階会議室

３　　次　　第

１．訪米調査ミッションの準備状況と今後の予定（事務局）

２．米国における非営利組織の会計(小規模法人を中心に)(金子委員)

３．次回の日程

４　　資　　料

１．訪米調査ミッションの準備状況と今後の予定

２．米国における非営利組織の会計(小規模法人を中心に)

３．Meals on wheels America - Financial Statements

４．State Law Nonprofit Audit Requirements

※下線箇所は本報告書にバインドされている資料を指します。

資料２

2021 年 10 月 14 日

令和 3 年度　第 5 回民間法制・税制調査会

米国における非営利組織の会計（小規模法人を中心に）

文責；金子良太

米国非営利組織の会計がわかりにくい原因

連邦・州・会計規定が独立に規定されながらも関連していること

・501©3 連邦法　連邦税の優遇　＋Form 990
・非営利組織に関する法律　州法
・会計　FASB の会計基準　FASB は民間非営利組織　会計基準の強制権限は有しない

それぞれが独立の規定となっているものの、規定を通じて密接に関連

（１）　州において、一定規模以上の団体に　「監査済み財務諸表」の提出を求めている例がある。
https://www.councilofnonprofits.org/nonprofit-audit-guide/state-law-audit-requirements　（別添資料参照）

・年間総収入
・ファンドレイジングを州内で行っているかどうか
・州政府との契約・助成
・監査だけではなくレビュー（review）・調製　（compilation）も
・複数の州にまたがって活動する団体は、規制が厳しい州の規定に従うケースが多い

（２）　連邦法において、連邦政府より年間 75 万ドル以上を受け取る（各種契約・補助金・助成金等）団体に対して　single audit を求めている。

（３）　監査を行う会計士は、「GAAP（一般に公正妥当と認められた会計原則）」に基づいて財務諸表の適正性について監査を行う。
GAAP には、FASB の会計基準が含まれる

（４）　これらの州・連邦の規定や公認会計士監査により、「実質的に」FASB の会計基準の利用が強制される。

（５） 州・連邦等による規制のほかに、資源提供者（寄付者等）から財務諸表監査を求められることもあるし、また特段求められていなくても「自主的に」会計監査を受けること、FASB 基準に従った会計を行うこともある。法律による規制に加えて、自発的な情報開示を行う組織があることも、米国の特徴。

中小規模組織は？

（１） 中小規模組織は、FASB の規定に従う必要はない。しかし、政府から 25 万ドル、50 万ドル、75 万ドルでも受け取れば、財務諸表監査が求められることとなるので、中小規模といってもそれ以下の組織である点には十分に留意が必要である。

（２） 組織の規模にかかわらず、一定の助成や寄付を受けるにあたって資源提供者が会計情報の提供、公認会計士監査を求めることがある。組織の規模の大小にかかわらず、助成や寄付を受けたい（申請しようとする）組織は会計規定の要件に従う必要がある。

IRS が定める　Form990 は？

（１） 各州の規定にかかわらず IRS が連邦法の規定により全米の非営利組織に対して要求する書類である。

（２） 会計情報が含まれているが、求められている情報は会計情報にとどまらない

（３） FASB の求める財務諸表とは、会計情報といっても数値等が異なる点がある
・ボランティアの取り扱い
・有価証券の評価損益

（４） 米国における会計の実証研究等においては、Form990 に記載された会計情報が用いられることが多い。その理由として、Form990 の情報は(組織間で)統一性があり検証に適していることがあげられる。

FASB の会計基準は？

（１） FASB は、営利企業・民間非営利組織の会計基準を設定する民間組織である。

（２） 会計専門家・実務家・財務情報利用者・資源提供者など幅広いステイクホルダーから意見を聴取する基準設定プロセスを採用する。

（３） Topic958 (not-for-profit Entities) に非営利組織に関連する規定がまとめられているが、特に規定がない場合には企業会計を前提とした FASB の基準に従う

こととなる。

（４） 基本的には発生主義ベースの会計を前提とする。中小規模組織向けに別の会計基準を設定することはしていない。

（５） FASB には、会計基準を強制するような権限はない。

（６） 中小規模組織ではその遵守は限定的である。

(参考)監査・レビュー・調製　の違い

	財務諸表監査	レビュー	調製
財務諸表が GAAP に従って適正に表示されているかについての意見や報告を提供する目的で行われる手続かどうか	監査人は完全ではないにせよ高い水準で財務諸表に誤った表示はないことについての心証を得る	会計士は財務諸表に誤った表示はないことについて限定的な心証を得る	会計士は財務諸表に行われるべき重要な修正がないという心証を得たり提供したりしない
CPA の独立性	独立性がない場合意見表明できない	独立性に疑義がある場合意見表明できない	規制はないが､独立性に疑義がある場合その旨開示が必要
証明業務であるか	○	○	×
財務諸表に係る内部統制の理解を得る	○	×	×
内部統制の有効性の検証	大抵行われる	×	×
第三者に取引や残高についての確認	○	×	×
財務諸表は重大な不正や誤謬がないという合理的な心証を得るための手続の実施	○	×	×
財務諸表の作成責任は経営者（理事者）にあるという前提に立つ	○	○	○
CPA は財務諸表は正確で不正は行われて	×	×	×

いないことを保証する			
CPA は組織の意思決定や資源の利用を評価する	×	×	×
CPA は監査上明らかになった内部統制の重大な欠陥を経営陣や監査役に報告する	○	求められてはいないが、発見されれば報告	求められてはいないが、発見されれば報告
CPA は内部通報人となり明らかになった不正を経営陣や監査役に報告する	○	明らかに重要性がない場合を除き報告	明らかに重要性がない場合を除き報告
CPA は通報人となり犯罪を IRS や州財政当局といった第三者に報告する	×	×	×

(出典)　AICPA(2013)“Audit Guide for not-for-profit organizations” pp.15-16 をもとに筆者作成

State Law Nonprofit Audit Requirements

Does your state's law require an independent audit?

You may wonder if your state's laws require a charitable nonprofit to conduct an independent audit.

- Remember that some private foundations may require or expect a nonprofit grantee to conduct an independent audit;
- A few states have laws that require nonprofits that receive a certain level of state funding to submit independent audits to the state agency that provided the funding or to other state agencies. If your nonprofit receives any government funds --state or federal -- it is always a good idea to determine whether there is an accompanying audit requirement.
- Some state government contracts may require an audit; there is a federal requirement to conduct an independent audit if the nonprofit expends $750,000 or more in federal funds in a single year.
- Many states (26) require charitable nonprofits to submit a copy of audited financial statements in conjunction with the process of registering the charitable nonprofit so that it is able to lawfully engage in fundraising activities in that state (commonly known as "charitable registration").

State laws regulating independent audits are different state-by-state.

The obligation to file an independent audit report with the state government is generally just one requirement among many in connection with charitable solicitation registration. Thirty-nine states (plus the District of Columbia) require charitable nonprofits to register with the state in order to fundraise in that state. Remember that state laws often differ from one another. Consequently, the laws that require a charitable nonprofit to submit audited financial statements also vary state-by-state.

- The majority of states have laws requiring charitable nonprofits to conduct an independent audit under certain circumstances. The requirement for a nonprofit to submit audited financial statements to the state is most often triggered by either the total revenue received by the charitable nonprofit during the fiscal year, or the total contributions received. In some states the threshold of contributions or income received that triggers the independent audit requirement is relatively low; in other states the threshold is higher.
- The majority of states also require annual submission of audited financial statements in connection with renewal of charitable registration.
- These requirements for both initial and annual submission of audited financial statements may not apply to your nonprofit even if it is operating in a state where audit requirements exist since the requirements depend on specific circumstances, such as the amount of revenue contributed or the annual gross income of the charitable nonprofit - such details are specified in each state's law.

This Nonprofit Audit Guide© provides links to the state laws that address audits so that you can determine what your state requires. Remember that this chart only addresses state law requirements, and that your nonprofit may also be required to submit an independent audit report to private funders upon request, and will be subject to federal audit requirements if it expends more than $750,000 in federal funds in a single year. Some State government contracts may also include the requirement to conduct an independent audit.

Click on a state in the map below to find a link to the applicable state law that governs audit requirements (if applicable) for charitable nonprofits in that state. In some cases we provide links to the language of state laws that require other reports be filed with the state, such as an "annual financial report." Remember that if your nonprofit is registering for charitable solicitation purposes in a state other than its own, you should check the requirements for audits in that other state(s).

State Law Nonprofit Audit Requirements: 50-State Chart

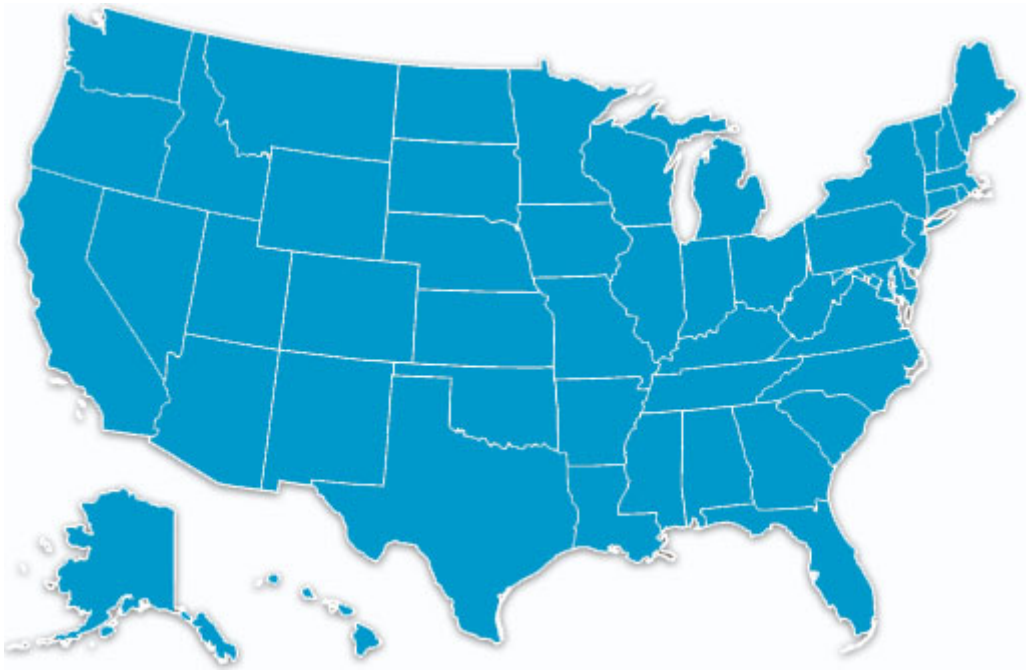

(Updated as of December 2019)

Disclaimer: The National Council of Nonprofits is not engaged in the practice of law and this chart does not constitute legal advice. We encourage you to consult with legal, tax, or other professional advisors who can provide guidance for your charitable nonprofit's individual circumstances. (For additional information on certain terms, hover your arrow over the blue "i" icon.)

Alabama

Audit Required: No state law requirement.

Statute and Description: Alabama Code § 13A-9-71

Alaska

Audit Required: Yes

Statute and Description: Alaska Admin. Code 2.45.010 requires nonprofits that receive state financial assistance and expend a cumulative total equal to or greater than $750,000 during the entity's fiscal year to submit an annual single audit. Nonprofits receiving money from the state of Alaska that don't meet the requirements under 2 AAC 45.010 must submit an independent audit every two years. 7AAC 78.230. See Audit Guide and Compliance Supplement for State Single Audits.

Arizona

Audit Required: No state law requirement.

Statute and Description: Ariz. Rev. Stat. § 10-11622

Arkansas

Audit Required: Yes

Statute and Description: Ark. Code §4-28-403(b) | A charitable organization with gross annual revenue* over $500,000 must file an audited financial statement prepared by an independent CPA. See Ark. Code Section 4:28:404 for exemptions.

* "Gross revenue" does not include government grants or fees (Ark. Code § 4-28-403(b)(2)).

California

Audit Required: Yes

Statute and Description: Cal. Gov. Code §12586(e)(1) | A charitable corporation with gross annual revenue* of $2 million or more AND that is already required to file report(s) with the General Attorney must file an audited financial statement prepared by an independent CPA.

* If the government already requires an accounting of the funds received (usually with government grants or service contracts with government entities), that revenue is not used to calculate "gross revenue" under this statute.

Colorado

Audit Required: No state law requirement.

Statute and Description: Colo. Rev. Stat. § 6-16-104

Connecticut

Audit Required: Yes

Statute and Description: Conn. Gen. Stat. § 21a-190c(b) | A charitable organization with gross annual revenue* over $500,000 must file an audited financial statement prepared by an independent CPA.
* “Gross revenue” does not include grants or fees from government agencies, or revenue from funds held in trust for the benefit of the organization. (supporting organizations).

Delaware

Audit Required: No state law requirement
Statute and Description: Del. Code tit. 6 § 25-10

District of Columbia

Audit Required: No state law requirement.
Statute and Description: D.C. Code § 29

Florida

Audit Required: Yes
Statute and Description: FL Ch. 496.407 requires audits for charitable organizations as follows: For those receiving annual contributions of $1 million or more an independent audit is required; for those with annual contributions of at least $500,000 but less than $1 million, the financial statements may be reviewed or audited by an independent CPA, and for those with less than $500,000 in annual contributions,
a compilation, audit, or review of the financial statement is optional.

Georgia

Audit Required: Yes
Statute and Description: Ga. Code Ann. § 43-17-5(b)(4) | A charitable organization with contributions over $1 million in either of its two preceding years must file an audited financial statement prepared by an independent CPA. A charitable organization with contributions less than $1 million and over $500,000 in either of its two preceding years must have its financial statement reviewed by an independent CPA. Exceptions: Ga. Code Ann. § 43-17-9

Hawai'i

Audit Required: Yes
Statute and Description: Haw. Rev. Stat. § 174: 467B-6.5(b) | A charitable organization required to obtain an audit report by a governmental authority or a third party must file an audited financial statement prepared by an independent CPA and pay a filing fee.

Idaho

Audit Required: No state law requirement.

Statute and Description: Idaho Code Ann. § 30-3-136

Illinois

Audit Required: Yes

Statute and Description: 225 Ill. Comp. Stat. § 460/4 | A charitable organization with annual contributions* over $300,000 must file an audited financial statement prepared by an independent CPA. A charitable organization with contributions less than $300,000 and more than $25,000 is only required to file an audited financial statement prepared by an independent CPA if a professional solicitorProfessional solicitor is a staff employee or person who performs fundraising functions and services for pay. engages in fundraising.

* "Contribution" means the promise or grant of any money or property of any kind or value, including the promise to pay, except payments by union members of an organization. Reference to the dollar amount of "contributions" in this Act means in the case of promises to pay, or payments for merchandise or rights of any other description, the value of the total amount promised to be paid or paid for such merchandise or rights and not merely that portion of the purchase price to be applied to a charitable purpose. Contribution shall not include the proceeds from the sale of admission tickets by any not-for-profit music or dramatic arts organization. For purposes of this subsection, union member dues and donated services shall not be deemed contributions.

Indiana

Audit Required: Indiana Code § 5-11-1-9 requires an “examination” (similar to an audit) by the State Board of Accounts when the nonprofit meets the threshold of public fund disbursements. (See Guidelines for Examination of Entities Receiving Financial Assistance from Governmental Sources under Private Examiner Audits.)

Also, for membership organizations, if a member requests copies of financial statements, and if the organization has had its financial statements audited by a CPA, then the organization must provide the member with both the CPA's report and the annual financial statements. Ind. Code § 23-17-27-6

Iowa

Audit Required: No state law requirement.

Statute and Description: Iowa Code § 504.1613

Kansas

Audit Required: Yes

Statute and Description: Kan. Stat. Ann. § 17-1763(c) | A charitable organization with

annual contributions over $500,000 must file an audited financial statement prepared by an independent CPA.

Kentucky

Audit Required: No state law requirement.
Statute and Description: Ky. Rev. Stat. Ann. § 14A.6-010

Louisiana

Audit Required: Yes, in certain circumstances, if receiving state funds.
Statute and Description: La. Rev. Stat. Ann. § 24:513(J)(1)(c) | A nonprofit that meets the definition of "quasi-public agency"* will be required to conduct an annual independent audit if the nonprofit receives $500,000 or more in revenues in any one fiscal year; a financial review is required if annual revenue is $200,000 or more but less than $500,000; a compilation is required if annual revenue is $50,000 or more but less than $200,000. See LA State Audit Guide for more information.
* See statute for definition of "quasi-public" that includes a nonprofit organization "that receives or expends any local and/or state assistance in any fiscal year. Assistance shall include grants, loans, transfers of property, awards, and direct appropriations of state or local public funds. Assistance shall not include guarantees, membership dues, vendor contracts for goods and services related to administrative support for a local or state assistance program, assistance to private or parochial schools, assistance to private colleges and universities, or benefits to individuals.

Maine

Audit Required: Yes
Statute and Description: A charitable organization must be licensed in Maine. The license application does not require an audited financial statement. However, the license must be renewed annually. Me. Rev. Stat. Ann. tit. 9 § 5004(4)(C-D) A charitable organization is only required to file an audited financial statement if the organization already has one in existence at the time of renewal or applies for renewal after the expiration date. Otherwise, the organization may file a balance sheet in lieu of an audited financial statement. Exceptions: Me. Rev. Stat. Ann. Title 9 § 5005

Maryland

Audit Required: Yes
Statute and Description: MD Solicitations Act §6-402 (b)(7) | A charitable organization must file an audited financial statement prepared by an independent CPA if the gross income from charitable contributions is at least $750,000. For organizations with gross annual contributions between $300,000-$750,000 financial statements must be reviewed or audited

by an independent CPA.

Massachusetts

Audit Required: Yes

Statute and Description: Mass. Gen. Laws ch. 12, § 8F | A public charity with gross annual support and revenue* over $200,000 must file an audited financial statement prepared by an independent CPA together with its annual report. BUT, a public charity with gross annual support and revenue not more than $500,000 may file a financial statement accompanied by an independent certified public accountant's review report in lieu of an independent audit.

* Support and revenue does not include any gains or losses from the sale of a capital asset.

Michigan

Audit Required: Yes

Statute and Description: Mich. Comp. Laws § 400.273 Sec 3(2)(j) | A charitable organization with annual contributions of $500,000 or more must file an audited financial statement prepared by an independent CPA. A charitable organization with annual contributions less than $500,000 and at least $250,000 must file a financial statement that is either reviewed or audited by an independent CPA.

Minnesota

Audit Required: Yes

Statute and Description: Minn. Stat. § 11.309.53(3) | A charitable organization with total annual revenue* over $750,000 must file an audited financial statement prepared by an independent CPA.

* In calculating the threshold for "total revenue," the value of donated food to a nonprofit food shelf may not be included if the food is donated for subsequent distribution at no charge, and not for resale.

Mississippi

Audit Required: Yes

Statute and Description: Miss. Code Ann. § 79-11-507 | A charitable organization with annual contributions between $250,000-$500,000 when all of the solicitations and fund-raising functions are conducted solely by volunteers, must file a financial statement reviewed or audited by an independent CPA along with the charitable registration statement required by Section 79-11-503. The Secretary of State may require an audited financial statement prepared by an independent CPA if the organization's annual revenue is at least $25,000. NOTE: Every charitable organization that uses a professional solicitor* for its fundraising functions must file an audited financial statement prepared by an

independent CPA.
* Professional solicitor is a staff employee or person who performs fundraising functions and services for pay.

Missouri
Audit Required: No state law requirement.
Statute and Description: Mo. Rev. Stat. § 355.821.1

Montana
Audit Required: No state law requirement.
Statute and Description: Mont. Code Ann. § 35-2-904

Nebraska
Audit Required: No state law requirement.
Statute and Description: Neb. Rev. Stat.§ 21-1903

Nevada
Audit Required: No state law requirement.
Statute and Description: Nev. Rev. Stat. § 82.536

New Hampshire
Audit Required: Yes
Statute and Description: N.H. Rev. Stat. Ann. § 7:28(III-b) | A charitable organization with revenue, gains, and other support of $1 million or more must file an audited financial statement prepared by an independent CPA; nonprofits receiving support of $500,000 or more must submit "the organization's latest financial statement prepared in accordance with generally accepted accounting principles." Note: If compliance would constitute a financial burden, nonprofits may request an exemption, which, if granted, is valid for 3 years.

New Jersey
Audit Required: Yes
Statute and Description: New Jersey Admininstrative Code N.J.A.C. 13:48 A charitable organization with total annual revenue of $500,000 or above must submit an independent audit. For those with gross revenue between $25,000 and less than $500,000, the financial statements must be certified by the organization's president or other authorized officer. For more information contact the New Jersey Center for Non-Profits.

New Mexico

Audit Required: Yes

Statute and Description: N.M. Stat. § 57-22-6 | A charitable organization that has revenue in excess of $500,000 "shall be audited by an independent auditor."

New York

Audit Required: Yes

Statute and Description: N.Y. EXC. Law 7A § 172-b | A charitable organization with gross annual revenue over $750,000 must file an audited financial statement prepared by an independent CPA. As of 2021, the threshold will be raised to $1 million. A charitable organization with gross annual revenue less than $250,000 must file a financial statement but it does not need to be one reviewed by an independent CPA; organizations with gross annual revenue of between $250,000-$500,000 must file financial statements reviewed by an auditor. Every charitable organization that uses a professional solicitor* in its fundraising functions must file an audited financial statement prepared by an independent CPA.

* Professional solicitor is a staff employee or person who performs fundraising functions and services for pay.

North Carolina

Audit Required: Yes, in certain circumstances, if receiving state funds.

Statute and Description: N.C.G.S. 159-40 | A non-governmental entity that receives $500,000 or more annually in state funds*, must submit a "Yellow Book" Audit done by CPA that includes a Schedule of Federal and State Awards. The complete report to the funding agency and to the Office of the State Auditor is due within 9 months of organization's year end. Note: An A-133 audit may be substituted for the yellow book audit. Additionally, the State Auditor may conduct an investigation of any nonprofit that receives $1,000 or more in state grant funds and in connection with that review counties and municipalities may require nonprofits receiving at least $1,000 in local grants to conduct an independent audit. .

* State funds are intended to include any and all monies appropriated by the General Assembly, monies collected by or for the State of any agency thereof, as well as all federal funds which flow through the State of North Carolina to private organizations.

North Dakota

Audit Required: No state law requirement.

Statute and Description: N.D. Cent. Code § 50-22-04

Ohio

Audit Required: No state law requirement.

Statute and Description: Ohio Rev. Code § 1716.04

Oklahoma

Audit Required: No state law requirement.

Statute and Description: Okla. Stat. tit. 18, § 18-552.3

Oregon

Audit Required: No state law requirement.

Statute and Description: Or. Rev. Stat. § 65.787

Pennsylvania

Audit Required: Yes

Statute and Description: 10 Pa. Cons. Stat. §162.5 (f) | A charitable organization with annual contributions of $750,000 or more must file an audited financial statement prepared by an independent CPA. A charitable organization with annual contributions less than $750,000 and at least $250,000 must file a financial statement that is reviewed or audited by an independent CPA. A charitable organization with annual contributions less than $250,000 and at least $100,000 must have a compilation, review, or audit of its financial statements prepared by an independent CPA.

Rhode Island

Audit Required: Yes

Statute and Description: R.I. Gen. Laws § 5-53.1-4 | All charitable organization are required to submit audited financial statements, but those with gross annual income of $500,000 or less may meet the financial filing requirements by providing either an IRS Form 990, or financial statements for the immediately preceding fiscal year compiled by an independent public or certified accountant.

South Carolina

Audit Required: No state law requirement.

Statute and Description: S.C. Code Ann. § 33-56-30

South Dakota

Audit Required: No state law requirement.

Statute and Description: S.D. Codified Laws § 47-24-6 and 59-11-24

Tennessee

Audit Required: Yes

Statute and Description: Tenn. Code Ann. § 48-101-506(b)(2) | A charitable organization with gross annual revenue* over $500,000 (exlcuding grants from government agencies and other 501(c)(3) nonprofits) must file an audited financial statement prepared by an independent CPA.

* For the purpose of determining gross revenue under this section, grants received from government agencies and private foundations designated as 501(c)(3) are excluded.

Texas

Audit Required: No state law requirement.

Statute and Description: Tex. Bus. & Org. Code § 22.352 | A charitable organization with annual contributions over $10,000 must have current and accurate financial records in accordance with GAAP. Based on these records, the board should prepare or approve a financial report that conforms to AICPA standards. The financial report must be made available to the public (§ 22.353(b)). Exemptions (§ 22.355).

Utah

Audit Required: No state law requirement.

Statute and Description: Utah Code § 16-6a-1607

Vermont

Audit Required: No state law requirement.

Statute and Description: Vt. Stat. Ann. tit. 11B, § 16.22

Virginia

Audit Required: Yes

Statute and Description: Va. Code Ann. § 58.1-609.11(C)(4) | A nonprofit organization with gross annual revenue of $1 million or more may be required to provide an audited financial statement prepared by an independent CPA. A nonprofit entity with gross annual revenue less than $1 million and at least $750,000 must provide a financial review by an independent CPA.

Washington

Audit Required: Yes

Statute and Description: Wash. Rev. Code § 434-120- 107 | A charitable organization with an annual gross revenue exceeding $3 million over the three preceding, fiscal years must file an audited financial statement prepared by an independent CPA. NOTE: Disclosure Requirement: A charitable organization with annual gross revenue of less than $3 million

and more than $1 million averaged over the three preceding, fiscal years must disclose to the public either an audited financial statement prepared by an independent CPA or a federal financial reporting form (e.g., IRS Form 990) prepared by an independent CPA.

West Virginia

Audit Required: Yes

Statute and Description: W. Va. Code § 29-19-5(a)(6)(A)-(B) | Charitable organizations with annual contributions* over $500,000 must file an audited financial statement prepared by an independent CPA. Charitable organizations with annual contributions in excess of $300,000 but not more than $500,000 must file a financial statement reviewed by an independent CPA.

* Contributions does not include grants from government agencies or private foundations.

Wisconsin

Audit Required: Yes

Statute and Description: Wis. Stat. § 202.11| A charitable organization with annual contributions over $500,000 must file an audited financial statement prepared by an independent CPA. A charitable organization with annual contributions less than $500,000 and over $200,000 must file a financial statement reviewed by an independent CPA.

Wyoming

Audit Required: No state law requirement.

Statute and Description: Wyo. Stat. § 17-19-1630

7 第６回調査会

１　　日　　時　　2021 年 11 月 29 日（月）17：00～19：00

２　　場　　所　　公益法人協会 10 階会議室

３　　次　　第

１．米国における非営利法人の運営とガバナンス(溜箭委員)

２．次回の日程

４　　資　　料

１．米国における非営利法人の運営とガバナンス
２．Form 990-2018　Robin Hood Foundation
３．米国 501(c)3 団体の定期提出資料の内容
４．公益非営利団体と信認義務：実践の確保とその他の課題
５．Robin Hood Foundation Annual Report 2020
６．Robin Hood Foundation Financial Statement 2019-2020

※下線箇所は本報告書にバインドされている資料を指します。

米国における非営利法人の運営とガバナンス
設立／Robinhood Foundation の Form 990／論点出し

１．非営利団体の設立と法形式の選択

JAMES J. FISHMAN ET AL., NONPROFIT ORGANIZATIONS: CASES AND MATERIALS (5th ed. 2015)
Nancy Mehlman & Lisa Watts, *Nonprofit Organizations: A Guide to Choosing Form* (National Center on Philanthropy and the Law, 2007)
https://ncpl.law.nyu.edu/wp-content/uploads/pdfs/Monograph/Nonprofit_Organizations_FINAL.pdf

(1) 組織形態――州法による

公益信託 charitable trusts
法人格なき社団 unincorporated nonprofit associations
非営利法人 Nonprofit corporations
有限責任会社 limited liability companies (LLCs)・・・州による

X

(1)設立の容易さ、(2)団体としての責任、(3)理事らの義務、(4)理事らの損害賠償責任、(5)保険と支出の填補、(6)ボランティアの損害賠償責任、(7)規制と監督、(8)変更、(9)解散、(10)ファンドレイジング、(11)不動産、(12)収益事業

公益信託
判例法による：Charitable Uses Act 1601、Restatement (Third) of Trusts (2001) § 28

- **Charitable trust purposes include:**
  - **(a) the relief of poverty;**
  - **(b) the advancement of knowledge or education;**
  - **(c) the advancement of religion;**
  - **(d) the promotion of health;**
  - **(e) governmental or municipal purposes; and**
  - **(f) other purposes that are beneficial to the community.**

・設定は容易で、柔軟性あり――信託文書のみの単独行為
・法人格は無い。受託者が信認義務を負う。不法行為などで無限責任を負うリスク。
・厳格な注意義務（法人は一般に重過失）、とりわけ投資に関する義務
・変更・終了に裁判所の関与を要する。ただし信託行為の定めで対応可。

法人格なき社団
2 人以上の構成員が、互いに共通の非営利目的で合意して加入した、法人格のない組織
必ずしも制定法によらない。
Uniform Unincorporated Nonprofit Associations Act (1992, revised 2008)　13 州採用
・インフォーマルで柔軟
・判例法では法主体性を認められず、契約・土地所有できない。この点は UUNAA で変更
・組合と会社との中間的なガバナンス構造
・構成員は自らと他の構成員の契約・不法行為責任を負う可能性あり
・UUNAA では、非営利法人と同様、社員と役員に一定の有限責任
・正式に法人格を取得するまでのつなぎに使える

非営利法人
制定法による。
非営利法人立法 Revised Model Nonprofit Corporation Act・・・NY など
会社立法の一部・・・Delaware など
――利益配分の禁止 nondistribution constraint
　　・・・mutual benefit corporation 労働組合・業界団体・クラブも含む
・法人格を有し、理事会と基本定款 article of incorporation・定款 bylaw に基づき運営
・設立にあたって州の当局による承認と登記を要する
・ガバナンスの定めが営利法人と対応。会社法判例が類推適用できる。経営判断原則も。
・銀行その他の取引相手も信頼――訴訟適格、契約・土地所有の能力に疑義無し
・合併・買収、組織再編などの手続も確立
・設立に時間がかかるーーDelaware なら迅速、信託・法人格なき社団から移行すればよい

(2) 連邦税法――IRC 501(c)(3)

26 U.S. Code § 501 - Exemption from tax on corporations, certain trusts, etc.
(a)Exemption from taxation
An organization described in subsection (c) or (d) or section 401(a) shall be exempt from taxation under this subtitle unless such exemption is denied under section 502 or 503.
(b) 略
(c)List of exempt organizations
The following organizations are referred to in subsection (a):
(1)(2)略
(3)Corporations, and any community chest, fund, or foundation, organized and operated exclusively for religious, charitable, scientific, testing for public safety, literary, or

educational purposes, or to foster national or international amateur sports competition (but only if no part of its activities involve the provision of athletic facilities or equipment), or for the prevention of cruelty to children or animals, no part of the net earnings of which inures to the benefit of any private shareholder or individual, no substantial part of the activities of which is carrying on propaganda, or otherwise attempting, to influence legislation (except as otherwise provided in subsection (h)), and which does not participate in, or intervene in (including the publishing or distributing of statements), any political campaign on behalf of (or in opposition to) any candidate for public office.

・組織要件 organizational text：免税目的のみのために設立されていること、解散に際して社員・持分権者に分配しないこと
・運営要件 operational test：免税目的を達成するための活動を主とすること、内部者に収益が渡らないこと
・公益目的 charitable purpose
・IRS への申立：Form 1023 (Application for Recognition of Exemption) 設立から 27 カ月以内であれば設立時から免税、27 カ月を超えていれば申立時から免税
・年次報告と公開：Form 990
・パブリック・チャリティとプライベート・ファウンデーション

(3) 州と連邦による監督

1969 年税制改正――プライベート・ファウンデーションとパブリック・チャリティ
1996 年税制改正――中間税の導入
2008 年 Form 990 改正：ディスクロージャー重視
・ガバナンスについてのベスト・プラクティス、資金流用開示義務

CORNELL J. L & PUB. POL'Y 1, 17–18 (2009).

27. *See* BONNIE S. BRIER ET AL., ADVISORY COMM. ON TAX EXEMPT & GOV'T ENTITIES, REPORT OF RECOMMENDATIONS, THE APPROPRIATE ROLE OF THE INTERNAL REVENUE SERVICE WITH RESPECT TO TAX-EXEMPT ORGANIZATION GOOD GOVERNANCE ISSUES 42 (2008); Silber, *supra* note 10, at 624–29; *but see* James J. Fishman, *Stealth Preemption: The IRS's Nonprofit Corporate Governance Initiative*, 29 VA. TAX REV. 545, 586–89 (2010) (questioning the constitutionality of this expansion, at least to the extent it has been through informal pronouncements).

28. *See* Tax Reform Act of 1969, Pub. L. No. 91-172, § 101, 83 Stat. 487, 492-536 (1969)

忠実義務の連邦法化
Johnny Rex Buckles, *The Federalization of the Duty of Loyalty Governing Charity Fiduciaries under United States Tax Law*, 99 Kentucky Law Journal 645 (2011)

バラツキ

Lloyd Hitoshi Mayer, *Fragmented Oversight of Nonprofits in the United States: Does it Work? Can it Work?* 91 Chicago-Kent Law Review 937 (2016)

・監督機関の予算不足　・議会や監督機関の関心の低さ
・税収確保目的との不整合　・政治的動機に左右される

ただし、最近は IRS が消極化、州が積極化？

States, Not IRS, Lead In Policing Tax-Exempt Organizations, LAW360 (December 11, 2020)
https://www.law360.com/articles/1336984/states-not-irs-lead-in-policing-tax-exempt-organizations

1969 年税制改正の歴史的検証

Philip Hackney, *The 1969 Tax Reform Act and Charities: Fifty years later*, 17 Pittsburgh Tax Review 235 (2020)

２．ケース・スタディ

Robin Hood Foundation https://www.robinhood.org/
Robin Hood supports vulnerable New Yorkers and the organizations on the frontlines
Robin Hood is fighting to elevate New Yorkers out of poverty.
We partner with over 250 of the most effective nonprofits

(1) インターネットより

1988 年設立
創始者：ヘッジファンド・マネージャーPaul Tudor Jones、Peter Borish、Glenn Dubin

歴代理事：
金融・財界関係者 Jeffrey Immelt（GE の CEO）、Lloyd Blankfein（Goldman Sachs 会長）、Richard S. Fuld Jr.（Lehman Brothers の CEO）、Glenn Dubin（ヘッジファンド）
有名人 Diane Sawyer（ABC テレビのアナウンサー）、Harvey Weinstein（映画プロデューサー、強姦罪で有罪判決）、Gwyneth Paltrow（女優 *Emma*、*Iron Man*）
フィランソロピスト Marie-Josee Kravis、アクティビスト Marian Wright Edelman
https://en.wikipedia.org/wiki/Robin_Hood_Foundation

投資原理とフィランソロピーを統合したアプローチ

「ロビンフッドは当時、今日ベンチャー・フィランソロピーと呼ばれるもの、すなわち自由市場経済の力をフルに用いるチャリティのパイオニアだった。助成金の効果を図るためにベンチマークを用いるアプローチを実践した初期の例であり、都市の貧困を解消する戦略が熱く議論される場であり、効果のない計画は冷淡に破棄され、66 人のスタッフがラディカルな新提案を行う場であった。」

Andy Serwer, *The Legend of Robin Hood*, Fortune Magazine (September 8, 2006)
https://archive.fortune.com/magazines/fortune/fortune_archive/2006/09/18/8386204/index.htm

コロナ禍とジョージ・フロイドの死を受けたイニシアティブ

CEO Wes Moor「ロビンフッド・ファウンデーションは有色人種のみによって運営されている非営利団体への資金提供を目的とした新たなイニシアティブを開始」

Brian Schwartz, *Robin Hood foundation launches new initiative aimed at funding nonprofits run only by people of color* (June 30, 2020)
https://www.cnbc.com/2020/07/01/robin-hood-foundation-launches-fund-to-help-groups-run-by-people-of-color.html

自宅待機命令の出された 3 月 20 日を皮切りに、19 週間で、432 のフロントライン非営利団体に合計 3550 万ドルを分配

Globe Newswire, *Robin Hood Relief Fund Awards Over $35 Million Across 500+ Coronavirus Relief Grants* (July 23, 2020)
https://www.globenewswire.com/en/news-release/2020/07/23/2066726/0/en/Robin-Hood-Relief-Fund-Awards-Over-35-Million-Across-500-Coronavirus-Relief-Grants.html

現理事会：
理事長：John Griffin（ヘッジファンド Blue Ridge Capital）
副理事長：Dina Powell McCormick （Goldman Sachs パートナー）
理事：
ヘッジファンド・金融：Peter Borish（共同創始者・秘書役・出納役、Quad Group LLC）
Paul Tudor Jones II（共同創始者、Tudor Investment Corporation ）
Glenn Dubin (Dubin & Company)
Jeffrey R. Immelt（元 GE の CEO）
David M. Solomon（Goldman Sachs & Co. 会長兼 CEO）
Mary Callahan Erdoes（JP Morgan Asset & Wealth Management）
Scott Bommer（SAB Capital Management）
Anne Dinning (D. E. Shaw Group)
David Einhorn (Greenlight Capital) etc.
富豪・フィラントロピスト：Jacklyn Bezos（アマゾン CEO Jeff Bezos の母親）

Alan D. Schwartz（Guggenheim Partners 会長）
Cecily Carson（父 Russ Carson はヘッジファンドからフィラントロピストへ）
アクティビスト：Kaya Henderson（Global Learning Lab for Community Impact 理事）
Geoffrey Canada（Harlem Children's Zone 理事長）
Marian Wright Edelman（Children's Defense Fund 名誉理事長）
メディア：Chris Licht（The Late Show With Stephen Colbert 製作総指揮）
コンピューター・サイエンス：Craig Nevill-Manning（Sidewalk Labs; Google から独立）
マーケティング・音楽業界：Steve Stoute（Translation CEO）
Doug Morris（12 Tone Music Group、元 Sony Music Entertainment の CEO）
John Sykes（iHeartMedia、President of Entertainment Enterprises）
政治家：John King Jr.（オバマ政権教育長官）
Beatrice Welters（オバマ政権トリニダード・ドバゴ大使、フィラントロピスト）
大学教授：Marta Tienda（Sociology and Public Affairs, Princeton University）
Roland Fryer（Economics, Harvard University）
法律家：Victoria B. Bjorklund（弁護士事務所 Simpson Thacher and Bartlett LLP）

(2) Form 990 より（2018 年版）

Part I: Summary
ミッション：ニューヨークの貧困克服に最も効果的なプログラムを支援。理事がすべての費用を支弁し、寄付はすべて支援を必要とするニューヨーカーに届けられる。
収入：寄付 1 億 3954 万ドル、投資収益 580 万ドル、その他収益△1234 万ドル、合計 1 億 3300 万ドル
支出：女性 1 億 7329 万ドル、給与 1836 万ドル、その他支出 704 万ドル、合計 1 億 9877 万ドル
収支：△6576 万ドル
総資産 3 億 4537 万ドル、総負債 7558 万ドル、合計 2 億 6979 万ドル

Part II: Signature Block
Part III: Statement of Program Service Accomplishments
Part IV: Checklist of Required Schedules
Part V: Statements Regarding Other IRS Filings and Tax Compliance

Part VI: Governance, Management and Disclosure　→Schedule O へ

Part VII: Compensation of Officers, Directors, Trustees, Key Employees, Highest Compensated Employees, and Independent Contractors

Part VIII: Statement of Revenue

Part IX: Statement of Functional Expenses

Part X: Balance Sheet

Schedule A: Public Charity Status and Public Support
Part I line 7. An organization that normally receives a substantial part of its support from a governmental unit or from the general public (s 170(b)(1)(A)(vi)
Part II: Public Support

過去 5 年の Gift, grants, contributions, and membership fees:	7 億 8620 万ドル
うち全サポートの 2%を超える寄付：	1 億 3730 万ドル
パブリック・サポート：	6 億 4890 万ドル
全サポート（金融資産からの収益、事業収益等を含む）	8 億 0680 万ドル
パブリック・サポート割合：	80.437%

Schedule B: Schedule of Contributors
5000 ドル以上または団体の収入の 2%を超える額の寄付者の名前、住所、寄付の額を記入
ロビンフッド・ファウンデーションの Form 990 公開版には含まれず
現在、連邦最高裁に事件が係属中：州のファンドレイジング登録に際して Schedule B の提出を義務付ける州法は、憲法（団体の表現の自由）に反するか？
Americans for Prosperity Foundation v. Bonta, 141 S. Ct. 2373 (2021)

Schedule C: Political Campaign and Lobbying Activities

Schedule D: Supplemental Financial Statements

Schedule E: Schools
Schedule F: Statement of Activities Outside the United States カリブ海に投資あり

Schedule G: Supplemental Information Regarding Fundraising or Gaming Activities
ファンドレイジング (p.45-47)

ロビンフッド・ファウンデーションは収益 5900 万ドル（うち Big Benefit で 5300 万ドル）そこから寄付 5800 万ドルと費用 1360 万ドル（会場 380 万ドル、食事 136 万ドル）で差し引き 1240 万ドルの赤字。

Schedule H: Hospitals

Schedule I: Grants to Organizations (pp. 48-150)
211 の 501(c)(3)団体への寄付
モニタリング (p. 49)
・寄付受領者との契約
・寄付目的の明示と課税免除目的外使用の禁止
・分割払い、支払いに際し一定のベンチマークの達成を求める
・プログラム・スタッフによる 2 度の現地訪問、場合によっては抜き打ちの訪問
・プログラム終了時に詳細な報告書
・第三者評価

Schedule J　　Compensation Information
CEO の Wes Moor に 93 万 4078 ドル
Chief Operating Officer の Defek Ferguson に 60 万 3097 ドル
Chief Development Officer の Kristine Sudano に 54 万 9088 ドルなど 12 人に

Schedule K　　Supplemental Information on Tax Exempt Bonds
Schedule L　　Transactions with Interested Persons

Schedule M　　Noncash Contributions
公開株式 1200 万ドル相当、その他 23 万 2000 ドル相当。

Schedule N　Liquidation, Termination, Dissolution, or Significant Disposition of Assets

Schedule O　　Supplemental Information to Form 990（157-165 頁）
・Part III, Line 2 関係：新たなプログラム
・Part VI B, Line 11 関係：ガバナンス——監査・財務・コンプライアンス委員会で Form 990 をレビュー
・Line 12 関係：利益相反管理——理事・役員・主要従業員による利益相反の開示、年次報告、ロビンフッドの利益相反管理方針への署名、法務部長による審査のうえ理事会で投票

・Line 15 関係：経営役員と主要従業員の報酬――権限は執行委員会にある。外部の報酬決定コンサルタント、弁護士、監査・財務・コンプライアンス委員会の関与を経て決定。理事は無報酬；経営役員と従業員は、同規模の団体で同等の資格を有する者のデータと突き合わせて決定。IRC s 4958 の「反証可能な推定 rebuttable presumption」手続に従う。

Schedule P　　Related Organizations and Unrelated Partnerships
Robin Hood Holdings：主な活動は intellectual（商標などを管理か？）

疑問

・寄付を行う団体は、寄付を受ける団体のガバナンスやパフォーマンスをどのように評価しているか？Form 990 や会計報告を利用するか？寄付を受ける団体のガバナンスを支援しているか？
・寄付を受ける団体は、Form 990 や年次報告書、その他ガバナンス関係において、どのような支援を受けているか？
・Robin Hood Foundation のアプローチは一般的か？ユニークか？その有効性は？
・新型コロナウィルスの対応は、通常と何が異なっていたか？

3．論点出し

パブリック・チャリティへの信頼――その実態？

パブリック・チャリティは、プライベート・ファウンデーションに適用される厳格な禁止事項の制約を受けない。これは、パブリック・チャリティが、一般社会の評価に敏感だとみなされているからである。こうした前提は、パブリック・チャリティが提供するサービスの性質や、一般市民や政府からの寄付が団体へのサポートの大部分を占めているという事実、または当該団体とこれを監視する別のパブリック・チャリティとの関係といったものに基づいている。

Deborah DeMott 公益法人協会講演（2017 年 10 月 25 日）

参考になる面：
・ガバナンスと成長戦略――Public Charity の財産管理は注意義務・忠実義務・チャリティ目的のみ
・より広いステーク・ホルダーへの期待――一般市民を信頼
・弊害の大きい公益団体へのフォーカス
・ベスト・プラクティス

日米の違い：

・アメリカの政治化――日本の公益法人改革の文脈
・金持ちが寄付したい、脱税に使いたい・・・「寄付文化の醸成」とは異なる課題。
・Private Foundation と Public Charity の区別と日本のガバナンスの違い
・Public support における公益と国益――日本は寄付者も政府信頼していないのか
・IRS はほとんど小規模公益法人に関心がない：資産 12 万 5000 ドル以下のファウンデーションのうち 0.3%しか検査しない。

アメリカのチャリティを巡る議論：
市民社会の変質
Robert D. Putnam, *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community* (2000).
社会の分極化
Steven Teles, Heather Hurlburt, & Mark Schmitt, *Philanthropy in a Time of Polarization,* Stanford Social Innovation Review (Summer 2014).
フィランソロピーの現状と民主主義
Rob Reich, *Just Giving: Why Philanthropy Is Failing Democracy and How It Can Do Better* (2018).
コロナの文脈
Robert Reich, *America's billionaires are giving to charity – but much of it is self-serving rubbish,* The Guardian (12 April 2020);
大学のエンダウメントと格差
Anne Kim, *The Push for College-Endowment Reform: Liberals and conservatives alike are taking action against inequalities in higher-education finances,* The Atlantic (October 5, 2017)
https://www.theatlantic.com/education/archive/2017/10/the-bipartisan-push-for-college-endowment-reform/541140/
コロナ下の大学支援に伴う問題
Michael Stratford, Bianca Quilantan and Juan Perez Jr., *Elite colleges back away from rescue cash amid criticism of endowments,* POLITICO (April 22, 2020)
www.politico.com/news/2020/04/22/devos-wealthy-colleges-coronavirus-aid-201375

資料３

2021 年 11 月 29 日(事務局：白石)

第 6 回民間法制・税制調査会

米国 501(c)3 団体の定期提出資料の内容

税法上の区分(書類の区分)	定期提出書類提出要件	2015 年の提出件数
Public Charity(Form990N)*	年間収入原則$5 万以下	70 万～80 万
Public Charity(Form990EZ 又は 990)	年間収入$20 万未満かつ総資産$50 万未満	89,495
Public Charity(Form990)	年間収入$20 万以上又は総資産$50 万以上	208,945
Private Foundation(Form990PF)	収入・資産の額に関わらず	99,683
合　計		約 1,190,000 団体

*2008 年に新規導入。2007 年以前は提出(申告)義務なし。

【捕捉資料】

捕捉資料(Schedule)の種類	頁	990	EZ	N	PF
Schedule A：公益要件の達成状況(Public Charity Status and Public Support)	8	○	○	－	－
Schedule B：主要な寄附者の名簿(Schedule of Contributors)	4	○	○	－	○
Schedule C：政治活動および提言活動の実施状況(Political Campaign and Lobbying Activities)	4	○	○	－	－
Schedule D：財務諸表付属資料(Supplemental Financial Statements)	5	○	－	－	－
Schedule E：教育事業実施状況(Schools)	2	○	○	－	－
Schedule F：国外活動の実施状況(Statement of Activities Outside the United States)	5	○	－	－	－
Schedule G：資金調達に関する補足情報(Supplemental Information Regarding Fundraising or Gaming Activities)	3	○	○	－	－
Schedule H：医療事業の実施状況(Hospitals)	10	○	－	－	－
Schedule I：他団体、他機関、個人に対する支援状況(Supplemental Information on Grants and Other Assistance to Organizations, Governments, and Individuals in the United States)	2	○	－	－	－
Schedule J：損失に対する補償(Compensation Information)	3	○	－	－	－
Schedule K：非課税債の捕捉情報(Supplemental Information on Tax-Exempt Bonds)	4	○	－	－	－
Schedule L：関係者との取引(Transactions with Interested Persons)	2	○	○	－	－
Schedule M：現金以外の寄附(Non-Cash Contributions)	2	○	－	－	－
Schedule N：資産の清算、解除、処分など(Liquidation, Termination, Dissolution, or Significant Disposition of Assets)	3	○	○	－	－

Schedule O：Form990 の捕捉情報(Supplemental Information to Form 990)	2	○	○	－	－
Schedule R：関係組織と関係のない相互関係(Related Organizations and Unrelated Partnerships)	5	○	－	－	－
関係補足資料数	－	16	8	0	1
Form990 のページ数	－	12P	4P	－	13P

Form990 の申告内容

申告内容	990	EZ	N
A. 会計年度(Accounting period)	○	○	○
B. 登録情報の変更の有無(Check if applicable:①Address change、②Name change、③Initial return、④Final return/terminated、⑤Amended return、⑥Application pending)	○	○	－
C. 団体名(Name of organization)	○	○	○
団体の別名(Doing business as)	○	－	○
住所－番地(Number and street Room/suite)	○	○	○
住所－市、州など(City or town, state or province, country, and ZIP or foreign postal code)	○	○	○
D. 法人番号(Employer identification number (EIN))	○	○	○
E. 電話番号(Telephone number)	○	○	－
F. 窓口担当者及び住所(Name and address of principal officer)	○	－	○
G. 総受領高(Gross receipts $)	○	－	－
H.(a)連結申告の有無(Is this a group return for subordinates?)	○	－	－
(b)関連組織の範囲(Are all subordinates included?)	○	－	－
(c)連結控除番号(Group exemption number)	○	○	－
I. 申告の種類(Tax-exempt status: 501(c)(3)、501(c) ( )◀(insert no.) 4947(a)(1) or 527)	○	○	－
J. ホームページ URL(Website)	○	○	○
K. 法人形態(Form of organization: Corporation、Trust、Association、Other)	○	○	－
L. 設立年(Year of formation)	○	－	－
M. 登録先の州(State of legal domicile)	○	－	－
・会計処理法(Accounting Method. Cash, Accrual, Other (specify))	－	○	－
・付属資料 B 提出の必要性(Check ▶ if the organization is not required to attach Schedule B)	－	○	－
・総収入額$50,000 以下の確認(Confirmation that the organization's annual gross receipts are $50,000 or less)	－	－	○
・法人の存続確認(Has your organization terminated or gone out of business?)	－	－	○
・総収入額(If gross receipts are $200,000 or more, or if total assets (Part II, column (B)) are $500,000 or more, file Form 990 instead of Form 990-EZ)	－	○	－
Part I 概要(Summary)			
活動とガバナンス(Activities & Governance)			
1 団体の活動目標(Briefly describe the organization's mission or most significant activities)	○	－	－
2 解散確認(Check this box if the organization discontinued its operations or disposed of more than 25% of its net assets.)	○	－	－
3 意思決定機関の有権者数(Number of voting members of the governing	○	－	－

body)			
4 意思決定機関の独立有権者数(Number of independent voting members of the governing body)	○	－	－
5 従業員数(Total number of individuals employed in calendar year 2020)	○	－	－
6 ボランティア数(Total number of volunteers)	○	－	－
7 (a)非関連事業総収入額(a Total unrelated business revenue)	○	－	－
(b)非関連事業課税所得(Net unrelated business taxable income)	○	－	－
収入(Revenue)			
8 寄附金及び助成金(Contributions and grants)	○	－	－
9 事業収入(Program service revenue)	○	－	－
10 投資収入(Investment income)	○	－	－
11 その他収益(Other revenue)	○	－	－
12 総収入額(Total revenue-add lines 8 through 11)	○	－	－
支出 (Expenses)			
13 助成金などの支出(Grants and similar amounts paid)	○	－	－
14 会員サービス費(Benefits paid to or for members)	○	－	－
15 人件費(Salaries, other compensation, employee benefits)	○	－	－
16 (a)資金調達専門費(Professional fundraising fees)	○	－	－
(b)資金調達費総額(Total fundraising expenses)	○	－	－
17 その他費用(Other expenses)	○	－	－
18 総支出額(Total expenses. Add lines 13-17)	○	－	－
19 収支差額(Revenue less expenses. Subtract line 18 from line 12)	○	－	－
純資産(正味財産) (Net Assets or Fund Balances)			
20 資産総額(Total assets)	○	－	－
21 負債総額(Total liabilities)	○	－	－
22 純資産額(Net assets or fund balances. Subtract line 21 from line 20)	○	－	－
Part II 署名欄(Signature Block)			
サイン(Sign Here)			
・サイン(Signature of officer)	○	○	－
・日付(Date)	○	○	－
・氏名、役職(Type or print name and title)	○	○	－
有料代理人(Paid Preparer Use Only)			
・氏名(Print/Type preparer’s name)	○	○	－
・サイン(Preparer’s signature)	○	○	－
・日付(Date)	○	○	－
・自営業(Check if self-employed)	○	○	－
・代理納税者識別番号(PTIN)	○	○	－
・事業所名(Firm’s name)	○	○	－
・事業所住所(Firm’s address)	○	○	－
・事業所法人番号(Firm’s EIN)	○	○	－
・電話番号(Phone no.)	○	○	－
・相談依頼(May the IRS discuss this return with the preparer shown above?)	○	○	－
Part III 事業サービスの成果に関する報告(Statement of Program Service Accomplishments)			
1 団体の活動目標(Briefly describe the organization’s mission)	○	－	－
・免除目的(What is the organization’s primary exempt purpose?)	－	○	－

2 予定されていなかった事業の実施の有無(Did the organization undertake any significant program services during the year which were not listed on the prior Form 990 or 990-EZ?) ・・・Yes or No If “Yes,” describe these new services on Schedule O.	○	－	－
3 組織運営の状態(Did the organization cease conducting, or make significant changes in how it conducts, any program services?). ・・・Yes or No If “Yes,” describe these changes on Schedule O.	○	－	－
4 主要3事業の概要(Describe the organization’s program service accomplishments for each of its three largest program services, as measured by expenses. Section 501(c)(3) and 501(c)(4) organizations are required to report the amount of grants and allocations to others, the total expenses, and revenue, if any, for each program service reported.)			
(a)コード(Code) 、支出(Expenses)、収入(Revenue)、事業内容(Program service)	○	○	－
(b)コード(Code) 、支出(Expenses)、収入(Revenue)、事業内容(Program service)	○	○	－
(c)コード(Code) 、支出(Expenses)、収入(Revenue)、事業内容(Program service)	○	○	－
(d)その他事業(Other program services)、支出(Expenses)、収入(Revenue)	○	○	－
(e)総支出額(Total program service expenses)	○	○	－
Part IV 捕捉資料のチェックリスト(Checklist of Required Schedules)			
1 501(c)(3)の該当性(Is the organization described in section 501(c)(3) or 4947(a)(1) (other than a private foundation)?) ・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule A	○	－	－
・Schedule Aの記入は済んだか(Did the organization complete Schedule A?)・・・Yes or No Note: All section 501(c)(3) organizations must attach a completed Schedule A	－	○	－
2 付属資料B提出の必要性(Is the organization required to complete Schedule B, Schedule of Contributors See instructions?)・・・Yes or No	○	－	－
3 政治活動への関与の有無(Did the organization engage in direct or indirect political campaign activities on behalf of or in opposition to candidates for public office?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule C, Part I	○	○	－
・政治活動の支出額を記入(Enter amount of political expenditures, direct or indirect, as described in the instructions)	－	○	－
・Form1120－POLは提出済か(Did the organization file Form 1120-POL for this year?) ・・・Yes or No	－	○	－
4 非営利団体の場合、政策提言への関与の有無(Section 501(c)(3) organizations：Did the organization engage in lobbying activities, or have a section 501(h) election in effect during the tax year?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule C, Part II	○	○	－

5 会費収入や評価収入等の有無(Is the organization a section 501(c)(4), 501(c)(5), or 501(c)(6) organization that receives membership dues, assessments, or similar amounts as defined in Revenue Procedure 98-19?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule C, Part III 5	―	―	―
6 Donor advised funds の受入れ状況(Did the organization maintain any donor advised funds or any similar funds or accounts for which donors have the right to provide advice on the distribution or investment of amounts in such funds or accounts?) ・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule D, Part I ・If “Yes,” Form 990 must be completed instead of Form 990-EZ	○ (○) (―)	○ (―) (○)	―
7 保全地役権の受入れ状況(Did the organization receive or hold a conservation easement, including easements to preserve open space, the environment, historic land areas, or historic structures?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule D, Part II	○	―	―
8 芸術・歴史資産等の保有状況(Did the organization maintain collections of works of art, historical treasures, or other similar assets?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule D, Part III	○	―	―
9 第3者預託または保管口座負債の報告状況(Did the organization report an amount in Part X, line 21, for escrow or custodial account liability, serve as a custodian for amounts not listed in Part X; or provide credit counseling, debt management, credit repair, or debt negotiation services?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule D, Part IV	○	―	―
10 制約のある、または疑似の寄附による資産の保有状況(Did the organization, directly or through a related organization, hold assets in donor-restricted endowments or in quasi endowments?) ・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule D, Part V	○	―	―
11 If the organization’s answer to any of the following questions is “Yes,” then complete Schedule D, Parts VI, VII, VIII, IX, or X as applicable.			
(a)不動産保有の有無(Did the organization report an amount for land, buildings, and equipment in Part X, line 10?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule D, Part VI	○	―	―
(b)投資額報告の有無(Did the organization report an amount for investments-other securities in Part X, line 12, that is 5% or more of its total assets reported in Part X, line 16?) ・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule D, Part VII	○	―	―
(c)Program related investments の投資額の有無(Did the organization report an amount for investments-program related in Part X, line 13, that is 5% or more of its total assets reported in Part X, line 16?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule D, Part VIII	○	―	―
(d)他資産の保有の有無(Did the organization report an amount for other assets in Part X, line 15, that is 5% or more of its total	○	―	―

assets reported in Part X, line 16?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule D, Part IX			
(e)負債額の有無(Did the organization report an amount for other liabilities in Part X, line 25?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule D, Part X 11e	○	－	－
(f)財務諸表はFIN 48 に基づくものか(Did the organization’s separate or consolidated financial statements for the tax year include a footnote that addresses the organization’s liability for uncertain tax positions under FIN 48 (ASC 740)?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule D, Part X 11f	○	－	－
12(a)財務諸表は監査を経たものか(Did the organization obtain separate, independent audited financial statements for the tax year?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule D, Parts XI and XIIb	○	－	－
(b)関連団体の財務諸表は監査を経たものか(Was the organization included in consolidated, independent audited financial statements for the tax year?)・・・Yes or No If “Yes,” and if the organization answered “No” to line 12a, then completing Schedule D, Parts XI and XII is optional 12b	○	－	－
13 教育機関170(b)(1)の該当性(Is the organization a school described in section 170(b)(1)(A)(ii)?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule E	○	○	－
14(a)国外における事務所、雇用等の確保の有無(Did the organization maintain an office, employees, or agents outside of the United States?)・・・Yes or No	○	○	－
・If “Yes,” enter the name of the foreign country	－	○	－
(b)国外で$10,000以上の収入、支出の有無、および$100,000 以上の海外投資の有無(Did the organization have aggregate revenues or expenses of more than $10,000 from grantmaking, fundraising, business, investment, and program service activities outside the United States, or aggregate foreign investments valued at $100,000 or more?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule F, Parts I and IV	○	－	－
15 海外団体に対する$5,000以上の支援又はその他支援の有無(Did the organization report on Part IX, column(A), line 3, more than $5,000 of grants or other assistance to or for any foreign organization?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule F, Parts II and IV	○	－	－
16 海外個人に対する$5,000以上の支援又はその他支援の有無(Did the organization report on Part IX, column(A), line 3, more than $5,000 of aggregate grants or other assistance to or for foreign individuals?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule F, Parts III and IV	○	－	－
17 資金調達費で$15,000を超えたか(Did the organization report a total of more than $15,000 of expenses for professional fundraising services on Part IX, column (A), lines 6 and 11e?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule G, Part I See instructions)	○	－	－

18 資金調達および寄附で$15,000 以上を得たか(Did the organization report more than $15,000 total of fundraising event gross income and contributions on Part VIII, lines 1c and 8a?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule G, Part II	○	―	―
19 賭博から$15,000 以上の収入があるか (Did the organization report more than $15,000 of gross income from gaming activities on Part VIII, line 9a?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule G, Part III	○	―	―
20(a)一か所以上の医療施設を運営しているか(Did the organization operate one or more hospital facilities?)・・・Yes or No. If “Yes,” complete Schedule H ・If “Yes,” Form 990 must be completed instead of Form 990-EZ	○	○	―
(b)20a で Yes と回答した場合、同申告書に監査済み財務諸表を付けたか(If “Yes” to line 20a, did the organization attach a copy of its audited financial statements to this return?	○	―	―
21 国内団体に対する$5,000 以上の支援又はその他支援の有無(Did the organization report more than $5,000 of grants or other assistance to any domestic organization or domestic government on Part IX, column (A), line 1?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule I, Parts I and II	○	―	―
22 国内個人に対する$5,000 以上の支援又はその他支援の有無(Did the organization report more than $5,000 of grants or other assistance to or for domestic individuals on Part IX, column (A), line 2?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule I, Parts I and III	○	―	―
23 Part VII(役員等に対する報酬)で Yes と回答したか(Did the organization answer “Yes” to Part VII, Section A, line 3, 4, or 5 about compensation of the organization’s current and former officers, directors, trustees, key employees, and highest compensated employees?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule J	○	―	―
24(a)未払い元本金額$100,000 以上の非課税債の保有状況(Did the organization have a tax-exempt bond issue with an outstanding principal amount of more than $100,000 as of the last day of the year, that was issued after December 31, 2002?)・・・Yes or No If “Yes,” answer lines 24b through 24d and complete Schedule K. If “No,” go to line 25a	○	―	―
(b)非課税債収入の運用状況(Did the organization invest any proceeds of tax-exempt bonds beyond a temporary period exception?)・・・Yes or No	○	―	―
(c)第三者預託口座の保有状況(Did the organization maintain an escrow account other than a refunding escrow at any time during the year to defease any tax-exempt bonds?)・・・Yes or No	○	―	―
(d)債券の代理発行者の経験の有無(Did the organization act as an “on behalf of” issuer for bonds outstanding at any time during the year?)・・・Yes or No	○	―	―
25(a)失格者との超過給付取引の有無(Section 501(c)(3), 501(c)(4), and 501(c)(29) organizations. Did the organization engage in an excess benefit transaction with a disqualified person during the	○	―	―

year?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule L, Part (b)以前に申告していない失格者との超過給付取引の事実の有無(Is the organization aware that it engaged in an excess benefit transaction with a disqualified person in a prior year, and that the transaction has not been reported on any of the organization’s prior Forms 990 or 990-EZ?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule L, Part I	○	－	－
26 役員等に対する報酬の有無(Did the organization report any amount on Part X, line 5 or 22, for receivables from or payables to any current or former officer, director, trustee, key employee, creator or founder, substantial contributor, or 35% controlled entity or family member of any of these persons?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule L, Part II	○	－	－
27 役員等に対する支援(助成含む)の有無(Did the organization provide a grant or other assistance to any current or former officer, director, trustee, key employee, creator or founder, substantial contributor or employee thereof, a grant selection committee member, or to a 35% controlled entity (including an employee thereof) or family member of any of these persons?)･･･Yes or No If “Yes,” complete Schedule L, Part III	○	－	－
28 以下との商取引関与の有無(Was the organization a party to a business transaction with one of the following parties (see Schedule L, Part IV instructions, for applicable filing thresholds, conditions, and exceptions): (a)現・元役員等(A current or former officer, director, trustee, key employee, creator or founder, or substantial contributor?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule L, Part IV (b)(a)の家族の一人(A family member of any individual described in line 28a?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule L, Part IV) (c)(a)や(b)が関係する団体(A 35% controlled entity of one or more individuals and/or organizations described in lines 28a or 28b?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule L, Part IV	○ ○ ○	－ － －	－ － －
29 $25,000 以上の非現金寄附の受入れの有無(Did the organization receive more than $25,000 in non-cash contributions?)･･･Yes or No If “Yes,” complete Schedule M	○	－	－
30 芸術・歴史的資産等の受入れの有無(Did the organization receive contributions of art, historical treasures, or other similar assets, or qualified conservation contributions?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule M	○	－	－
31 組織を解散したか(Did the organization liquidate, terminate, or dissolve and cease operations?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule N, Part I	○	－	－
・ 組織を解散、純資産を処分したか(Did the organization undergo a liquidation, dissolution, termination, or significant disposition of net assets during the year?) ・・・Yes or No	－	○	－

If “Yes,” complete applicable parts of Schedule N			
32 正味財産の25%以上を売却等したか(Did the organization sell, exchange, dispose of, or transfer more than 25% of its net assets?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule N, Part II	○	－	－
33 別途entity disregardedを100%保有しているか(Did the organization own 100% of an entity disregarded as separate from the organization under Regulations sections 301.7701-2 and 301.7701-3?) ・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule R, Part I ※disregarded entity は下記二つの特徴を持つ。 (1)事業体は法的責任目的で個人から独立している (2)事業は Schdule C における、個人の所得税申告を通じて課税される disregarded entity は法的責任目的においては事業主と別物の企業体として扱われるが、税金目的では事業主と同じものとしてみなされます。事業体はオーナーの個人所得税申告を通じて税金を支払います。disregarded entity であることのメリットは、破産や訴訟の際に個人資産を守ることができるという点と、単純な Schedule C のフォームを使って所得税申告をすることでお金を節約できるという点である。Single-member LLC が唯一の disregarded entity となる。なお、Sole proprietorship（個人事業主）は本人とビジネスが同じものとみなされる。Schedule C を使って課税されるが、ビジネスの法的責任と個人は分けて考えられない。つまり、ビジネスが訴訟された場合、個人が無限責任を負う事になる。従って、disregarded entity ではない。また、multiple-member LLC （複数人からなる LLC）は法的責任はビジネスと個人、分けて考えられる。しかし、パートナーシップとして所得税を支払うので、これも、disregarded entity ではない。パートナーシップもまた、disregarded entity ではない。パートナーシップの税金は、Schedule C 上で計算されないためである。Form 1065 と ScheduleK-1 を使って申告する。	○	－	－
34 免税法人または納税法人との関係(Was the organization related to any tax-exempt or taxable entity?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule R, Part II, III, or IV, and Part V, line 1	○	－	－
35(a)被支配事業体の保有状況(Did the organization have a controlled entity within the meaning of section 512(b)(13)?)・・・Yes or No	○	○	－
(b)(a)で Yes と回答した場合、被支配事業体との取引を行ったか (If “Yes” to line 35a, did the organization receive any payment from or engage in any transaction with a controlled entity within the meaning of section 512(b)(13)？)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule R, Part V, line 2 ・If “Yes,” Form 990 and Schedule R may need to be completed instead of Form 990-EZ.	○	○	－
36 チャリティではない免税団体に転換したか(Section 501(c)(3) organizations. Did the organization make any transfers to an exempt non-charitable related organization?)・・・Yes or No	○	○	－
If “Yes,” complete Schedule R, Part V, line 2	(○)	(－)	
・If “Yes,” was the related organization a section 527 organization? ・・・Yes or No	(－)	(○)	

37 5%以上の活動を非関係団体を通して実施したか(Did the organization conduct more than 5% of its activities through an entity that is not a related organization and that is treated as a partnership for federal income tax purposes?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule R, Part VI 37	○	—	—
38 Schedule Oの記入を終えたか(Did the organization complete Schedule O and provide explanations in Schedule O for Part VI, lines 11b and 19?)・・・Yes or No Note: All Form 990 filers are required to complete Schedule O.	○	—	—
・IRSに申告していない事業実施の有無(Did the organization engage in any significant activity not previously reported to the IRS?)・・・Yes or No If “Yes,” provide a detailed description of each activity in Schedule O	—	○	—
Part V その他のIRS申告および税務コンプライアンスに関する報告(Statements Regarding Other IRS Filings and Tax Compliance)			
1(a)Form 1096で申告した数(Enter the number reported in Box 3 of Form 1096. Enter -0- if not applicable)	○	—	—
(b)Forms W-2Gで申告した数(Enter the number of Forms W-2G included in line 1a. Enter -0- if not applicable)	○	—	—
(c)業者等に報告義務のある支払いについて予備源泉徴収規則を要求したか(Did the organization comply with backup withholding rules for reportable payments to vendors and reportable gaming (gambling) winnings to prize winners?)・・・Yes or No	○	—	—
2(a)Form W-3で申告した職員数(Enter the number of employees reported on Form W-3, Transmittal of Wage and Tax Statements, filed for the calendar year ending with or within the year covered by this return)	○	—	—
(b)Form W-3の2aで1人以上申告した場合、連邦雇用税務申告は済んでいるか(If at least one is reported on line 2a, did the organization file all required federal employment tax returns?)・・・Yes or No Note: If the sum of lines 1a and 2a is greater than 250, you may be required to e-file.	○	—	—
3(a)非関連事業の収益($1,000以上)の有無(Did the organization have unrelated business gross income of $1,000 or more during the year?)・・・Yes or No	○	○	—
(b)Yesの場合、Form 990-Tの提出の有無(If “Yes,” has it filed a Form 990-T for this year?)・・・Yes or No If “No” to line 3b, provide an explanation on Schedule O	○	○	—
・Was the organization a section 501(c)(4), 501(c)(5), or 501(c)(6) organization subject to section 6033(e) notice, reporting, and proxy tax requirements during the year? If “Yes,” complete Schedule C, Part III	—	—	—
4(a)海外における利害関係(口座開設等含む)の有無(At any time during the calendar year, did the organization have an interest in, or a signature or other authority over, a financial account in a foreign country (such as a bank account, securities account, or other financial account)?)・・・Yes or No	○	○	—

(b)Yesの場合、国名(If “Yes,” enter the name of the foreign country)	○	○	—
5(a)脱税取引に加担したか(Was the organization a party to a prohibited tax shelter transaction at any time during the tax year?)・・・Yes or No	○	—	—
(b)脱税取引の通告を受けたことがあるか(Did any taxable party notify the organization that it was or is a party to a prohibited tax shelter transaction?)・・・Yes or No	○	—	—
(c)Yesの場合Form 8886-Tを提出済みか(If “Yes” to line 5a or 5b, did the organization file Form 8886-T?)・・・Yes or No	○	—	—
6 (a)$100,000以上の年次総受領高の有無(Does the organization have annual gross receipts that are normally greater than $100,000, and did the organization solicit any contributions that were not tax deductible as charitable contributions?)・・・Yes or No	○	—	—
(b)YESの場合、すべての勧誘に、そのような寄附または贈答品は税控除の対象ではないことを明示したか(If “Yes,” did the organization include with every solicitation an express statement that such contributions or gifts were not tax deductible?)・・・Yes or No	○	—	—
7 非課税寄附を受けてる170(c)団体(Organizations that may receive deductible contributions under section 170(c).)			
(a)(Did the organization receive a payment in excess of $75 made partly as a contribution and partly for goods and services provided to the payor?)	—	—	—
(b)(If “Yes,” did the organization notify the donor of the value of the goods or services provided?)	—	—	—
(c)(Did the organization sell, exchange, or otherwise dispose of tangible personal property for which it was required to file Form 8282?)	—	—	—
(d)If “Yes,” indicate the number of Forms 8282 filed during the year	—	—	—
(e)Did the organization receive any funds, directly or indirectly, to pay premiums on a personal benefit contract?	—	—	—
(f)Did the organization, during the year, pay premiums, directly or indirectly, on a personal benefit contract?	—	—	—
(g)If the organization received a contribution of qualified intellectual property, did the organization file Form 8899 as required?	—	—	—
(h)If the organization received a contribution of cars, boats, airplanes, or other vehicles, did the organization file a Form 1098-C?	—	—	—
8 donor advised fundsを行っている支援団体(Sponsoring organizations maintaining donor advised funds.) 支援団体によって維持されているdonor advised fundは事業を達成できなかったことはあるか(Did a donor advised fund maintained by the sponsoring organization have excess business holdings at any time during the year?)・・・Yes or No	○	—	—
9 Sponsoring organizations maintaining donor advised funds. (a)支援組織は課税対象となる分配を行ったか(Did the sponsoring organization make any taxable distributions under section	○	—	—

4966?)・・・Yes or No (b)支援団体は寄附者や関係者等に配分を行ったか(Did the sponsoring organization make a distribution to a donor, donor advisor, or related person?)・・・Yes or No	○	—	—
10 Section 501(c)(7) organizations. Enter: (a)Initiation fees and capital contributions included on Part VIII, line 12 (b)Gross receipts, included on Form 990, Part VIII, line 12, for public use of club facilities	— —	— —	— —
11 Section 501(c)(12) organizations. Enter: (a)Gross income from members or shareholders (b)Gross income from other sources (Do not net amounts due or paid to other sources against amounts due or received from them.)	— —	— —	— —
12(a)Section 4947(a)(1) non-exempt charitable trusts. Is the organization filing Form 990 in lieu of Form 1041? (b)If “Yes,” enter the amount of tax-exempt interest received or accrued during the year	— —	— —	— —
13 Section 501(c)(29) qualified nonprofit health insurance issuers. (a)Is the organization licensed to issue qualified health plans in more than one state? Note: See the instructions for additional information the organization must report on Schedule O. (b)Enter the amount of reserves the organization is required to maintain by the states in which the organization is licensed to issue qualified health plans (c)Enter the amount of reserves on hand	— — —	— — —	— — —
14(a)室内日焼けサービスで金銭を受け取ったか(Did the organization receive any payments for indoor tanning services during the tax year?)・・・Yes or No (b)Yes の場合、Form 720 で支払額を申告したか(If “Yes,” has it filed a Form 720 to report these payments? If “No,” provide an explanation on Schedule O)・・・Yes or No	○ ○	○ ○	— —
15 報酬等で$1,000,000 を超える可能性はあるか(Is the organization subject to the section 4960 tax on payment(s) of more than $1,000,000 in remuneration or excess parachute payment(s) during the year?)・・・Yes or No If “Yes,” see instructions and file Form 4720, Schedule N.	○	—	—
16 教育機関の場合、section4968(純投資収益に係る消費税)の規制を受けているか(Is the organization an educational institution subject to the section 4968 excise tax on net investment income?) ・・・Yes or No If “Yes,” complete Form 4720, Schedule O.	○	—	—
Part VI ガバナンス、経営、情報公開(Governance, Management, and Disclosure)			
Section A. 意思決定機関と経営(Governing Body and Management)			
1(a)有権者数(Enter the number of voting members of the governing body at the end of the tax year) If there are material differences in voting rights among members of the governing body, or if the governing body delegated broad authority to an executive committee or similar committee,	○	—	—

explain on Schedule O. (b)独立有権者数(Enter the number of voting members included on line 1a, above, who are independent)	○	－	－
2 役員同士で家族はやビジネスパートナーはいるか(Did any officer, director, trustee, or key employee have a family relationship or a business relationship with any other officer, director, trustee, or key employee?)・・・Yes or No	○	－	－
3 組織運営の管理職務を管理会社または他の人に委任したか(Did the organization delegate control over management duties customarily performed by or under the direct supervision of officers, directors, trustees, or key employees to a management company or other person?)・・・Yes or No	○	－	－
4 最近、管理文書に重要な変更を加えたか。(Did the organization make any significant changes to its governing documents since the prior Form 990 was filed?)・・・Yes or No	○	－	－
・組織管理または管理文書の重要な変更の有無(Were any significant changes made to the organizing or governing documents?) ・・・Yes or No If “Yes,” attach a conformed copy of the amended documents if they reflect a change to the organization’s name. Otherwise, explain the change on Schedule O. See instructions.	－	○	－
5 資産の大幅な転用の有無(Did the organization become aware during the year of a significant diversion of the organization’s assets?)・・・Yes or No	○	－	－
6 社員および株主の有無(Did the organization have members or stockholders?)・・・Yes or No	○	－	－
7(a)役員を選出又は任命する権限を持った社員や株主等の有無(Did the organization have members, stockholders, or other persons who had the power to elect or appoint one or more members of the governing body?)・・・Yes or No	○	－	－
(b)機関決定は意思決定機関以外の社員、株主等に委ねられているか(Are any governance decisions of the organization reserved to (or subject to approval by) members, stockholders, or persons other than the governing body?)・・・Yes or No	○	－	－
8 会議内容等の文書化を次の者が行ったか(Did the organization contemporaneously document the meetings held or written actions undertaken during the year by the following)			
(a)意思決定機関(The governing body?)・・・Yes or No	○	－	－
(b)意思決定機関を代理する委員会等(Each committee with authority to act on behalf of the governing body?)・・Yes or No	○	－	－
9 パートVII記載の役員等に連絡が取れない人の有無(Is there any officer, director, trustee, or key employee listed in Part VII, Section A, who cannot be reached at the organization’s mailing address?・・・Yes or No If “Yes,” provide the names and addresses on Schedule O	○	－	－
Section B. ポリシー(Policies)			
10(a)支部、関連会社の有無(Did the organization have local chapters, branches, or affiliates?)・・・Yes or No	○	－	－
(b)Yesの場合、その支部、関連会社を管理するポリシーを作成し組織	○	－	－

の目的と一致していることを確認したか(If “Yes,” did the organization have written policies and procedures governing the activities of such chapters, affiliates, and branches to ensure their operations are consistent with the organization’s exempt purposes?)・・・Yes or No			
11(a)Form990 を提出する前に、そのコピーを意思決定機関のメンバー全員に提供したか(Has the organization provided a complete copy of this Form 990 to all members of its governing body before filing the form?)・・・Yes or No	○	－	－
(b)Form990 を運営組織のメンバーで確認するプロセス(Describe in Schedule O the process, if any, used by the organization to review this Form 990.)	○	－	－
12(a)利益相反ポリシーの有無(Did the organization have a written conflict of interest policy? If “No,” go to line 13) ・・・Yes or No	○	－	－
(b)利益相反の恐れがある利益について役員に開示させる必要があったか(Were officers, directors, or trustees, and key employees required to disclose annually interests that could give rise to conflicts?)・・・Yes or No	○	－	－
(c)ポリシーを一貫して遵守したか(Did the organization regularly and consistently monitor and enforce compliance with the policy?)・・・Yes or No If “Yes,” describe in Schedule O how this was done	○	－	－
13 内部告発に関する規定の有無(Did the organization have a written whistleblower policy?)・・・Yes or No	○	－	－
14 文書管理規定の有無(Did the organization have a written document retention and destruction policy?)・・・Yes or No	○	－	－
15 次の人物の報酬を決定するのに、独立した人物によるレビュー、承認等のプロセスを経ているか(Did the process for determining compensation of the following persons include a review and approval by independent persons, comparability data, and contemporaneous substantiation of the deliberation and decision?)			
(a)CEO やエグゼクティブディレクター等(The organization’s CEO, Executive Director, or top management official) ・・・Yes or No	○	－	－
(b)他の役員または主要な従業員(Other officers or key employees of the organization.) ・・・Yes or No If “Yes” to line 15a or 15b, describe the process in Schedule O (see instructions).	○	－	－
16(a)課税事業者との合弁事業等に投資、資産を寄附、参加したか(Did the organization invest in, contribute assets to, or participate in a joint venture or similar arrangement with a taxable entity during the year?)・・・Yes or No	○	－	－
(b)Yes の場合、適用される連邦税法に基づく合弁事業の取り決めに関し、免除ステータスを保護するためのプロセスを経たか(If “Yes,” did the organization follow a written policy or procedure requiring the organization to evaluate its participation in joint venture arrangements under applicable federal tax law, and take steps to safeguard the organization’s exempt status with respect to such arrangements?)・・・Yes or No	○	－	－

Section C. 情報公開(Disclosure)			
17 Form990 を提出する必要がある州は州名を記入(List the states with which a copy of this Form990 is required to be filed)	○	○	―
18 Form1023、990、990T(501(c)3 団体のみ)をどのように公開しているか (Section 6104 requires an organization to make its Forms 1023 (1024 or 1024-A, if applicable), 990, and 990-T (Section 501(c)(3)s only) available for public inspection. Indicate how you made these available. Check all that apply.) ・・・ ①Own website ②Another's website ③Upon request ④Other (explain on Schedule O)	○	―	―
19 管理文書、利益相反ポリシー、財務諸表を一般に公開した方法を Schedule O に示す(Describe on Schedule O whether (and if so, how) the organization made its governing documents, conflict of interest policy, and financial statements available to the public during the tax year.)	○	―	―
20 帳簿、記録を管理人の名前、住所、電話番号を記載(State the name, address, and telephone number of the person who possesses the organization's books and records.)	○	―	―
Part VII 役員等の報酬および従業員、請負業者の報酬(Compensation of Officers, Directors, Trustees, Key Employees, Highest Compensated Employees, and Independent Contractors)			
Section A. 役員等の報酬(Officers, Directors, Trustees, Key Employees, and Highest Compensated Employees)			
1 (a)全役員等の報酬情報をリストに記入(Complete this table for all persons required to be listed. Report compensation for the calendar year ending with or within the organization's tax year.) ・List all of the organization's current officers, directors, trustees (whether individuals or organizations), regardless of amount of compensation. Enter -0- in columns (D), (E), and (F) if no compensation was paid. ・List all of the organization's current key employees, if any. See instructions for definition of "key employee." ・List the organization's five current highest compensated employees (other than an officer, director, trustee, or key employee) who received reportable compensation (Box 5 of Form W-2 and/or Box 7 of Form 1099-MISC) of more than $100,000 from the organization and any related organizations. ・List all of the organization's former officers, key employees, and highest compensated employees who received more than $100,000 of reportable compensation from the organization and any related organizations. ・List all of the organization's former directors or trustees that received, in the capacity as a former director or trustee of the organization, more than $10,000 of reportable compensation from the organization and any related organizations. See instructions for the order in which to list the persons above. Check this box if neither the organization nor any related	○	○	―

organization compensated any current officer, director, or trustee. (b)小計(Subtotal) (c)合計(Total from continuation sheets to Part VII, Section A) (d)総合計(Total (add lines 1b and 1c))	○ ○ ○	－ － －	－ － －
2 組織から10万ドルを超える報酬を受けた総数(Total number of individuals (including but not limited to those listed above) who received more than $100,000 of reportable compensation from the organization.)	○	○	－
3 1aに役員や主要な従業員等を表記したか。(Did the organization list any former officer, director, trustee, key employee, or highest compensated employee on line 1a?) If “Yes,” complete Schedule J for such individual	○	－	－
4 1aに記載されている役員等は、組織および関連組織からの合計報酬は150,000ドルを超えているか。(For any individual listed on line 1a, is the sum of reportable compensation and other compensation from the organization and related organizations greater than $150,000?) If “Yes,” complete Schedule J for such individual	○	－	－
5 1aに記載されている役員等は、組織のサービスの対価として外部から報酬を受けたか。(Did any person listed on line 1a receive or accrue compensation from any unrelated organization or individual for services rendered to the organization?) If “Yes,” complete Schedule J for such person.	○	－	－
Section B. 独立請負業者(Independent Contractors)			
1 $100,000以上の報酬を受けた、報酬が最も高い5つの独立請負業者を表に記入する。(Complete this table for your five highest compensated independent contractors that received more than $100,000 of compensation from the organization. Report compensation for the calendar year ending with or within the organization’s tax year.)	○	○	－
2 組織から$100,000を超える報酬を受けた独立請負業者の総数。(Total number of independent contractors (including but not limited to those listed above) who received more than $100,000 of compensation from the organization.)	○	○	－
Part VIII 収入計算(Statement of Revenue)			
寄附、贈答品、助成金等(Contributions, Gifts, Grants and Other Similar Amounts)			
1(a)連合キャンペーン(Federated campaigns) (b)会費(Membership dues) (c)募金イベント(Fundraising events) (d)関連組織(Related organizations (e)政府の補助金(寄附)(Government grants (contributions)) (f)その他の寄附、贈答品、助成金等(All other contributions, gifts, grants, and similar amounts not included above 1f) (g)現金以外の寄附など(Noncash contributions included in lines 1a-1f) (h)1a～1fの合計(Total. Add lines 1a-1f)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	－ ○ － － － － － ○	－ － － － － － － －

事業収入(Program Service Revenue)			
2(a-e)事業収入(Program Service Revenue)	○	－	－
(f)その他事業収入(All other program service revenue)	○	－	－
(g)2a～2f の合計(Total. Add lines 2a-2f)	○	○	－
その他収入(Other Revenue)			
3 投資収益 (Investment income (including dividends, interest, and other similar amounts))	○	○	－
4 非課税債券の投資収入(Income from investment of tax-exempt bond proceeds)	○	－	－
5 使用料・印税収入(Royalties)	○	－	－
6(a)家賃収入(Gross rents)	○	－	－
(b)賃貸料(Less: rental expenses)	○	－	－
(c)賃貸収入または(損失)(Rental income or (loss))	○	－	－
(d)純賃貸収入または(損失)(Net rental income or (loss))	○	－	－
7(a)棚卸資産以外の資産売却による総額(Gross amount from sales of assets other than inventory)	○	○	－
(b)費用または販売費等(Less: cost or other basis and sales expenses)	○	○	－
(c)利益または(損失)(Gain or (loss))	○	○	－
(d)純利益または(損失)(Net gain or (loss))	○	－	－
8(a)募金活動からの総収入(Gross income from fundraising events (not including $_____ of contributions reported on line 1c).) See Part IV, line 18	○	○	－
(b)直接経費(Less: direct expenses)	○	－	－
(c)募金活動からの純利益または(損失)(Net income or (loss) from fundraising events)	○	－	－
9 (a)賭博活動からの総収入(Gross income from gaming activities. See Part IV, line 19)	○	○	－
(b)直接経費(Less: direct expenses)	○	－	－
(c)賭博活動からの純利益または(損失)(Net income or (loss) from gaming activities)	○	－	－
・賭博活動および募金活動からの直接経費(Less: direct expenses from gaming and fundraising events)	－	○	－
・賭博活動および募金活動からの純利益または(損失)(Net income or (loss) from gaming and fundraising events) (add lines 6a and 6b and subtract line 6c)	－	○	－
10(a)在庫、返品等の売上高(Gross sales of inventory, less returns and allowances)	○	○	－
(b)売上原価(Less: cost of goods sold)	○	○	－
(c)在庫売却による純利益または(損失)(Net income or (loss) from sales of inventory)	○	○	－
その他収入(Miscellaneous Revenue)			
11(a-c)その他収入(Miscellaneous Revenue)	○	－	－
(d)その他収入計(All other revenue)	○	－	－
(e)合計(Total. Add lines 11a-11d)	○	○	－
12 総収入(Total revenue. See instructions)	○	○	－
Part IX 機能別費用計算書(Statement of Functional Expenses)			
1 国内組織、政府への助成金やその他支援(Grants and other assistance to domestic organizations and domestic governments.)	○	－	－

See Part IV, line 21			
2 国内の個人への助成金およびその他支援(Grants and other assistance to domestic individuals.) See Part IV, line 22	○	－	－
3 外国の組織、政府、個人への助成金およびその他支援(Grants and other assistance to foreign organizations, foreign governments, and foreign individuals.) See Part IV, lines 15 and 16	○	－	－
・助成金およびその他支援(Grants and similar amounts paid)(list in Schedule O)	－	○	－
4 会員に対する支払額(Benefits paid to or for members)	○	○	－
5 役員等の報酬(Compensation of current officers, directors, trustees, and key employees)	○	－	－
6 失格者およびセクション 4958(c)(3)(B)に記載されている人に対する報酬(Compensation not included above to disqualified persons (as defined under section 4958(f)(1)) and persons described in section 4958(c)(3)(B))	○	－	－
7 その他給与と賃金(Other salaries and wages)	○	－	－
8 年金拠出(Pension plan accruals and contributions (include section 401(k) and 403(b) employer contributions))	○	－	－
9 その他従業員の福利厚生(Other employee benefits)	○	－	－
・給与や報酬等(Salaries, other compensation, and employee benefits.)	－	○	－
10 給与税(Payroll taxes)	○	－	－
11 サービスの料金(非従業員)(Fees for services(non-employees)) (a)管理(Management) (b)法務(Legal)棒トレースしんこうかい・ひらやま (c)会計(Accounting) (d)提言活動(Lobbying) (e)資金調達(Professional fundraising services)See Part IV, line 17 (f)投資運用報酬(Investment management fees) (g)その他(Other) If line 11g amount exceeds 10% of line 25, column (A) amount, list line 11g expenses on Schedule O	○	－	－
・専門家(士業)に対する報酬等(Professional fees and other payments to independent contractors)	－	○	－
・会計簿を代理管理する団体(The organization’s books are in care of(name of organization, Telephone no., Located at, ZIP code))	－	○	－
12 広報活動(Advertising and promotion)	○	－	－
13 事務費(Office expenses)	○	－	－
14 IT システム関係(Information technology)	○	－	－
15 使用料・印税費(Royalties)	○	－	－
16 所有権(Occupancy)	○	○	－
・印刷費、運送費等(Printing, publications, postage, and shipping)	×	○	－
17 旅費交通費(Travel)	○	－	－
18 公務員への旅費、接待費(Payments of travel or entertainment expenses for any federal, state, or local public officials.)	○	－	－
19 会議費(Conferences, conventions, and meetings.)	○	－	－
20 利息(Interest)	○	－	－

21 関連団体への支払い(Payments to affiliates.)	○	—	—
22 減価償却等(Depreciation, depletion, and amortization.)	○	—	—
23 保険(Insurance)	○	—	—
24 その他の費用(上記に含まれていない経費)(Other expenses. Itemize expenses not covered above (List miscellaneous expenses on line 24e. If line 24e amount exceeds 10% of line 25, column (A) amount, list line 24e expenses on Schedule O.))			
(a-d)その他費用(Other expenses)	○	—	—
(e)その他費用計(All other expenses)	○	○	—
25 機能別費用計(Total functional expenses. Add lines 1 through 24e)	○	○	—
26 共同費用(Joint costs. Complete this line only if the organization reported in column (B) joint costs from a combined educational campaign and fundraising solicitation.) Check here if following SOP 98-2 (ASC 958-720)	○	—	—
Part X 貸借対照表(Balance Sheet)			
資産(Assets)			
1 現金(無利子)(Cash-non-interest-bearing)	○	—	—
2 貯蓄と一時的な現金投資(Savings and temporary cash investments)	○	○	—
3 助成金等の売掛金、純額 (Pledges and grants receivable, net)	○	—	—
4 売掛金、純額(Accounts receivable, net)	○	—	—
5 役員等からのローンおよびその他債権(Loans and other receivables from any current or former officer, director, trustee, key employee, creator or founder, substantial contributor, or 35% controlled entity or family member of any of these persons)	○	—	—
・Did the organization borrow from, or make any loans to, any officer, director, trustee, or key employee; or were any such loans made in a prior year and still outstanding at the end of the tax year covered by this return?	—	○	—
・If “Yes,” complete Schedule L, Part II, and enter the total amount involved	—	○	—
6 他の失格者等からのローンおよびその他債権(Loans and other receivables from other disqualified persons (as defined under section 4958(f)(1)), and persons described in section 4958(c)(3)(B))	○		—
7 受取手形および貸付金、純額(Notes and loans receivable, net)	○	—	—
8 販売または使用する在庫(Inventories for sale or use)	○	—	—
9 前払費用と繰延費用(Prepaid expenses and deferred charges)	○	—	—
10(a)土地、建物、設備に係る費用(Land, buildings, and equipment: cost or other basis.) Complete Part VI of Schedule D	○	○	—
(b)減価償却累計額(Less: accumulated depreciation)	○	—	—
11 投資(上場証券)(Investments-publicly traded securities)	○	—	—
12 投資(その他証券)(Investments-other securities. See Part IV, line 11)	○	—	—
13 投資(プログラム関連)(Investments-program-related. See Part IV, line 11)	○	—	—
14 無形資産(Intangible assets)	○	—	—
15 その他資産(Other assets. See Part IV, line 11)	○	○	—

16 総資産(Total assets) Add lines 1 through 15 (must equal line 33)	○	○	―
負債(Liabilities)			
17 買掛金および未払費用(Accounts payable and accrued expenses)	○	―	―
18 支払われる助成金(Grants payable)	○	―	―
19 繰延収益(Deferred revenue)	○	―	―
20 非課税の債券負債(Tax-exempt bond liabilities)	○	―	―
21 第三者預託または信託管理勘定(Escrow or custodial account liability.) Complete Part IV of Schedule D	○	―	―
22 役員等からのローンおよびその他の債務(Loans and other payables to any current or former officer, director, trustee, key employee, creator or founder, substantial contributor, or 35% controlled entity or family member of any of these persons)	○	―	―
23 第三者に支払われる担保付住宅ローンおよび手形(Secured mortgages and notes payable to unrelated third parties)	○	―	―
24 第三者に支払われる無担保社債券および貸付(Unsecured notes and loans payable to unrelated third parties)	○	―	―
25 その他の負債(Other liabilities (including federal income tax, payables to related third parties, and other liabilities not included on lines 17-24).) Complete Part X of Schedule D	○	―	―
・該当年の課税額(Section 501(c)(3) organizations. Enter amount of tax imposed on the organization during the year)	―	○	―
・Section4958 の超過給付を受けたか。または以前の申告(Form990 又は 990-EZ)で報告されていない超過給付を受けたか(Section 501(c)(3), 501(c)(4), and 501(c)(29) organizations. Did the organization engage in any section 4958 excess benefit transaction during the year, or did it engage in an excess benefit transaction in a prior year that has not been reported on any of its prior Forms 990 or 990-EZ?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Schedule L, Part I 40b	―	○	―
・Section4912、4955、4958 に基づいた管理者や失格者の課税額(Section 501(c)(3), 501(c)(4), and 501(c)(29) organizations. Enter amount of tax imposed on organization managers or disqualified persons during the year under sections 4912, 4955, and 4958)	―	○	―
・40c の課税額から払い戻された額(Section 501(c)(3), 501(c)(4), and 501(c)(29) organizations. Enter amount of tax on line 40c reimbursed by the organization)	―	○	―
・禁止されている脱税取引に関与したか(All organizations. At any time during the tax year, was the organization a party to a prohibited tax shelter transaction?)・・・Yes or No If “Yes,” complete Form 8886-T	―	○	―
26 負債合計(Total liabilities) Add lines 17 through 25	○	―	―
純資産または資金残高(Net Assets or Fund Balances)			
FASB ASC 958 に準拠している組織はチェックし、以下の質問に回答(Organizations that follow FASB ASC 958, check here, and complete			

lines 27, 28, 32, and 33.)			
27 寄附以外の純資産(Net assets without donor restrictions)	○	—	—
28 寄附を含む純資産(Net assets with donor restrictions)	○	—	—
FASB ASC 958 に準拠していない組織はチェックし、以下の質問に回答。(Organizations that do not follow FASB ASC 958, check here, and complete lines 29 through 33.)			
29 資本金、信託元本、資金(Capital stock or trust principal, or current funds)	○	—	—
30 払込または資本剰余金、土地、建物、設備の資金(Paid-in or capital surplus, or land, building, or equipment fund)	○	—	—
31 利益剰余金、基金、累積収入、その他資金(Retained earnings, endowment, accumulated income, or other funds)	○	○	—
32 純資産または資金残高の合計(Total net assets or fund balances)	○	○	—
33 負債合計および純資産/資金残高(Total liabilities and net assets/fund balances)	○	○	—
Part XI 純資産の調整(Reconciliation of Net Assets)			
1 総収入(Total revenue) (must equal Part VIII, column (A), line 12)	○	—	—
2 総経費(Total expenses) (must equal Part IX, column (A), line 25)	○	—	—
3 収支差額(Revenue less expenses.) Subtract line 2 from line 1	○	—	—
4 年度初めの純資産または資金残高(Net assets or fund balances at beginning of year) (must equal Part X, line 32, column (A))	○	○	—
5 投資の正味未実現利益(損失)(Net unrealized gains (losses) on investments)	○	—	—
6 寄附サービスと施設利用(Donated services and use of facilities)	○	—	—
7 投資費用(Investment expenses)	○	—	—
8 調整額(Prior period adjustments)	○	—	—
9 純資産または資金残高のその他変更(Other changes in net assets or fund balances(explain on Schedule O))	○	○	—
10 年末の純資産または資金残高(Net assets or fund balances at end of year.) Combine lines 3 through 9 (must equal Part X, line) 32, column (B))	○	○	—
Part XII 財務諸表および報告(Financial Statements and Reporting)			
1 Form 990 の作成に使用された会計方法：①現金 ②発生主義 ③その他(Accounting method used to prepare the Form 990:①Cash ②Accrual ③Other) 会計方法を前年度から変更した場合はスケジュール O で説明(If the organization changed its method of accounting from a prior year or checked "Other," explain in Schedule O.)	○	—	—
2 (a)財務諸表は、独立した会計士によってレビューされたか(Were the organization's financial statements compiled or reviewed by an independent accountant?) ・・・Yes or No 「はい」の場合、下のボックスをチェック(If "Yes," check a box below to indicate whether the financial statements for the year were compiled or reviewed on a separate basis, consolidated basis, or both:)	○	—	—

①個別ベース(Separate basis) ②連結ベース(Consolidated basis) ③両方(Both consolidated and separate basis) (b)財務諸表は独立した会計士によって監査されたか(Were the organization's financial statements audited by an independent accountant?) 「はい」の場合、下のボックスをチェック(If "Yes," check a box below to indicate whether the financial statements for the year were audited on a separate basis, consolidated basis, or both:) ①個別ベース(Separate basis) ②連結ベース(Consolidated basis) ③両方(Both consolidated and separate basis)	○	―	―
(c)2a と 2b が「はい」の場合、財務諸表の監査、レビュー、独立した会計士の選任に責任を負う委員会の有無。 (If "Yes" to line 2a or 2b, does the organization have a committee that assumes responsibility for oversight of the audit, review, or compilation of its financial statements and selection of an independent accountant?) 課税年度中に監査、選任プロセス等変更した場合はスケジュール O で説明(If the organization changed either its oversight process or selection process during the tax year, explain on Schedule O)	○	―	―
3 (a)連邦政府の指示で監査法および OMB Circular A-133 に規定されている監査を受ける必要があったか(As a result of a federal award, was the organization required to undergo an audit or audits as set forth in the Single Audit Act and OMB Circular A-133?)	○	―	―
(b)「はい」の場合、必要な監査を受けましたか？必要な監査を受けなかった場合は、スケジュール O でその理由を説明(If "Yes," did the organization undergo the required audit or audits? If the organization did not undergo the required audit or audits, explain why on Schedule O and describe any steps taken to undergo such audits)	○	―	―
記入項目数 Form のページ数	287 12P	103 4P	10 -

Form990-T 事業所得税申告書(Exempt Organization Business Income Tax Return)

情報項目	T
団体名(Name of organization)	○
住所－番地(Number, street, and room or suite no.)	○
住所－市、州など(City or town, state or province, country, and ZIP or foreign postal code)	○
会計年度(Accounting period)	○
A. 住所変更の有無(Check box if address changed.)	○
B. 申告の種類(Exempt under section 501( )( )、408(e)、220(e)、408A、530(a)、529(a)、529A)	○
C. 全資産の簿価(Book value of all assets at end of year)	○
D. 法人番号(Employer identification number)	○
E. 連結控除番号(Group exemption number)	○
F. 修正申告の有無(Check box if an amended return.)	○
G. 法人形態(Check organization type ▶ 501(c)corporation、501(c)trust、401(a)trust、Other trust、Applicable reinsurance entity)	○
H. 申告理由(Check if filing only to ▶ ①Claim credit from Form 8941、②Claim a refund shown on Form 2439	○
I. 501(c)(3)法人は501(c)(2)法人に統合申告書を提出しているか(Check if a 501(c)(3) organization filing a consolidated return with a 501(c)(2) titleholding corporation)	○
J. Schedules A の添付数(Enter the number of attached Schedules A (Form 990-T))	○
K. 関連グループまたは親子会社の子会社だったか(During the tax year, was the corporation a subsidiary in an affiliated group or a parent-subsidiary controlled group?)・・・Yes or No If “Yes,” enter the name and identifying number of the parent corporation	○
L. (1)会計簿を代理管理する団体(The books are in care of) (2)電話番号(Telephone number)	○ ○
Part I 無関係な事業課税所得の合計(Total Unrelated Business Taxable Income)	
1 無関係な事業の課税所得合計額(Total of unrelated business taxable income computed from all unrelated trades or businesses)	○
2 積立額(Reserved)	―
3 合計額(Add lines 1 and 2)	○
4 慈善寄附(Charitable contributions)	○
5 純営業損失前の無関係な事業の課税所得合計額(Total unrelated business taxable income before net operating losses) Subtract line 4 from line 3.	○
6 純営業損失の控除額(Deduction for net operating loss)	○
7 特定控除およびSection199A 控除前の無関係な事業の課税所得合計額(Total of unrelated business taxable income before specific deduction and section199A deduction. Subtract line 6 from line 5)	○
8 特定控除額(Specific deduction (generally $1,000, but see instructions for exceptions))	○
9 信託(Section199A 控除)(Trusts. Section199A deduction)	○
10 控除合計額(Total deductions. Add lines 8 and 9)	○
11 無関係な事業の課税所得額(Unrelated business taxable income. Subtract line 10 from line 7. If line 10 is greater than line 7, enter zero)	○
Part II 税計算(Tax Computation)	
1 課税額(Organizations taxable as corporations) Multiply Part I, line 11 by 21% (0.21)	○
2 信託に係る課税額(Trusts taxable at trust rates) Income tax on the amount on Part I, line 11 from: Tax rate schedule or Schedule D (Form 1041)	○
3 税務代理(Proxy tax)	○
4 その他税額。(Other tax amounts)	○
5 代替ミニマム税(信託のみ)(Alternative minimum tax (trusts only))	○
6 非準拠施設の収入に対する税(Tax on noncompliant facility income)	○

7 合計(Total)Add lines 3 through 6 to line 1 or 2, whichever applies	○
Part III Tax and Payments	
1(a)外国税額控除(Foreign tax credit(corporations attach Form 1118; trusts attach Form 1116))	○
(b)その他の控除額(Other credits)	○
(c)一般事業控除額(General business credit. Attach Form 3800)	○
(d)前年度の最低控除額(Credit for prior year minimum tax (attach Form 8801 or 8827))	○
(e)合計控除額(Total credits. Add lines 1a through 1d)	○
2 PartIII 1e - PartII 7(Subtract line 1e from Part II, line 7)	○
3 その他税(Other taxes. Check if from: Form4255、Form8611、Form8697、Form8866、Other(attach statement))	○
4 税合計(Total tax. Add lines 2 and 3) Check if includes tax previously deferred under section 1294. Enter tax amount here.	○
5 Form965 から支払われる正味納税額(2020 net 965 tax liability paid from Form 965-A or Form 965-B, Part II, column (k), line 4)	○
6(a)支払額(Payments: A 2019 overpayment credited to 2020)	○
(b)推定納税額(2020 estimated tax payments. Check if section 643(g) election applies)	○
(c)Form8868 の税預入額(Tax deposited with Form 8868)	○
(d)源泉徴収税(海外団体)(Foreign organizations: Tax paid or withheld at source)	○
(e)予備源泉徴収額(Backup withholding)	○
(f)小規模雇用者の健康保険料控除額(Credit for small employer health insurance premiums (attach Form 8941))	○
(g)その他控除、調整、支払い合計額(Other credits, adjustments, and payments: Total)	○
7 支払合計(Total payments)Add lines 6a through 6g.	○
8 推定追徴税(Estimated tax penalty)Check if Form 2220 is attached.	○
9 納税額(Tax due)If line 7 is smaller than the total of lines 4, 5, and 8, enter amount owed.	○
10 過払い額(Overpayment)If line 7 is larger than the total of lines 4, 5, and 8, enter amount overpaid.	○
11 2021 年の推定税額控除額(Enter the amount of line 10 you want: Credited to 2021 estimated tax)	○
還付額(Refunded)	○
Part IV Statements Regarding Certain Activities and Other Information	
1 外国における金融口座の有無(At any time during the 2020 calendar year, did the organization have an interest in or a signature or other authority over a financial account (bank, securities, or other) in a foreign country?)・・・Yes No If “Yes,” the organization may have to file FinCEN Form 114, Report of Foreign Bank and Financial Accounts. If “Yes,” enter the name of the foreign country.	○
2 外国での信託分配金の受け取り、信託付与または譲渡の有無(During the tax year, did the organization receive a distribution from, or was it the grantor of, or transferor to, a foreign trust?) If “Yes,” see instructions for other forms the organization may have to file.	○
3 受領または発生した非課税利息(Enter the amount of tax-exempt interest received or accrued during the tax year)	○
4(a)会計処理の変更の有無(Did the organization change its method of accounting?)	○
(b)Yes の場合、Form990 で会計処理の変更理由を記載したか(If 4(a) is “Yes,” has the organization described the change on Form 990, 990-EZ, 990-PF, or Form 1128?) If “No,” explain in Part V.	○
Part V 捕捉情報(Supplemental Information)	
補足説明の記入(Provide the explanation required by Part IV, line 4b. Also, provide any other additional information)	○

サイン(Sign Here)	
・サイン(Signature of officer)	○
・日付(Date)	○
・役職(title)	○
有料代理人(Paid Preparer Use Only)	
・氏名(Print/Type preparer’s name)	○
・サイン(Preparer’s signature)	○
・日付(Date)	○
・自営業(Check if self-employed)	○
・代理納税者識別番号(PTIN)	○
・事業所名(Firm’s name)	○
・事業所住所(Firm’s address)	○
・事業所法人番号(Firm’s EIN)	○
・電話番号(Phone no.)	○
記入項目数	74
Form のページ数	2P

(ご参考)内国歳入法第501条C項で定めている連邦所得税免除団体(法人数は2020年現在「IRS DATA BOOK 2020」)

※□寄附金控除適用あり、■寄附金控除適用なし、▲不明

□501(c)(1)　　677法人
議会制定法に基づき設立された法人 (Corporations Organized Under Act of Congress)

■501(c)(2)　　4,380法人
非課税団体を保有する法人 (Title Holding Corporation for Exempt Organization)

□501(c)(3)1,404,170法人
「宗教」、「教育」、「慈善」、「科学」、「文学」、「公共の安全のための検査」、「アマチュアスポーツ競技の振興」、「子供または動物に対する虐待の防止」のいずれかを目的とした団体 (Religious, Educational, Charitable, Scientific, Literary, Testing for Public Safety, to Foster National or International Amateur Sports Competition, or Prevention of Cruelty to Children or Animals Organizations)

■501(c)(4)　79,050法人
市民連盟(Civic Leagues)、社会福祉団体(Social Welfare Organizations)、地域の職員団体(Local Associations of Employees)

■501(c)(5)　45,694法人
労働者、農業従事者、および園芸従事者の団体 (Labor, Agricultural and Horticultural Organizations)

■501(c)(6)　62,480法人
ビジネス連盟(Business Leagues)、商工会議所(Chambers of Commerce)、不動産理事会(Real Estate Boards) 等

■501(c)(7)　49,003法人
社交クラブおよびレクリエーションクラブ (Social and Recreational Clubs)

□501(c)(8)　40,615法人
共済組合 (Fraternal Beneficiary Societies and Associations)

■501(c)(9)　　5,976法人
任意従業員給付組合 (Voluntary Employee Beneficiary Associations)

□501(c)(10)　15,726法人
国内のみの友愛組合 (Domestic Fraternal Societies and Associations)

■501(c)(11)　　不明
教員退職金基金組合 (Teachers' Retirement Fund Associations)

■501(c)(12)　5,421法人
相互生命保険組合 (Benevolent Life Insurance Associations)、排水・灌漑のための相互会社 (Mutual Ditch or Irrigation Companies)、相互電話会社ま
たは協同電話会社 (Mutual or Cooperative Telephone Companies) 等

□501(c)(13)　9,525法人
墓地法人 (Cemetery Companies)

■501(c)(14)　1,646 法人
州政府認可の信用組合、相互リザーブファンド（State-Chartered Credit Unions, Mutual Reserve Funds）
■501(c)(15)　647 法人
相互保険会社または組合（Mutual Insurance Companies or Associations）
■501(c)(16)　不明
作付・収穫資金の融資を目的とする協同組合（Cooperative Organizations to Finance Crop Operations）
■501(c)(17)　87 法人
補助的失業給付信託（Supplemental Unemployment Benefit Trusts）
■501(c)(18)　不明
従業員が拠出する年金信託（Employee Funded Pension Trust）
■501(c)(19)　28,029 法人
現役軍人および退役軍人の組織（Post or Organization of Past or Present Members of the Armed Forces）
▲501(c)(20)　不明
グループ法サービスプラン組織（Group Legal Services Plan Organizations）
■501(c)(21)　不明
塵肺給付金信託（Black Lung Benefit Trusts）
■501(c)(22)　不明
脱退債務支払基金（Withdrawal Liability Payment Fund）
■501(c)(23)　不明
退役軍人組織（Veterans Organization）--1880 年より前に設立されたもの
▲501(c)(24)　不明
エリサ法 4049 条に基づく信託財産（Section 4049 ERISA Trusts）
■501(c)(25)　633 法人
複数の親を持つ資産保有法人または信託（Title Holding Corporations or Trusts with Multiple Parents）
■501(c)(26)　不明
高リスク者向け医療保障を提供する政府がスポンサーの組織（State-Sponsored Organization Providing Health Coverage for High-Risk Individuals）
■501(c)(27)　不明
政府がスポンサーの労災再保険組織（State-Sponsored Workers’Compensation Reinsurance Organization）
■501(c)(28)　不明
国営鉄道退職投資信託（National Railroad Retirement Investment Trust）
▲501(c)(29)　不明
認定非営利健康保険団体（Qualified Nonprofit Health Insurance Issuers）

公益非営利団体と信認義務：実践の確保とその他の課題

Fiduciary Duties in Charitable Non-Profits: Enforcement and Other Challenges

デボラ・A・デモット Deborah A. DeMott（デューク大学ロースクール）
公益法人協会（2017 年 10 月 25 日）

本講演の目的は、公益非営利団体、信認義務の性質、そしてそうした義務の実践を確保する際の課題について、アメリカの視点から俯瞰することにある。これらの問題を扱いにあたっては、それぞれの論点をバラバラに扱わないことが大事だと考える。これらの争点を相互に切り離すべきでないのはもちろんだが、非営利団体で活動する受認者がきちんと責任をもって行動するように促すように、法律以外の力が作用する広い環境と切り離して考えるべきでもない。アメリカの経験を参考にするならば、信認義務の実践を確保するための州レベルの団体法制の枠組は比較的脆弱で、これをほかのメカニズムが補強しうるのである。現時点では、税法により義務付けられる情報公開と情報技術というメカニズムがあり、これにより、寄付する人や一般の人が重要な情報を入手しやすくなっている。こうした視点が、公益信託に関わる諸論点についての日本で関心が高まっている状況に、何らかの役に立てればよいと考えている。

まず、基本的な事柄と歴史から入ってゆくことにする。

１．基本的な事柄と歴史

1.1　この講演で基本的事柄として説明する内容は、現在アメリカ法律協会で進められている公益非営利団体のリステイトメント作業を反映したものである。アメリカでは、団体を通じて公益活動をするには、もっぱら公益目的のためかつ不特定多数の受益者のために設立され、不適切な私的利益を図ることを禁じられた、法的主体を用いなければならない[1]。現行法は、典型的には、公益団体が設立される目的を制約するものではないが、目的自体が違法な団体は、公益目的のために設立されたということはできない。ここで「法的主体」といったときには、非営利法人、信託、権利能力なき社団その他、法的に認知された何らかの団体形式をいう。アメリカ合衆国の成立の後、州議会の中には、議会自らが採用したイングランド判例法以外は排除したものがあり、またニューヨークのように、公益信託を認めたイギリスの 1601 年エリザベス法を廃止したものもあった。このため〔訳注：イギリス由来の公益信託の基礎となる判例法とエリザベス法が否定されたため〕、アメリカにおける公益活動では、法人の形式をとるのが一般的になった。公益信

[1]Restatement § 1.01.

託が有効とされても、公益活動を行う人たちは、受託者に対する法的制約や、信託財産の投資を含めた信託運営の制約を嫌い、法人の形式をとることを好んだ。最近は、受託者の権利義務の定めも緩やかになり、法人に近づいてきたが、依然として公益活動には法人形式を用いることが多い。1990 年代半ばまでは、多くの公益信託は遺言によって設定されていたが、最近は、生前に公益信託を設定し、裁判所に年次報告書を提出して裁判所の承認を得る手間を回避することが多い[2]。

1.2　今日、公益非営利法人の置かれた状況を語るにあたって、内国歳入庁（IRS）の運用する連邦租税法の果たす役割の重要性は、強調しすぎることはできない。内国歳入法（IRC）の 501 条(c)(3)の要件を満たす団体であれば、その受け取る寄付について、連邦の所得税、相続税および贈与税の控除が認められる。団体そのものについて、州や地方公共団体レベルの所得税や財産税が減免される場合もある。公益活動にかかわる人たちは、連邦の所得税の免除資格を取得し維持しようとするので、団体の法形式の違いがもつ重要性は、結果として小さくなる。例えば、免税資格を有する公益団体の設立文書には、団体の運営が免税基準に従い、解散する場合には財産を何らかの免税適合目的のためか連邦政府に分配しなければならないと、明記しなければならない。ただ、州の団体法制で、別段の財産分配の規定がおかれている場合は別である。詳細は後に触れるが、連邦租税法は、公益非営利団体が州の団体法制との関係でどの法形式をとるかに関わらず、そのガバナンスや運営に大きな影響を与えている。

２．受認者、信認義務、理事会

2.1　公益非営利団体の受認者とは、公益団体について重要な権限を有する者を指し、これには理事会の構成員や、これと同様の権限を有する人が含まれる。受認者の義務は、その人が有する権限に対応する。公益団体は、理事に名誉的な立場や助言を与える立場の人を任命することが多く、理事を退いた人が「名誉理事」として何らかの関係を継続する場合もある。これらの人に適切な肩書（「名誉 honorary, emeritus」など）を与え、公益団体と取引をする第三者に対し、その人が信認義務を一切負わないか、その役割に応じた限定的な義務しか負わないと明示することが推奨される。

2.2　個々の受認者は、忠実義務と注意義務を負う。忠実義務を負う者は、信義に基づき、公益団体の目的に照らしてその最善の利益にかなうと合理的に思われる行為をしなければならない。別の定式化によれば、受認者は、公益団体のミッションまたは目的に従うという、より具体的な義務を負う[3]。忠実義務の中核は、受認者が自己取引になり得る状況に合理的に対処する義務であり、一部の公益団体の受認者は、利益相反の状況をすべて回避する義務を負う。税法は、一部の公益団体の受認者に対し、自己取引を禁じている（後述）。受認者の一般的な忠実義務によれば、事情の変化により公益団体の目的の達成が見込めないときには、裁判所に救済を申立てな

[2]Restatement § 1.02 cmt. b (1).
[3]Fishman (2003) at 237-239.

ければならない。受認者の注意義務とは、通常の思慮ある人が同じ状況にあれば払うであろう注意と同等の注意をもって、信義に基づき行為する義務である。公益団体の基本文書には、注意義務や忠実義務を免除したり、違法、故意、無謀または重過失による不正行為、悪意による不法行為または公益団体の目的を無視した不正行為を許容したりする条項を盛り込んではならない。公益団体の理事会は、団体に関する事柄について最終的な責任を負う。 理事会としては、公益団体の目的を促進し、その実施を監督する諸施策を講ずる義務を負う。理事会は、原則として法または公益団体の基本文書によって理事会に課された義務を履行する義務を負うが、理事会の職務を行使する権限を委員会に委任することができる。

３．実践の確保と逆接

3.1　公益団体に関する学術論文は、これまで長らく、受認者の行動はこれらの義務を果たしておらず、義務の実践を確保するメカニズムは不十分だと指摘してきた［[4]］。この点、組織形態の別は関係ない。公益信託では、信託上の義務を強制するような受益者が特定されず、多くの非営利法人にも、受認者の説明責任を問う立場の関係者はいない。寄付をした人が公益団体との関係でどのような立場におかれるかは、公益団体の法的形式と適用になる州法によって大きく異なる。公益団体が法人として設立され、寄付者がこの法人に代わって派生的訴訟を提起しようとしても、一般に原告適格は公益法人の構成員か、理事会の構成員にしか認められないので、訴えは却下される［[5]］。寄付者が公益信託の委託者であれば、信託文書において、委託者が信託の目的や、信託財産に関わる信託運用条項を強制するため訴えを提起する権限を、委託者に留保したり与えたりすることができる［[6]］。信託文書に規定がない場合には、判例法では委託者に原告適格を認めていない。過半数の州では、統一信託法典に従う立法がなされており、そこでは委託者の原告適格を認めている［[7]］。数は少ないが、統一信託法典を採用しつつ、委託者の原告適格を排除した州もある［[8]］。さらに、統一信託法典を採用していないが、別の制定法で委託者の原告適格を認めている州もある［[9]］。一般に、団体の法的形式を問わず、公益団体と特別の深い関係のある私人が、団体を代表して派生的訴訟を提起する原告適格を主張することがある。具体的には、団体の目的や団体財産の運用条項を強制するため、あるいは団体目的や団体財産運用条項を変更するために訴えが提起されたり、そうした訴えに訴訟参加がなされたりする［[10]］。そのような原告適

[4]DeMott at 134.
[5]Restatement § 6.02.
[6]Restatement § 6.03 (a)(1).
[7]31 州とワシントン DC。
[8]ミネソタ州とメリーランド州。ただし、Kerbow v. Frostburg State Univ. Found., 40 F. Supp. 2d 724 (D. Md. 1999)(寄付に関わる条項を強制する訴訟の原告適格を、利害関係者に受認者を解任する訴えの提起を認めた別の立法を根拠に認めたもの。see Md. Code Ann., Est. & Trusts § 115-112(b)(2016)).
[9]Restatement § 6.03 Reporters' Note b(3)(A).
[10]公益団体の目的を変更する訴訟には、可及的近似則が適用される。See Restatement § 3.02. 公益団体の資産の投資方法を変更する訴訟には、逸脱法理が適用になる。Id. § 3.03.

格が認められるためには、州の司法長官が公益を守るための権限（後述）を行使しておらず、問題とされる不正行為が悪質であることが証明されなければならない[11]。

3.2　最後に、州の司法長官は、管轄区域内における公益団体の財産や利益を守るための一般的な権限を有しており、これも公益団体の法的形式を問わない。こうした権限の中には、公益団体の資産や利益という公益を守るために、裁判所の救済を求めることも含まれる。このため、司法長官は公益団体の受認者に対して指導を与えることができるが、司法長官と公益団体の受認者との合意（和解）には、一般に裁判所に申立をして承認を得る必要がある。

3.3　州法は、司法長官に中心的な役割を与えているものの、彼らの権限行使は州によって異なり、各州で公益団体を監視するための予算や能力にもばらつきがある。20 世紀の半ばまで、司法長官が公益団体に対し規制権限を行使することは、ごく稀だった。1969 年まで、9 つの州が規制機能の行使の資料となる情報を収集するため、登録と会計報告を法的に義務付けていた。近年は、ペンシルベニアやテキサスなどいくつかの州が、独自に公益団体規制を強化しているが、多くの州は内国歳入庁に従う姿勢を取っている。内国歳入庁が、1969 年の税制改正法以降、連邦レベルでの公益団体規制を強化していることについては後述する。多くの州では、司法長官が訴訟関係人という、原告適格は有していないが、公益団体の資産を保全するために訴えを提起することに利益を有する人を任命する、一般的な権限を有している。訴訟関係人は司法長官の名義で訴訟を追行し、訴訟の進行状況を報告し、訴訟費用の支払について合意をする[12]。

3.4　受認者の義務違反は、場合によっては刑事法違反のレベルになり、スキャンダルとして世間の耳目を集めることもある。これも、説明責任が十分に確保できてないことと表裏の関係にある[13]。しかし、ジェームズ・フィッシュマン教授が 2003 年の論文で述べているように、受認者の説明責任問題は、公益団体の文脈では「逆接を提起する」。団体法制の定めは抽象的で、義務の履践を確保する努力は不十分で、スキャンダルが発生する。しかし、「多くの団体と受託者はルールを守っており、推奨される活動をしており、団体のミッション〔と公益団体の理念〕に忠実に活動しているのである[14]。」そして、公益セクターは、依然として、アメリカにおけるかなりの資産をコントロールしており、寄付者から公益団体への支持を取り付けている[15]。フィッシュマン教授は、こうした逆接を解決するにあたって、法律以外の規範のもつ重要性を強調した。すなわち、人が周りの人からの批判（あるいは自己批判）や不名誉を気にするがゆえに、守らなければならないと思うルールや慣行が重要だと強調したのである。受認者に適切な行為を促す規範を補強し、説明責任を向上させるため、フィッシュマン教授は、インターネットのもたらす可能性と、内国歳入庁が義務付ける情報開示（後述）、これに加えて、各州の司法長官に助

11Restatement § 6.05.
12Restatement § 5.01, cmt. d (2).
13具体的な諸論点につき、Fishman (2007)参照。
14Fishman (2002) at 242.
15例えば、内国歳入庁に登録している公益団体は、2013 年の総計で 4 兆 5000 億ドルを超える資産を保有していた。Stephens & Flaherty at 4.

言をする州レベルの委員会設置の提案を強調した。以下で見るように、この論文から 15 年の間に、依然として議論のある争点はあるものの、少なくとも大型公益団体に関する限り、説明責任は改善する方向にあるといえる。こうした変化は、テクノロジーの利用が進み、報道活動が高度になり、連邦租税法の会計報告義務が拡充されるなど、複数の要因の相互作用によってもたらされた。

４．連邦租税法の長い影の中での信認義務

4.1　連邦租税法は、内国歳入法 501 条(c)(3)において、租税免除の資格を得るための非営利団体の設立目的を定めている。これには、宗教、公益、文学及び教育目的とともに、公共の安全のための試験や、子供や動物の虐待防止なども含まれている。「公益」は、広く受け入れられた法的意味において定義されている。これに加えて 4 つの制限が特に重要である。第一に、免税資格を得た公益団体は、いかなる持分権者や個人に対しても利益を配分してはならない。これは、公益団体の受認者や被用者への利益の提供であって、当該個人によって提供されたサービスと釣り合わないもの、と定義される。利益配分禁止に反した場合の罰則は、免税資格の剥奪だが、これは利益を受け取った団体ではなく寄付した人を罰するので、均衡性を欠き不当だとの批判が強い。罰則はさておき、利益配分禁止は、公益団体と関係する個人の金銭的利害から、公益団体の領域を画することになる。第二に、免税資格を有する公益団体は、ロビー活動や政治的宣伝活動にその活動の些細な部分以上の部分を割いてはならない。1976 年に導入された内国歳入法 501 条(h)は、一部の公益団体に対してロビー活動に「合理的な」支出をすることを認めており、これについての数式基準を示している。第三に、すべての免税公益団体は、公職への選挙活動に参加したり介入したりすることを禁じられている。第二と第三の禁止事項は、政治活動や政界関係者に影響を及ぼそうとする行為から、公益団体の領域を画するものである。最後の第四として、免税公益団体は、主要な活動として、事業を運営してはならない。免税公益団体は、事業活動を行ってもよいが、それが公益団体の目的に重要な貢献をしない場合には、当該活動からあがる収益（賃料や使用料については例外がある）に対して課税がなされる[16]。この最後の制限が、公益団体の領域を営利事業の世界から画すことになる。

4.2　この領域において、1969 年の税制改正法が、公益団体をパブリック・チャリティとプライベート・ファウンデーションの二つに区分している。これは、プライベート・ファウンデーションが、設立者、その家族やファウンデーションの寄付者に私的利益をもたらすような様々な取引の温床になっているとの懸念に対処しようとしたものである。これにより、プライベート・ファウンデーションには、さまざまな制約が課されることとなった。具体的には、自己取引の禁止に加え、収益の蓄積が禁じられ、後者については、ファウンデーションには、毎年、資産の法定割合にあたる額を公益目的で支出する義務が課されている。これら禁止への違反には新たな制裁が

16税率は、公益団体が信託か法人かで異なる。

設けられ、ファウンデーション自体と、禁止された取引をそう知りつつ承認した理事に対しては規制税が課せられ、自己取引禁止に対する違反には、ファウンデーション自体ではなく、自己取引の当事者に対して課税がされる。このような規制税は「中間的制裁」と呼ばれ、免税資格の剥奪よりも目的に則したもので、過度に厳格ではない。プライベート・ファウンデーションにとって、自己取引の一律禁止は、厳密には州の団体法制の忠実義務を補完するものではないが、実際上は、この面での受認者の義務内容を定義するにあたって忠実義務にとって代わるものとなっている。

4.3　これと対照的に、パブリック・チャリティは、プライベート・ファウンデーションに適用される厳格な禁止事項の制約を受けない。これは、パブリック・チャリティが、一般社会の評価に敏感だとみなされているからである。こうした前提は、パブリック・チャリティが提供するサービスの性質や、一般市民や政府からの寄付が団体へのサポートの大部分を占めているという事実、または当該団体とこれを監視する別のパブリック・チャリティとの関係といったものに基づいている。パブリック・チャリティに該当しない公益団体は、プライベート・ファウンデーションとして定義される。プライベート・ファウンデーションにかかる厳格なルールはパブリック・チャリティには適用にならないが、1996 年に連邦議会は内国歳入法 4958 条を導入し、「過剰便益取引」と呼ばれる、特定の者が公益団体から不適切な便益を受け取る取引による利益について、規制税が課されることになった。この規制税は、便益を受け取った者に対し、受け取った額について課せられ、また取引を承認した一定の受認者に対しても課せられる。自己取引を行った者に対する課税は、過剰便益の額についてなされる。これに対して、プライベート・ファウンデーションについては、自己取引者に対する規制税は、禁止取引の全額に対し一定税額がかけられる。

4.4　このように、連邦租税法を全体としてみると、それは受認者が公益団体に対して負うさまざまな義務、とりわけ自己取引に関わる義務を形作り、規定するにあたって重要な役割を果たしている。この点で税法が重要になってくるのは、本来は州法が規律する信認義務について、その履践が確保されていないからだと思われる。ここまで概観してきた経緯からは、罰則が、実際には免税資格の剥奪というほとんど発動されない厳格な制裁から、プライベート・ファウンデーションとパブリック・チャリティにそれぞれ対応して適用される規制税へと進化してきたことも示している。弁護士の助言を受けるだけの規模をもつ公益団体は、弁護士による助言に相当程度従うので、連邦租税法に盛り込まれたこれらの禁止、制約および制裁は、団体の行動に影響を与えることになる。規模の小さな公益団体がどのように行動するかは、また別の問題である。

５．情報開示と信認義務

5.1　連邦租税法は、信認義務の遵守を促すメカニズムも補強する役割を果たしている。免税資格を有する公益団体は、連邦の所得税を納めるわけではないが、フォーム 990 と呼ばれる年次報告書を提出しなければならない。これは公開され、その点で一般的な連邦税務申告書と異なる

[17]。エヴェリン・ブロディ教授の研究によると、近年のフォーム 990 は、個々の公益団体の公の顔になっているだけではなく、寄付をしようとする人、州の規制機関、メディア、研究者、さらには公益団体の理事会、スタッフ、ボランティアによってもアクセスしやすい情報源となっている[18]。内国歳入庁によって 2008 年に改正された今日のフォーム 990 は、公益団体の「ベスト・プラクティス」の遵守についての質問事項も設けており、より良いガバナンスの実践を望ましいものとして促進してゆくとのシグナルを発信している。免税資格を有するパブリック・チャリティ（ただし教会を除く）は、年間の総収入が 20 万ドルを超えるか、総資産が 50 万ドルを超える場合には、完全なフォーム 990 を提出しなければならない[19]。ガイドスター（免税資格を有する民間会社）は、検索可能なフォーム 990 のデータベースを提供している。

5.2　最近のデータを分析すると、ブロディ教授によるフォーム 990 の重要性の強調、またフィッシュマン教授によるインターネットと情報公開義務づけの組合せのもつ意義についての予測が、いずれも正しかったことがわかる。こうした分析はさらに、公益団体に寄付しようとする人は、情報開示義務が拡充されてもその情報を利用しないだろうという一部の論者の想定が疑わしいことも示している［20］。

5.3　2008 年以降、フォーム 990 は、公益団体に対して、会計年度中に重要な財産が流用された事実を把握したか、開示するよう義務付けている。さらに、財産流用がどのような損失を生じさせ、どのような是正措置を講じたかなど、関係事実の詳細についても開示が義務付けられている（付表 0）［21］。財産流用ないし背任行為とは、公益団体に権限の与えられていない用途で資産が用いられることをいい、これが非営利団体にかかわる詐欺被害の約 95%を占める[22]。財産流用は、本来公益団体の目的のために用いられる資金を奪うとともに、被害を受けた公益団体に対する信頼を損ない、さらに公益セクター全般に対する社会的信頼をも失わせる。

5.4　フォーム 990 の財産流用に関するデータを最初に分析したのが、ワシントン・ポスト紙の記者たちである。彼らは、2008 年から 2012 年に提出されたフォーム 990 の内で、重要な財産流用を把握したことを示す回答欄にチェックされたものを収集・分析し、ガイドスターの支援を受けて公益団体を特定した[23]。結果は、注目すべきものだった。全部で 1177 の公益団体が財産流用を開示し、うち上位 10 位までを合わせると、5 億ドルを超える財産が流用されていた。さらに、フォーム 990 は財産流用に関わる事実の詳細を開示するよう義務付けているにもかかわら

17Brody at 203-204 (連邦議会は、税務申告書の秘密性保持を「全体的な指導原理」とするが、この推定は「免税資格を有する団体については逆になっている」としている).

18Brody at 185.

19資産や収入がこれらの金額に満たない納税免除公益団体は、より簡略化されたフォーム EZ を提出しなければならない。総収入が 5 万ドルに満たない公益団体は、フォーム 990 ではなく、その旨を記載したはがきを送付する。

20Mulligan at 1998.

21財産流用が公益団体の寄付受領総額の 5%、資産総額の 5%または 25 万ドルを超えると、会計報告との関係で重大事項と扱われる。

22Harris et al. at 1.

23See Stephens & Flaherty.

ず、多くの公益団体はそうした詳細を記載しておらず、およそ半数の団体は損害額も開示していなかった。

5.5　最近になって、厳密な質的研究が研究者によってなされ、財産流用についてのフォーム 990 のデータから得られる知見として、財産流用にあったチャリティにもたらす影響、さらに財産流用に関する詳細事実の開示を怠ったことのもつ意味を解明している。エリカ・ハリス教授らによる最近の共同研究では、以前のワシントン・ポスト紙の報道を用いつつ、パブリック・チャリティでない団体や重複などを排除し、研究対象を絞った。これにより、最終的な観察対象として、2008 年から 2012 年にかけて 562 のチャリティ・年度が抽出された[24]。寄付をしようとする人が、詐欺行為の開示にどのように反応するかについての仮説を検証するため、研究者たちは 562 の公益団体それぞれについて、2 年間のサンプルを用いた。この時期に重要な財産流用の被害にあったと報告した公益団体の中には、バーナード・マドフのねずみ講その他の有名な投資詐欺の被害に遭ったものもあった。ほかに、被用者その他の内部者による横領の被害を報告した団体もあった。寄付をしようとする人の反応を検証するため、研究者たちは、財産流用を報告した公益団体で、翌年の寄付金が減少しているか、またそうした減少が詳細事実を開示した付表 0 の記載によって異なるかを検証している。

5.6　研究の結論は、公益団体に寄付をしようとする人は、財産流用の開示情報を用いて行動するのではないかという仮説を裏付けるものであり、寄付をする人は関係情報を開示されても無関心なだけだという主張を否定するものだった。財産流用が起こった翌年、寄付金の額は平均して 24%減少していた。減少額は、ガバナンスがきちんとなされていた団体については少額に食い止められ、きちんとしたガバナンスのなされた団体における減少額は 3%だった。また、付表 0 による財産流用の詳細開示により透明性が確保された団体でも減少額は少額に留まり、透明性の最も高いカテゴリーの団体では、5%の減少だった。寄付をする人々は、財産流用の額によっても態度を変えており、このことは、100 万ドルという一定額を指標としても、団体の規模に対する詐欺被害額の相対的な割合によっても検証することができた。

６．結　論

6.1　ここまで紹介してきた研究結果からは、パブリック・チャリティにおける受認者の説明責任は、複数の要因の組み合わせによって強化することができることが示唆される。そうした要因には、関係する情報の開示や、それに一般市民がアクセスし、団体ごとに比べることができるメカニズムの存在などが含まれる。州レベルの団体法制の下での信認義務の順守を確保するメカニズムは比較的弱いが、今日これを実際上補完しているのが、連邦租税法の定める情報開示義務（少なくとも大規模なパブリック・チャリティについて）で、寄付者が説明責任に大きな欠陥がある団体に対応できるようになっている。寄付者は、重要な資産流用の開示に対して決して無関心と

[24] Harris et al.

いうわけではないようである。フォーム 990 の改正によってガバナンス関係の問題が強調されたことによっても、ガバナンスのグッド・プラクティスが強調されることになり、公益団体の受認者の間で法律以外の規範が果たす役割を強めたかもしれない。これとは別だが、興味深い問題は、公益団体がワシントン・ポスト紙のようなメディアで被害者として報じられた場合に、寄付者（や受認者）がどう反応するかである。これは、公開ではあるが、それほど広くは知られていない、税務報告書の記載内容とはまた別問題である。

6.2　確かに、寄付の額が減少するだけでは、財産流用の解決としては不十分である。それは将来に向けての警告になるが、被害者の公益団体が損失を回復できるわけではないからである。加えて、学者の研究成果も、ワシントン・ポスト紙の調査と同様、公開された情報の存在する公益団体に焦点を絞らざるを得ず、連邦レベルの報告書提出や情報開示の義務を負わない公益団体については、問題が残されたままである。例えば、同様の規模の財産流用が同じ割合で起こっているのか、また誰がこれについて責任を負うのかは、わからない。

6.3　研究結果によってわかるのは、少なくともフォーム 990 を提出する公益団体は、一般にビジネスや投資についてみられる詐欺のような現象と無縁でないといことである。人種や宗教上のつながりを強調して公益団体を投資詐欺に勧誘した例は、バーナード・マドフだけではない[25]。もちろん、大きな公益団体の財産は、詐欺を働く第三者にとってより魅力的かもしれないが、小さな公益団体の財務統制やガバナンス体制には弱みがあり、それが異なる特徴をもった脆弱性を作り出す可能性もある。

[25]Balleisen at 30（「バーナード・マドフの架空のヘッジファンドであるアスコット・パートナーズは、初期のころは、ユダヤ系の個人・法人の投資家を開拓した。これほど大規模でなくとも、安息日再臨派の信者や、黒人系バプティスト派、ユタ州の医師、メーソン、保守系共和党活動家、ヒスパニックやインド系移民、さらにはエリート大学の卒業生や学生の親などが、同様の詐欺の対象となった」）.

文　献

American Law Institute, Restatement of the Law Charitable Nonprofit Organizations (Tentative Draft No. 1, 2016)

American Law Institute, Restatement of the Law Charitable Nonprofit Organizations (Tentative Draft No. 2, 2017)

Edward J. Balleisen, Fraud: An American History from Barnum to Madoff (2017)

Evelyn Brody, "Sunshine and Shadows on Charity Governance: Public Disclosure as a Regulatory Tool," 12 Florida Tax Rev. 183-234 (2012)

Deborah A. DeMott, "Self-Dealing Transactions in Nonprofit Corporations," 59 Brooklyn L. Rev. 131-147 (1993)

James J. Fishman, "Improving Charitable Accountability," 62 Maryland L. Rev. 218-287 (2003).

James J. Fishman, The Faithless Fiduciary (2007)

Susan N. Gary, "Regulating the Management of Charities: Trust Law, Corporate Law, and Tax Law," 21 Univ. Hawaii Law Rev. 593-657 (1999)

Erica Harris et al., "Do Donors Respond to Fraud: An Examination of Asset Diversions and Subsequent Giving to Public Charities," (draft Aug. 14, 2017), available at _____

Lumen N. Mulligan, "What's Good for the Goose is Not Good for the Gander: Sarbanes-Oxley-Style Nonprofit Reforms," 105 Michigan L. Rev. 1981-2009 (2007)

Joe Stephens & Mary Pat Flaherty, "Inside the hidden world of thefts, scams and phantoms purchases at the nation's nonprofits," Washington Post, Oct. 26, 2013

8 第７回調査会

１　　日　　時　　2022 年 1 月 11 日（火）17：00～19：00

２　　場　　所　　公益法人協会 10 階会議室

３　　次　　第

１．米国各州における非営利法人制度-小規模法人対策の観点から（中島委員）

２．学校法人のガバナンス改革の動向

３．次回の日程

４　　資　　料

１．米国各州における非営利法人制度－小規模法人対策の観点から
２．各州における非営利法人法
３．Summary of Sources of State Nonprofit Corporation Laws
４．アメリカ法曹協会モデル非営利法人法草稿構成
５．アメリカ法曹協会モデル非営利法人法草稿（閲覧用）
６．学校法人ガバナンス改革会議の審議スケジュール
７．学校法人ガバナンス改革会議「学校法人ガバナンスの抜本的改革と強化の具体策」
８．学校法人ガバナンス改革関連新聞記事
９．末松信介文部科学大臣記者会見の資料

※下線箇所は本報告書にバインドされている資料を指します。

資料1

「米国各州における非営利法人制度」小規模法人対策の観点から

第7回民間法制・税制調査会

2022年1月11日（火）

中島 智人

模範非営利法人法

- Model Nonprofit Corporation Act（MNCA）
- 米国法曹協会事業法部会非営利法人委員会（the Nonprofit Organizations Committee of the Business Law Section of the American Bar Association）による。オリジナルは、1952年度版。1987年改訂。2008年再改訂。
- 2016年に模範事業法人法（Model Business Corporation Act）が全面改訂されたのを受けて、改訂作業中。

米国法曹協会事業法部会非営利法人委員会
https://www.americanbar.org/groups/business_law/committees/nonprofit/mnca/
https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/business_law/nonprofit/mnca.pdf

模範非営利法人法（続き）

- 模範非営利法人法（MNCA）は、制定法の包括的一式であり、各州において、非営利法人の設立や運営を規制するために採用される。模範非営利法人法では、州への登録（登記）要件、定款および規約への記載条項について規定されている。
- 2008年度版改訂模範非営利法人法の少なくとも一部を採用している州は37州。
- 全面採用：アーカンソー州、インディアナ州、ミシシッピー州、モンタナ州、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、テネシー州、ワシントン州
- 非採用のうち、州の営利法人法を適用：フロリダ州、イリノイ州、ニューヨーク州、ペンシルベニア州ほか
- 非採用のうち、独自の非営利法人法を制定：ワイオミング州、ジョージア州、オハイオ州
- https://nonprofitorganizations.uslegal.com/model-nonprofit-corporation-act/
  https://www.missionbox.com/article/112

1

各州の非営利法人法の根拠（2007年現在）

Alabama AL	1952 MNPCA（模範非営利法人法）
Alaska AK	1988 RMNPCA（改訂模範非営利法人法）
Arizona AZ	1988 RMNPCA
Arkansas AR	1988 RMNPCA
California CA	Model for 1988 RMNPCA
Colorado CO	1988 RMNPCA
Connecticut CT	1988 RMNPCA
Delaware DE	state-specific general corporation act, limited non-stock provisions
Florida FL	1990 Not-for-Profit Corporation Act based on 1989 Fla. Business Corporation Act, based on 1984 Revised Model Bus. Corp. Law, parallel to 1988 RMNPCA
Georgia GA	1988 RMNPCA
Hawaii HI	1988 RMNPCA
Idaho ID	1988 RMNPCA
Illinois IL	1986 Not-for-Profit Corporation Act, based on 1983 Ill. Bus. Corp. Law, based on draft of 1984 Revised Model Bus. Corp. Law, parallel to 1988 RMNPCA

Indiana IN	1988 RMNPCA
Iowa IA	1952 MNPCA
Kansas KS	general incorporation act, follows Delaware, limited non-stock provisions
Kentucky KY	1952 MNPCA
Louisiana LA	1968 state-specific Nonprofit Corporation Act, based on 1968 La. Business Corporation Law
Maine ME	1988 RMNPCA
Maryland MD	state-specific general corp. act, w/ short insert of provisions from 1952 MNPCA
Massachusetts MA	1971 state-specific act for “corporations for charitable and certain other purposes” w/ some provisions adopted by reference from former state business corporation act
Michigan MI	1982 state-specific nonprofit corporation act, based on 1972 Michigan Business Corporation Act
Minnesota MN	1988 RMNPCA

1

http://www.michaelmalamut.com/articles/2008q2_-_sources_of_nonprofit_laws.pdf

Mississippi MS	1988 RMNPCA
Missouri MO	1988 RMNPCA
Montana MT	1988 RMNPCA
Nebraska NE	1988 RMNPCA
Nevada NV	1991 state-specific nonprofit corporation act, based on 1991 "private corporation" act
New Hampshire NH	state-specific "voluntary corporations" act, parts date to 1846
New Jersey NJ	1952 MNPCA
New Mexico NM	1952 MNPCA
New York NY	1969 state-specific Not-for-Profit Corporation Law, based on 1961 N.Y. Business Corporation Law
North Carolina NC	1988 RMNPCA
North Dakota ND	1988 RMNPCA
Ohio OH	1952 MNPCA, loosely
Oklahoma OK	state-specific general corp. act, 1986, some nonprofit provisions
Oregon OR	1988 RMNPCA
Pennsylvania PA	1988 state-specific Nonprofit Corporation Law, based on 1988 Pa. Business Corporation Law
Rhode Island RI	1952 MNPCA w/ some additions
South Carolina SC	1988 RMNPCA
South Dakota SD	1952 MNPCA
Tennessee TN	1988 RMNPCA
Texas TX	1952 MNPCA
Utah UT	1988 RMNPCA
Vermont VT	1988 RMNPCA
Virginia VA	1952 MNPCA
Washington WA	1952 MNPCA
West Virginia WV	general corp. act, w/ some provisions from 1952 MNPCA
Wisconsin WI	1952 MNPCA
Wyoming WY	1988 RMNPCA
District of Columbia DC	1952 MNPCA

1

各州の非営利法人法における要件事項

- 別紙:
  State Nonprofit Corporation Act Requirements And Audit Requirements for Charitable Organizations
  https://cpl.hks.harvard.edu/files/cpl/files/workingpaper_33.8appendices.pdf?m=1440178682（別紙参照）
- 論文本文
  The Search for Greater Accountability of Nonprofit Organizations: Recent Legal Developments and Proposals for Change
  https://cpl.hks.harvard.edu/files/cpl/files/workingpaper_33.8mar07.pdf?m=1440178638

1

各州の非営利法人法における要件事項

参考

- **Nonprofit Governance by State**
  https://www.harborcompliance.com/information/nonprofit-governance-by-state
- National Association of State Charity Officials
  https://www.nasconet.org/resources/state-government/
- State Law Nonprofit Audit Requirements
  https://www.councilofnonprofits.org/nonprofit-audit-guide/state-law-audit-requirements
- Chart of State Nonprofit Registration and Solicitation Requirements Resources
  https://temp.lionsclubs.org/EN/pdfs/nonprofit_reg_state.pdf
- Nonprofit Organizations Law
  https://psudickinsonlaw.libguides.com/nonprofit/statesources

1

資料２

各州における非営利法人法

州	理事(director)	執行役(officer)	会員(member)
アラバマ州 1952 MNPCA 1952 年模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: Natural person. No residency requirement. No membership requirement. Quorum: majority Committee: minimum 2 directors	A president, one or more vice-presidents, a secretary, a treasurer and other officers and assistant officers as deemed necessary are required. Term: default is 1 year, 3 year maximum Two or more offices may be held by the same person, except the offices of president and secretary	Members: optional, defined in articles Annual meeting: required Quorum: 1/10th votes
アラスカ州 1988 RMNPCA 1988 年改訂模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: Must be natural persons at least 19 years of age. No residency requirement. No membership requirement. Term: 1 year Quorum: majority Committee: minimum 2 directors on executive committee	A president, one or more vice presidents as prescribed by the bylaws, a secretary, and a treasurer are required. Two or more offices may be held by the same person, except the offices of president and secretary	Members: optional Annual meeting: required Quorum: 1/10th votes
アリゾナ州 1988 RMNPCA 1988 年改訂模範非営利法人法	**Number: minimum 1 Qualifications: An individual. No residency requirement. No membership requirement. Term: 1 year Quorum: majority Committee: minimum 1 director**	Defined in articles or bylaws. One officer prepares minutes of the directors' and members' meetings and authenticates records of the corporation. Two or more offices may be held by the same individual.	Members: optional Annual meeting: required Quorum: 1/10th votes
アーカンソー州 1988 RMNPCA 1988 年改訂模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: An individual. No residency requirement. No membership requirement. Term: default is 1 year, 6 year maximum Quorum: majority Committee: minimum 2 directors	A president, a secretary, a treasurer and such other officers as are appointed by the board. Two or more offices may be held by the same individual. Term: 3 year maximum	Members: optional Annual meeting: required Quorum: 1/10th votes
カリフォルニア州 Model for 1988 RMNPCA 1998 年改訂模範非営利法人法のモデル	**Number: minimum 1 Qualifications: None. No residency requirement. No membership requirement. Term: 1 year, 4 year maximum unless the corporation has no members, in which case 6 years is the maximum term Quorum: majority Committee: minimum 2 directors No director may vote by proxy**	A corporation shall have a chair of the board, who may be given the title chair of the board, chairperson of the board, chairman of the board, or chairwoman of the board, or a president or both, a secretary, a treasurer or a chief financial officer or both, and any other officers with any titles and duties as shall be stated in the bylaws. Elected by the board Two or more offices may be held by the same individual, except the president may not also serve as secretary or treasurer.	Members: optional Regular meeting: required in each year where directors are to be elected Quorum: 1/3rd votes
コロラド州 1988 RMNPCA 1988 年改訂模範非営利法人法	**Number: minimum 1 Qualifications: An individual. No residency requirement. No membership requirement. Term: 1 year Quorum: majority Committee: minimum 1 director**	A president, a secretary, a treasurer, and such other officers as may be designated by the board of directors Qualifications: an individual 18 years or older Two or more offices may be held by the same individual.	Members: optional Annual meeting: required Quorum: 1/4th votes

コネチカット州 1988 RMNPCA 1988 年改訂模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: None. No residency requirement. No membership requirement. Term: until the next annual meeting Quorum: majority Committee: minimum 1 director	Defined in articles or bylaws. One officer prepares minutes of the directors' and members' meetings and authenticates records of the corporation. Two or more offices may be held by the same individual.	Members: optional Annual meeting: required if members entitled to vote for directors Quorum: majority of entitled votes
デラウェア州 state-specific general corporation act, limited non-stock provisions デラウェア一般会社法	**Number: minimum 1** **Qualifications: Natural person. No residency requirement. No membership requirement.** **Term: until successor elected and qualified** **Quorum: majority** **Committee: minimum 1 director**	Defined in bylaws or board resolution. One officer prepares minutes of the directors' and members' meetings and keeps a record book. Term: until successor elected and qualified Two or more offices may be held by the same individual.	**Members: Required, but failure to have members shall not affect otherwise valid corporate acts or work a forfeiture or dissolution of the corporation.** **Annual meeting: required if members entitled to vote for directors, unless elected by written consent in lieu of a meeting** **Quorum: 1/3rd votes**
フロリダ州 1990 Not-for-Profit Corporation Act based on 1989 Fla. Business Corporation Act, based on 1984 Revised Model Bus. Corp. Law, parallel to 1988 RMNPCA 会社法にもとづく非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: Natural person 18 years of age or older. One director may be 15 years of age or older if permitted by board of directors or bylaws. No residency requirement. No membership requirement. Term: 1 year Quorum: majority (Directors younger than 18 years of age may not be counted toward a quorum) Committee: minimum 2 directors	Defined in articles or bylaws. One officer prepares minutes of the directors' and members' meetings and authenticates records of the corporation. Elected by board Term: 1 year Two or more offices may be held by the same individual.	**Members: optional** **Regular meeting: defined in articles or bylaws** **Quorum: defined in articles or bylaws**
ジョージア州 1988 RMNPCA 1988 年改訂模範非営利法人法	**Number: minimum 1** **Qualifications: Natural person 18 years of age or older. No residency requirement. No membership requirement.** **Term: 1 year** **Quorum: majority** **Committee: minimum 1 director**	Defined in articles or bylaws. One officer prepares minutes of the directors' and members' meetings and authenticates records of the corporation. Two or more offices may be held by the same individual.	Members: optional Annual meeting: required Quorum: 1/10th votes
ハワイ州 1988 RMNPCA 1988 年改訂模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: An individual. No residency requirement. No membership requirement. Term: default is 1 year, 5 year maximum Quorum: majority Committee: minimum 2 directors	Defined in articles or bylaws. One officer prepares minutes of the directors' and members' meetings and authenticates records of the corporation. Two or more offices may be held by the same individual.	Members: optional Annual meeting: required Quorum: 1/10th votes
アイダホ州 1988 RMNPCA 1988 年改訂模範非営利法人法	**Number: minimum 3; minimum 1 for a religious corporation** **Qualifications: An individual. No residency requirement. Must be a member if a cooperative corporation.** **Term: default is 1 year, 5 year maximum** **Quorum: majority** **Committee: minimum 2 directors**	A president, a secretary, a treasurer and such other officers as are appointed by the board. Except in the case of religious corporations, any two or more offices may be held by the same person, except the offices of president and secretary. A religious corporation is not required to have officers.	**Members: optional; required for a cooperative corporation.** **Annual meeting: required** **Quorum: 1/10th votes**

イリノイ州 1986 Not-for-Profit Corporation Act, based on 1983 Ill. Bus. Corp. Law, based on draft of 1984 Revised Model Bus. Corp. Law, parallel to 1988 RMNPCA イリノイ会社法にもとづく非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: None. No residency requirement. No membership requirement. Term: until next election unless staggered as provided in the articles of incorporation or bylaws Quorum: majority Committee: minimum 2 directors and directors must be the majority of membership, except for committees involved in electing directors	Defined in articles or bylaws. One officer certifies corporate records (e.g. the Secretary). Two or more offices may be held by the same individual, if the bylaws so provide.	Members: optional Annual meeting: required Quorum: 1/10th votes
インディアナ州 1988 RMNPCA 1988 年改訂模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: An individual. No residency requirement. No membership requirement. Term: default is 1 year, 5 year maximum Quorum: majority Committee: minimum 1 director	A president, a secretary, a treasurer, and other officers appointed by the board of directors. One officer prepares minutes of the directors' and members' meetings and authenticates records of the corporation. Two or more offices may be held by the same individual.	Members: optional Annual meeting: required Quorum: 1/10th votes
アイオワ州 1952 MNPCA 1952 年模範非営利法人法	Number: minimum 1 Qualifications: An individual. No residency requirement. No membership requirement. Term: 1 year Quorum: majority Committee: minimum 2 directors	A president, a secretary, a treasurer, and other officers appointed by the board of directors. One officer prepares minutes of the directors' and members' meetings and authenticates records of the corporation. Two or more offices may be held by the same individual.	Members: optional Annual meeting: required Quorum: 1/10th votes
カンザス州 general incorporation act, follows Delaware, limited non-stock provisions デラウエア一般会社法にもとづく	Number: minimum 1 Qualifications: A natural person. No residency requirement. No membership requirement. Term: until successor elected and qualified Quorum: majority Committee: minimum 1 director	Defined in bylaws or board resolution. One officer prepares minutes of the directors' and members' meetings and keeps a record book. Two or more offices may be held by the same individual.	Annual meeting: Required if members entitled to vote for directors, unless elected by written consent in lieu of a meeting Quorum: Except for election of the governing body, a majority of those present constitutes a quorum so long as proper notice is provided.
ケンタッキー州 1952 MNPCA 1952 年模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: None. No residency requirement. No membership requirement. Term: 1 year and until successor elected and qualified Quorum: majority Committee: minimum 2 director	Defined in bylaws or board resolution. One officer prepares minutes of the directors' and members' meetings. Two or more offices may be held by the same individual.	Members: optional Annual meeting: required Quorum: 1/10th votes

ルイジアナ州 1968 state-specific Nonprofit Corporation Act, based on 1968 La. Business Corporation Law ルイジアナ会社法にもとづく非営利法人法	Number: minimum 3. If there are less than 3 members, the minimum number of directors is equal to the minimum number of members. Qualifications: Natural person. No residency requirement. No membership requirement. Term: default is 1 year, 5 year maximum Quorum: majority Committee: minimum 2 directors	A president, a secretary and a treasurer, and optionally one or more vice presidents. The officer need not be a director. The treasurer may be a corporation. Two or more offices may be held by the same individual, but this person may only sign instruments in one capacity when the signatures of two officers are required.	**Members: Nonstock nonprofit corporations are assumed to have membership. If there are no members other than the board, then the directors are the members.** **Annual meeting: required** **Quorum: majority**
メイン州 1988 RMNPCA 1988 年改訂模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: None. No residency requirement. No membership requirement. Term: 1 year Quorum: majority Committee: minimum 2 directors on the executive committee; no minimum on other committees	A president, a secretary or clerk, a treasurer and such other officers and assistant officers as may be deemed necessary Term: 1 year Two or more offices may be held by the same individual.	Members: optional Annual meeting: required Quorum: 1/10th votes
メリーランド州 state-specific general corp. act, w/ short insert of provisions from 1952 MNPCA メリーランド一般会社法	**Number: minimum 1** **Qualifications: None. No residency requirement. No membership requirement.** **Term: next annual meeting and until successor elected and qualified** **Quorum: majority** **Committee: minimum 1 director**	A president, a secretary, and a treasurer are required. Term: 1 year and until successor elected and qualified Two or more offices may be held by the same individual, if permitted by bylaws, except the offices of president and vice president. This person may sign instruments in only one capacity when the signatures of two officers are required.	**Members: If there are no members then the directors are members.** **Annual meeting: required** **Quorum: majority of entitled votes**
マサチューセッツ州 1971 state-specific act for “corporations for charitable and certain other purposes” w/ some provisions adopted by reference from former state business corporation act マサチューセッツ非営利法人法（会社法への参照あり）	**Number: minimum 1** **Qualifications: Natural persons. No residency requirement. No membership requirement.** **Term: minimum 1 year, maximum 5 years** **Quorum: majority** **Committee: minimum 1 director**	A president, a treasurer, and a clerk are required. The president must be a director. The clerk must be a Massachusetts resident unless a resident agent was appointed.	**Members: If there are no members then the directors are members.** **Quorum: majority of entitled votes**

ミシガン州 1982 state-specific nonprofit corporation act, based on 1972 Michigan Business Corporation Act ミシガン会社法にもとづく非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: A corporation organized for purposes described in section 501(c)(3) of the internal revenue code of 1986 may include 1 or more directors on its board who are 16 or 17 years of age as long as that number does not exceed 1/2 the total number of directors required for a quorum for the transaction of business. No residency requirement. No membership requirement. Term: next annual meeting and until successor elected and qualified Quorum: majority Committee: minimum 1 director	A president, a secretary, and a treasurer are required. Two or more offices may be held by the same individual. This person may sign instruments in only one capacity when the signatures of two officers are required.	Members: optional. A corporation organized upon a nonstock basis shall be organized upon a membership basis (has members) or a directorship basis (may or may not have members). Annual meeting: required with the exception of written consent Quorum: majority of entitled votes
ミネソタ州 1988 RMNPCA 1988 年改訂模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: Natural persons. Majority must be adults. No residency requirement. No membership requirement. Term: 1 year unless otherwise provided for in the articles or bylaws. A term of a director, other than an ex officio director, may not exceed ten years. Quorum: majority Committee: One or more natural persons, need not be directors.	One or more natural persons exercising the functions of the offices of president and treasurer, however designated. Two or more offices may be held by the same individual. This person may sign instruments in only one capacity when the signatures of two officers are required.	Members: optional. No members by default. Annual meeting: required Quorum: 1/10th votes
ミシシッピ州 1988 RMNPCA 1988 年改訂模範非営利法人法	Number: No minimum in most cases. Set by articles or bylaws. If the nonprofit will solicit contributions in the state then at least 3 directors are required. Qualifications: Individuals. No residency requirement. No membership requirement. Term: default is 1 year, 5 year maximum Quorum: majority Committee: minimum 2 directors	Defined in bylaws or board resolution. One officer prepares minutes of the directors' and members' meetings and authenticates records of the corporation. Two or more offices may be held by the same individual.	Members: optional Annual meeting: required Quorum: 1/10th votes
ミズーリ州 1988 RMNPCA 1988 年改訂模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: Natural persons. No residency requirement. No membership requirement. Term: default is 1 year, 6 year maximum Quorum: majority Committee: minimum 2 directors	A chairman or president, or both a chairman and president, a secretary, a treasurer and such other officers as are appointed by the board. One officer prepares minutes of the directors' and members' meetings and authenticates records of the corporation. Two or more offices may be held by the same individual.	Members: optional Annual meeting: required Quorum: 1/10th votes

モンタナ州 1988 RMNPCA 1988 年改訂模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: Individuals. No residency requirement. No membership requirement. Term: 1 year unless otherwise specified in the articles or bylaws. Except for designated or appointed directors, the terms of directors may not exceed 5 years. Quorum: majority Committee: minimum 2 directors	A president, a secretary, and a treasurer are required. One officer prepares minutes of the directors' and members' meetings and authenticates records of the corporation. Two or more offices may be held by the same individual.	Members: optional Annual meeting: required Quorum: 1/10th votes
ネブラスカ州 1988 RMNPCA 1988 年改訂模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: Individuals. No residency requirement. No membership requirement. Term: 1 year unless otherwise specified in the articles or bylaws. Except for designated or appointed directors, the terms of directors may not exceed 5 years. Quorum: majority Committee: minimum 2 directors	A president, a secretary, and a treasurer are required. One officer prepares minutes of the directors' and members' meetings and authenticates records of the corporation. Two or more offices may be held by the same individual.	Members: optional Annual meeting: required Quorum: 1/10th votes
ネバダ州 1991 state-specific nonprofit corporation act, based on 1991 "private corporation" act 「私法人法」にもとづく非営利法人法	**Number: minimum 1** **Qualifications: Individuals 18 years of age or older. No residency requirement. No membership requirement.** **Quorum: majority** **Committee: minimum 1 director. Non-director members are permissible.**	A president or a chair of the board, a secretary, and a treasurer are required. Qualifications: Natural person. Two or more offices may be held by the same individual.	Members: optional Annual meeting: required unless election of directors is specified otherwise in bylaws Quorum: 1/10th votes
ニューハンプシャー州 state-specific "voluntary corporations" act, parts date to 1846 ボランタリー法人法	Number: minimum 5 voting members Qualifications: At least 5 voting members who are not of the same immediate family or related by blood or marriage (some exceptions). No residency requirement. No membership requirement. Quorum: majority Committee: minimum 2 directors	Defined in bylaws or board resolution. One officer prepares minutes of the directors' and members' meetings and authenticates records of the corporation. Two or more offices may be held by the same individual.	**Members: optional. No members by default.** **No voting rights except as defined in articles or bylaws.** **Annual meeting: required** **Quorum: majority of entitled votes**
ニュージャージー州 1952 MNPCA 1952 年模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: 18 years old. No citizenship requirement. No residency requirement. No membership requirement. Term: 1 year Quorum: majority Committee: minimum 1 member	A president, a secretary, and a treasurer are required. Two or more offices may be held by the same individual. This person may sign instruments in only one capacity when the signatures of two officers are required.	Members: optional **Regular meeting: required annually or biennially** Quorum: majority of entitled votes
ニューメキシコ州 1952 MNPCA 1952 年模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: None. No residency requirement. No membership requirement. Term: until successor elected and qualified Quorum: majority Committee: minimum 2 directors	Defined in bylaws or board resolution. One officer prepares minutes of the directors' and members' meetings and authenticates records of the corporation and keeps a record book. Two or more offices may be held by the same individual, if the bylaws so provide.	Members: optional Regular meeting: required annually Quorum: 1/10 entitled votes

ニューヨーク州 1969 state-specific Not-for-Profit Corporation Law, based on 1961 N.Y. Business Corporation Law ニューヨーク会社法にもとづく非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: 18 years of age (some exceptions). No residency requirement. No membership requirement. Term: 1 year unless otherwise specified in the articles or bylaws, 5 year maximum Quorum: majority Committee: minimum 3 directors	A president, one or more vice-presidents, a secretary and a treasurer. Term: 1 year Two or more offices may be held by the same individual, except for president and secretary.	Members: optional Regular meeting: required annually Quorum: majority of entitled votes
ノースカロライナ州 1988 RMNPCA 1988 年改訂模範非営利法人法	**Number: minimum 1** **Qualifications: Natural person. No residency requirement. No membership requirement.** **Term: 1 year** **Quorum: majority** **Committee: minimum 2 members**	Defined in bylaws or board resolution. Two or more offices may be held by the same individual. This person may sign instruments in only one capacity when the signatures of two officers are required.	Members: optional Regular meeting: required annually Quorum: 1/10th votes
ノースダコタ州 1988 RMNPCA 1988 年改訂模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: Individuals. No residency requirement. No membership requirement. Term: default is 1 year, 10 year maximum for fixed members Quorum: majority Committee: minimum 1 person who need not be a member or director, except the litigation committee which must contain a minimum of 1 independent directors or other independent persons.	A president and secretary are required. Qualifications: 18 years of age or older	**Members: optional. No members by default.** **Regular meeting: required annually** **Quorum: 1/10th votes**
オハイオ州 1952 MNPCA, loosely 1952 年模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: None. No residency requirement. No membership requirement. Term: until successor is elected Quorum: majority Committee: minimum 1 director	A president, a secretary, and a treasurer are required. Qualifications: Need not be a director. Two or more offices may be held by the same individual.	**Members: If there are no members then the directors are members.** **Regular meeting: required annually. Default date is the first Monday four months following the close of the fiscal year.** **Quorum: presence of voting members**
オクラホマ州 state-specific general corp. act, 1986, some nonprofit provisions オクラホマ一般会社法(非営利の条項あり)	**Number: minimum 1** **Qualifications: Natural person. No residency requirement. No membership requirement.** **Term: until successor is elected and qualified** **Quorum: majority** **Committee: minimum 1 director**	Defined in bylaws or board resolution. One officer prepares minutes of the directors' and members' meetings and keeps a record book. Two or more offices may be held by the same individual.	**Members: If there are no members then the directors are members.** **Regular meeting: required annually** **Quorum: 1/3rd members**
オレゴン州 1988 RMNPCA 1988 年改訂模範非営利法人法	**Number: Minimum 1 individual for a mutual benefit or religious. Minimum 3 individuals for a public benefit corporation** **Qualifications: Individuals No residency requirement. No membership requirement.** **Term: default is 1 year, 5 year maximum** **Quorum: majority** **Committee: minimum 2 directors**	A president, a secretary, and a treasurer are required. Two or more offices may be held by the same individual.	Members: optional Regular meeting: required annually Quorum: presence of votes

ペンシルベニア州 1988 state-specific Nonprofit Corporation Law, based on 1988 Pa. Business Corporation Law ペンシルベニア会社法にもとづく非営利法人法	**Number: minimum 1; default 3** **Qualifications: Natural person of full age (some exceptions). No residency requirement. No membership requirement.** **Term: 1 year** **Quorum: majority** **Committee: minimum 1 director**	A president, a secretary, and a treasurer are required. The president and secretary must be natural persons of full age. The treasurer may be a corporation or a natural person of full age. Two or more offices may be held by the same individual.	**Members: If there are no members, then the directors act as members.** **Regular meeting: required annually** **Quorum: majority of entitled votes**
ロードアイランド州 1952 MNPCA w/ some additions 1952 年模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: None. No residency requirement. No membership requirement. Term: default is 1 year, 3 year maximum Quorum: majority Committee: minimum 2 directors	A president, a secretary, and a treasurer are required. Term: 1 year unless otherwise specified in the articles or bylaws, 3 year maximum Two or more offices may be held by the same individual, except the offices of president and secretary.	Members: optional Regular meeting: required annually Quorum: 1/10th votes
サウスカロライナ州 1988 RMNPCA 1988 年改訂模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: Natural person. No residency requirement. No membership requirement. Term: default is 1 year, 5 year maximum Quorum: majority Committee: minimum 2 directors	A president, a secretary, and a treasurer are required. Two or more offices may be held by the same individual.	Members: optional Regular meeting: required annually Quorum: 1/10th votes
サウスダコタ州 1952 MNPCA 1952 年模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: None. No residency requirement. No membership requirement. Term: 1 year Quorum: majority Committee: minimum 2 directors	A president, one or more vice presidents, a secretary, and a treasurer are required. Two or more offices may be held by the same individual, if so provided in the bylaws, except for president and secretary.	Members: optional Regular meeting: required annually Quorum: 1/10th votes
テネシー州 1988 RMNPCA 1988 年改訂模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: Natural persons. No residency requirement. No membership requirement. Term: default is 1 year, 5 year maximum Quorum: majority Committee: minimum 1 natural person who need not be a director	A president and a secretary are required. One officer prepares minutes of the directors' and members' meetings and authenticates records of the corporation. Two or more offices may be held by the same individual, except for president and secretary.	Members: optional Regular meeting: required annually Quorum: 1/10th votes
テキサス州 1952 MNPCA 1952 年模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: None. No residency requirement. No membership requirement. Term: until successor is elected, appointed, or designated and qualified Quorum: majority Committee: A management committee must have 2 persons and the majority directors (some exceptions).	A president and a secretary are required. Two or more offices may be held by the same individual, except for president and secretary.	Members: optional Regular meeting: required annually Quorum: 1/10th votes

ユタ州 1988 RMNPCA 1988 年改訂模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: Natural person 18 years of age or older. No residency requirement. No membership requirement. Term: 1 year Quorum: majority Committee: minimum 2 directors	Defined in bylaws or board resolution. One officer prepares minutes of the directors' and members' meetings, keeps required records, and authenticates records. Qualifications: Natural person 18 years of age or older. Need not be a director. Two or more offices may be held by the same individual.	Members: optional Regular meeting: required annually Quorum: presence of voting members
バーモント州 1988 RMNPCA 1988 年改訂模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: Individuals. No residency requirement. No membership requirement. Term: default is 1 year, 6 year maximum Quorum: majority Committee: minimum 2 directors	A president, a secretary, and a treasurer are required. Two or more offices may be held by the same individual, except president and secretary.	Members: optional Regular meeting: required annually Quorum: 1/10th votes
バージニア州 1952 MNPCA 1952 年模範非営利法人法	Number: minimum 1 Qualifications: None. No residency requirement. No membership requirement. Term: 1 year Quorum: majority Committee: minimum 2 directors	Defined in bylaws or board resolution. One officer prepares minutes of the directors' and members' meetings and authenticates records. Two or more offices may be held by the same individual.	Members: optional Regular meeting: required annually Quorum: 1/10th votes
ワシントン州 1952 MNPCA 1952 年模範非営利法人法	Number: minimum 1 Qualifications: None. No residency requirement. No membership requirement. Term: until successor selected and qualified Quorum: majority Committee: minimum 2 directors	A president, one or more vice presidents, a secretary, and a treasurer are required. Two or more offices may be held by the same individual, except president and secretary.	Members: optional Regular meeting: required annually Quorum: 1/10th votes
ウェストバージニア州 general corp. act, w/ some provisions from 1952 MNPCA ウェストバージニア一般会社法(模範非営利法人法からの条項あり)	Number: minimum 3 Qualifications: None. No residency requirement. No membership requirement. Term: until successor selected and qualified Quorum: majority Committee: minimum 2 directors	Defined in bylaws or board resolution. One officer prepares minutes of the directors' and members' meetings and authenticates records. Two or more offices may be held by the same individual.	Members: optional Regular meeting: required annually Quorum: presence of voting members
ウィスコンシン州 1952 MNPCA 1952 年模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: Individual. No residency requirement. No membership requirement. Term: 1 year Quorum: majority Committee: minimum 3 directors	A president, a secretary, and a treasurer unless otherwise defined in articles or bylaws. Two or more offices may be held by the same individual.	Members: optional Regular meeting: required annually Quorum: 1/10th votes
ワイオミング州 1988 RMNPCA 1988 年改訂模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: Individual. No residency requirement. No membership requirement. Term: default is 1 year, 5 year maximum Quorum: majority Committee: minimum 2 directors	A president, a secretary, and a treasurer unless otherwise defined in articles or bylaws. Two or more offices may be held by the same individual.	Members: optional Regular meeting: required annually Quorum: 1/10th votes

ワシントン DC 1952 MNPCA 1952 年模範非営利法人法	Number: minimum 3 Qualifications: An individual. No residency requirement. No membership requirement. Term: default is 1 year, 5 year maximum Quorum: majority Committee: minimum 1 director	Minimum 2 separate officers: one responsible for the management of the corporation (e.g. ″President″) and another responsible for the financial affairs of the corporation (e.g.″Treasurer″). One officer prepares minutes of the directors' and members' meetings and keeps a record book. Two or more offices may be held by the same individual.	Members: optional Annual meeting: required Quorum: majority of entitled votes

source: https://www.harborcompliance.com/information/nonprofit-governance-by-state

Summary of Sources of State Nonprofit Corporation Laws

by Michael E. Malamut, JD, PRP

The effect of state law on standard parliamentary practice is a difficult issue for parliamentarians to address. *Robert's Rules of Order Newly Revised*, 10th edition (*RONR*) states that state procedural laws supersede parliamentary rules (562n). On the other hand, parliamentarians are typically cautioned that their role is not to interpret or apply the law, only the rules of parliamentary procedure. On the third hand, many (but by no means all) provisions of state nonprofit corporation law, the law most likely to apply to membership associations working with a parliamentarian, are written in straightforward English that, for the most part, any well-read non-lawyer can understand.

This article is the first in a three-part series. It introduces the basic source of the general nonprofit corporation law of each state, the District of Columbia, and Puerto Rico. The table below describes the source of each state's nonprofit corporation law as of the end of 2007. The two most common sources of state nonprofit corporation laws are: (1) the 1952 Model Nonprofit Corporation Act (MNPCA), promulgated by the American Bar Association (ABA) and currently adopted (with amendments) in twelve states and the District of Columbia, and (2) the ABA's 1988 Revised Model Nonprofit Corporation Act (RMNPCA), closely related to, or adopted by, the law of twenty-six states. Because these are the most common sources of state procedural rules that may vary parliamentary rules, the next two articles in this series lay out the particular provisions of each of the two versions of the model statute that might affect parliamentary procedure.

Thus, parliamentarians would be well served to be familiar with typical procedural issues that are addressed in many state nonprofit statutes. For a parliamentarian, it will generally be adequate to inform the presiding officer that there are statutory provisions that may supersede the parliamentary rules, but that the parliamentarian is not a lawyer and can only inform the presiding officer of procedural issues covered by state law that might affect procedures within those meetings. While most state statutes concerning meeting procedures apply because an organization is a corporation, statutory procedural requirements may apply to voluntary associations, labor organizations, trusts, and other non-corporate entities.

A parliamentarian should remember that parliamentary training does not cover analysis of applicable law. (Even parliamentarians who are also attorneys must avoid analyzing applicable laws when they are retained [solely] to be the parliamentarian.) By reviewing a corporate organization's articles of incorporation (sometimes called the "articles of organization" or "certificate of incorporation"), however, a parliamentarian can typically (and permissibly) determine the organization's state of incorporation. Again, a parliamentarian cannot be expected to determine the applicable

law. The most common statutory framework for membership associations is organization under the applicable state nonprofit corporation act. Many parliamentarians are familiar with the nonprofit corporation laws of their home states. The nonprofit corporation act is generally, however, only one of several types of corporation available under the varying state law.

Many states also have other corporation statutes for specific types of nonprofits. For example, cooperatives, religious bodies, and homeowners associations often have incorporation statutes specific to their circumstances that supersede or modify provisions of the general nonprofit corporation act. Some older organizations may have been chartered by the legislature through a special statute, which may govern internal affairs instead of a general statute. States also have different ways of treating older corporations when they adopt a new nonprofit statute. Transitional provisions may apply or the corporation may be able to elect to continue operating under the older statute (or certain provisions of it) or the new statute. Sometimes, although rarely, a state where a nonprofit corporation has its principal place of business, if that is different from the state of incorporation, may impose its own requirements through a "foreign corporations" statute. A lawyer familiar with the corporate statutes of the state should be able to determine definitively which statutory scheme applies to an incorporated organization and, therefore, which procedural laws may override bylaws provisions or rules in an adopted parliamentary authority.

Despite all these caveats, the incorporation statute most likely to apply to most incorporated membership associations is the incorporating state's general nonprofit corporation law. Therefore, it might be useful for parliamentarians to be familiar with the procedural provisions of the nonprofit corporation law of the state or states where they do most of their practice. If the organization is a nonprofit corporation and does not have a retained lawyer to address statutory issues, the parliamentarian may be most helpful to the presiding officer by saying:

"I am not a lawyer and, therefore, I cannot be certain whether the _____ state nonprofit corporation law or some other statute applies to this organization. Also, I am not trained to be able to interpret the provisions of the law. However, if the nonprofit corporation law applies, you should be aware of the following provisions: _____. As a parliamentarian, my role is to advise you about the effect of procedural rules contained in your bylaws, parliamentary authority, and other adopted rules, not the legal effect of statutes. However, as presiding officer, you are the one who decides how to apply the rules, subject to appeal (*RONR* p. 449, l. 7–10). When you make rulings on procedural issues, you may want to take the statutory provisions into account."

The following table describes the primary source of the general nonprofit corporation law of each state. Just because the state incorporation statute is modeled on the MNPCA or RMNPCA does not mean that the

Sources of State Nonprofit Law
(continued from previous page)

applicable state statute is a *verbatim* adoption of the model act. In some states, the model acts have been adopted largely verbatim and changed little over the years. In other states, the model act was adopted with some changes and additional amendments have been made over the years. Only review of the specific statute will yield all the applicable details. Familiarity with the principal variances from standard parliamentary procedure contained in the model acts will, however, prepare the parliamentarian for what to look for in the nonprofit corporation statute of a particular state.

The reader of the table below should note that, in addition to the thirty-nine jurisdictions whose nonprofit corporation laws derive from or are closely related to one of the model acts, five states and Puerto Rico have general corporation acts that apply to both business and nonprofit corporations. Such states typically have a few provisions specific to nonprofit

Table: Principal Sources of State Nonprofit Corporation Law

Alabama	1952 MNPCA
Alaska	1988 RMNPCA
Arizona	1988 RMNPCA
Arkansas	1988 RMNPCA
California	Model for 1988 RMNPCA
Colorado	1988 RMNPCA
Connecticut	1988 RMNPCA
Delaware	state-specific general corporation act, limited non-stock provisions
Florida	1990 Not-for-Profit Corporation Act based on 1989 Fla. Business Corporation Act, based on 1984 Revised Model Bus. Corp. Law, parallel to 1988 RMNPCA
Georgia	1988 RMNPCA
Hawaii	1988 RMNPCA
Idaho	1988 RMNPCA
Illinois	1986 Not-for-Profit Corporation Act, based on 1983 Ill. Bus. Corp. Law, based on draft of 1984 Revised Model Bus. Corp. Law, parallel to 1988 RMNPCA
Indiana	1988 RMNPCA
Iowa	1952 RMNPCA
Kansas	general incorporation act, follows Delaware, limited non-stock provisions
Kentucky	1952 MNPCA
Louisiana	1968 state-specific Nonprofit Corporation Act, based on 1968 La. Business Corporation Law
Maine	1988 RMNPCA
Maryland	state-specific general corp. act, w/ short insert of provisions from 1952 MNPCA
Massachusetts	1971 state-specific act for "corporations for charitable and certain other purposes" w/ some provisions adopted by reference from former state business corporation act
Michigan	1982 state-specific nonprofit corporation act, based on 1972 Michigan Business Corporation Act
Minnesota	1988 RMNPCA
Mississippi	1988 RMNPCA

corporations, often derived from one of the model acts. In Delaware and Kansas, the general corporation laws have provisions for "non-stock" corporations, which will include most nonprofit corporations. An additional seven states have state-specific nonprofit acts. That usually means that the state commissioned a special study and tried to adopt a statute addressed to the concerns of that state. Often these statutes will be based on or closely related to the state's business corporation law. The newer state-specific statutes will often adopt some significant provisions from one of the model acts. A parliamentarian familiar with the principal procedural provisions of the model acts should be in a better position to know what types of concerns to be aware of when reviewing applicable state-specific nonprofit statutes and general corporation statutes. ✯

Michael Malamut, a Massachusetts attorney, chairs the joint Committee of NAP, AIP, and the Robert's Rules Association for Commentary on the Revised Model Nonprofit Corporation Act and serves as treasurer of the American College of Parliamentary Lawyers. In addition to being a PRP, Michael is a Certified Professional Parliamentarian-Teacher through the American Institute of Parliamentarians.

Table: Principal Sources of State Nonprofit Corporation Law
(continued)

Missouri	1988 RMNPCA
Montana	1988 RMNPCA
Nebraska	1988 RMNPCA
Nevada	1991 state-specific nonprofit corporation act, based on 1991 "private corporation" act
New Hampshire	state-specific "voluntary corporations" act, parts date to 1846
New Jersey	1952 MNPCA
New Mexico	1952 MNPCA
New York	1969 state-specific Not-for-Profit Corporation Law, based on 1961 N.Y. Business Corporation Law
North Carolina	1988 RMNPCA
North Dakota	1988 RMNPCA
Ohio	1952 MNPCA, loosely
Oklahoma	state-specific general corp. act, 1986, some nonprofit provisions

Oregon	1988 RMNPCA
Pennsylvania	1988 state-specific Nonprofit Corporation Law, based on 1988 Pa. Business Corporation Law
Puerto Rico	state-specific general corp. act, 1995, some non-stock corporation provisions
Rhode Island	1952 MNPCA w/ some additions
South Carolina	1988 RMNPCA
South Dakota	1952 MNPCA
Tennessee	1988 RMNPCA
Texas	1952 MNPCA
Utah	1988 RMNPCA
Vermont	1988 RMNPCA
Virginia	1952 MNPCA
Washington	1952 MNPCA
West Virginia	general corp. act, w/ some provisions from 1952 MNPCA
Wisconsin	1952 MNPCA
Wyoming	1988 RMNPCA
District of Columbia	1952 MNPCA

学校法人ガバナンス改革会議の審議スケジュール

学校法人ガバナンス改革会議（第6回）	資料６
令和3年9月22日（水）	資料４

※10月以降のスケジュールは現時点での予定
※状況に応じて追加開催

7月	19日	10:00～12:00	第１回	学校法人のガバナンスについて
8月	6日	10:00～12:00	第２回	学校法人のガバナンスについて
	20日	13:00～14:00	第３回	学校法人のガバナンスについて 海外事情等に関し、冨山和彦氏からヒアリング
	23日	15:00～17:00	第４回	学校法人のガバナンスについて
9月	9日	10:00～12:00	第５回	学校法人のガバナンスについて 私立学校団体からのヒアリング・意見交換
	22日	10:00～12:00	第６回	学校法人のガバナンスについて 全国知事会からのヒアリング・意見交換
10月	15日	15:00～17:00	第７回	学校法人のガバナンスについて
	28日	15:00～17:00	第８回	会計監査人・内部統制システムについて
11月	11日	15:00～17:00	第９回	情報開示その他の事項について
	19日	10:00～12:00	第10回	取りまとめ案について
12月	3日	14:00～16:00	第11回	取りまとめ

学校法人ガバナンス改革会議（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/115/index.html

資料７

学校法人ガバナンス改革会議

「学校法人ガバナンスの抜本的改革と強化の具体策」

令和３年 12 月３日

学校法人ガバナンス改革会議

学校法人ガバナンス改革会議報告書
「学校法人ガバナンスの抜本的改革と強化の具体策」

近年、大学を設置している学校法人では経営を巡る不祥事が多数起こり、理事長が懲役の実刑判決を受けたり、理事が背任容疑で逮捕されたりする例が相次ぎ、大きな社会問題となっている。学校法人全体に対するガバナンス体制不備も繰り返し指摘されている。

また、日本の大学の国際的な評価が低下し、少子化もあいまって現状のままでは私立大学の経営が成り立たなくなる事態の到来が予想され、学校法人の経営力の強化が喫緊の課題になっている。そうした中で、公益法人として破格の税制上の恩典を受け、税を通じた実質的な補助金（tax expenditure）だけでなく、さらに多額の助成金も国から享受する、学校法人の経営の透明性を強化し、アカウンタビリティを徹底する、他の公益法人と同等のガバナンス体制の抜本整備は焦眉の急である。

こうした状況に鑑み、本改革会議は、社会的に影響力の大きい私立大学を中心とする公的役割を担う学校法人におけるガバナンスの改革と強化について、以下に提言する。文部科学大臣におかれては、本提案を受け、学校法人が教育・研究等の責任を十分に果たし得る状況を実現するため、遅滞なく関係法令の改正を行い、早期に強固かつ実効性のある学校法人ガバナンス体制を再構築することを要望するものである。

目次

I.　ガバナンス改革会議設置の経緯、趣旨 4
II.　新法人制度の改革案（新たな学校法人の機関設計） 5
1.　機関設計の全体像 5
2.　評議員・評議員会 6
(1)　権限等 6
(2)　招集 7
(3)　選任・解任、適格基準 7
(4)　任期、員数 7
(5)　義務、責任 7
3.　理事・理事会 8
(1)　選任・解任、適格基準 8
(2)　任期、員数 8
(3)　権限、義務等 8
(4)　理事会 8
(5)　理事長 9
4.　監事 9
(1)　選任・解任、適格基準 9
(2)　任期 9
(3)　権限、義務等 9
5.　会計監査人 10
6.　内部統制システム 11
7.　事業活動実態に関する情報開示 11
8.　定款等その他の事項 12
III.　規模等に応じた取扱い 12
IV.　会議の検討経過 13
V.　「学校法人ガバナンス改革会議」委員名簿 14

I.　ガバナンス改革会議設置の経緯、趣旨

学校法人ガバナンス改革会議が設置された経緯及び趣旨は以下のとおりである。

私立大学にあっては、永らく世界ランキングの上位に位置付けられる大学が皆無である中、近時、学校法人に関する司直の手の入る深刻な不祥事事案も続発しており、ガバナンスの抜本改革と強化のための機関設計の大幅見直し及び事業運営に関する情報開示等の徹底の必要性がこれまでにも増して強く認識されている。

こうした認識のもと、政府が 2019 年 6 月 21 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2019」において、「公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改正のため、速やかに検討を行う」との方向性が明示された。

これを受け、2020 年 1 月に「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」が設置され、2021 年 3 月に「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」が報告、公表されたが、ガバナンスの抜本強化の具体的提案についてはさらなる検討が必要とされた。

そのため、2021 年 6 月 18 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2021」においてさらなる抜本改革の議論の必要性が示され、文部科学大臣直属の会議として文部科学事務次官決定により外部有識者で構成される「学校法人ガバナンス改革会議」が設置された。

このような経緯で設置された本会議は、公益法人として各種免税等税制上の優遇措置を受けることによる「隠れた補助金（tax expenditure）」を享受するうえに、私立学校振興助成法に基づいて交付される補助金を受け取っている学校法人制度について、社会福祉法人制度改革、公益社団・財団法人制度の改革を踏まえ、それらと同等のガバナンス機能が確実に発揮できる制度改正に向け、鋭意審議を行なってきた。議論によって導き出される「学校法人ガバナンス改革案」の結論については、他の審議会等を経ずに直接文部科学大臣に報告することとされた。

本会議に求められたガバナンス改革案の検討事項は（１）新法人制度の改革案、（２）規模等に応じた取り扱い、（３）「ガバナンス・コード」の抜本改革案であり、そのうちの（１）及び（２）については 2021 年の年内に結論を得て、（３）についてはその後に検討することとされた。

今回の提言では学校法人ガバナンス改革の全体像を示し、法制度改正に必要な（1）及び（２）について提言するにとどめ、引き続き（３）の「ガバナンス・コード」の抜本改革案についてはその他法制度関連事項として 2022 年以降の検討事項とした。

Ⅱ.　新法人制度の改革案（新たな学校法人の機関設計）

本ガバナンス改革会議の審議においては、学校法人関係者から要望の強かった「教学の自治」について、十分に尊重されるべきとの立場を取ったが、そのためには適切な情報開示により十分な説明がなされ「教学の責任を果たしている」ことについて社会的な理解を得られることが肝要であると考えた。そのためには、「強固なガバナンスなくして教学の自治なし」との考え方の下、学校法人運営のプロセス・実態が透明性のある形で適時・適切に情報開示がなされるべきであり、学校法人経営は「評議員」による学校法人の業務の基本方針の決定の役割と、「理事・学長等」の業務執行の役割、「評議員・監事・会計監査人」による監視・監督の役割を明確にしたガバナンス体制を確立することが求められる。

また一方、ここ数年日本の大学の国際的評価のさらなる低下が続き、優秀な教授陣や学生の海外流出に加えて、海外からの教員、研究者や留学生も減少している。世界各国に比べ教育の大半が母国語である日本語のみで提供される中、教育・研究の劣化が懸念され、国際的な競争に伍していけるか、強く心配されるところである。また、少子化等に伴い大学進学志望者数の大幅な減少が今後も続くことが明らかで、入学定員割れ大学の増加などによって、大学を持つ学校法人の経営を取り巻く環境は大変厳しい状況にある。こうした状況下では大学を持つ学校法人の経営は、今後は統廃合も含めて大胆、かつ機動的に実行されることが求められるものと考えられる。

理事長、理事、学長などの執行部門が機動性をもって執行する一方で、独善に陥ることなく広く社会にその姿勢を理解されるためには、評議員・監事・会計監査人などの他の公益法人並のガバナンスが効く諸機関が設置され、監視・監督の体制が十二分に整備・強化される必要がある。加えて大学法人の統合・合併など再編に備えてその法制整備なども早急に検討される必要がある。

このような観点から、本ガバナンス改革会議は新法人制度の改革案を以下のとおり示す。各機関に関する定めの内容の相当部分は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）における規律内容に倣ったものである。

1.　機関設計の全体像

現行の学校法人の機関設計は、理事及び理事会、監事、評議員会であるが、これに計算書類等の会計監査を行う会計監査人を加え、以下のとおりとする。

①　評議員会
②　理事会
③　監事
④　会計監査人

2. 評議員・評議員会

現行の学校法人における評議員会は、理事長が業務に関する一定の重要事項についての意見を聴取する諮問機関という位置付けであるが、理事による業務執行の監督機能を強化するため、評議員会を最高監督、議決機関と定めることとする。また、現行の学校法人では評議員を理事が兼務する例が多く見られるが、監督機能の実効性を担保するため、現役の理事、監事及び職員との兼任は認めず、その選任も理事又は理事会において行うことを認めないものとする。その一方で、評議員については、その任務に適する人材が確保され、適切な議決及び監督が行われるようにするため、条文上、善管注意義務を明記することにしている。

評議員及び評議員会に関する定めは、その性質に反しない限り、一般法人法における評議員及び評議員会に関する定め（同法 172 条～196 条）に準じた内容を定めるべきであるが、特に重要な点は以下のとおりである。

(1) 権限等

法定事項として以下の各事項を定めるべきである。

① 評議員会を最高監督・議決機関とする。
② 以下の各事項につき評議員会の議決を要する。
・理事、監事、会計監査人の選任・解任
・中期計画
・事業計画
・予算・決算
・多額の借財
・重要な資産の処分
・役員に対する報酬額（定款で額を定めている場合を除く）
・寄附行為（定款）変更
・合併や解散、重要な保証等
・その他学校法人の経営に関する重要な事項
③ 評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。
④ 評議員会の議事録を作成しなければならない。
⑤ 評議員会による責任追及の訴え（評議員会の議決により責任追及の訴えの提起を請求し、一定期間以内に責任追及の訴えが提起されないときは、評議員会（の代表者）が学校法人のために責任追及の訴えを提起することができる）を定める。

その他の意見、方針は以下のとおりである。

- 理事の選任に関して諮問委員会をおくことが望ましい（選任・解任の透明性を担保するため、選定理由及びプロセスの公開を求める）。

(2)　招集

法定事項として以下の各事項を定めるべきである。

① 評議員会の招集は、原則として理事が行う。
② 評議員は理事に対して目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。当該請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合及び請求から 6 週間以内の日を評議員会の日とする招集通知が発せられない場合、評議員は裁判所の許可を得て評議員会を招集することができる。

(3)　選任・解任、適格基準

法定事項として以下の各事項を定めるべきである。

① 理事会・理事による評議員選任（解任）は認めない。
② 解任権限は評議員会に与える。
③ 所轄庁による解任勧告の対象とする。
④ 現役の理事や職員との兼任は認めない。
⑤ 理事及び職員の地位にあった者は、5 年経過後は評議員に就任することができる。
⑥ 各役員・各評議員の親族・特殊関係者については、評議員への就任を禁止する。
⑦ 他の特定の団体・法人の関係者が一定数を占めることを禁止する。

その他の意見、方針は以下のとおりである。

- 評議員を選定するための諮問委員会を設置することが望ましい（選任・解任の透明性を担保するため、選定理由及びプロセスの公開を求める）。

(4)　任期、員数

法定事項として以下の各事項を定めるべきである。

① 理事の任期よりも長いもの（倍以上）とするよう定める（再任は妨げない）。
② 最低員数（3 名以上）を定める。

(5)　義務、責任

法定事項として以下の各事項を定めるべきである。

① 法人とは委任関係であり、善管注意義務を負う。
② 法人及び第三者に対して損害賠償責任を負う。

③　評議員は計算書類等の謄写の請求をすることができる。
④　評議員による役員の解任の訴え、理事の違法行為の差し止め請求等の仕組みを導入する。

3.　理事・理事会

理事及び理事会については、その性質に反しない限り、一般法人法における理事及び理事会に関する定めに準じた内容を定めるべきであるが、特に重要な点は以下のとおりである。

(1)　選任・解任、適格基準

法定事項として以下の各事項を定めるべきである。

①　理事の選任・解任は評議員会が行う（いつでも評議員会の決議によって解任することができる）。
②　他の特定の団体・法人の関係者（理事又は職員である者等）が一定数を占めることを禁止する。

(2)　任期、員数

法定事項として以下の各事項を定めるべきである。

①　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする（再任は妨げない）。
②　最低員数（5 名以上）を定める。

(3)　権限、義務等

法定事項として以下の各事項を定めるべきである。

①　理事（及び監事）は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

(4)　理事会

法定事項として以下の各事項を定めるべきである。

①　理事会は重要な業務執行の決定を理事に委任してはならない。
②　理事会の議事録を作成しなければならない（議事録は評議員にも提供する）。
③　「理事会は、理事長が招集する」（私立学校法 36 条 3 項）が、理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。当該請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事

は、理事会を招集することができる。
④ 理事会の招集通知は各理事及び各監事に発する。

(5) 理事長

法定事項として以下の各事項を定めるべきである。

① 理事長は、理事会が選定・解職する。
② 理事長は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4. 監事

監事については、その性質に反しない限り、一般法人法における監事に関する定めに準じた内容を定めるべきであるが、特に重要な点は以下のとおりである。

(1) 選任・解任、適格基準

法定事項として以下の各事項を定めるべきである。

① 監事の選任・解任は評議員会が行う（いつでも評議員会の決議によって解任することができる）。
② 監事は、当該法人の理事又は職員を兼ねることができない（子法人の役員、職員についても同様とする）。
③ 各理事の親族・特殊関係者については、監事への就任を禁止する。
④ 評議員会において監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

その他の意見、方針は以下のとおりである。

- 外部監事の独立性（監事就任前に理事又は職員でなかった期間）の強化について、公益法人の例を踏まえて検討するものとする。
- 監事の中に常勤の監事をおくことが望ましい。

(2) 任期

法定事項として以下の各事項を定めるべきである。

① 監事の任期は、理事の任期の倍以上の期間とする（再任は妨げない）。

(3) 権限、義務等

法定事項として以下の各事項を定めるべきである。

① 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
② （「業務及び財産の状況の監査」の趣旨・対象を明確化する観点から）財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書を監査する。
③ 実質的に支配する子法人の業務・財産の状況も調査することができる（連結・実質支配グループについて対象とする）。
④ 法人・理事間の訴えで法人を代表する。
⑤ 理事会の招集通知の対象に監事を加える。
⑥ 理事会に出席して意見を述べることができる。
⑦ 理事会の議事録は監事も確認することとする。

5. 会計監査人

計算書類等の会計監査機能を強化するため、新たに学校法人の機関として会計監査人の設置を義務付ける。

法定事項として以下の各事項を定めるべきである。

① （私立学校振興助成法に基づく会計監査制度は維持した上で）機関として会計監査人の設置を義務付ける。
② 学校法人の財産目録・貸借対照表等の作成期限は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内とする。
③ 会計監査人の選任・解任、権限・義務、任期等については、その性質に反しない限り、一般法人法における会計監査人に関する定めに準じた内容を定めるべきであるが、特に重要な点は以下のとおりである。

- 評議員会の決議により選任・解任する。
- 一定の事由（①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、②会計監査人としてふさわしくない非行があったとき、③心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないとき）に該当する場合、監事が解任することができる。
- 公認会計士又は監査法人でなければならない。
- 評議員会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。
- 会計監査人は監査意見が異なるとき、或いは出席要求決議があるとき評議員会に出席して意見陳述することができる。
- 評議員会において会計監査人の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 実質的に支配する子法人の業務・財産の状況も調査することができる（連結・実質支配

グループについて対象とする）。
- 任期は原則として選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 学校法人と会計監査人との関係は委任とする。
- 法人及び第三者に対して損害賠償責任を負う（会計監査報告の重要事項の虚偽については過失責任とする）。
- 理事は、会計監査人の報酬等を定める場合には、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

その他の意見、方針は以下のとおりである。

- 「私学法に基づく監査」と「私立学校振興助成法に基づく監査」が重複しないように「助成法」に基づく計算書類等も私学法に基づく計算書類等に取り込み、作成と監査の一元化を図る。
- 学校法人会計基準は、根拠法令を私立学校振興助成法から私立学校法に変更し、両法律の趣旨に適合した学校法人会計基準を策定する。

6. 内部統制システム

業務の適正を確保するため、内部統制システムの整備（構築）を行うことを義務付ける。
法定事項として以下の各事項を定めるべきである。

① 理事の職務の執行が、法令及び定款（寄附行為）に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するために必要な体制を整備する義務を課する（監事の職務を補助すべき職員に関する事項等、必要な体制の具体的内容は政省令において定める）。
② 監事は、内部統制システムの実効性を監査する（監査報告書の内容に含める）。

7. 事業活動実態に関する情報開示

外部からの牽制が適切に機能するようにするため、学校法人の事業活動実態、業務の状況に関する情報開示を拡大することとする。
法定事項として以下の各事項を定めるべきである。

① 財務情報及び事業報告書は、統一した様式に基づいて作成する（評議員会の構成や理事の選任方針、理事長退任者の経営への関与、内部統制システム等の学校法人のガバナンスに関する情報を積極的に開示する）。
② 財務情報は、セグメント（学校、附属施設等の部門）等に分けて記載する（具体的内容は政省令において定める）。

③　財務情報及び事業報告書は、学校法人共通のプラットフォームで開示する。

その他の意見、方針は以下のとおりである。

• 事業報告書の統一様式、計算書類の作成基準、開示基準、開示場所等の事項は、別途設置する委員会又は本委員会の分科会において検討すべきである（検討組織は、日本公認会計士協会等の公的な機関を中心に、当事者でないメンバーで組成し、私大関係者などの当事者からはヒアリングにとどめるべきである）。

8.　定款等その他の事項

法定事項として以下の事項を定めるべきである。

• 「寄附行為」との名称を「定款」と変更する。

その他の意見、方針は以下のとおりである。

• 合併、清算、事業承継等については、現在の法整備のみでよいのか別途検討すべきである。

III.　規模等に応じた取扱い

「新法人制度の改革案」は、原則として、上記Ⅱ．に記載する全事項について、文部科学大臣所轄学校法人（大学、短期大学及び高等専門学校を設置している学校法人）に対して適用する。

それ以外の都道府県知事所轄学校法人（都道府県が所轄する学校・専修学校等のみを設置している学校法人）については、上記Ⅱ．に記載する事項のうち、法人の基本的な機関設計に関する事項（Ⅱ．1～4 及び 8）を原則として適用し、施行までに十分な準備期間が確保されるよう配慮する。会計監査人の設置などそれ以外の事項（Ⅱ.5～7）は、公益法人等に倣い、児童・生徒数、職員数、収支など規模による社会的な重要性と影響度を勘案した一定規模以上の学校法人に適用するとともに、施行後の状況や他法人制度の見直しの状況も踏まえ、規模に関する基準の引き下げ（適用範囲の拡大）を検討する。

なお、上記の規模に満たない学校法人も、私立学校振興助成法に基づく監査を受ける場合が多いことも踏まえ、任意に会計監査人を置くことができるようにする。

Ⅳ. 会議の検討経過

第１回（７月 19 日）　学校法人のガバナンスについて

第２回（８月　６日）　学校法人のガバナンスについて

第３回（８月 20 日）　学校法人のガバナンスについて
海外事情等に関し、冨山和彦氏からヒアリング

第４回（８月 23 日）　学校法人のガバナンスについて

第５回（９月　９日）　学校法人のガバナンスについて
私立学校団体からのヒアリング・意見交換

第６回（９月 22 日）　学校法人のガバナンスについて
全国知事会からのヒアリング・意見交換

第７回（10 月 15 日）　学校法人のガバナンスについて
学校法人に対する指導等について

第８回（10 月 28 日）　学校法人のガバナンスについて
内部統制システム・会計監査人について

第９回（11 月 11 日）　学校法人のガバナンスについて
内部統制システム・会計監査人について
情報開示について

第 10 回（11 月 19 日）　取りまとめ(案)について

第 11 回（12 月３日）　学校法人ガバナンス改革会議報告書案について

V. 「学校法人ガバナンス改革会議」委員名簿

（※◎印は座長）

安西　祐一郎	独立行政法人日本学術振興会顧問、 学術情報分析センター所長
石井　尚子	桜通り法律事務所弁護士
岡田　譲治	日本航空(株)社外監査役
久保利　英明	日比谷パーク法律事務所代表弁護士
酒井　邦彦	TMI 総合法律事務所顧問弁護士
戸張　実	日本公認会計士協会常務理事、戸張会計事務所所長
西村　万里子	明治学院大学法学部教授
野村　修也	中央大学法科大学院教授
八田　進二	大原大学院大学教授
◎増田　宏一	日本公認会計士協会相談役
松本　美奈	ジャーナリスト、一般社団法人Ｑラボ代表理事
本山　和夫	学校法人東京理科大学会長

（五十音順、敬称略）

（職名は令和３年 12 月３日現在）

刊180円、夕刊70円】日本経済新聞　2021年（令和3年）12月4日（土曜日）

隠匿所得の9割、昨年受領

日大前理事長、業者からリベート
側近の復帰後に急増

日本大学前理事長の田中英寿容疑者（74）の脱税事件で、田中前理事長が隠した所得の9割に当たる1億円超が、2020年の1年間に日大の取引業者から受け取った現金であることが3日、関係者の話で分かった。側近で日大元理事の井ノ口忠男被告（64）＝背任罪で起訴＝が19年末に大学側に復帰してから急増しており、東京地検特捜部は井ノ口被告が業者側へのリベート要求を主導したとみて経緯を調べている。

田中前理事長は11月29日、日本大学の取引業者から18年と20年に受け取ったリベート収入などを隠し所得税計約5300万円を免れた所得税法違反（脱税）の疑いで特捜部に逮捕された。関係者によると、隠した所得は計約1億1800万円で、うち1億円超が20年に受け取っていたリベート収入などの現金だった。

前理事長は20年8月、大阪市の医療法人元理事長、籔本雅巳被告（61）＝背任罪で起訴＝側に日大医学部付属板橋病院（東京・板橋）の建て替え工事に絡み現金2億2000万円の現金が送金された直後、籔本被告側から焼肉店で現金3000万円を受け取ったという。

籔本被告は前理事長の5選が決まった20年9月にも「再任祝い」として、複数回にわたって計3500万円を提供。台風で被災した日大工学部（福島県郡山市）の補修工事を20年6月に受注した金沢市の建設会社側も「再任祝い」として3000万円の謝礼を渡したとみられる。建て替え工事に関わった大阪市の設計会社は20年に謝礼として1000万円を田中前理事長に渡したという。

籔本被告は18年にも医薬品取引に医療法人のグループ企業が関与した謝礼として前理事長に1000万円を提供したほか、井ノ口被告自身も前理事長に300万円の現金を渡したという。

井ノ口被告は18年7月、アメリカンフットボール部の危険タックル問題で日大理事をいったん辞任したが、19年12月に日大の関連会社「日本大学事業部」（東京・世田谷）の役員として復帰した。

検察幹部は「井ノ口被告が復帰してから、リベート収入がケタ違いに増えた」とみる。建て替え工事に絡む設計業務や補修工事は、いずれも日大から業務委託を受けた日大事業部が業者選定を主導し、井ノ口被告が受注業者らに対して田中前理事長への現金提供を指示していたとみられる。

関係者によると、井ノ口被告や籔本被告は背任事件で特捜部の取り調べに対し、田中前理事長側への現金提供を認めていたという。一方、田中前理事長は逮捕前に複数回行われた特捜部の任意聴取に対し、事件への関与や現金の受領を否定。逮捕後も容疑を否認しているという。

特捜部と東京国税局は2日、所得税法違反容疑で東京都杉並区の田中前理事長宅や千代田区の日大本部など約20カ所を家宅捜索。3日も大阪府内の関係先などを捜索した。押収資料などを分析し、田中前理事長側への資金提供の裏付け捜査などを急いでいる。

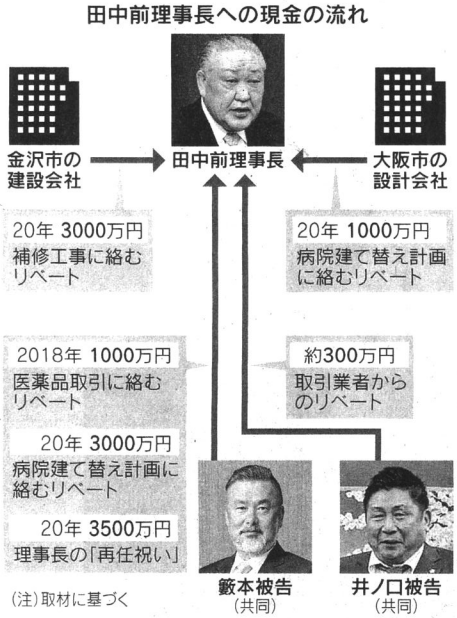

前理事長 理事職を解任
全理事も辞任 大学、被害届提出へ

日本大学は3日、所得税法違反（脱税）容疑で東京地検特捜部に逮捕された田中英寿前理事長（74）の理事職を同日付で解任したと発表した。3日に開いた理事会で、田中前理事長に対する解任決議案が可決された。田中前理事長から1日付で辞任の申し出があり、同日の臨時理事会で了承されたことも正式に発表。これまで保留していた元理事らによる背任事件の被害届を提出することや、全ての理事が辞任することも明らかにした。

同大学は「最も重要なことは体制変革であると信じ、抜本的な改善施策を断行する。大学の名誉回復、学生、生徒、保護者、校友、そして教職員全員が誇れる大学づくりを進める」とコメント。一方、田中前理事長による脱税事件については、「（捜査中のため）コメントは差し控える」とした。

田中前理事長は1999年に日大の理事に就任。2008年から理事長を務め、5期目の任期中だった。学内で強大な権力を握り、理事会の形骸化を指摘する声も上がっていた。

意見公募巡り紛糾
文科省会議での有識者議論

学校法人の「評議員会」の権限強化などの提言をまとめた3日の「学校法人ガバナンス改革会議」では、出席した有識者の委員が文部科学省側に不信感をあらわにするなど異例の展開をたどった。（4面参照）

同会議は学校法人のガバナンス強化を検討する文部科学省の有識者会議。メンバーは公認会計士や弁護士らで構成し、7月から議論を重ねてきた。委員らが反発したきっかけは、文科省側が提言をパブリックコメント（意見公募）に付すとの方針を示したことだ。

パブコメは行政機関が政令や省令などを定める際、行政手続法に基づいて実施される。同会議がまとめた提言は本来は対象にはならないが、文科省側は任意の形で広く意見募集する考えを打ち出した。

提言は各学校法人の評議員会の権限を強化し、理事会へのけん制機能を強化することが柱だ。私立学校側からは経営への介入につながるとして反対の声が上がる。同省は提言をもとに、来年の通常国会で私立学校法改正案の提出を目指すが、「提言の内容のままでは、私学側の理解を得るのは困難」（文科省幹部）との見方は当初から根強い。

提言 骨抜きを懸念

委員側はパブコメが私立学校側の意見を反映させるものと受け止め猛反発した。ある委員は「パブコメで反対が多いから別の法案にするというのは困る。我々の案通りに法案を作成してもらいたい」と語気を強めた。「提言を骨抜きにするのではないか」との懸念も上がった。

文科省は「提言を踏まえ、法制化に向けて必要な手続きを取っていく」とし、最終的に「意見募集という形はとらない」として実施を見送ると説明した。

私大理事会の権限縮小案

目立つ不祥事、文科省会議提言

統治改革に大学側反発

文部科学省の専門家会議は3日、私立学校を運営する学校法人の「評議員会」の権限を強化すべきだとする提言をまとめた。理事会に代わる中核的な議決機関と位置づけてガバナンス（統治）改革を進める。（関連記事を社会面に）

日本大の理事長が脱税容疑で逮捕されるなど、私学の統治にかかわる問題が表面化している。私大団体は反発しており、提言通りに制度改正が進むかは不透明だ。

現行の私立学校法は評議員会を理事長の諮問機関と位置づける。事業計画や役員報酬などについて理事会に意見できるものの、拘束力がない。理事が評議員を兼務する例も多い。

文科省の「学校法人ガバナンス改革会議」が3日、提言をまとめた。評議員会を最高監督・議決機関に格上げするのが柱だ。重要事項を決定する場合は評議員会による議決を義務づける。これまで大学の経営を主導してきた理事会の権限を相対的に縮小する。

評議員に理事や教職員との兼職を禁じ、原則として学外者の起用を求める。理事の選任・解任権も評議員会に与える。

学校法人の統治強化はかねての課題だった。税制面や補助金で優遇を受けているにもかかわらず、大学の幹部が立場を悪用して金銭を横領するなど不祥事が続出していたためだ。

政府は6月に閣議決定した経済財政運営の基本方針（骨太の方針）で、学校法人の統治の抜本改革を進めると明記した。文科省は7月に改革会議を設けて議論してきた。

同会議委員の八田進二・青山学院大名誉教授は「現在は理事が評議員を兼務でき、自分でアクセルとブレーキを踏めるおかしな状況にある。学外者の目を生かして健全化することが重要だ」と話す。

多くの私大経営者が反対論を唱えている。日本私立大学連盟は10月に「長期的な視野で責任をもって教育研究の支援・運営に関する経営判断の是非を議論するのは困難」と訴えた。

背景には理事会が独占してきた経営権を学外者に奪われかねないとの危機感がある。

文科省は反対意見に配慮した折衷案も検討する。議決機関としての理事会の位置づけは変えずに、評議員会に新たに理事解任権などを与えるとの内容だ。評議員との兼任も原則として禁止しつつ、教職員や理事の近親者は人数に上限を設けた上で認める案が取り沙汰されている。

3日の改革会議では、出席した委員が「提言の内容のまま法制化するという理解でよいか」と、文科省側に確認する場面もあった。同省の担当者は「提言を踏まえ適切な手続きを進めていく」と述べた。

11月末に日本大理事長が逮捕され、私大への風当たりが強まっている。統治改革が中途半端となるような折衷案だと世論の批判を受ける可能性もある。

私立大ガバナンス強化の改革案のイメージ

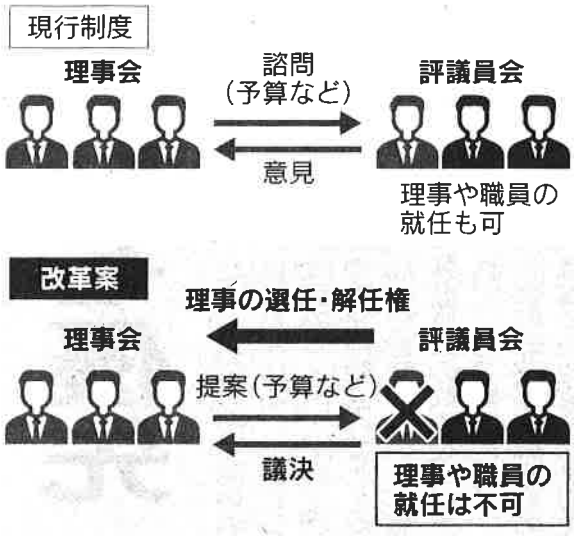

私大ガバナンス 攻防

私立大で不祥事が相次いだことを受け、学校法人のガバナンス（統治）強化策を検討してきた文部科学省の有識者会議が3日、最終報告書をまとめた。最高議決機関である理事会が、教職員など学内関係者が中心となっていることで機能不全に陥っていると指摘。評議員会を学外の人だけでつくる組織に変え、最高議決機関に「格上げ」するよう求めている。ただ、私立大側は強く反発しており、文科省が作成する法案にこの案がそのまま反映されるかは不透明だ。

「全員学外」法制化は不透明

有識者会議報告書

「報告書通りに法令が改正されれば、日本大学のような事件は起きづらくなるはずだ」。報告書をまとめた「学校法人ガバナンス改革会議」の座長を務めた増田宏一・元日本公認会計士協会会長は3日の会議終了後、取材にそう語った。

現行制度では、理事会が最高議決機関で、評議員会が理事長の諮問機関となっている。報告書は、①評議員会を最高監督・議決機関にして、事業計画、予算、他大学との合併など重要事項を決める権限を与える②評議員は学外者のみで構成する③理事や監事の選任・解任は評議員会が行う――などの点を盛り込んだ法改正を求めている。

理事会の権限の大幅な縮小を打ち出した改革会議は、日大アメフト部による悪質タックル問題や東京医科大などによる医学部の入試不正など、私立大で不祥事が続いたことを受けて設置された。一連の不祥事では理事会などのガバナンス不全が問題視された。

私立大は国から各校合計で年約3千億円の私学助成を受け、税制優遇も受けている。今年6月に閣議決定された政府の「骨太の方針」は、学校法人制度の抜本改革案を年内にまとめるよう文科省に要求。これを受けて7月に設置された改革会議は「学内関係者が多い理事会では理事長らを監督できない」との基本スタンスで議論を進めた。

改革案の骨格が見えてくるなかで、私立大側は猛反発。「（学外者だけの評議員会では）長期的視野で、責任をもって教育研究の支援・運営に関する経営判断の是非を議論するのは困難」と訴えた。早稲田大や慶応義塾大など多くの大規模大が加盟する日本私立大学連盟は「株式会社の考え方を導入しようとするもので合理性を欠く。このままでは私立大の健全な経営と教育研究の発展を阻害する」と批判してきた。

だが、改革会議は公認会計士や弁護士、元企業経営者、会社法や企業統治に詳しい大学教授らで構成され、私立大の立場を訴えるメンバーは少数派。反対の声を押し切る形で今回、報告書がまとまった。

文科省は今後、私立学校法の改正案づくりに取りかかる。この際、無視できないのが自民党の意向だ。11月29日の同党の文部科学部会では、改革会議の案に対して「現実をふまえた結論にすべきだ」「撤回して考え直すべきだ」といった厳しい指摘が続出した。

3日の改革会議では、こうした声を牽制する形で、「報告書通りに法案を作ってもらわないと議論が無駄になる」などの意見が相次いだ。だが、末松信介文科相は3日の記者会見で「（報告書は）あくまで一つの大きな参考。総合的に勘案した上で作っていく」と述べ、改革会議案への反発も考慮して作成することを示唆した。

（編集委員・増谷文生）

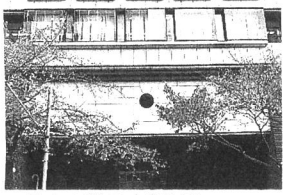

日本大学の本部が入る建物＝東京都千代田区、諫山卓弥撮影

日大、理事長辞任を正式発表

日本大学は3日、脱税容疑で逮捕された田中英寿容疑者(74)の理事長辞任をホームページで正式に発表した。また、3日に開いた理事会で、田中容疑者について理事から解任したことも明らかにした。

発表によると、1日の臨時理事会では、田中容疑者からの理事長辞任の申し出を了承。加藤直人学長の理事長兼務も決まった。また、元理事らによる2件の背任事件について被害届を出す▽全理事が辞任する（新体制成立まで職務は継続）▽記者会見を開いて事態について説明する――ことなども決定。3日の理事会では、理事の業務執行を監査する法人監事からも辞任の申し出があり、辞任が決まった。

日大はホームページで「重要なことは本学の体制変革であると信じ、抜本的な改善施策を断行する。大学の名誉回復、学生、生徒、保護者、校友そして教職員全員が誇れる大学づくりを進める」などと説明している。末松信介文部科学相は、加藤学長らが1日の臨時理事会後に文科省を訪れ、田中容疑者の理事長辞任などを報告したことを3日の会見で明らかにした。

（桑原紀彦）

資料９

令和 3 年 12 月 14 日（火曜日）
末松信介文部科学大臣記者会見

大臣）
私から、冒頭 1 件でございます。「ナイスステップな研究者 2021」の選定につきましてでございます。科学技術・学術政策研究所では、科学技術の様々な分野において活躍をされ、日本に元気を与えてくれた方々を「ナイスステップな研究者」として毎年選定いたしてございます。本年におきましても、国内外で広く研究成果を展開している、新進気鋭の若手研究者 10 名を選定しましたので、ご報告をいたします。事前にプレスの皆様方には配布済みだと思います。来年早々にも、受賞者の皆様との意見交換会が実施できればと考えてございます。成長戦略の第一の柱であります科学技術立国の実現に向けまして、現場の第一線で活躍されている皆様方からご意見を伺いまして、今後の政策の検討に役立てていきたいと考えております。私からは以上でございます。

記者）
1 問お伺いします。「学校法人のガバナンス改革会議」の関係でお伺いしたいと思います。昨日、座長ですとか専門家会議のメンバーから大臣に報告書の手交があったと思います。その後ですね、日本記者クラブで会見がありまして、改革を急いでほしいということと、私学団体などの反発も踏まえて専門家会議の報告書をきちんと理解してほしいというメッセージがありました。また、少し、パブリックコメントの経過なども踏まえて、少し文科省に対しても、批判というか不快感があったんですけれども、昨日の報告書の手交を踏まえて、改めて大臣としてですね、この改革をどういうふうに進めていかれるのか、受け止めですとか今後の方針をお伺いできればと思います。

大臣）
昨日の夕方の 5 時 30 分から、実は、増田会長、八田先生、そして松本美奈先生、女性の方でした、3 人お見えをいただきまして、30 分近く、意見交換というか説明を受けました。私の方からは、「学校法人ガバナンス改革会議」につきまして、約 5 か月にわたって、7 月 9 日からです、11 回の会議を開いていただきまして、丁寧なご審議をいただきまして、その答申を頂戴をいたしました。その中で、ぜひ先生方から、提言の内容をしっかり受け止めていただきたいという、1 丁目 1 番地もございますということのお話もございました。私自身、真摯に受け止めさせていただきまして、もう一度、改めて読ませていただきたいということを言ってございます。学校法人のガバナンス改革を巡りましては、改革への社会の期待とか会議の結論やこれまでの議論の進め方につきまして、私立学校の関係者の方々や一部与党の議員からもいろんなご意見が出てございます。パブリックコメントは、そういう話を、この前、役所の方からもお願いをしたんですけれども、そのことは、今のところ、それにこだわらずですね、広くこれから意見を求めなきゃならない、その上で、成案をめくっていくということになろうかと思ってございます。できるだけ早い時期にということは念頭にあるのですけれども、今、作業を急ぎたいと、そのように考えてございます。

記者）
日大の関係で伺いたいんですけれども、先般、日本大学の記者会見がございました。中間報告も公表されたということだと思うんですけれども、大臣として、この中間報告、記者会見をご覧になったり、報道でご覧になったのかもしれませんが、その辺に対する受け止め、ご説明として現段階で十分だというふうにお考えなのかどうかというところと、それから、日本大学、聞いて

いる話では、最終報告は年度末くらいになりそうだというような説明があったんですが、私学助成に関しては2月くらいに判定が下されるということで、最終報告を待つことなく、私学助成を交付するかどうか判定、減額するかどうかの判定をすることになるんだと思うんですけれども、現段階での、中間報告とか記者会見を見た上での印象というか、助成金の交付に関しての考え方を伺えればと思います。

大臣）
日本大学に対しましては、説明責任を果たすように、再三繰り返し申し上げてきました。ようやく、先週12月10日でしたかね、報告、記者会見をされて、その後、文科省の方にお見えになったことは伺ってございます。事務方がお会いしました。それは、皆さんご承知の通り、前理事長と永久に決別をするということで、日大事業部の清算をですね、視野に入れるということで。それと、外部有識者によります再生会議を設けたいという、そのお話を伺ってございます。ただ、具体的な改善策が見られたわけではありませんのでね、お話はお話としてですね、伺ったわけでありまして、これからの対応をしっかり見守っていきたいということ、必要に応じて、文科省の方から、改めて日大側に対しましてですね、こちらの方からの考え方を示すこともあろうかと思っておるところでございます。いずれにしましても、社会から十分な理解が得られたとは到底思えない、極めて当たり前のお話を持ってこられたなという考えを持ってございます。そういうことでございます。以上でございます。

記者）
助成金の関係は。

大臣）
助成金につきましては、私立学校の、振興・共済事業団でしたか、ここの方でですね、1月は交付を、第一次は見送ったわけなのですけれども、二次のこと等があるのですけれども、日大の状況を見ながらですね、丁寧に判断をしていきたいと、このように思っております。いずれにしても、厳正なですね、対処ということが必要でありますので、よくご意見も頂戴しながらですね、判断をしたいと。これは、私学振興助成法に書かれている、第5条、6条でしたか、これに沿ったことは、十分念頭に置いております。

令和 3 年 12 月 21 日（火曜日）
末松信介文部科学大臣記者会見

大臣）
それでは、私からは冒頭 2 件ございます。
1 つ目、南極観測船「しらせ」の昭和基地沖への接岸についてでございます。一昨日（19 日（日曜日））でありますが、17 時頃、第 63 次南極地域観測隊を乗せた南極観測船「しらせ」が、昭和基地沖に接岸をいたしましたので報告をいたします。今回の観測隊も、昨年度と同様に新型コロナウイルスの感染症防止を徹底しつつ、昨年度は実施できなかったオーストラリア寄港を 2 年ぶりに行いました。当地で物資や燃料を補給した後、概ね予定通りに接岸を果たしたことに、まずは安堵をいたしてございます。改めて関係者の皆様のご努力に感謝を申し上げます。今度、観測隊員及び「しらせ」乗組員が一丸となって、観測活動や輸送業務に励まれまして、予定した任務を達成されることを期待をいたしてございます。今年は74名、去年は44名でございました。
2 つ目でございます。私立学校のガバナンス改革についての対応方針についてお話を申し上げます。学校法人の望ましいガバナンスの在り方につきまして、先週 13 日、有識者会議の報告を受けております。増田会長先生以下大変お世話になりましたことに、改めて、感謝を申し上げたいと思います。この報告書を受け取りまして後にですね、いろいろなところにこの案を提示をさせていただきましたが、実は、私立大学の関係者の方、あるいは多くの与党議員から懸念の声も上がってございます。こういう状況でありますので、今回の日大事案も含めまして、これまでの不祥事も踏まえた制度上の課題や再発防止策につきまして、ガバナンス改革の中で併せて検討すべきではないかと考えておるところでございます。このため、文部科学省といたしましては、本日、私立ガバナンス、私立学校のガバナンスですね、改革に関する対応方針を策定をいたしましたのでご報告を申し上げたいと思います。詳しくは、事務方から後ほど資料をお配りをいたしますので、今回の方針の、本件につきましては、今後の検討の方向性や、進め方について改めてお示しを申し上げたいと思います。基本的な考え方といたしましては、業務執行のけん制であるとか違法状態の是正という点、自律的に速やかになされるべきことにつきましては、有識者会議の報告書と共通の理解に立っているものと考えております。その上で、理事会の業務執行の円滑化であるとか、あるいは教育研究への影響であるとか、あるいは現場の実務的な現状などを踏まえまして、こうしたあらゆる観点を踏まえた上で目配りをしまして、報告書の提言を参考としつつも、必要な見直しを加えていきたいというように考えております。そのほか、子法人の扱いであるとか、あるいは過料、あるいは特別背任罪・贈収賄等の刑事罰につきましても、これまでの不祥事事案を踏まえまして、私立学校法体系の中での位置付けにつきまして検討をしていきたいと考えてございます。この点につきましては、有識者会議からの、皆様からいただきました提言の中には含まれておりませんのでご理解をいただきたいと思っております。今後の進め方につきましてでございます。本件が大学を設置する法人のみならず、幼・小・中・高を単独で設置をする法人につきましても、私立学校全体に関わる問題であることを踏まえまして、改めて関係者の合意形成を図る場を設けまして、最終的な改革案を検討してまいります。その検討の結果、成案が得られ次第、速やかに法案の提出を目指すことといたしております。なお、検討の場につきましては、決まり次第、皆様方に報告を申し上げたいと思います。そして、成案が得られましたら、広く国民の皆様方のご意見も聞かなければならないという点で、その辺りもどうするかということにつきましては、パブリックコメント等のですね、手法がございますけれども、いろいろとそのことを念頭に置きたいと考えてございます。私としては、改革の旗を上げました。学校法人改革の沿革であるとか、あるいは多様性に配慮しつつ、かつ、今の社会の情勢はどういうものであるかということを十分認識しながらですね、速やかに実効性のある改革案を決めまして、法案の提出を進めていくという、最大限の努力をいたしてまいりたいと思っております。以上でございます。

記者）
1 問、冒頭の発言に関連して伺いたいんですけども、スケジュール感というかですね、新しい合意形成の場というのは、一部報道だと来年 1 月というのも出ていますけれども、どういうスケジュール感でやるのかというのと、ちょっと、もしも、言及された、来年の通常国会での法改正という目標はずらさないという認識なんでしょうか。

大臣）
スケジュール感につきましては、合意形成の場につきましては、速やかに、この場を、設定をしまして、そして協議を行っていくということであります。法案の提出につきましては、当然、通常国会への提出を目指していくということであります。ただ、会議のことでありますから、いろんな意見も出てまいりますので、所要の時間がどれほどかかるかということについては定かではございません。しっかりと議論をしていくということが、まず優先です。それから、できるだけ早くということになってまいります。

記者）
今のガバナンスの関係で追加で伺いたいんですけれども、1 点は、年内に成案を得るところでですね、骨太の方針の方にあったんですが、それが結局実現できなかったわけですけれども、その点に関しての受け止めというかご所感と、それから、会議体を作って、文部科学省が 1 回会議体を作って、そこで得た成案をまた別の会議体で議論するというのは極めて異例だと思うんですけれども、このような、二転三転しているように映るんですが、このようになってしまった原因というのはどこにあるとお考えでしょうか。

大臣）
二転三転しているというわけではございませんで、先週 13 日にですね、増田先生からガバナンス改革会議のご提言はいただくということになっておりましたので、私自身、いただいて、30 分ほどしっかりとお話をさせていただきまして、きちっと意見の交換もできてございます。その上で、法律に基づいて作られたいわゆる審議会のような会議がございませんでしたので、大きな参考にさせていただいた上で、審議会を、今度どう諮っていくかということでございます。改めて、党内においての議論も進めなければなりません。皆さんご承知の通り、当然、部会があって、政調審議会があって、総務会があってということですから、一定の手続が必要でございますので、それを踏まえた上で、改革会議の方針を踏まえた上での議論を、今、始めているということでありますから、先生方のそのままのご意見を、そのまま、これをいきなり法案にしなさいという、それはやはり難しいということの理屈は申し上げました。ですから、私は、話は、別におかしな話になっていないと思ってございます。それと骨太につきましては、年内にですね、これは、案を作って提出・提案をしていくということでありましたけれども、非常に窮屈なスケジュール感になっておりますけれども、年内を目指しておりましたから、今、既に会議を始めておるわけでございます。ただ、年内の策定は難しくなったということはお話申し上げます。

私立学校ガバナンス改革に関する対応方針

○ 我が国の公教育を支える私立学校が社会の信頼を得て一層発展していくため、これまでの検討経緯（参考資料）を踏まえ、**学校法人の沿革や多様性にも配慮しつつ、かつ、社会の要請にも応え得る、実効性ある改革**を推進することが必要。

○ これまでの不祥事事案への対応等を踏まえつつ、対応に当たっての**制度上の課題**や**更なる不祥事事案の再発防止策**を検討した上で、適切な制度設計を行い改革案に反映していくことが必要。

検討の方向性

- 理事会の業務執行の円滑化を図りつつ、業務執行のけん制・違法是正が自律的になされるよう、理事会・理事、監事、評議員会・評議員の在り方、相互の関係について見直しを行う。特に、
  - 監事の選解任の在り方及び、会計監査人の設置、内部統制システムの整備については、法人の規模等も考慮しつつ、監査の実効性を高め、適正な学校運営を担保する観点から見直す。
  - 理事の解任、理事長の解職の在り方については、円滑な学校運営に配慮しつつ、不正・違法があった場合に自律的にすみやかに是正されるようにする観点から見直す。
  - 評議員会・評議員の在り方については、理事会・監事の監督が機能しない場合に自律的な監督機能が発揮されるよう、評議員に対するけん制の在り方や教育研究への影響などにも留意して見直す。特に、理事・評議員の兼職、評議員会の構成、評議員の選解任については、現場の実務的な運用に配慮しつつ、適正な在り方となるよう見直す。
  - そのほか、子法人の扱い、過料、刑事罰（特別背任罪、贈収賄罪等）についても、これまでの不祥事事案への指導経過等を踏まえつつ、私学法内での位置付けについて検討する。
- **下位法令・通知**による改善事項や、**ガバナンス・コード**等の自主的な取組の充実要請も含め、今後目指すべき私立学校の運営の在り方及びそのための**改革の全体像**を広く提示する。

進め方

- 私立学校全体に関わる問題であることを踏まえ、上記の検討の方向性に沿って、**関係者の合意形成を丁寧に図る場**を設ける。
- 検討の結果、**成案を得られ次第、速やかに法案の提出**を目指す。
- **関係者との意思疎通と実態把握**を十分に行った上で、必要な改革方策については、躊躇することなく提示する。

1

（参考）これまでの検討経緯①

- 学校法人制度を定める**私立学校法**は、私立学校が主に寄附財産、授業料等によって設立・運営される特性に鑑み、運営の**自主性**を重視するとともに、幅広い意見の反映を通じた**公共性**の高揚を目的としている。
- これまでの**累次の法改正**により、時代の要請に合わせてガバナンスの強化が図られた一方、**令和元年改正**では施行後５年の検討規定が置かれるとともに、**国会附帯決議**や**閣議決定**により、不祥事防止のより実効性ある措置や、社会福祉法人・公益法人と同等のガバナンスを発揮するための改革の検討が要請されている。
- これまで「学校法人ガバナンス改革会議」等の**専門家による審議**を重ねた結果、理事に対する監督・けん制を重視し、評議員会を最高監督・議決機関に改めるなどの提言を得た一方、教育研究への影響などについて、**私学関係者から強い懸念**も寄せられている。

【累次の法改正等】

平成16年改正
- 理事会の設置、外部役員の導入、監査報告書の制度化
- 役員の選解任方法の寄附行為記載事項化
- 評議員会による事業計画・実績への意見など

平成26年改正
- 所轄庁による措置命令・解任勧告、報告検査など

令和元年改正
- 特別利害関係理事の議決権排除、監事への報告義務
- 監事による理事会の招集権、理事の行為の差止請求権
- 評議員会による中期的な計画・役員報酬基準への意見
- 施行後５年を目途とした施行状況の検討など

令和3年
3月「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」報告
12月「学校法人ガバナンス改革会議」報告

2

（参考）これまでの検討経緯②

学校教育法等の一部を改正する法律　附則（令和元年法律第11号）（抄）

（検討）

第十三条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）　令和元年５月16日参議院文教科学委員会　※衆議院もほぼ同内容。

七　学校法人における監査の実効性や客観性を高めるため、**理事長・理事と親族関係にある者の監事への就任を禁止**するなど、監事として適切な人材の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。

八　学校法人における**監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保**し、監事の牽制機能が十分に発揮されるよう、その**選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を講ずる**こと。

九　学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、**理事長の解職に関する規定の追加**を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事や不正等が繰り返されることのないよう、これらに対する告発が隠蔽されずに適切に聞き入れられる仕組みの構築等、より実効性のある措置について速やかに検討すること。

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年６月21日閣議決定）（抄）

新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改正のため、速やかに検討を行う。

学校法人のガバナンスに関する有識者会議（令和２年１月～令和３年３月）

「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、令和元年度より開催。令和３年３月の提言では、特に大学を設置する法人を対象とし、学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について取りまとめ。

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和３年６月18日閣議決定）（抄）

手厚い税制優遇を受ける公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革（注）につき、年内に結論を得、法制化を行う。

（注）経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）等を踏まえた社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮するためのガバナンス改革。

学校法人ガバナンス改革会議（令和３年７月～）

「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、新法人制度の改革案や規模等に応じた取扱いについて検討を行い、令和３年12月に、制度改正に向けた改革案の全体像を取りまとめ。

3

9 第８回調査会

１　　日　　時　　2022 年 2 月 21 日（月）17：00～19：00

２　　場　　所　　公益法人協会 10 階会議室

３　　次　　第

１．学校法人のガバナンス改革の動向

２．2022 年度の民間法制・税制調査会の実施計画

３．フリートーキング

４　　資　　料

１．(参考資料２)学校法人のガバナンス改革に関する意見(公益法人協会等からの意見書)
２．大学設置・学校法人審議会学校法人分科会 学校法人制度改革特別委員会(第１回)議事次第
３．大学設置・学校法人審議会学校法人分科会 学校法人制度改革特別委員会(第２回)議事次第
４．学校法人制度改革特別委員会　第２回資料
　4-1　(資料５)学校法人制度改革特別委員会　審議日程(案)
　4-2　(資料１)これまでの主な意見
　4-3　(資料２)学校法人ガバナンス改革に関する主な論点
　4-4　(資料３)学校法人ガバナンス改革に関する主な論点に対する私学団体からの意見(概要:総論、理事・理事会、評議員・評議員会)
５．基本方針２０１９（ならびに２０２１）と各レポートの比較表
６．2022 年度の民間法制・税制調査会の実施計画

※下線箇所は本報告書にバインドされている資料を指します。

令和 4 年 1 月 19 日

学校法人のガバナンス改革に関する意見

公益財団法人公益法人協会　　理事長 雨宮　孝子
公益財団法人さわやか福祉財団　　理事長 清水　肇子
公益財団法人助成財団センター　　理事長 山岡　義典
（以下公益法人協会内検討委員会）
公益法人法制委員会　委員長 片山　正夫
公益法人コンプライアンス委員会　　委員長 田中　皓

＜はじめに＞

学校法人ガバナンス改革会議(以下単に「改革会議」という)は、去る令和 3 年 12 月 3 日に「学校法人ガバナンスの抜本的改革と強化の具体策」を文部科学大臣あてに提出した。その直後の本年 1 月 7 日には、学校法人制度改革特別委員会(以下単に「特別委員会」という)が文部科学省内に設置され、1 月 12 日に第 1 回会議が開催された。

私共は、公益法人として同じ民間の非営利活動を担っている立場から、この改革会 議の結論に対し重大な疑念を抱いている。新たに設置された特別委員会において、これらの問題点が解消され、同じ公益を追求する仲間として民間非営利活動の将来に明るい希望を持たせる内容の提言となることを強く要望するとともに、それについて具体的意見を申し上げるものである。

１．改革会議の結論の問題点

（１）ガバナンス改革と銘打っているが、私立学校における不祥事ばかりが取り上げられ、ガバナンスに本来期待される前向きの目的や効果・成果についての議論が（少なくとも最初の段階では）されず、最後に一般論として触れているにとどまること。

（２）ガバナンスの理想を株式会社や公益法人の制度を唯一のモデルとしており、学校法人にふさわしいガバナンスとは何かといった根本的に必要かつ重要な検討がなされていないこと。

（３）ガバナンス改革の中心となっているものは、評議員会の権限の強化であるが、同じ評議員会制度を持つ私共公益法人の経験からみた問題点等が何ら解決されていないこと。（次の２で詳述する。）

２．評議員（会）制度の問題点

改革会議の結論のモデルとなった公益法人制度の評議員(会)制度については、この制度を実際に運用している私共公益法人の関係者としては、次のような問題点が内在していると考えている。

（１）その最大のものは、評議員の法人における存在の正統性(legitimacy)の問題であり、何故評議員(会)が強力な権限を保有できるかという理由付けの問題である。国会議員であれば、国民の代表者として選挙で選出されており、社団法人の理事であれば、その成立の基盤である社員(総会)において選ばれている。評議員については、その基盤がなく、従ってその選出方法も法律に規定されておらず、定款において各法人が定めることとなっている。

（２）2008 年の公益法人制度改革においても、この問題は当然のことながら意識されたが、未解決のままであり、関係者において非充足感として底流に残されており、時々マグマのようにその不満とそれに伴う理事(会)との確執等の問題が噴き出ている。加えて、現行の一般法人法においては、高度の権限を持ちながら、評議員が殆ど責任を負わないという法律構成になっており、益々その不満足感が否めないものとなっている。

（３）改革会議の提言では、評議員(会)に責任追及の訴えを認めることとなっているが、上述（１）のとおり、その存在の正統性に問題のある評議員にどうしてそこまでの権限を認めるのか、またその機能や効果は何か等について納得できる説明を欠いている。

（４）なお、以上に関して学校法人のガバナンスにおいて、公益法人と同じモデルを 使うことの妥当性も考えるべきであり、改革会議においては、法人の目的はそれぞ れ違っていても、ガバナンスの手法は一つであるという考えが指導的であるようで あるが、目的が違えば手段が異なるというのが一般的な考えではないかと思われる。学校法人と公益法人では、公益活動という点では同一であるが、そもそも社会的な 役割が異なり、法人設立の動機や歴史も違い、そのステーク・ホールダーの複雑さ も比較にならない。従って、学校法人のガバナンスを検討するにあたっては、公益 法人制度のコピーということではなく、上記の差異を充分考慮に入れた適切な方法 を考えるべきと思料する。

３．おわりに

以上に加えて、次の論点を特別委員会の検討で考慮されることを希望する。

（１）まず、特別委員会の結論(乃至は仮結論)に対するパブリック・コメントの実施である。改革会議においても、当初からそれは予定されていたが、委員の一部の強力な

反対により、実行されなかった。国民の意見を聞くといういわば情報公開と同様の機能を持つものであり、当然のことながら実施されたい。申し上げるまでもないが、ガバナンスを効果あらしめるのは、実態を広く国民やステーク・ホールダーに情報公開することというのが最近の常識である。その意味から特別委員会の議論も、引き続き YouTube 等により公開されたい。

（2）次に関係者からのヒアリングの範囲の拡大である。改革会議ではそれが限定されていたが、特別委員会では、学校法人という広範なステーク・ホールダーを抱えている組織であることから、さらにそれらを拡大していくべきであろう。また、仮に改革会議と同様に公益法人制度をモデルとし、評議員会の改革の切り札にするという議論になるならば、公益法人や社会福祉法人の関係者からもその経験や実情を聴取すべきであろう。

（3）また、教育という百年の大計を適切に立てる視点に立って、特別委員会においては拙速な議論を避け、丁寧な議論を要望したい。特別委員会の現在判明しているスケジュールでは 3 回の会議を予定しているようであるが、根本的な議論をするにいささか短期間すぎるのではないだろうか。

（4）なお、改革会議の報告では、「規模に応じた取扱い」がガバナンスに限り示されているが、このような細かい配慮が必要であり、一律の適用は小規模法人の疲弊を招くものであって、百害あって一利もない。この点については、公益法人制度改革の失敗例に見習ってほしいものである。また、学校法人のそれぞれの目的にも配慮した取り扱いも考慮されるべきであろう。

（5）学校法人制度の改革は、検討時期が他の公益法人制度と比べて遅れたことから、その結果最新のモデルとなって他の非営利法人制度全体に影響を及ぼす可能性がある。その意味からも、慎重かつ深く検討され、その模範となるような形が生まれることを、同じ公益を追求する法人として、心から期待したい。

以上

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会
学校法人制度改革特別委員会（第１回）
議 事 次 第

日　　時　　令和４年１月１２日（水）　１５：３０～１７：３０

場　　所　　文部科学省１５Ｆ特別会議室（ＺｏｏｍによるＷＥＢ会議方式）

議　　題　　（１）委員会の運営規則等
（２）学校法人制度改革の検討に当たっての経緯及び課題
（３）学校法人制度に関する意見交換
（４）その他

配付資料

資料１　　学校法人制度改革特別委員会の設置について
資料２　　学校法人制度改革特別委員会運営規則（案）
資料３－１　「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」報告書【概要】
資料３－２　「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」報告書
資料４－１　「学校法人ガバナンス改革会議」報告書【概要】
資料４－２　「学校法人ガバナンス改革会議」報告書
資料５　　私立学校ガバナンス改革に関する対応方針
資料６　　審議日程（案）

参考資料１　　学校法人分科会運営規則（抄）
参考資料２　　私立学校・学校法人データ集
参考資料３　　学校法人（都道府県知事所轄）のガバナンスに関するアンケート集計結果

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会
学校法人制度改革特別委員会（第２回）
議 事 次 第

日　　時　　令和４年２月９日（水）　１０：００～１２：３０

場　　所　　ＷＥＢ会議

議　　題　　（１）個別の論点について

（２）その他

配付資料

資料１　　これまでの主な意見

資料２　　学校法人ガバナンス改革に関する主な論点

資料３　　学校法人ガバナンス改革に関する主な論点に対する私学団体からの意見（概要：総論、理事・理事会、評議員・評議員会）

資料４－１　一般社団法人日本私立大学連盟　提出意見書

資料４－２　日本私立大学協会　提出意見書

資料４－３　日本私立短期大学協会　提出意見書

資料４－４　日本私立中学高等学校連合会　提出意見書

資料４－５　日本私立小学校連合会　提出意見書

資料４－６　全日本私立幼稚園連合会　提出意見書

資料４－７　全国専修学校各種学校総連合会　提出意見書

資料５　　審議日程（案）

参考資料１　学校法人制度改革特別委員会（第１回）議事録

参考資料２　公益財団法人公益法人協会等からの意見書

参考資料３　一般社団法人大学監査協会からの意見書

参考資料４　日本私立大学教職員組合連合からの意見書

参考資料５　学校法人と社会福祉法人・公益財団法人の関係法令上のガバナンスの比較

参考資料６　私立学校・学校法人データ集

参考資料７　学校法人（都道府県知事所轄）のガバナンスに関するアンケート集計結果

参考資料８　私立大学のガバナンスに関する現況調査

資料５

基本方針２０１９（ならびに２０２１）と各レポートの比較表

基本方針 2019 （と 2021）	山野目レポート（2020 年 12 月）	能見レポート （2021 年 3 月）	増田レポート （2021 年 12 月）	特別委員会 （2022 年 1 月～）
1.役員・評議員（会）	1.役員や社員・評議員のより一層の機能発揮	1.評議員（会）の職務等		
①（公益）1名以上の独立評議員を選任 （学校）評議員会を議決機関へ変更	①理事・監事及び評議員のうち少なくとも 1 人について、外部の人材からの選任	①評議員会は、理事会に対するチェッ ク・監督機能のさらなる強化をはかるため、役員の選任・解任を行うとともに、運営の重要事項について議決を行う機関とすべきである。	①同左（ただし、評議員会を最高監督、議決機関とする。）	
②（公益）一定規模以上の公益法人に1 名以上の独立理事・独立監事の選任の義務付け （学校）公益法人と同一とする。	②上記①に加え、社員・評議員の人数を定数で定めた理事の人数を超えたものとすること	②評議員会は多様なステークホルダーを反映するよう構成を見直す。理事・監事の外部性・独立性については、公益法人度改革のあり方を参考にする。	②・評議員を選定するための諮問委員会の設置が望ましく、選任・解任の透明性を担保するため、選定理由及びプロセスの公開をする（ただし一部の意見）。 ・外部理事について言及なし。 ・外部監事の独立性の強化について公益法人の例を踏まえ検討する（一部の意見）。	
③（公益）評議員に役員等の責任追求の訴えを認める。 （学校）公益法人と同一とする。	③公益財団法人の評議員に、社団法人の社員と同様に、役員等の責任追求の訴えを認める。	③評議員による役員解任の訴え、理事の違反行為の差止め 請求の仕組みを導入し（公益法人制度の見直しによっては）、役員責任追求の仕組みのあり方を検討することも考えられる。	③同左	
		2.理事会・役員の職務等 ①・理事長の選定・解職は、理事会が行う。 ・理事会のモニタリング機能の強化をする。 ②業務執行理事を定め、理事会への報告義務を課す。 ③監事の独立性の強化のため監事の選任は評議員会とし、その権限等を強化する。	2.①理事長の選・解任につき同左。 ・理事会のモニタリングボード化について言及なし。 ②業務執行理事について言及なし。 ③監事の選任について同左。常勤の監事設置が望ましい（ただし一部の意見）。	
2.（公益）会計監査人の設置の義務の基準を引き下げ。 （学校）公益法人と同様とする。	2.会計監査人の設置義務付け範囲を拡大すべきである。	2.①同左 ②内部統制システムを構築し、理事会が監督する。	2.①同左。 ②内部統制システムの整備の義務化	

3.(公益)事業報告書等の充実とオンラインポータルサイトの仕組みの改変 (学校)特になし	3.透明性確保のため内閣府のポータルサイトの利便性を高める。	3.法人のガバナンスに関する情報について、開示の仕組みを整備すべきである。	3.同左(学校法人共通のプラットフォームで開示する。)	
4.(公益)プリンシプルベースの行動準則の策定を推進する。 (学校)公益法人のガバナンス・ コードと同様の学校法人ガバナンス・コードの策定を推進する。	4.法人による自主的取組みの促進を行う。例えば、公益法人の行動準則(ガバナンス・コード)の促進を行う。	4.ガバナンスコードについて、できる限り早期にコンプライ・オア・エクスプレイン方式への移行を目指すべきである。	4.今後、検討する(2022 年以降)。	
5.その他	5.上記 1.については、一定規模以上の法人に限定する。	5.私立学校の多様性に配慮して学校種・規模等の実態に応じて簡素な機関設計等を認めることも要検討。	5.都道府県知事所轄学校法人については、基本的な(機関設計に関する)事項以外の事項については、一定規模以上に適用する。	

※略語 (公益)…公益法人 (学校)…学校法人

資料６

2022 年 2 月 21 日

2022 年度の民間法制・税制調査会の実施計画

１．これまでの検討状況

年 度	検討事項と成果
2018 年度	＜検討事項＞ ・財務三基準の実態と問題点 ・公益認定法による提出書類等の実態と問題点 ・情報公開の課題 ＜成　果＞ ・シンポジウムの開催、議員及び行政庁に対する政策提言の展開 ・公益法人協会(2018)：『公益法人制度改正提言に関する報告書』. 23p. ・公益法人協会(2019)：『民間法制・税制調査会報告書』. 342p.
2019 年度	＜検討事項＞ ・英国の小規模法人対策および会計基準に関する調査 ・日本の小規模法人対策および会計基準の実態と問題点 ・公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議への対応 ＜成　果＞ ・公益法人協会(2020)：『訪英調査ミッション報告書－英国における小規模法人対策とチャリティ会計』. 428p. ・公益法人協会(2020)：『民間法制・税制調査会報告書』. 177p. ・上記報告書の議員、行政庁等への送付
2020 年度	＜検討事項＞ ・日本の非営利セクターの会計基準の実態と問題点 ・公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議への対応 ＜成　果＞ ・公益法人の更なるガバナンス強化策に係る政策提言を展開 ・公益法人協会(2021)：『民間法制・税制調査会報告書』. 249p.
2021 年度	＜検討事項＞ ・日本における中小会社の会計の研究 ・ワーカーズコレクティブや合同会社の制度について ・学校法人ガバナンス改革の動向調査 ＜成　果＞ ・学校法人のガバナンス改革に係る政策提言を展開 ・公益法人協会(2022)：『民間法制・税制調査会報告書』. ***p.

２．本調査会の検討の範囲と実施状況

(1) 非営利法人の基本問題等

	項　目	実施状況
共通	①一般社団・財団法人法の小規模法人への一部適用除外	未実施
	②小規模法人類型の創出	未実施
	③非営利法人制度の一元化(一般法人の非営利型のあり方を含む)	未実施
財団	④評議員制度のあり方の検討（制度としての正統性、ガバナンスの有効性、選任方法について法律の規定なし等)	2022 年度(予定)
社団	⑤基金制度の実体と活用ならびにその問題点	2022 年度(予定)

(2) 非営利法人会計の研究と実務

	項　目	実施状況
研究	①日本における中小会社の会計の研究	2021 年度
	②日本における NPO 法人の会計の実際	2020 年度
	③英国における非営利法人会計の理論と実務の研究	2019 年度
	④米国における非営利法人会計の理論と実務の研究	2022 年度(予定)
実務	⑤上記①②の研究の 20 年基準への適用の可能性の検討	未実施
	⑥小規模法人類型創出の場合の会計のあり方	未実施

(3) 英米の中小非営利法人の実態調査

	項　目	実施状況
調査	①英国調査ミッション	2019 年度
	②米国調査ミッション	2022 年度(予定)

３．2022 年度の調査テーマ

(1) 評議員制度

学校法人のガバナンス改革の動向を注視し、特に公益法人、一般法人に影響が及ぶことが予想される評議員制度の在り方について検討する。

(2) 純資産規制による法人の強制解散制度

今般のコロナ禍において問題が顕在化しているものとして、財団法人における一般法人法の純資産規制による法人の強制解散制度がある。一般法人法の改正ないしは運用緩和、又は劣後ローンの取り入れ容認等の改善策について検討する。

財団法人の純資産規制による強制解散制度　年次アンケート(2021 年 7 月実施分)の結果より作成

回答項目	公益社団法人		一般社団法人	
	実数	割合	実数	割合
過去に正味財産で 300 万円を下回ったことはない。	699	98.6	231	94.7
コロナの影響で 300 万円を下回る恐れがある。	1	0.1	6	2.5
現在 300 万円を下回っている。	2	0.3	4	1.6
過去に正味財産で 300 万円を下回ったことがある。	5	0.7	3	1.2
その他	2	0.3	0	0.0

%は、回答法人数(公益財団法人 709 件、一般財団法人 244 件)に占める割合。

(3) 基金制度の実体と活用並びにその問題点

社団法人の活動資金の調達手段として「基金」制度がある。同制度は社団法人による活動の持続性に好影響を与えることから、①基金制度の活用が広がらない要因、②基金制度を活用する理由とその成果、③基金制度を活用して不便と感じた点などを明らかにするためにアンケートを実施し、その結果に基づき政策的な観点から改善の余地があるかどうかの検討を行う。また、財団法人制度に基金制度を新設する可能性の検討も行う。

社団法人の基金制度の活用状況(複数回答)　年次アンケート(2021年7月実施分)の結果より作成

回答項目	公益社団法人		一般社団法人	
	実数	割合	実数	割合
定款で基金制度について明記している	58	8.3	24	4.8
実際に基金を募集している	7	1.0	6	1.2
基金制度の内容を把握しているが募集するつもりはない	178	25.4	120	24.1
基金制度は聞いたことあるが､内容は把握していない	224	32.0	177	35.6
制度自体を聞いたことがない	226	32.3	176	35.4
その他	18	2.6	5	1.0

%は、回答法人数(公益社団法人700件、一般社団法人497件)に占める割合。

(4) 米国調査ミッション

日本にとって参考になる情報を入手するために調査団を米国(DC及びNY)に派遣し、非営利法人の制度環境、活動環境を調査する。成果内容によっては政策提言に繋げる。

調査テーマ：米国における小規模法人対策の概要
内国歳入庁(IRS)、中間支援団体並びに非営利法人等との相互関係
非営利法人等における法制、税制、会計の実務とその実態
非営利法人のガバナンスの状況
米国の非営利組織におけるコロナ問題への対応

４．検討スケジュール

４月　第１回民間法制・税制調査会（学校法人ガバナンス改革の動向、基金制度の実体と活用並びにその問題点）
５月　第２回民間法制・税制調査会（評議員制度の在り方、基金制度の実体と活用並びにその問題点）
６月　第３回民間法制・税制調査会（純資産規制による法人の強制解散制度）
７月　第４回民間法制・税制調査会（50周年記念シンポジウムでの宣言内容の検討）
12月　第５回民間法制・税制調査会（訪米調査ミッションの調査報告：小規模法人対策と法制、税制の実態）

1月　第６回民間法制・税制調査会（訪米調査ミッションの調査報告：小規模法人対策と会計の実務）

2月　第７回民間法制・税制調査会（訪米調査ミッションの調査報告：非営利法人のガバナンスの状況と非営利組織におけるコロナ問題への対応）

3月以降　報告書の取りまとめ、発行、要望活動の展開

５．2022年度民間法制・税制調査会委員構成

No	氏　名	所属・役職
1	金子　良太	國學院大学経済学部　教授
2	鈴木　　修	高崎商科大学大学院商学研究科特任教授
3	溜箭　将之	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
4	中島　智人	産業能率大学経営学部　教授
5	名和田是彦	法政大学法学部　教授
6	深澤龍一郎	名古屋大学大学院法学研究科　教授
7	山岡　義典	法政大学名誉教授、（公財）助成財団センター　理事長
8	出塚　清治	出塚会計事務所　公認会計士
9	濱口　博史	濱口博史法律事務所　弁護士
10	脇坂　誠也	脇坂税務会計事務所　税理士、行政書士
11	堀田　　力	（公財）さわやか福祉財団　会長
12	清水　肇子	（公財）さわやか福祉財団　理事長
13	田中　　皓	（公財）助成財団センター　理事
14	雨宮　孝子	（公財）公益法人協会　理事長
15	鈴木　勝治	（公財）公益法人協会　副理事長
16	星田　　寛	（公財）公益法人協会　専門委員
オブザーバー		
17	小林　　敬	出塚会計事務所　公認会計士
18	関口　宏聡	（特活）セイエン　代表理事
19	内田　信幸	（公財）さわやか福祉財団　理事・事務局長
事務局		
20	長沼　良行	（公財）公益法人協会　理事
21	竹井　　豊	（公財）公益法人協会　調査部長
22	白石　喜春	（公財）公益法人協会　調査部主任

別紙１

訪米調査ミッション事前勉強会の開催状況と今後の予定

回	開催	テーマ等
―	1/18	訪米調査ミッション・オリエンテーション
1	2/15	(1)米国の非営利組織の概要(上原委員) (2)米国の非営利組織会計の特徴および会計の観点からの論点出し(金子委員)
2	4/19	(1)Form990EZ と Form990 の違い(脇坂委員) (2)IRS 免税団体および IRC501(c)(3)認定手続きについて(中島委員)
3	5/24	(1)訪問依頼先について(事務局) (2)訪問先に対する質問事項について(事務局)
4	6/21	(1)アメリカのチャリティとガバナンス-「リステイトメント」と Robinhood Foundation の Form990 から-（溜箭委員） (2)米国会計の動向(GASB 公開草案、米国の会計基準設定主体、非営利組織会計の実例)（金子委員）
5	8/2	(1)米国 501(c)3 団体の法人規模別の定期提出書類の内容（事務局） (2)米国の非営利組織と監査（上原委員）
6	10/12	(1)訪米調査ミッションの３月派遣の可否検討(事務局) (2)米国各州における非営利法人法(中島委員)
―	10/25	第５回民間法制・税制調査会 訪米調査ミッション事前勉強会中間報告(米国の非営利組織の会計(小規模法人を中心に))(金子委員)
―	11/29	第６回民間法制・税制調査会 訪米調査ミッション事前勉強会中間報告(米国における非営利法人の運営とガバナンス)(溜箭委員)
7	12/23	(1)訪米調査ミッション事前勉強会の開催状況と今後の予定(事務局) (2)米国の会計から考える、公益法人会計基準の問題点(脇坂委員)
―	1/11	第７回民間法制・税制調査会 訪米調査ミッション事前勉強会中間報告(米国の非営利法人制度(小規模法人対策の観点から))(中島委員)
8	2/14	(1)現在の米国の状況(事務局) (2)アメリカのチャリティとガバナンス-州と連邦政府による監督(溜箭委員)
9	4/18	(1)訪米調査ミッションの９月派遣の可否検討(事務局) (2) ①Form 990 PF について、②FASB に基づく財務報告と Tax Return との違い、③UPMIFA について(金子委員)
10	6/-	(1)訪米調査ミッション準備状況(事務局) (2)---(上原委員)
11	8/-	(1)訪英調査最終調整、訪問先に対する質問事項の整理(事務局) (2)---(中島委員)
―	9/3	訪米調査ミッションの派遣－DC,NY（9 月 3 日～11 日）
12	10/-	(1)調査報告書の内容、執筆分担等について検討(事務局) (2)---(溜箭委員)
―	12/-	第３回民間法制・税制調査会 訪米調査ミッション実施報告(中島委員、金子委員)
―	2/-	訪米調査ミッション調査報告書完成・配布

民 間 法 制 ・ 税 制 調 査 会

報 告 書

2022 年 3 月発行

発行　公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021　東京都文京区本駒込 2-27-15
TEL:03-3945-1017　FAX:03-3945-1267
URL: http://www.kohokyo.or.jp/

©2022

印 刷　株式会社サンワ